

# 第2期 松戸市子ども総合計画(案)

令和2年度～令和6年度

ちから  
～子ども力でつながる未来～



令和2年3月  
松戸市



# 子どもと子育て家庭を 地域全体で支えるやさしいまち、「まつど」に。

子どもは、今を生きるかけがえのない存在であり、まちを一緒につくっていく大切な一員です。

まつどの子どもたちが夢と希望をもって自分らしく成長できるまちをつくることが、子どもの幸せはもとより、全ての市民の幸せな未来へつながっていきます。

本市では、全ての子どもの健やかな育ちと子育てを支えるため、平成27年に「第1期松戸市子ども総合計画」を策定し、社会的課題にスピード感をもって対応してまいりました。喫緊の課題であった待機児童対策については、保育所整備や保育士確保などを進めるとともに、児童虐待の防止に向けては、支援体制を強化するなど、第1期計画期間の5年間で大きく進んだ取組みも数多くあります。

その一方で、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は、かつてないスピードで変化し続けているといえます。少子化の進行や地域社会と関わりの希薄化に加え、ここ数年のインターネットとスマートフォンの普及は、子どもや子育て家庭のライフスタイルやコミュニケーションに大きな変化を及ぼしています。子どもは、人との関わりや多様な体験を通じて「生きる力」を育むといわれていますが、子ども達の中でSNSを通じたコミュニケーションや情報収集が増える中、子どもの「生きる力」を育むために何ができるかを今一度見つめ直し、私たち大人が連携して必要な施策を講じていく必要があります。

こうした状況を踏まえて策定した「第2期松戸市子ども総合計画」では、第1期計画の基本理念である「子ども力でつながる未来」を継承し、児童福祉法にも規定された「子どもが権利の主体であること」や「子どもの最善の利益が優先されること」を改めて共通認識としています。そして、多様化・複雑化する課題に対しては、関係団体や市民の皆様方と行政が共に力を合わせて重層的な支援を展開していくことで、全ての子ども・子育て家庭を地域全体で支えるやさしいまち「まつど」にしていきたいと思っています。

最後に、本計画の策定にあたりましては、松戸市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどにおいて貴重なご意見を頂戴いたしました。皆様方に、心より感謝申し上げるとともに、今後とも本市の子ども・子育て支援の充実に向けて、一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和2年3月

松戸市長 本郷谷 健次



# 目 次

## 第1章

### 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景	3
第2節 計画の位置付け	5
第3節 計画の対象	5
第4節 計画の期間	6

## 第2章

### 松戸市の子どもを取り巻く環境の変化

第1節 国の政策や法制度の改正等	9
第2節 統計データからみる松戸市の状況	12
第3節 アンケート調査からみる松戸市の状況	22
第4節 第1期計画の達成状況	34
第5節 松戸市の子どもを取り巻く環境の変化からみる本計画策定の視点	38

## 第3章

### 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念	41
第2節 基本目標	42
第3節 施策の体系	43

## 第4章

### 施策の方向

<b>基本目標 I 「子どもの力」～子どもの権利が尊重され、心豊かに育つことができる～</b>	47
<b>基本施策 1</b> 乳幼児期から心豊かに成長できる	48
<b>基本施策 2</b> 青少年の健やかな成長と自立を支援する	54
<b>基本施策 3</b> さまざまな課題や困難さを抱える子ども・若者を支援する	62
<b>基本施策 4</b> 全ての子どもの権利が尊重される	68



## **基本目標Ⅱ 「家庭の力」 ~家庭の子育て力が向上し、安心して子育てができる~ ..... 79**

<b>基本施策 5</b>	妊娠・出産期から安心して子どもを産み育てられる ..... 80
<b>基本施策 6</b>	子育ての充実感を持つことができる ..... 88
<b>基本施策 7</b>	家庭の孤立や不安を解消する ..... 94
<b>基本施策 8</b>	社会的支援が必要な家庭を支援する ..... 102

## **基本目標Ⅲ 「地域の力」 ~地域の特色と活力を活かし、子どもと家庭を支える~ ..... 113**

<b>基本施策 9</b>	子どもと子育て家庭が安全に安心して暮らせる ..... 114
<b>基本施策10</b>	子どもが地域でいきいきと成長できる ..... 119
<b>基本施策11</b>	子ども・子育て支援の支援者ネットワークを強化する ..... 123
<b>基本施策12</b>	子どもと子育て家庭を地域全体で応援する ..... 128

## **第5章**

### **松戸市子ども・子育て支援事業計画**

第1節 子ども・子育て支援事業計画の概要について	135
第2節 区域の設定	136
第3節 推計人口の設定	137
第4節 教育・保育における量の見込みと確保方策	137
第5節 地域子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策	146

## **第6章**

### **計画の評価と推進体制**

第1節 計画の評価	163
第2節 計画の推進体制	163

<b>参考資料</b>	165
-------------	-----





# 第1章 計画策定の趣旨



撮影:加藤甫



## 第1節 計画策定の背景

### (1) 国の動向

わが国では、少子高齢化の進展が止まらず、出生数、年少人口、生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加が続いている。こうした状況を踏まえ、平成28年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」では、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、子育て環境の整備とともに、希望出生率1.8の実現に向け、女性活躍、結婚支援、若者・子育て世帯への支援等の対応策を掲げています。この「ニッポン一億総活躍プラン」を受け、平成29年6月には「子育て安心プラン」を公表し、女性の就業率80%に対応できる保育の受け皿を整備することとしました。同年12月の「新しい経済政策パッケージ」では、待機児童の解消に向けて保育の受け皿整備を加速化させるとともに、幼児教育・保育の無償化や高等教育の無償化等の政策を盛り込み、子どもや子育て世代へ大胆に政策資源を投入することで、社会保障制度を全世代型へと改革しています。

このように子ども・子育て政策を進める一方で、児童虐待は後を絶たず、深刻な社会問題となっています。国は、昭和22年の制定以来見直されていなかった児童福祉法の理念を改め、児童が権利の主体であることを明確化しました。さらに、児童虐待の発生予防や発生時の迅速・的確な対応のため、児童相談所の体制強化、市町村への子育て世代包括支援センターの設置、子ども家庭総合支援拠点設置の努力義務化等、さまざまな対策を講じています。平成30年7月には「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」、同年12月には「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定し、児童虐待防止対策の強化に向け、国・自治体・関係機関が一体となつた取組みを進めています。

また、社会生活を円滑に営む上で、困難を有する子ども・若者を支援するため、平成28年2月に「子供若者育成支援大綱」を策定しました。さらには、子どもの貧困対策をより一層推進するため、令和元年6月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を改正し、これまで都道府県のみであった計画策定の努力義務を市町村にも拡大しています。

こうした社会的な課題とそれに伴う体制の強化は、子ども・子育て分野に限ったことではありません。国は、従来の子ども・高齢者・障害者といった分野別の社会福祉サービスから、「全世代・全対象者型の地域包括支援」が必要という観点を打ち出し、上記の「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障害者等全ての人々が地域・暮らし・生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指すことを示しています。平成29年2月には社会福祉法等の関係法令を改正し、地域における全ての関係者が「我が事」として主体的に取り組むための仕組みづくりや、地域の課題を公的なサービスへつなげていくための「丸ごと」総合相談支援体制の整備等を示しています。



## (2) 本市の状況

本市の総人口は、転入超過による増加が続いている一方、出生率は伸び悩み、子どもの数は減少傾向となっています。また、保育施設利用者の増加や外国人人口の増加はその動きが加速する傾向が見られるなど、本市の子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化が続いています。

本市では、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」を受け、平成17年3月に「松戸市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を、続く平成22年3月に「松戸市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、次世代を担う子どもの健全育成を支援するさまざまな事業を開拓してきました。特に、その当時から課題とされていた子育て家庭の孤立化や養育力の低下に対応するため、国の制度に先駆け、地域子育て支援拠点に子育てコーディネーターを配置するなど、保護者の身近なところで相談できる体制整備に力を入れてきました。

続く、平成27年3月には、「松戸市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を継承し、「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体化した、「松戸市子ども総合計画」（以下、「第1期計画」とする。）を策定しました。第1期計画では、喫緊の課題であった待機児童の解消を図るため、小規模保育施設の整備等による保育の量の拡大を積極的に進めるとともに、保育の質を支えるため、保育士の確保対策等にも力を入れてきました。また、妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援体制をより一層推進していくため、平成28年4月に子育て世代包括支援センターとして「親子すこやかセンター」を市内3か所の「保健福祉センター」内に設置しました。平成29年4月には、児童虐待の早期発見・早期対応を目指し、全国に先駆けて「子ども家庭総合支援拠点」を設置することで、「保健福祉センター」、「親子すこやかセンター」、「子ども家庭総合支援拠点」において、3つの機能が連携した支援体制を確立しています。

その一方、子ども・子育て家庭の課題は多様化・複雑化し、課題が複合的に絡み合うという状況も顕在化してきています。こうした社会の変化に的確に対応していくためには、子どもの最善の利益を尊重するという共通理解のもと、多様な主体が分野を超えて連携し、それぞれの地域や課題に応じてきめ細かく支援をしていく必要があります。

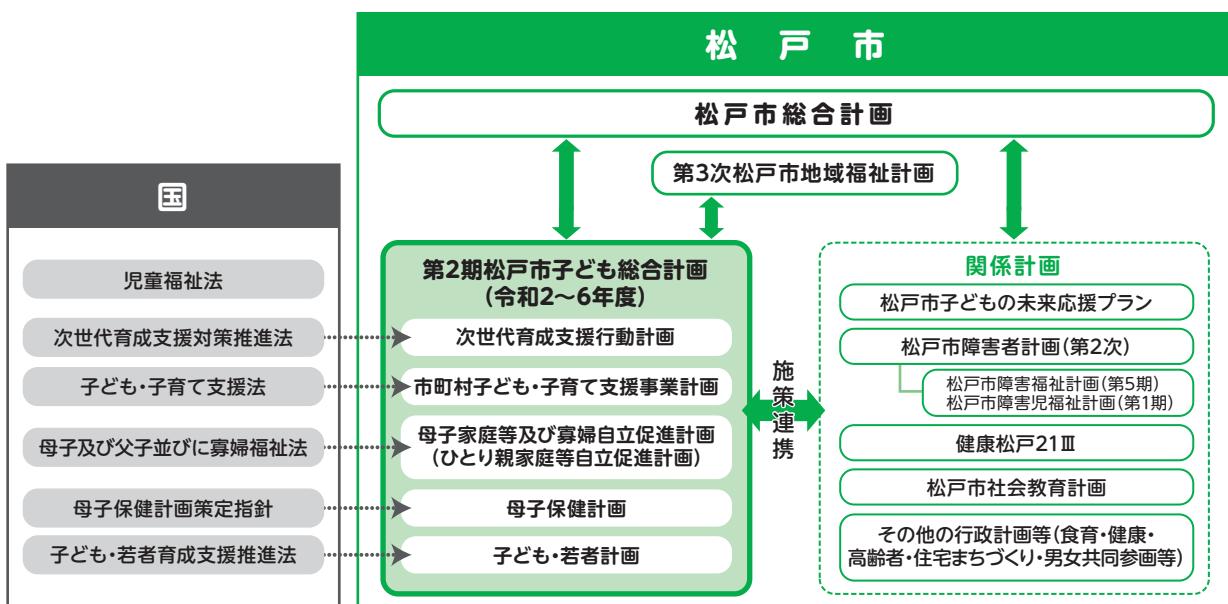
今回、第1期計画が令和2年3月に計画期間を終了することから、令和2年度から5年間を計画期間とする第2期松戸市子ども総合計画（以下「本計画」とする。）を策定します。本計画では、第1期計画における基本理念や基本目標を継承するとともに、本市を取り巻く課題や状況変化に対応していくため、子ども・子育て支援に関わる多様な主体がより一層連携・協力し、総合的で重層的な支援を開拓していくことを目指します。



## 第2節 計画の位置付け

本計画は、「松戸市総合計画」と「第3次松戸市地域福祉計画」を上位計画に位置付けます。また、第1期計画を踏襲し、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」(以下「ひとり親家庭等自立促進計画」とする。)を位置付けます。

また、本計画は、新たに母子保健計画策定指針に基づく「母子保健計画」及び子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」を位置付け、子ども・子育て支援に関する総合計画として策定します。



## 第3節 計画の対象

本計画は、生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至る、概ね18歳未満の全ての子どもとその家庭を対象とします。ただし、若者の自立支援等、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。さらに、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援するという視点においては、全ての市民をその対象として捉えています。



## 第4節 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

なお、第5章「松戸市子ども・子育て支援事業計画」においては、第1期計画と同様に、国の指針に応じて、中間年である令和4年度に事業の量の見込みや確保方策等を検証し、計画値と実績値のかい離が大きい場合は、令和5年度以降の計画値の見直しを図ることとします。

	平成27年度	28	29	30	31	令和2年度	3	4	5	6
千葉県	千葉県子ども・子育て支援事業支援計画					千葉県子ども・子育て支援事業支援計画				
松戸市	平成27～31年度 松戸市子ども総合計画（第1期）					令和2～6年度 第2期 松戸市子ども総合計画				
		次世代育成支援行動計画					次世代育成支援行動計画			
		市町村子ども・子育て支援事業計画					市町村子ども・子育て支援事業計画			
		母子家庭等及び寡婦自立促進計画 (ひとり親家庭等自立促進計画)					母子家庭等及び寡婦自立促進計画 (ひとり親家庭等自立促進計画)			
							母子保健計画			
							子ども・若者計画			



## 第2章

# 松戸市の子どもを 取り巻く環境の変化





## 第1節 国の政策や法制度の改正等

ここ5年間における子ども・子育て支援に関する新たな国の政策や法制度の改正等の動向については、次のとおりです。

### ○子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年4月施行）

平成24年に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から本格施行されました。

### ○児童福祉法等の改正（平成28年6月、平成28年10月及び平成29年4月施行）

平成28年の児童福祉法の改正では、児童の権利に関する条約に基づき、昭和22年の制定以来見直されていなかった児童福祉法の理念規定を改め、児童が権利の主体であることや子どもの最善の利益が優先されることが明確化されました。また、しつけを名目とする児童虐待の禁止が明記され、児童相談所や市町村の体制強化、里親委託の推進等に関する措置が講じられました。特に市町村に対しては、児童虐待発生予防のための「子育て世代包括支援センター」の設置や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応を実施するための「市町村における支援拠点」の整備が努力義務化されることとなりました。

### ○「子供・若者育成支援推進大綱」の策定（平成28年2月施行）

子ども・若者育成支援推進法に基づき、平成28年2月に、子供・若者育成支援施策に関する新たな基本的な方針となる「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。新大綱では、①全ての子供・若者の健やかな育成、②困難を有する子供・若者やその家族の支援、③子供・若者の成長のための社会環境の整備、④子供・若者の成長を支える担い手の養成、⑤創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援という5つの課題について重点的に取り組むことを基本的な方針としています。

### ○「ニッポン一億総活躍プラン」の策定（平成28年6月策定）

我が国構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けて、平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。このプランにおいては、子育て環境の整備として、保育の受け皿整備、保育士の待遇改善、放課後児童クラブの整備等が掲げられるとともに、「希望出生率1.8」の実現に向け、女性活躍、結婚支援の充実、若者・子育て世帯への支援等も掲げられています。

### ○「子育て安心プラン」の策定（平成29年6月策定）

上記「ニッポン一億総活躍プラン」の策定を受け、今後も25歳から44歳の女性の就業率が上昇し、その就業率と相関して保育の利用申込み率も伸びることが見込まれることから、平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、平成30年度から平成34年度までの5年間で女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を新たに整備することとされました。(同年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、これを前倒しし、平成32年度末までに整備することを明記。)



## ○母子保健法の改正（平成29年4月施行）

母子保健法が改正され、子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）の設置が市町村の努力義務として位置付けられました。

## ○保育所保育指針、幼稚園教育要領等の改正（平成30年4月施行）

就学前教育の必要性、待機児童問題、子どもの虐待問題等さまざまな社会情勢を反映し、平成29年3月に「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改訂が告示され、平成30年4月に施行されました。全てに共通して幼児教育の目的や小学校就学後のつながりが明確にされるとともに、「保育所保育指針」においては、乳児・1歳以上3歳未満児の保育、保護者や地域社会と連携した子育て支援の重要性等も明確になっています。

## ○社会福祉法の改正（平成30年4月施行）

複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題等、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るため、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築を目指し、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、社会福祉法が改正されました。これにより、「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備が進められています。

## ○新・放課後子ども総合プランの策定（平成30年9月策定）

平成30年9月に、文部科学省と厚生労働省とが共同で平成31年度から5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。本プランでは、「放課後子ども総合プラン」の進捗を踏まえ、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ることとしています。

## ○子どもの貧困に関する法律の改正（令和元年9月施行）

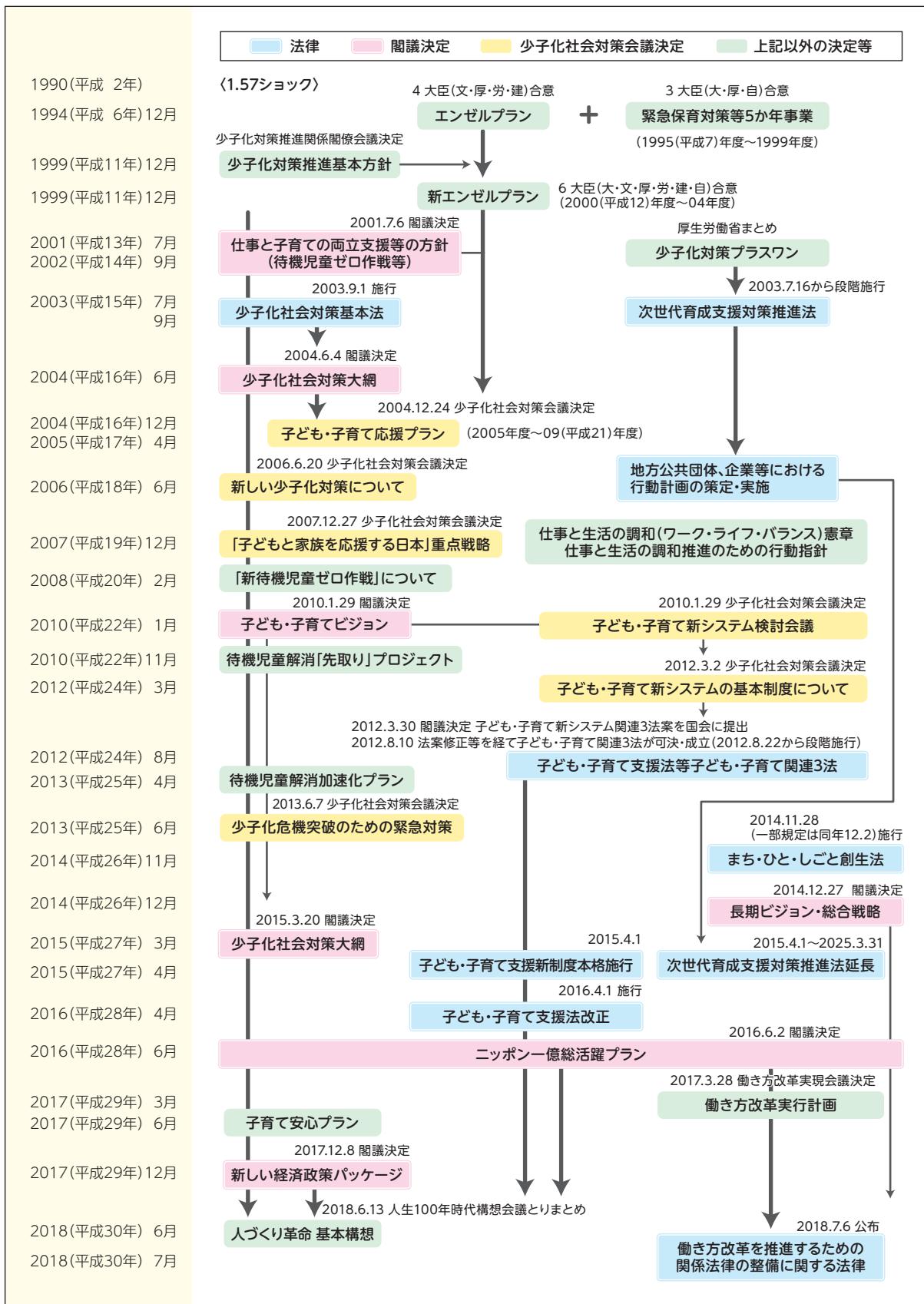
子どもの貧困対策の総合的な推進を図るために、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」について、この間の社会状況の変化を受け、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、子どもの「将来」だけではなく「現在」に向けた子どもの貧困対策を推進することや、貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえる等、目的及び基本理念の充実が図られたほか、区市町村における子どもの貧困対策計画策定の努力義務が規定されました。また、この法改正を踏まえ、令和元年11月に、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

## ○幼児教育・保育の無償化（令和元年10月施行）並びに高等教育等の無償化（令和2年4月施行）

「新しい経済政策パッケージ」、「経済財政運営と改革の基本方針」を基に、幼児教育・保育を無償化する「子ども・子育て支援法」の改正と、低所得者世帯を対象に大学等高等教育を無償化する「大学等修学支援法」が成立しました。幼児教育・保育の無償化は令和元年10月から、高等教育等の無償化は令和2年4月からそれぞれ開始され、財源はいずれも令和元年10月からの消費税率10%への引き上げ分を充てていくこととされています。



■図 これまでの少子化対策を中心とした国の取組み状況



資料:内閣府資料参照

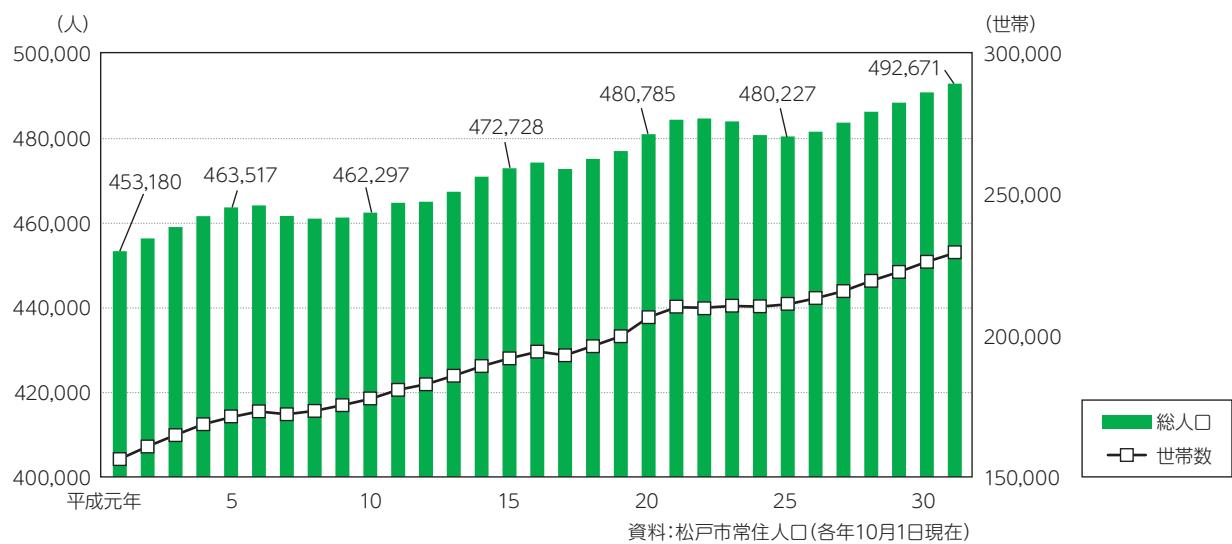


## 第2節 統計データからみる松戸市の状況

### 1 人口や世帯の状況

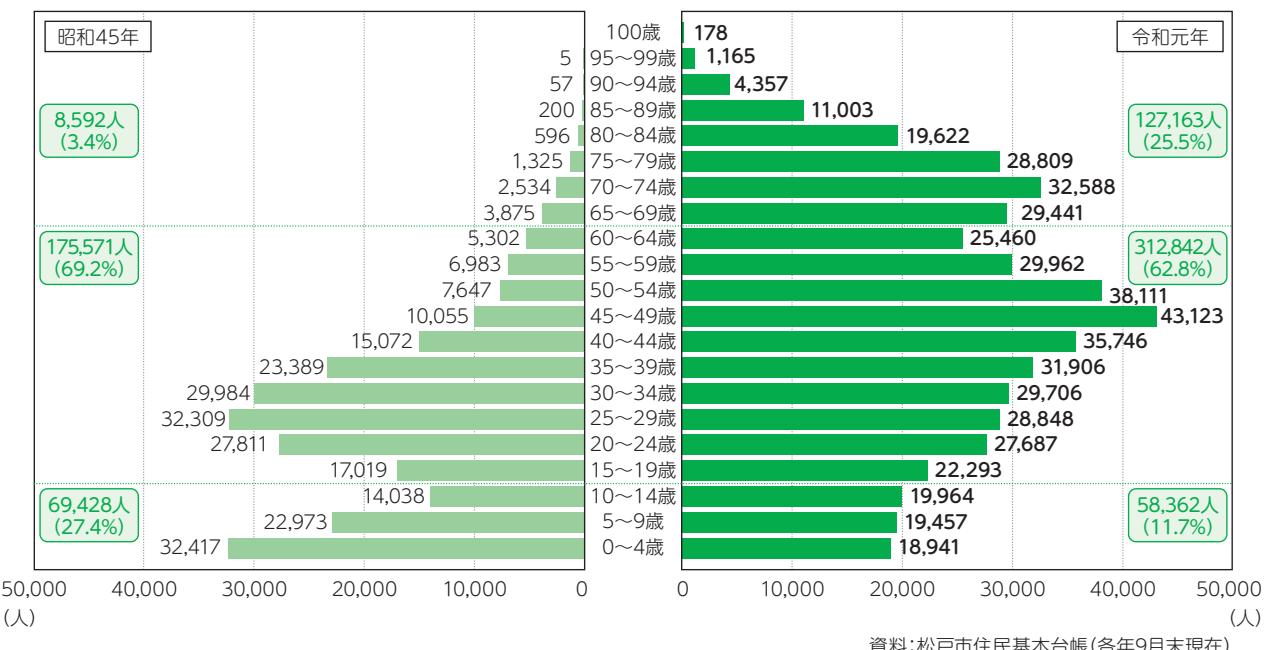
#### ① 総人口の推移

本市の総人口は、平成元年に 453,180 人であったのが、令和元年には 492,671 人まで増加しており、約 30 年間で 39,491 人増加しています。



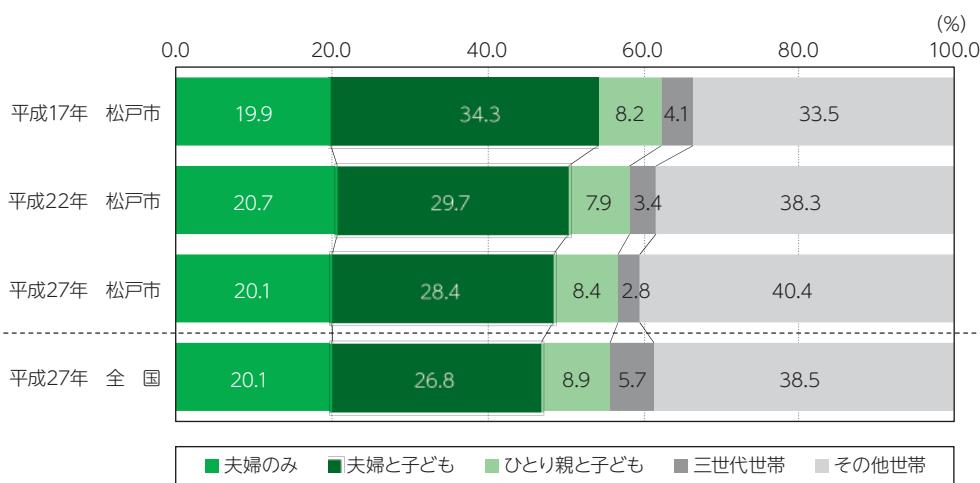
#### ② 人口構成の変化

本市の昭和 45 年と令和元年の人口ピラミッドを比較すると、老人人口（65 歳以上）の割合が大幅に増加している一方、年少人口（15 歳未満）の割合は減少し、少子高齢化が進んでいる状況です。



### ③ 家庭類型別世帯割合の変化

本市の家庭類型別世帯割合は、「夫婦と子どもの世帯」や「三世代世帯」は減少傾向にあります、「ひとり親と子どもの世帯」の割合は増加傾向にあります。また、全国平均と比較して、「夫婦と子どもの世帯」の割合は高い一方、「三世代世帯」は低い状況です。

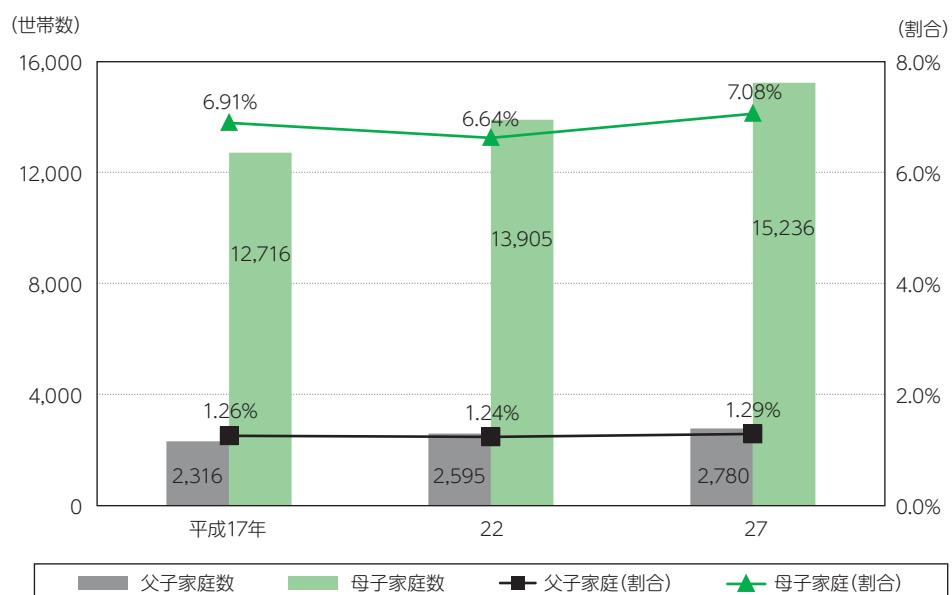


※三世代世帯：世帯主との続き柄が祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいう。

資料：国勢調査から算出

### ④ 母子家庭・父子家庭数の変化

本市の母子及び父子家庭数はともに増加し、特に母子家庭数が増加しています。

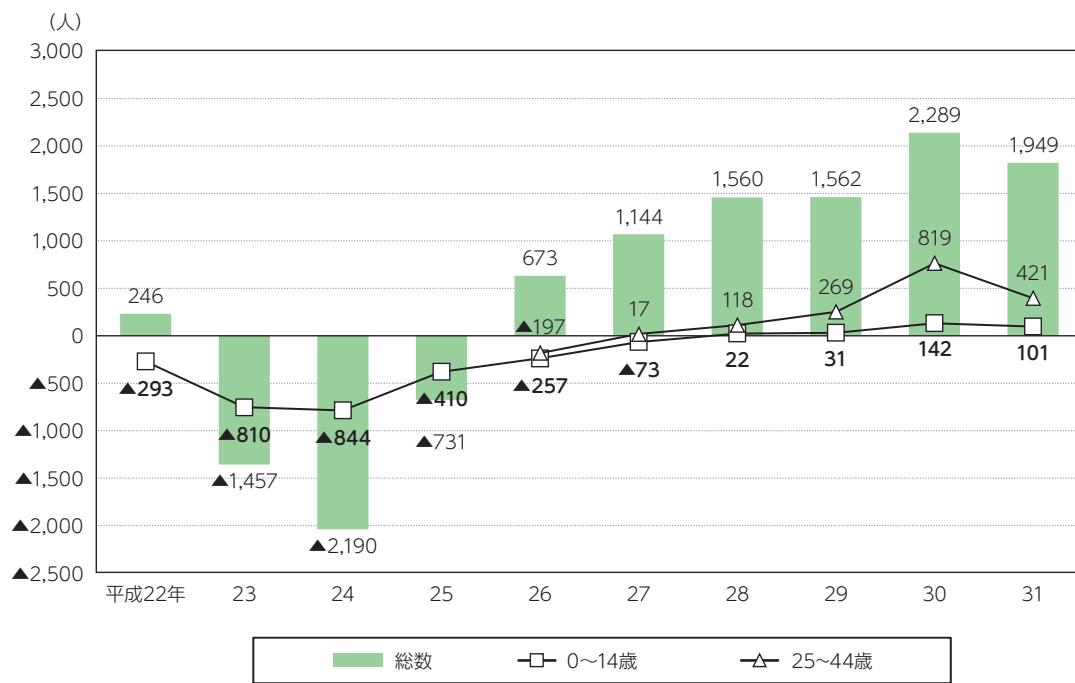


資料：国勢調査から算出



## ⑤ 社会増減の変化

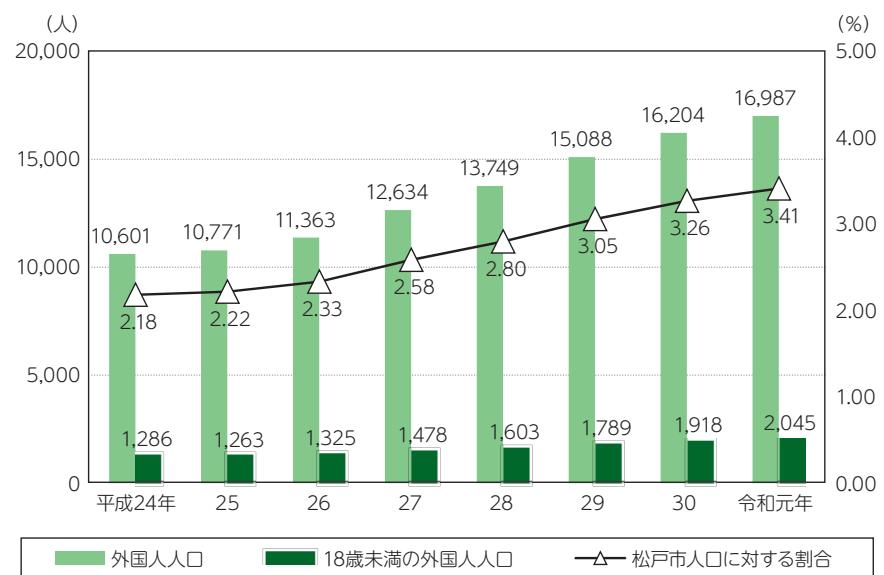
0~14歳の年少人口の社会増減は、平成28年から増加に転じ、平成31年は101人の社会増となっています。25~44歳の子育て世代の社会増減は、平成31年は421人の社会増となり、ここ5年間は、社会増の傾向が続いています。



資料：総務省住民基本台帳人口移動報告(各年1~12月データ)

## ⑥ 外国人口の推移

本市の外国人<sup>\*</sup>人口は、平成24年に10,601人であったのが、令和元年には16,987人まで増加しており、18歳未満の外国人人口も増加しています。



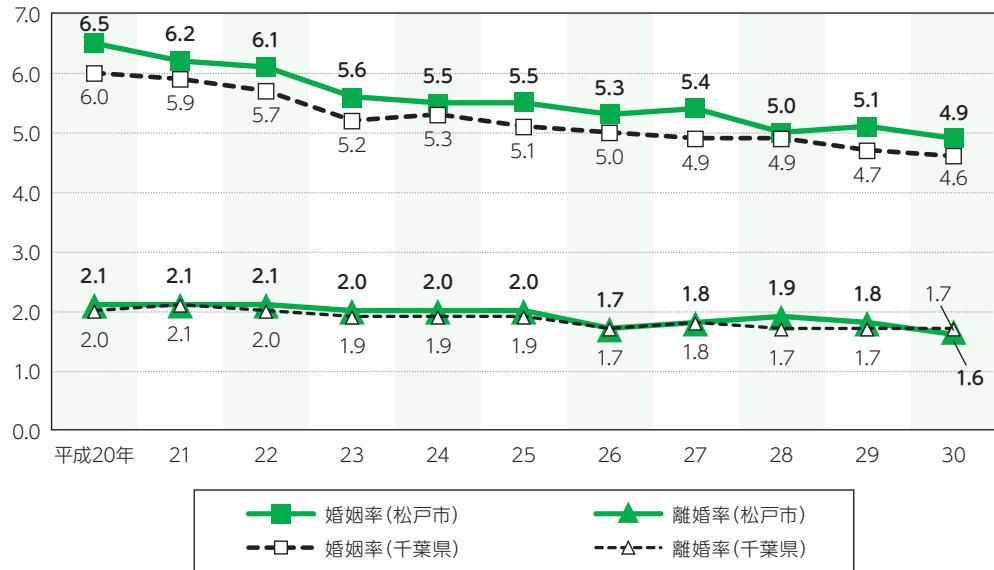
\*外国人とは日本国籍を有しない者をいう。

資料：松戸市住民基本台帳(各年9月末現在)

## ⑦ 婚姻率・離婚率の推移

本市における婚姻率は、千葉県よりも高水準で推移していますが、年々減少傾向にあります。離婚率は千葉県とほぼ同水準で推移しており、横ばいの状況が続いています。

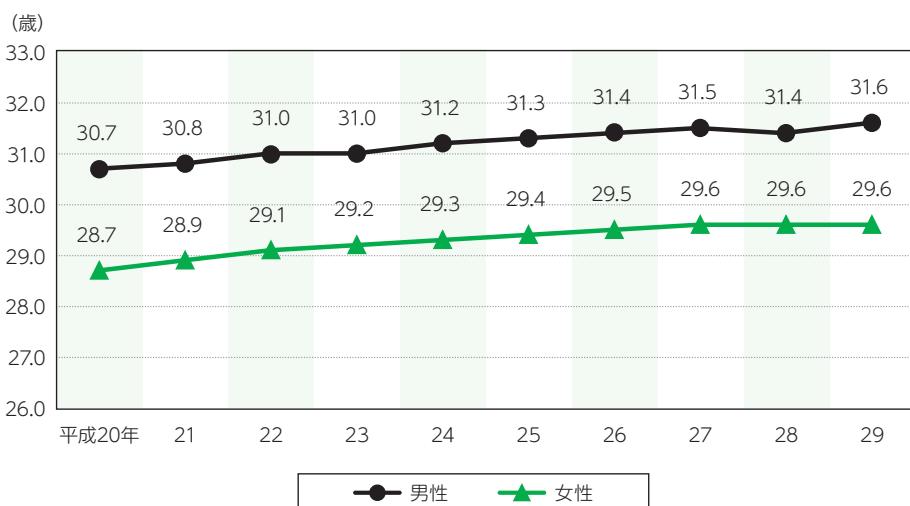
(人口千人に対する件数)



資料:千葉県衛生統計年報(割合は人口千人に対する当該年度の件数)

## ⑧ 平均初婚年齢

本市の平均初婚年齢の推移は、男女とも年々高くなっている傾向にあります。また、平均初婚年齢は女性よりも男性のほうが高くなっています。



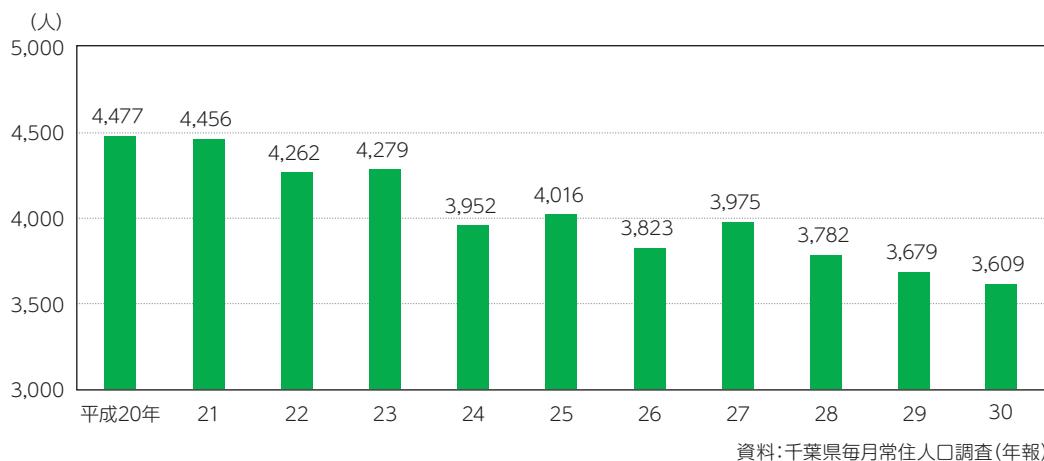
資料:千葉県衛生統計年報



## 2 少子化の状況

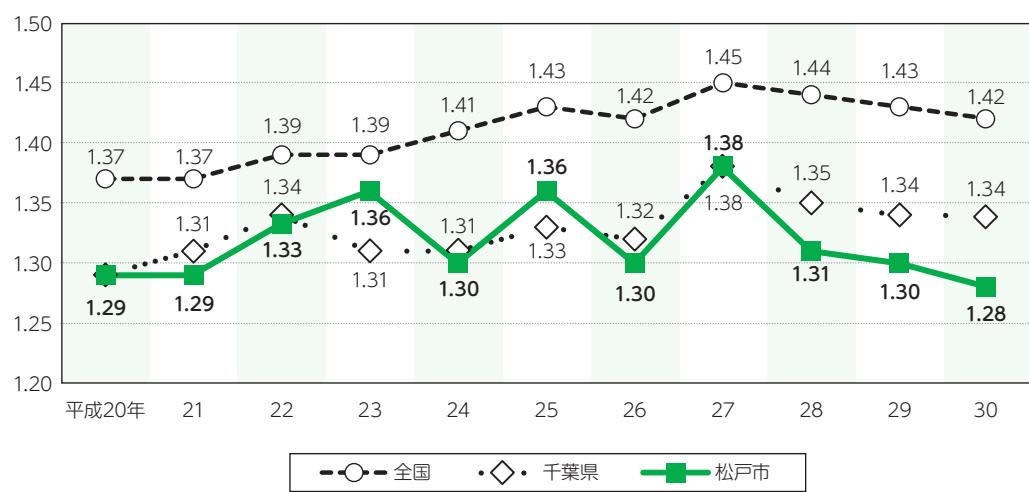
### ① 出生数の推移

本市の出生数は減少傾向にあります。平成20年には年間出生数は4,477人の出生数でしたが、平成30年の年間出生数は3,609人となっています。



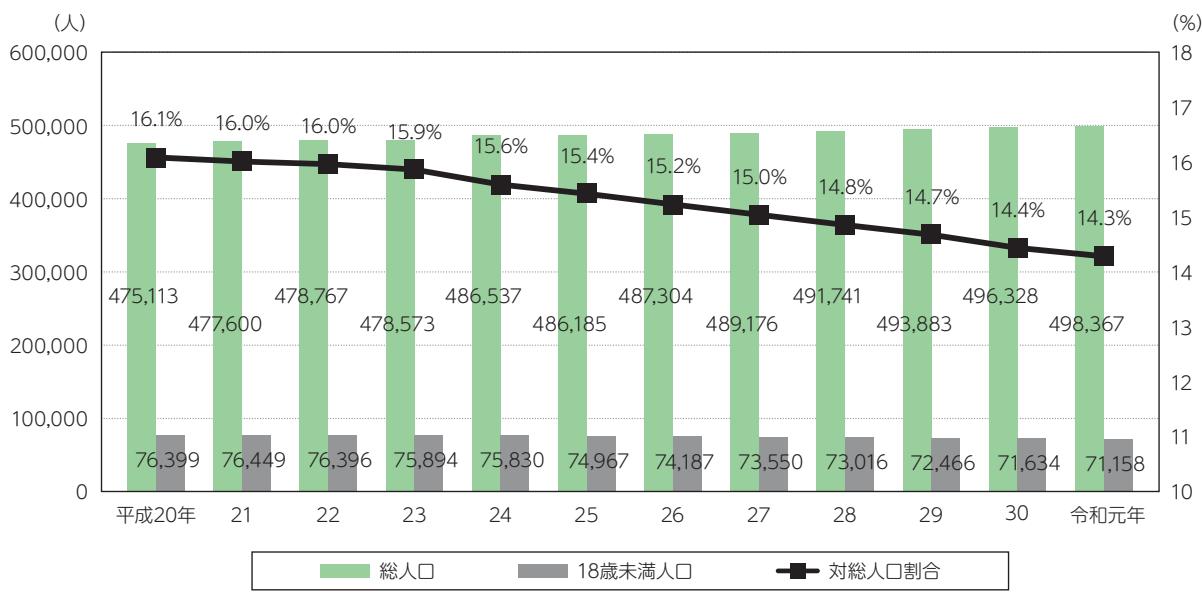
### ② 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成30年で1.28となっており、全国の1.42、千葉県の1.34と比較すると低く、過去10年間低水準で推移しています。



### ③ 18歳未満人口の推移

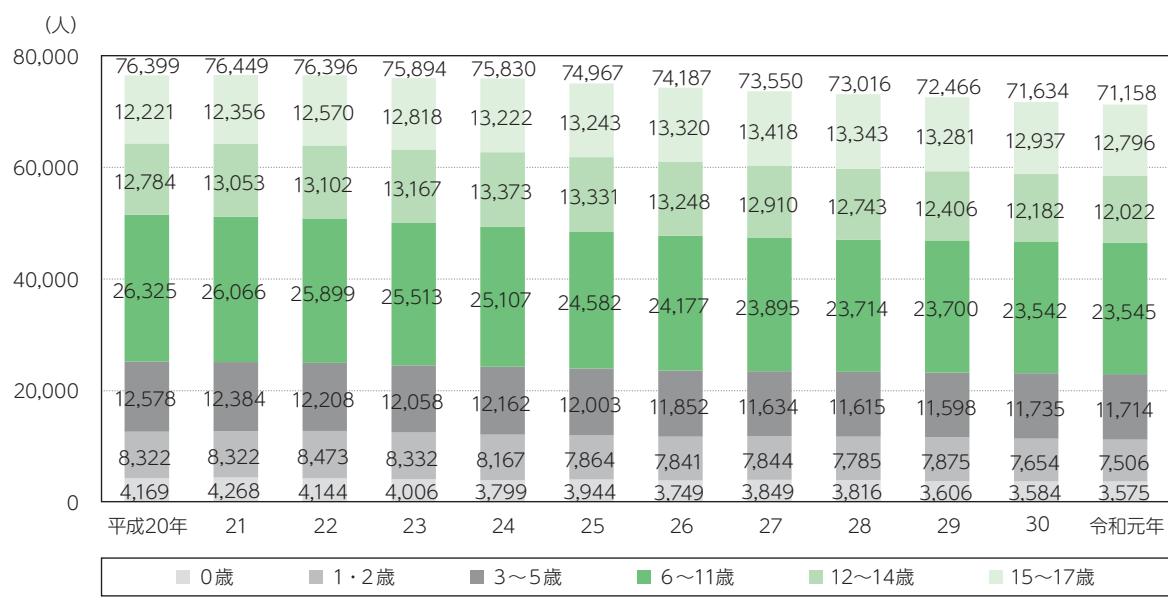
本市の総人口は増加傾向であるのに対し、18歳未満人口は減少傾向となっており、総人口に対する割合も減少傾向にあります。平成20年から令和元年までで、18歳未満の人口は、5,241人減少しています。



資料:松戸市住民基本台帳(各年9月末時点)

### ④ 18歳未満人口の年齢別割合の推移

本市の18歳未満人口のうち、0歳は平成21年、1・2歳は平成22年、12～14歳は平成24年、15～17歳は平成27年をそれぞれピークとして減少傾向に入っています。6～11歳は一貫して減少傾向にあります。



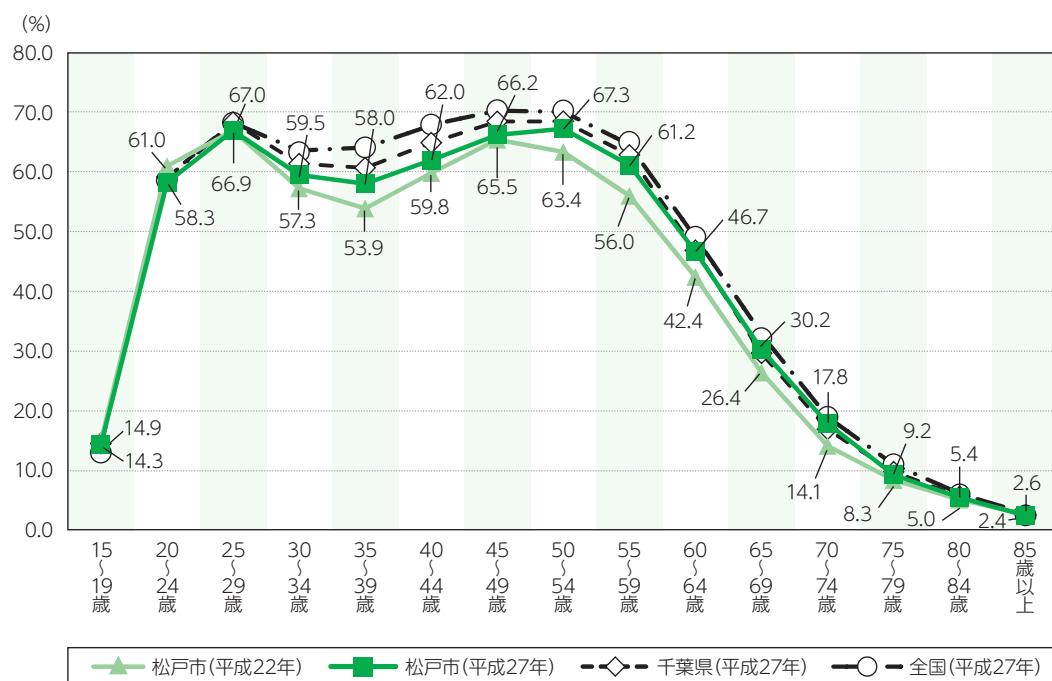
資料:松戸市住民基本台帳(各年9月末時点)



### 3 仕事と子育ての両立について

#### ① 女性の就業率\*

本市の女性の就業率を平成22年と平成27年で比較すると、ほぼ全ての年代で平成27年の方が高くなっています。曲線の動きをみてみると、出産・子育て等による30~40歳代の就業率が落ち込む、いわゆる「M字カーブ」を描いています。本市におけるこの年代の割合は、国や千葉県と比べて低くなっています。

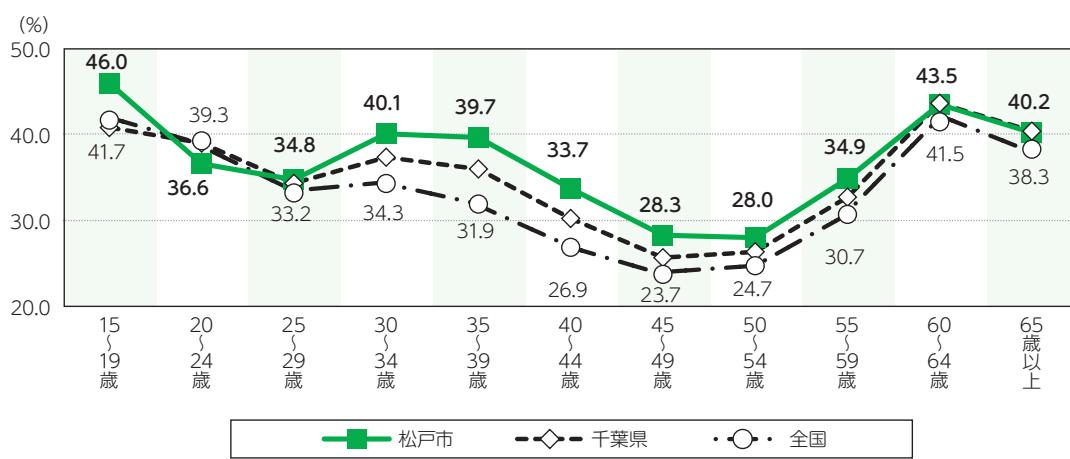


\*女性の就業率：女性の各年齢層に占める就業者の割合

資料：国勢調査から算出

#### ② 専業主婦（女性の有配偶者の家事従事者）の年齢別割合

本市の15歳以上の有配偶者の女性における専業主婦の割合をみると、ほぼ全ての年代で、全国や千葉県を上回っており、特に30代で専業主婦の割合が高くなっています。



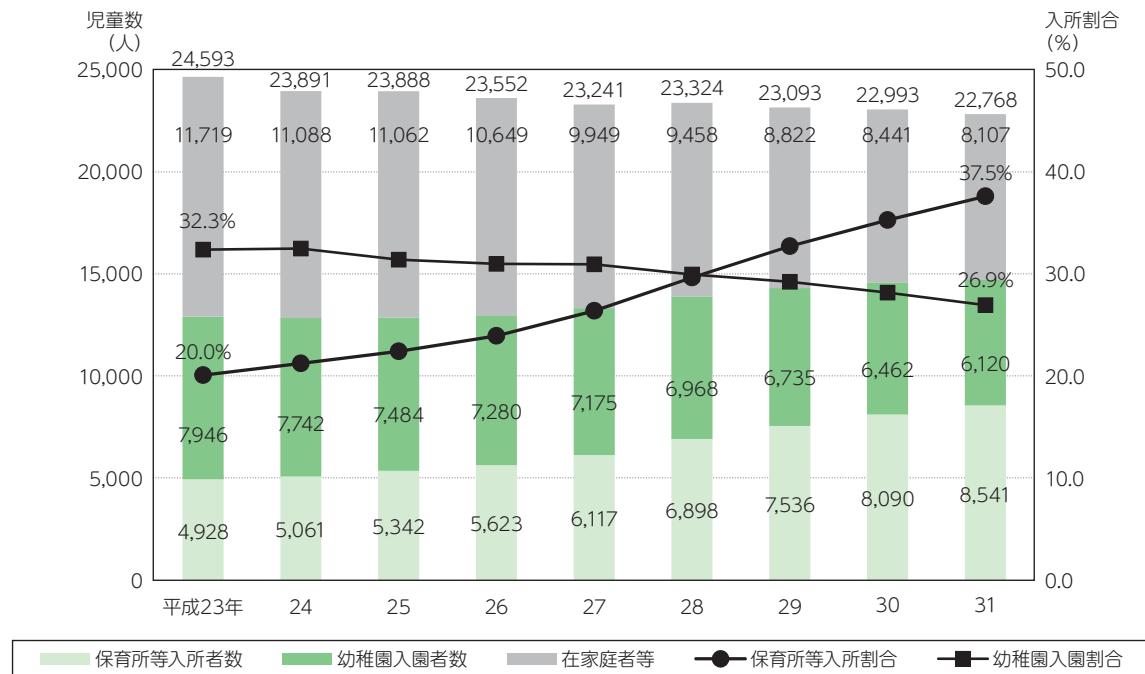
資料：国勢調査(平成27年)から算出



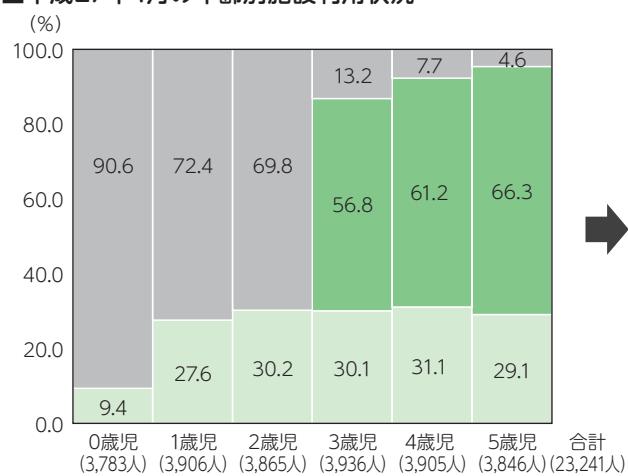
## 4 保育所・幼稚園等の利用状況

### ① 就学前児童の施設利用状況の推移

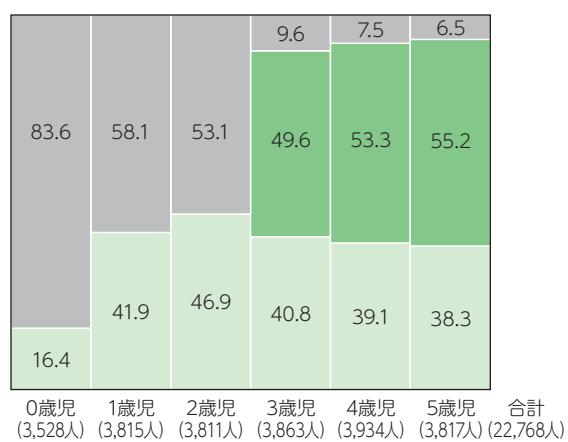
本市の就学前児童の施設利用状況をみると、在家庭者等（幼稚園、認可保育所、認定こども園、小規模保育施設等に通う児童以外を示し、認可外保育施設等の利用者は在家庭者等に含めている）は減少傾向であり、保育所等入所者数及び入所割合は、年々増加を続けています。



■平成27年4月の年齢別施設利用状況



■平成31年4月の年齢別施設利用状況



■ 年齢別施設利用状況  
■ 年齢別施設利用状況

資料:松戸市保育課・幼児教育課資料

※就学前児童数：住民基本台帳における毎年3月31日時点の0～5歳児人口

※保育所等：認可保育所、認定こども園、小規模保育施設

※在家庭者等：就学前児童数 - (保育所等入所者数 + 幼稚園入園者数)

※保育所等入所割合：「認可保育所、認定こども園、小規模保育施設の入所者数(各年4月1日時点)」 ÷ 「就学前児童数」

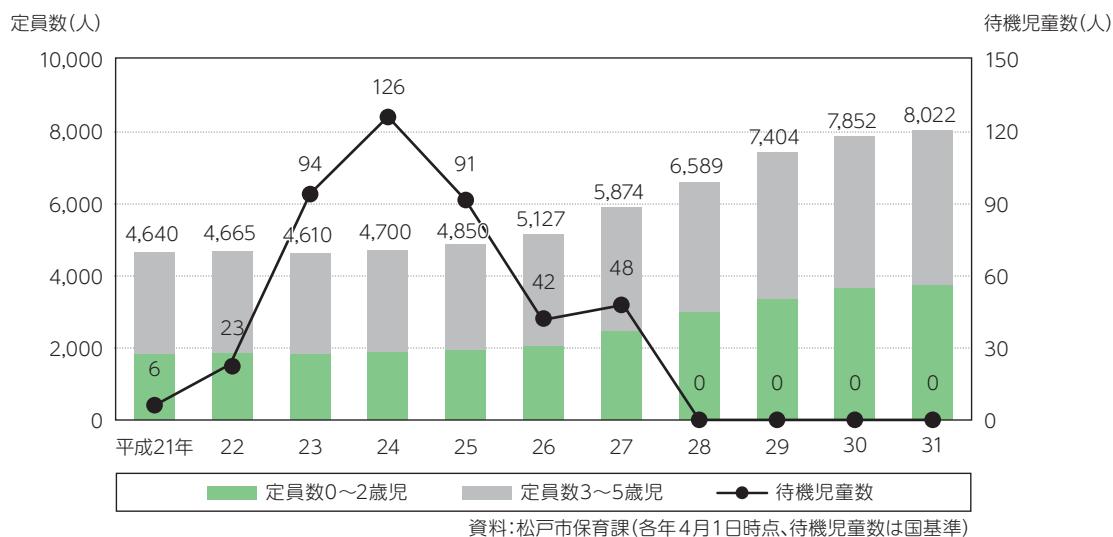
※幼稚園入園割合：「幼稚園在籍児童数(各年5月1日時点)」 ÷ 「就学前児童数」



## ② 保育所等の定員数と待機児童数の推移

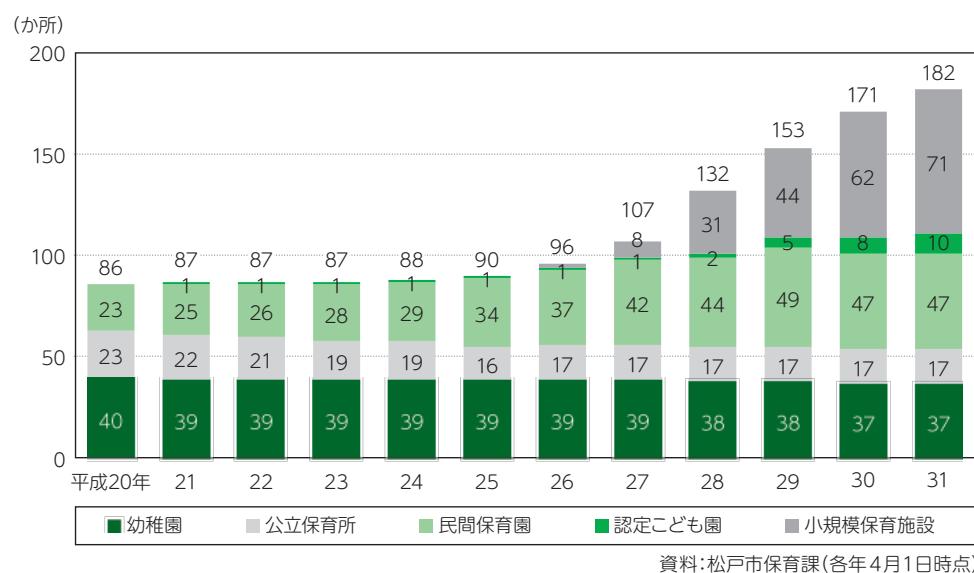
本市の保育所等の定員数は、保育需要の高まりに伴い増加しています。

本市の待機児童数（毎年4月1日時点の国基準）は、平成23年から平成25年にかけて100人前後となっていましたが、平成28年以降はゼロとなっています。



## ③ 保育施設及び幼稚園の施設数の推移

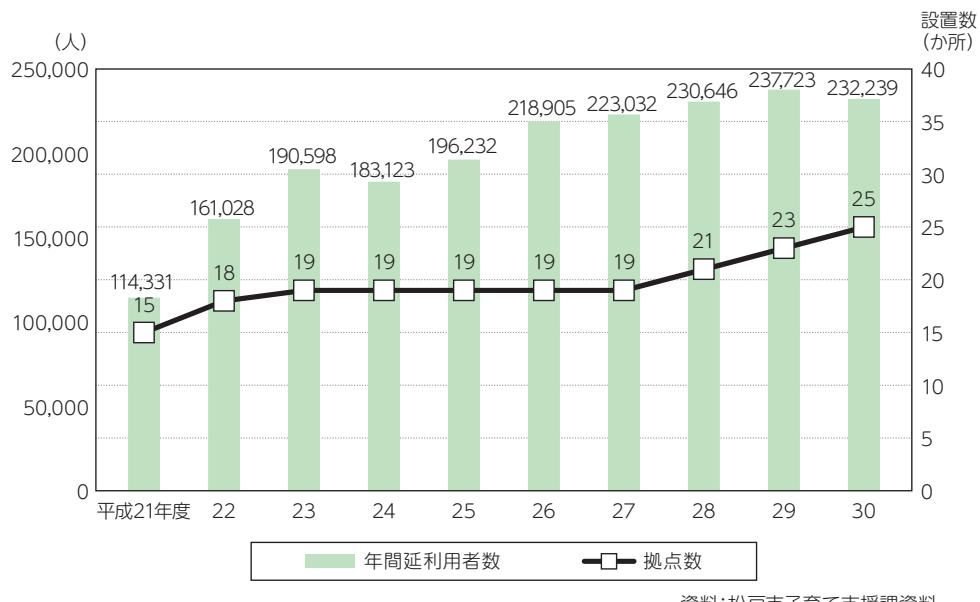
本市の保育施設は年々増加し、特に、子ども・子育て支援新制度施行後の平成27年度以降は、小規模保育施設が増加しています。



## 5 地域子ども・子育て支援事業の利用状況

### ① 地域子育て支援拠点の利用者数の推移

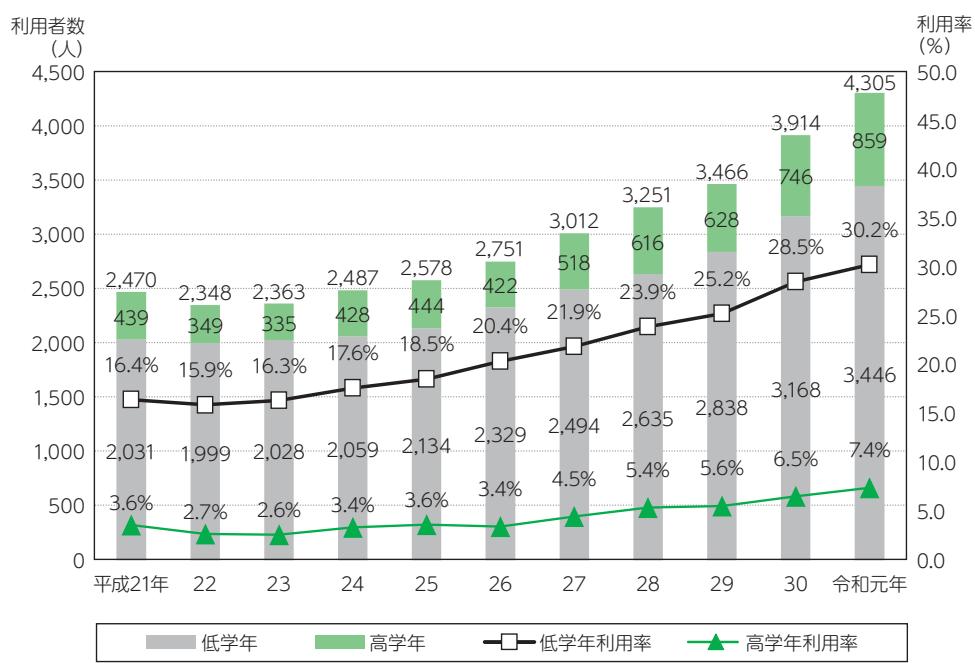
本市における地域子育て支援拠点（おやこDE広場、子育て支援センター）は、平成21年度の15か所から平成30年度は25か所と設置個所数が増加し、年間延利用者数も増加傾向です。（平成30年度は、麻疹の流行等により利用者数は前年度と比べて減少）



資料:松戸市子育て支援課資料

### ② 放課後児童クラブの利用者数の推移

放課後児童クラブの利用者数は低学年の利用を中心に増加傾向にあり、市内児童数に対する利用率も増加傾向にあります。



資料:松戸市子育て支援課資料(各年5月1日時点)



## 第3節 アンケート調査からみる松戸市の状況

本計画の策定にあたり、市民における事業の利用意向や子育て支援に関する意見等を把握するため、「松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

### 1 保護者調査結果

#### ① 相談できる相手や場所

相談できる相手や場所の有無は、子どもの年齢にかかわらず大きな違いはありません。



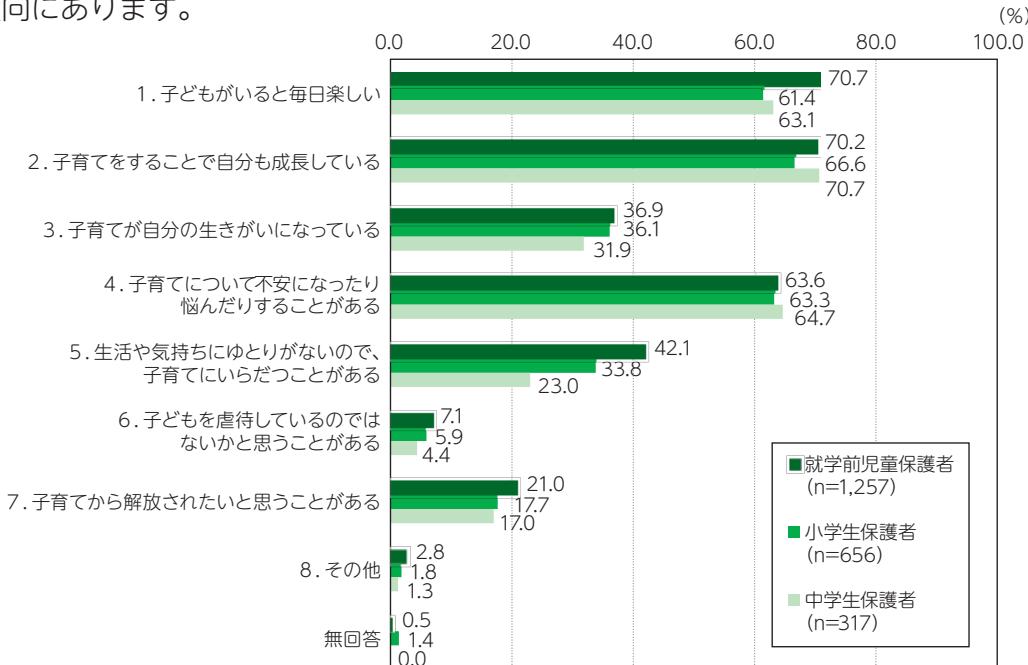
※「就学前児童の保護者」、「小学生の保護者」、「中学生の保護者」はアンケートの設問での選択肢が異なっていましたが、結果を比較するため、一部の選択肢をあわせて集計しています。

資料:松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成31年3月)

#### ② 子育てをしている気持ち

「子どもがいると毎日が楽しい（選択肢1）」の回答割合は就学前児童保護者が最も高くなっていますが、全体的に子どもの年齢による明確な傾向の違いはみられません。

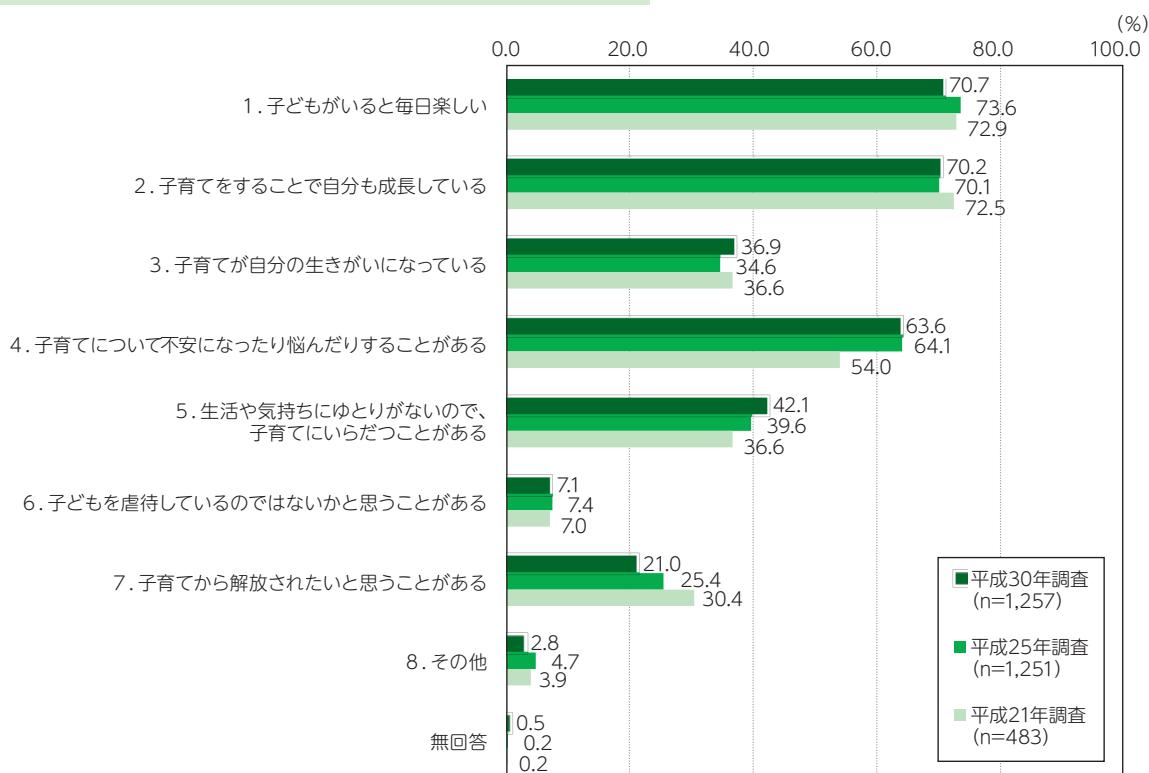
一方で、「生活や気持ちにゆとりがないので、子育てにいらだつことがある（選択肢5）」や「子育てから解放されたいと思うことがある（選択肢7）」は、子どもの年齢が低いほど、回答割合が高い傾向にあります。



資料:松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成31年3月)

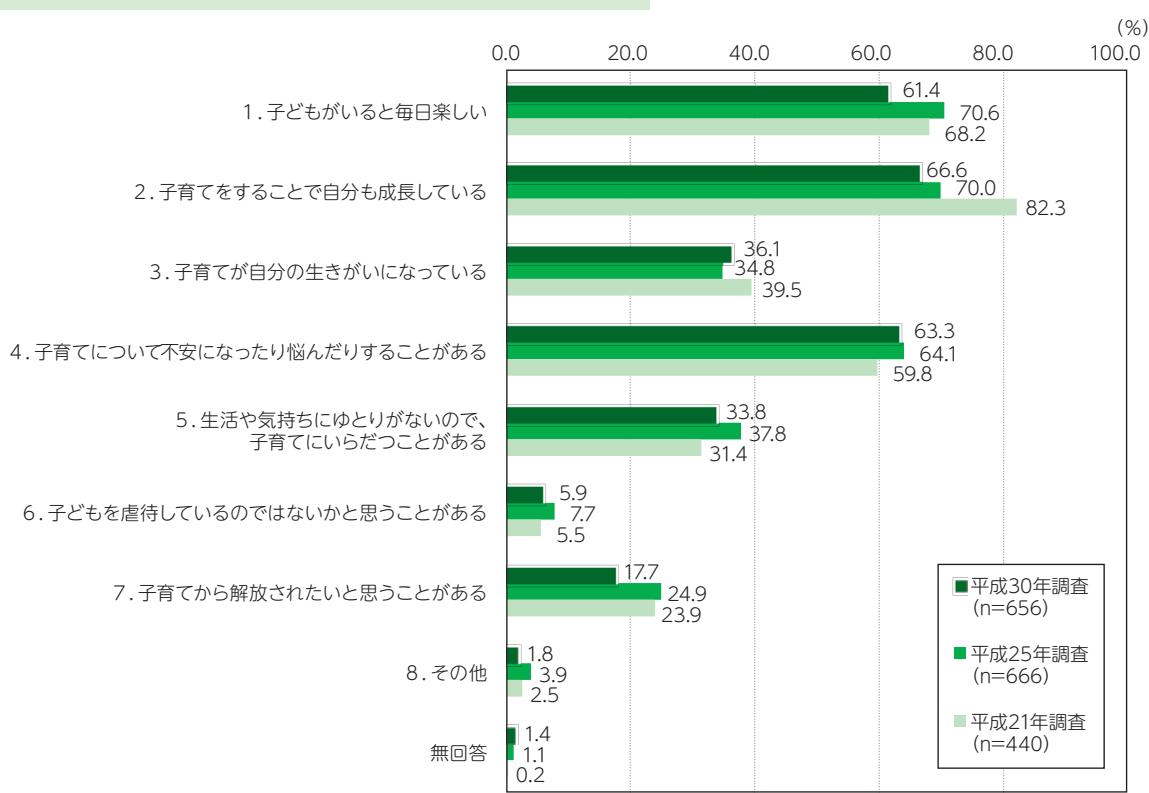


## ■子育てをしている気持ち(就学前児童保護者の経年比較)



資料:松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成31年3月)

## ■子育てをしている気持ち(小学生保護者の経年比較)

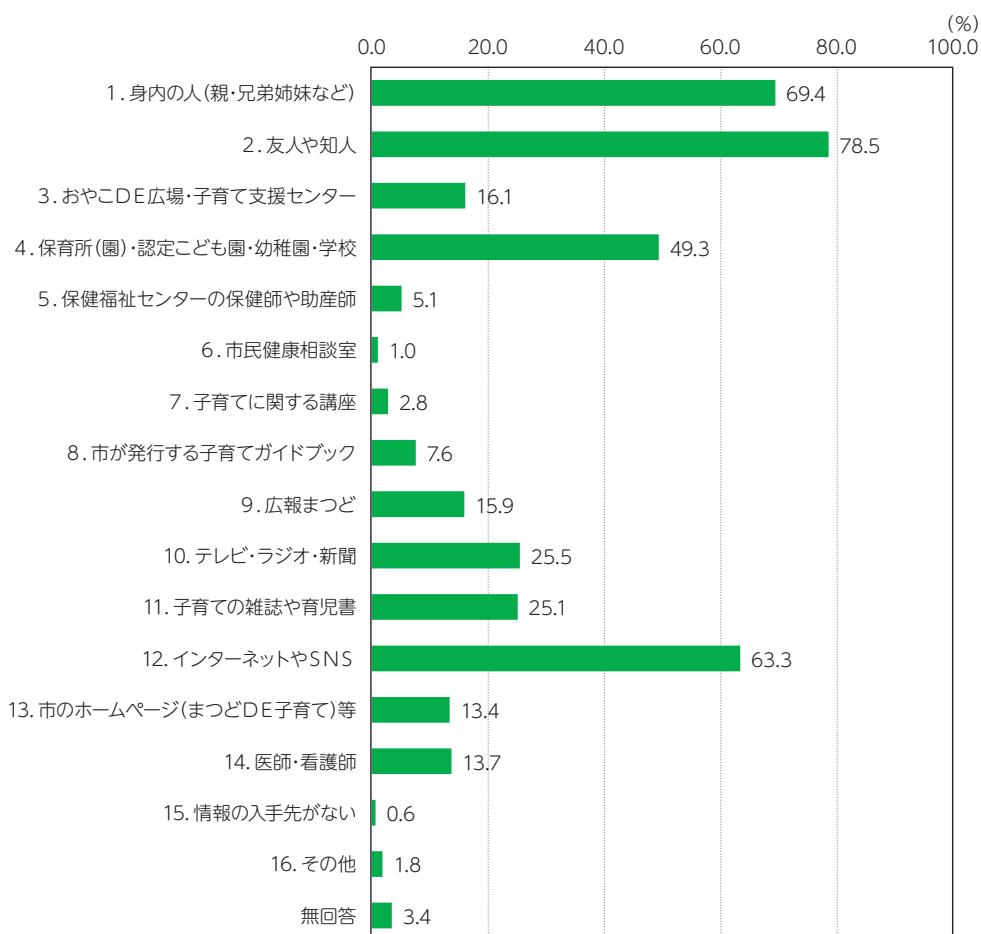


資料:松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成31年3月)



### ③ 就学前児童保護者の子育てに関する情報入手方法

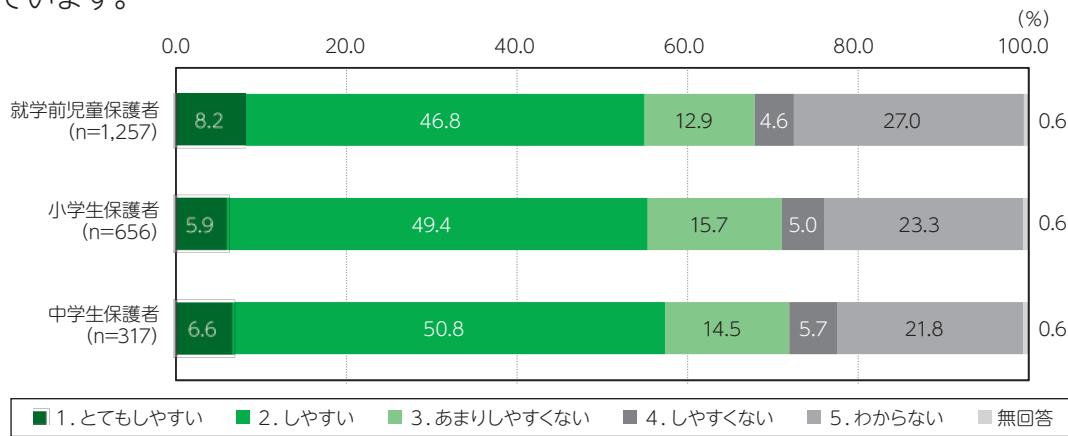
子育てに関する情報の入手方法については、「身内の人（選択肢1）」よりも「友人や知人（選択肢2）」の回答割合が高くなっています。また、「インターネットやSNS（選択肢12）」や「保育所（園）・認定こども園・幼稚園・学校（選択肢4）」の回答割合も高くなっています。



資料:松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成31年3月)

### ④ 子ども・子育て支援の満足度（子育てのしやすさ）

子育てが「とてもしやすい」「しやすい」と回答した割合は、子どもの年齢にかかわらず5割を超えていました。



資料:松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成31年3月)



## 2 児童調査結果

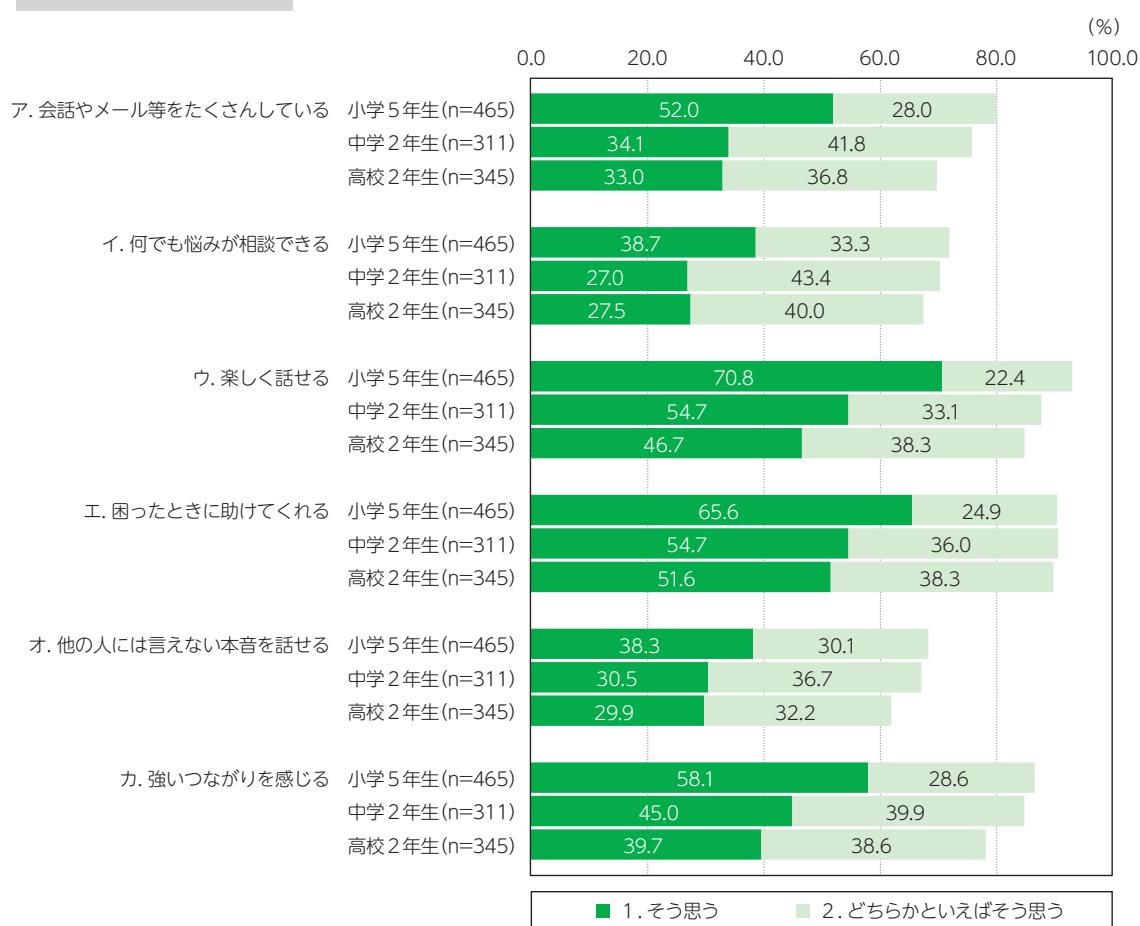
### ① 保護者や友人とのかかわり

保護者とのかかわりについては、全項目において、子どもの年齢があがるにつれて低くなっています。

学校の友人とのかかわりについては、「何でも悩みが相談できる（選択肢イ）」と「他の人は言えない本音を話せる（選択肢オ）」との回答割合が、子どもの年齢があがるにつれて高くなっています。

インターネット上の人やSNS等のグループとのかかわりについては、全項目において、子どもの年齢があがるにつれて高くなっています。

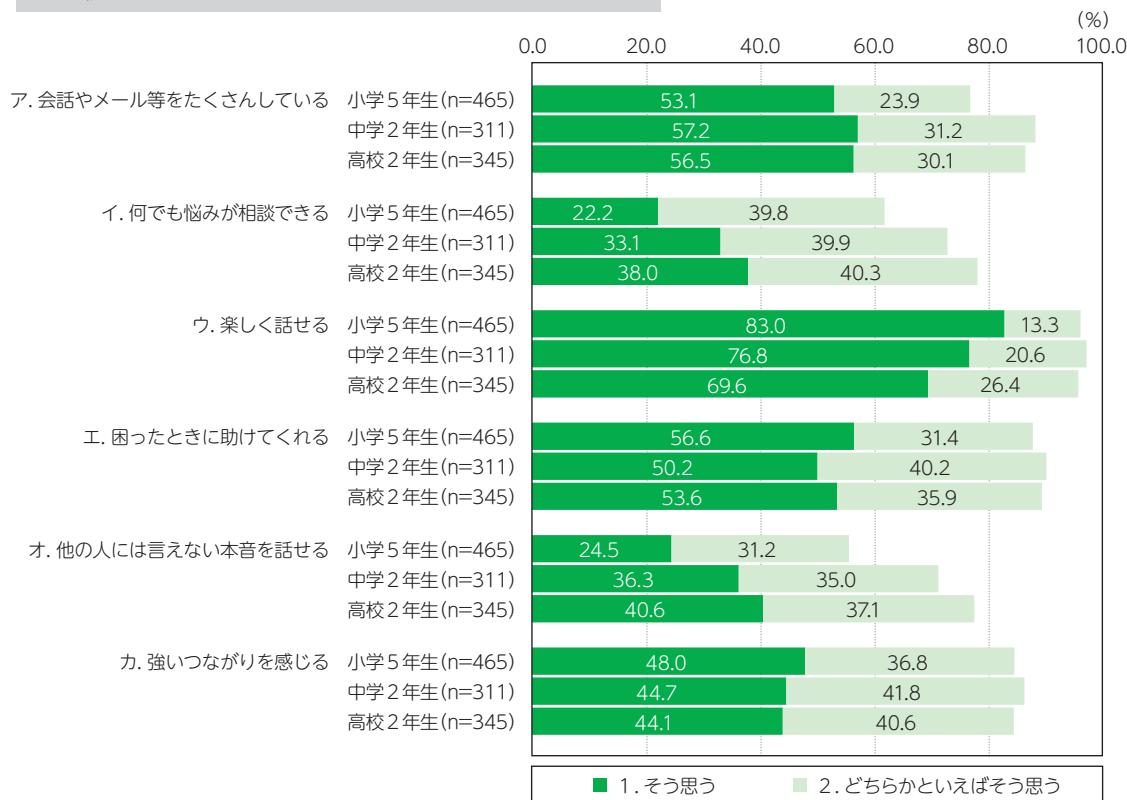
#### ■保護者とのかかわり



資料:松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成31年3月)

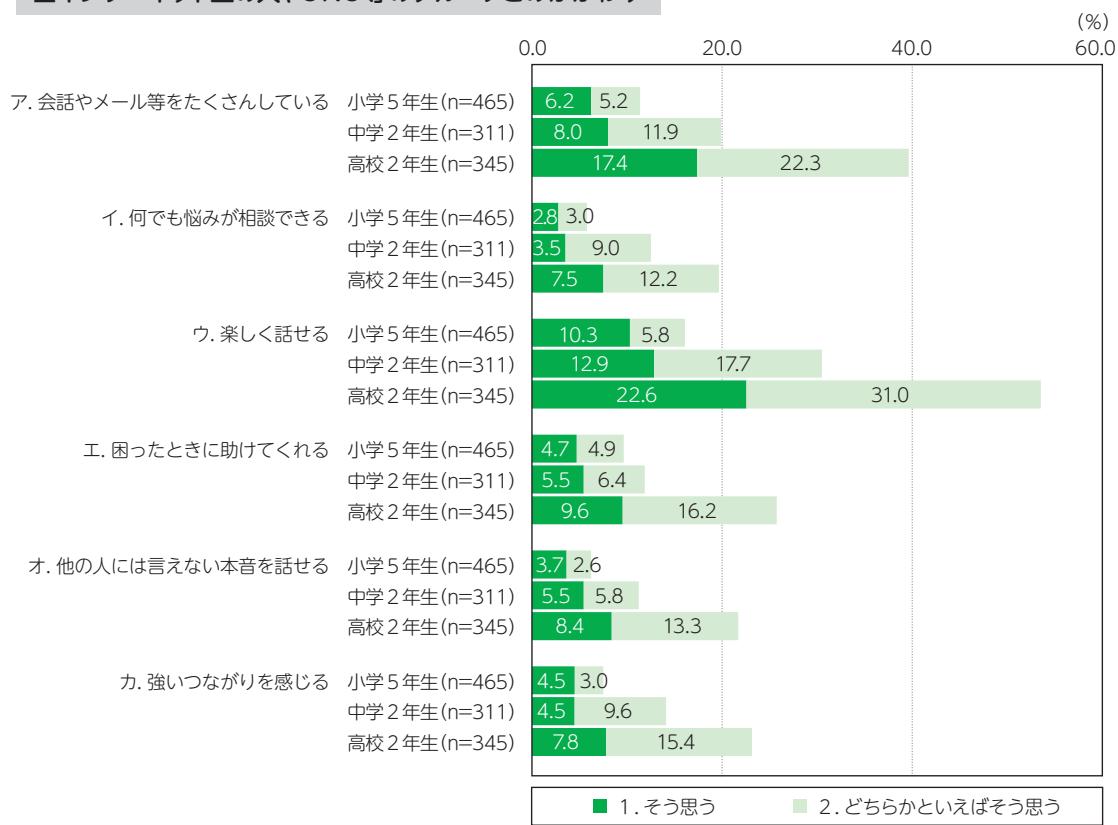


## ■学校の友人とのかかわり



資料:松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成31年3月)

## ■インターネット上の人やSNS等のグループとのかかわり



資料:松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成31年3月)

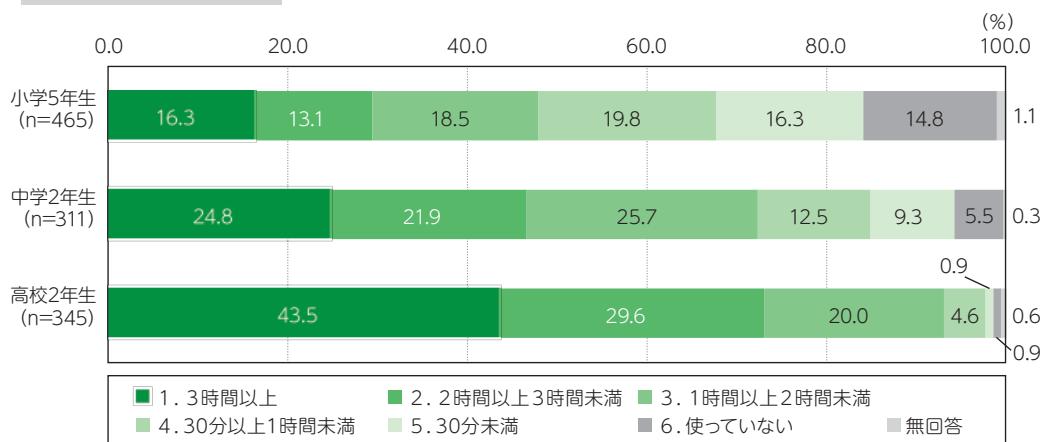


## ② インターネット（スマートフォンを含む）の使用状況

子どもの年齢があがるにつれ、1日のインターネットの使用時間が増加しています。

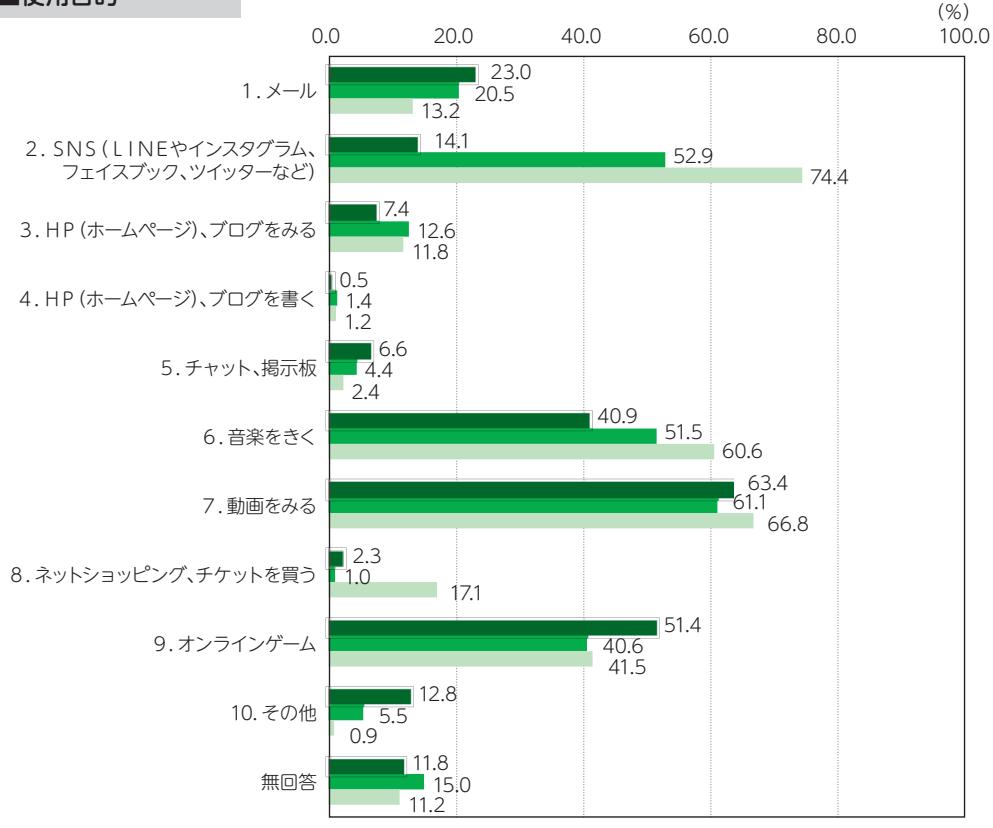
高校2年生になると、「3時間以上」と回答した割合が43.5%となり、1時間以上使用していると回答した割合が9割を超えています。インターネットの使用目的ですが、小学5年生、中学2年生においては、「動画を見る（選択肢7）」と回答した方の割合が最も高く、高校2年生においては、「SNS（選択肢2）」との回答割合が最も高くなっています。

■1日の使用時間



資料:松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成31年3月)

■使用目的



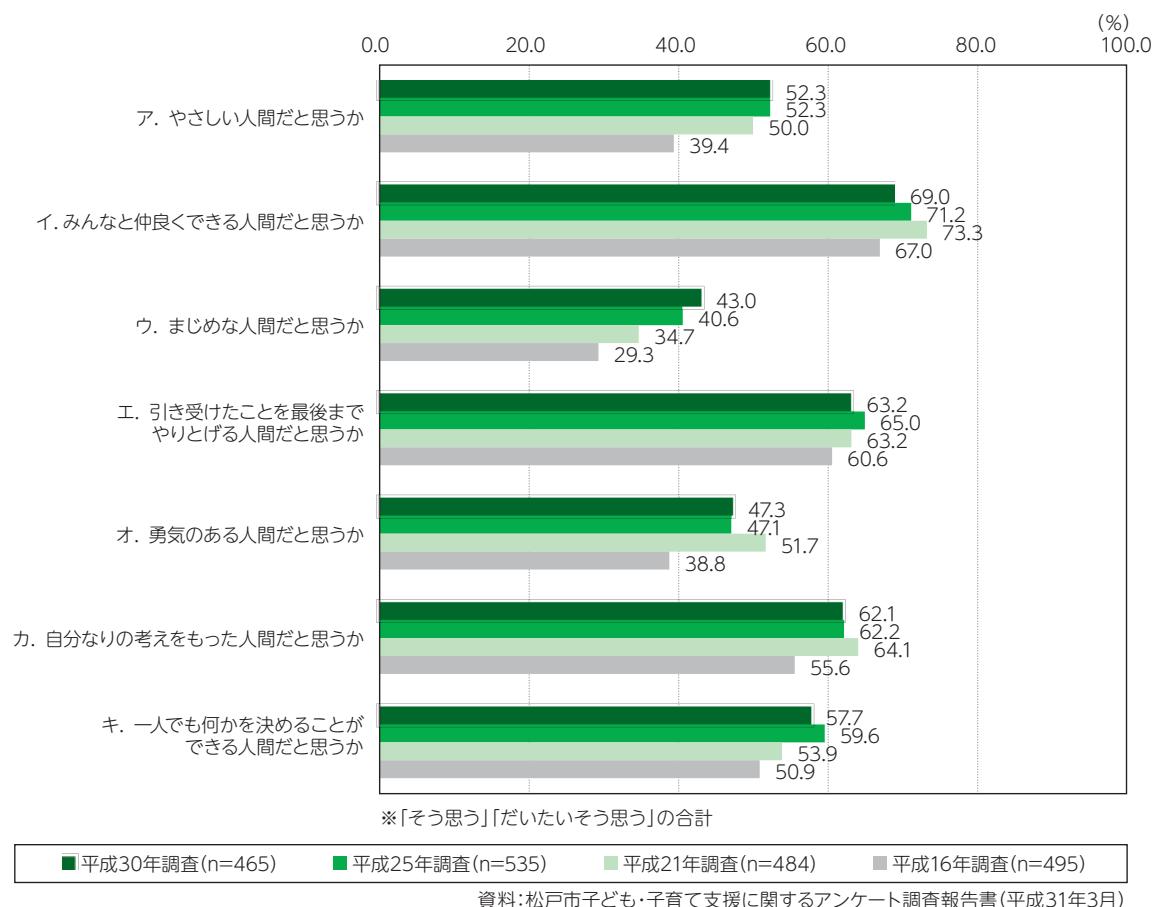
資料:松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成31年3月)



### ③ 子どもの自己評価

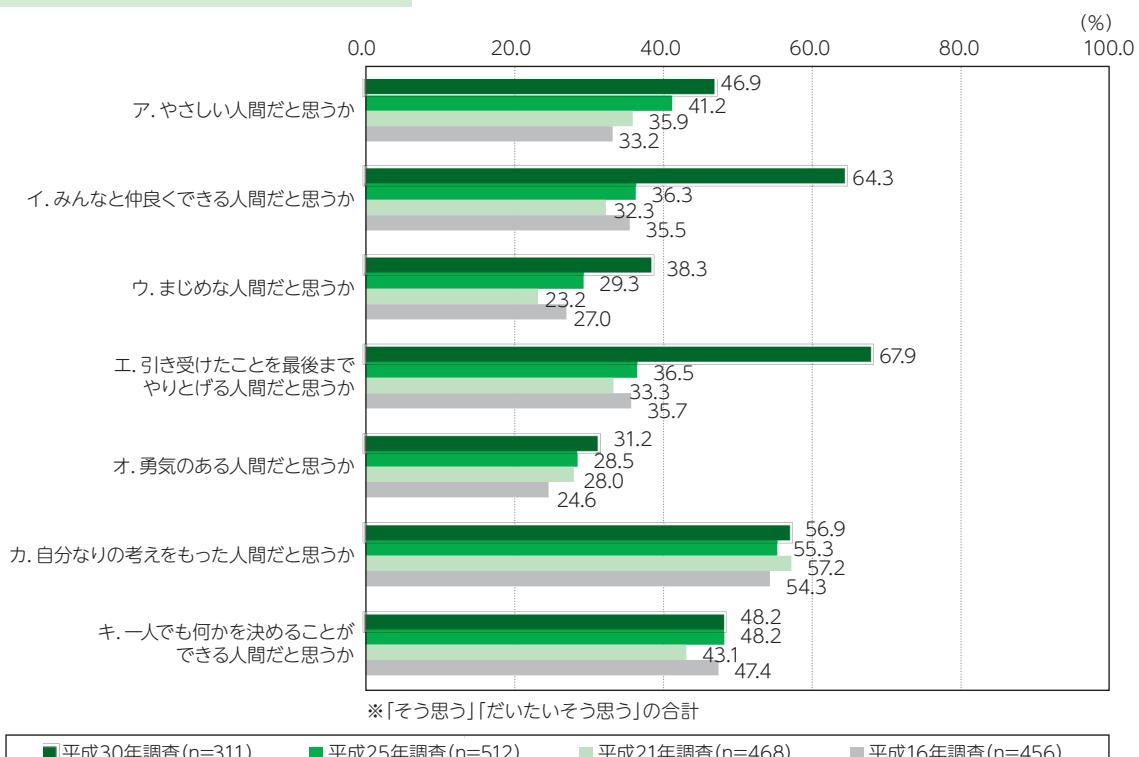
平成30年調査では、小学5年生、中学2年生、高校2年生の全てで「みんなと仲良くできる人間だと思う（選択肢イ）」と「引き受けたことを最後までやりとげる人間だと思う（選択肢工）」が、高くなっています。

■自己評価(小学5年生の経年比較)

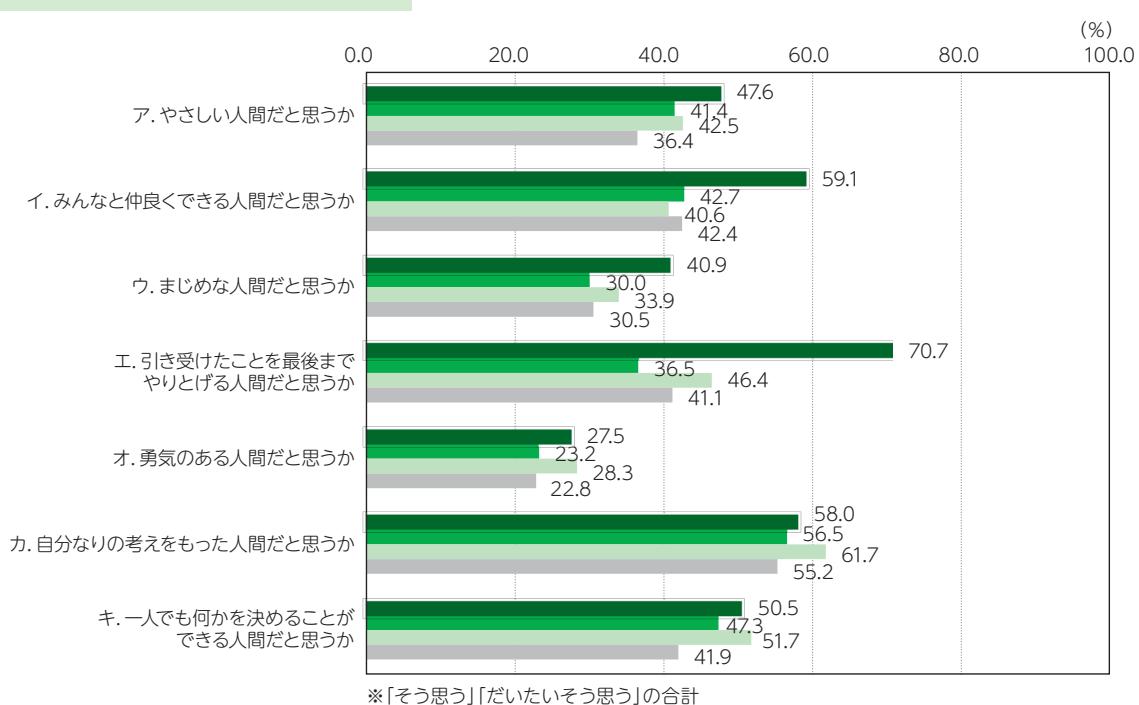


資料:松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成31年3月)

## ■自己評価(中学2年生の経年比較)



## ■自己評価(高校2年生の経年比較)

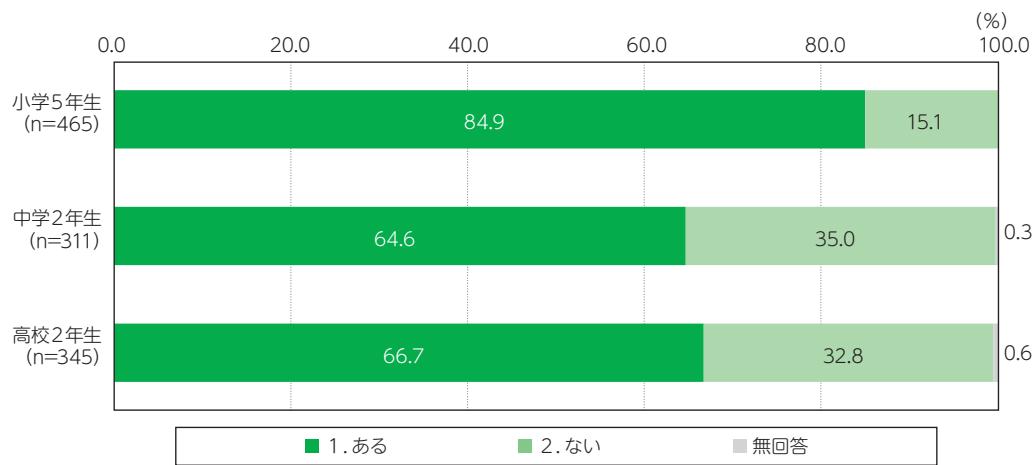


資料:松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成31年3月)



#### ④ 将来の夢について

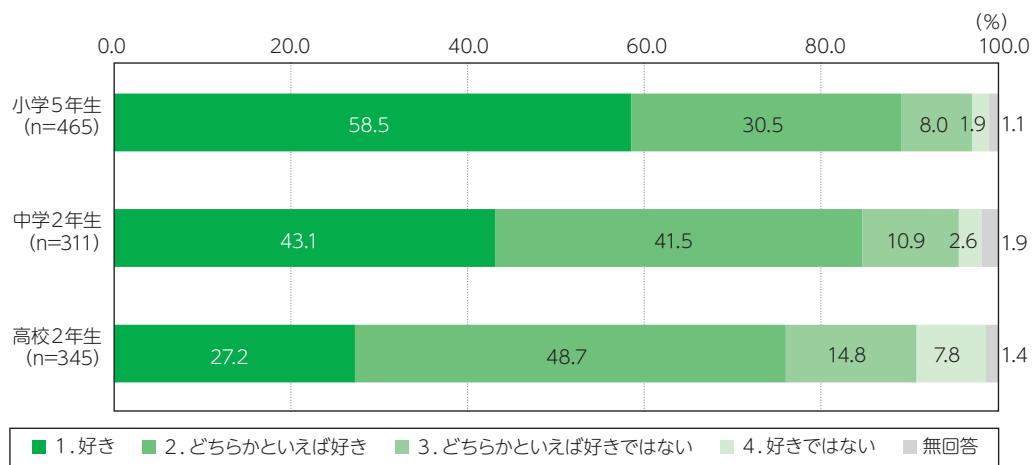
将来の夢が「ある」と回答した割合は、小学5年生は8割を超えており、中学2年生や高校2年生になると大きく低下しています。



資料:松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成31年3月)

#### ⑤ 松戸市について

「あなたは松戸市が好きですか」という問い合わせについて、子どもの年齢があがるにつれ、好意的な回答をした割合（「好き」と「どちらかといえば好き」の合計）は減少しています。

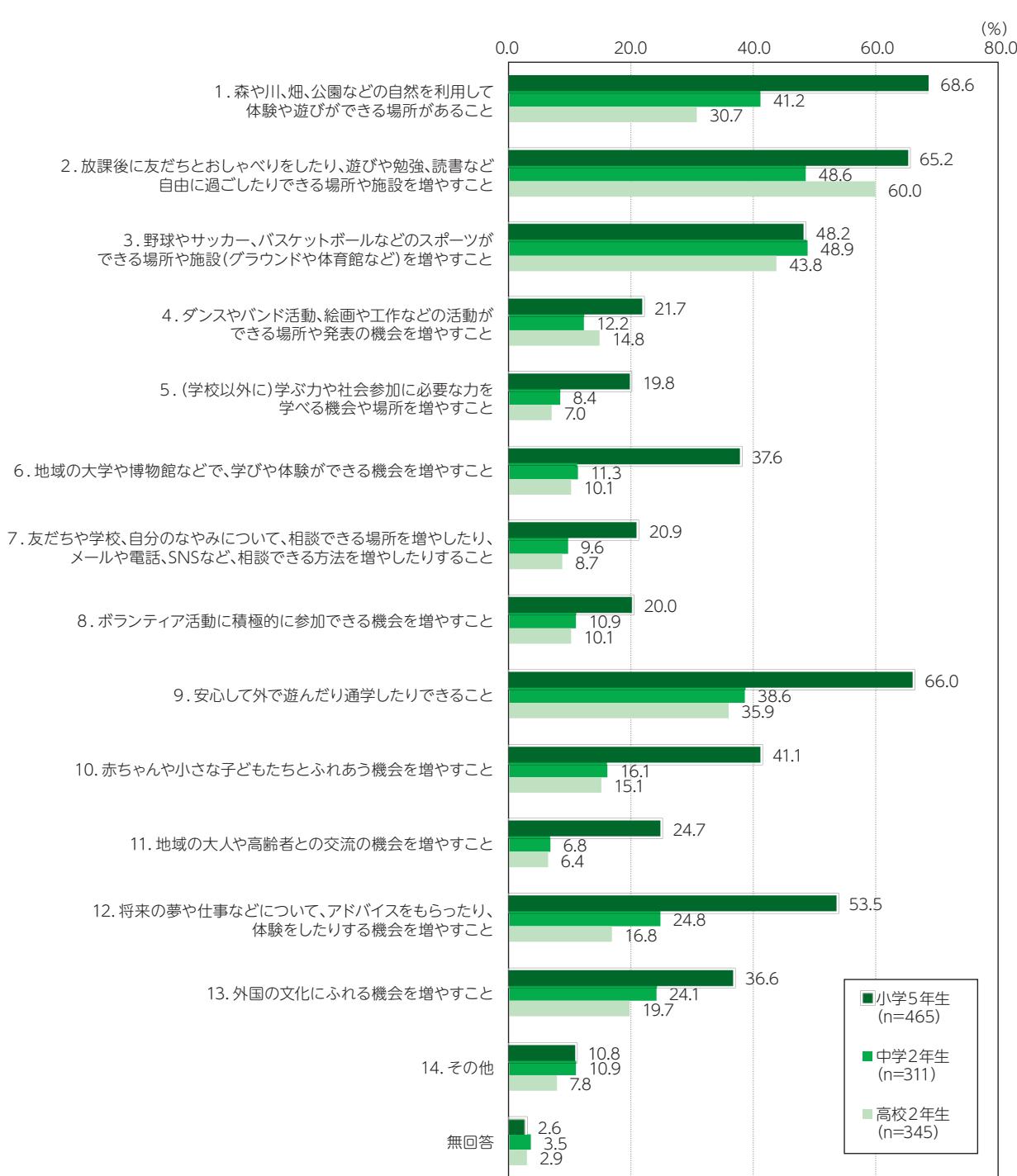


資料:松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成31年3月)



## ⑥ 松戸市に期待する政策

「松戸市にあつたらいいなと思うものやこれから力を入れてもらいたいこと」について、小学5年生においては、全体的に回答割合が高く、中でも「森や川、畠、公園などの自然を利用して体験や遊びができる場所があること（選択肢1）」や「安心して外で遊んだり通学したりできること（選択肢9）」の回答割合が高くなっています。また高校2年生においては、「放課後に友だちとおしゃべりをしたり、遊びや勉強、読書など自由に過ごしたりできる場所や施設を増やすこと（選択肢2）」の回答割合が特に高くなっています。



資料:松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成31年3月)



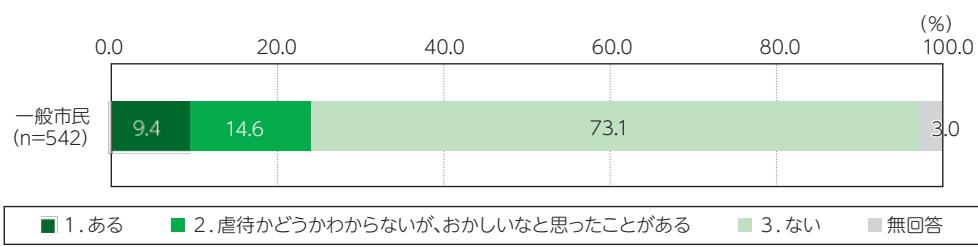
### 3 一般市民調査結果

#### ① 虐待について

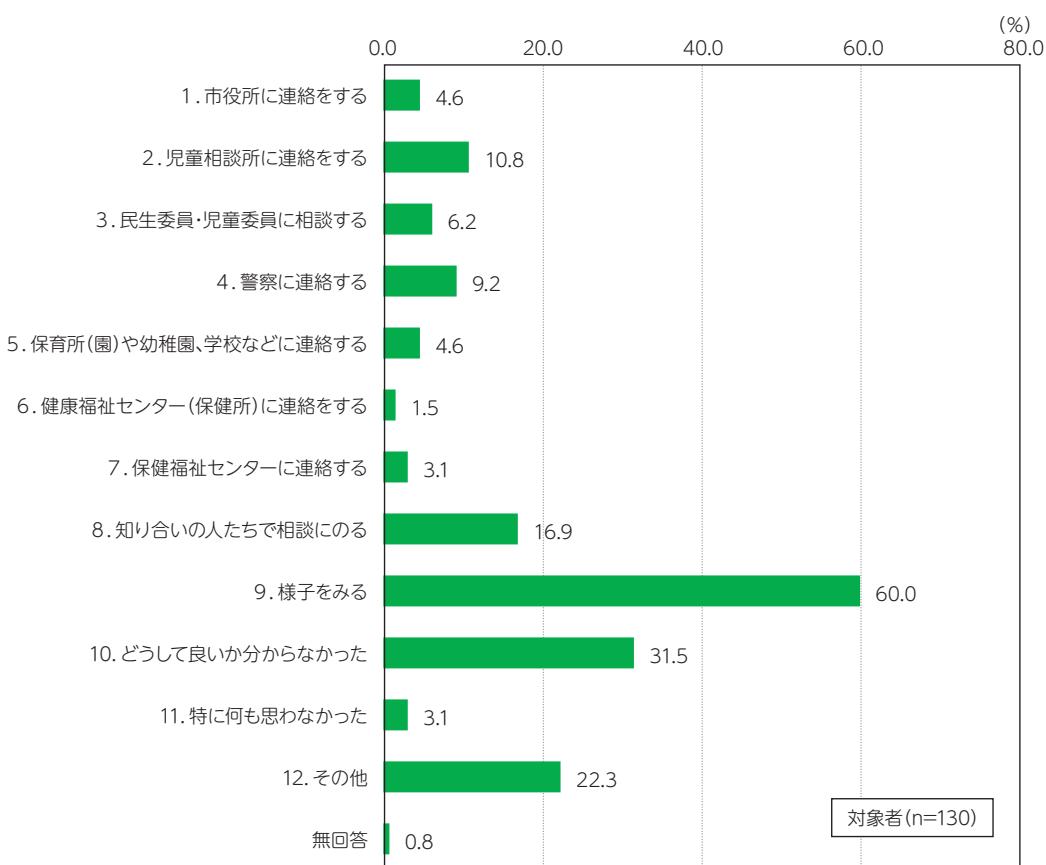
身近なところで虐待かもしれないと思ったことが、「ある（選択肢1）」もしくは「虐待かどうかはわからないが、おかしいなと思ったことがある（選択肢2）」の回答割合の合計は、24.0%となっています。

虐待かもしれないと感じた際の対応として、「様子を見る（選択肢9）」の回答割合が最も高くなっています。次いで、「どうして良いか分からなかった（選択肢10）」の回答割合が高くなっています。

#### ■身近なところで虐待かもしれないと感じた経験



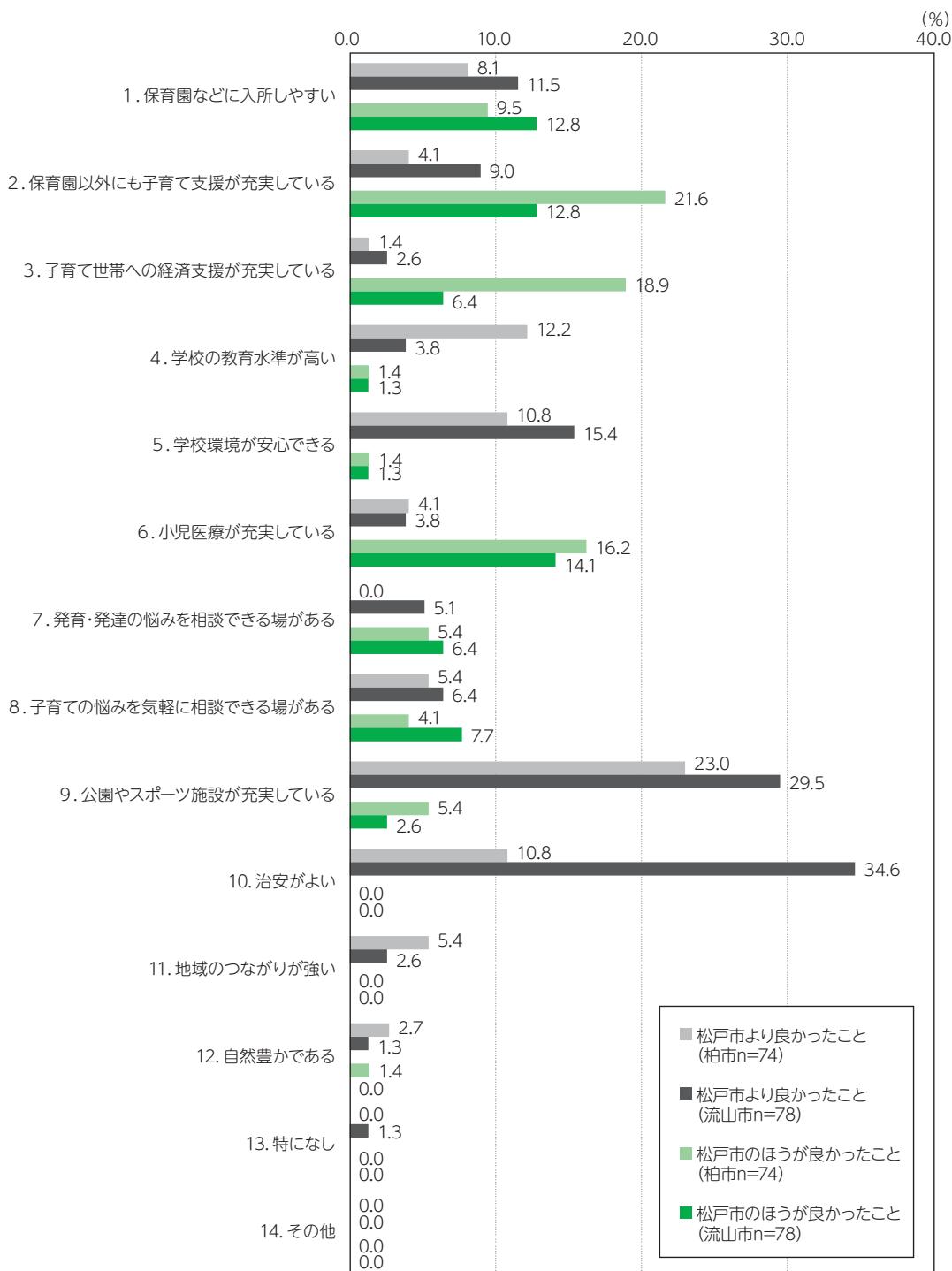
#### ■その時の対応方法



## 4 転出世帯調査結果

### ① 転出先と本市との比較

本市と比較して転出先の方が良かったこととしては、「治安（選択肢10）」や「公園やスポーツ施設（選択肢9）」の回答割合が高くなっています。一方、本市の方が良かったこととしては、「子育て支援（選択肢2）」、「子育て世帯への経済支援（選択肢3）」、「小児医療（選択肢6）」の回答割合が高くなっています。



資料:松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成31年3月)



## 第4節 第1期計画の達成状況

### 1 子ども・子育て支援施設等の整備状況

第1期計画の推進により、計画期間中に数多くの子育て支援施設等が整備されました。詳細については、次のとおりです。

分類	施設名(事業名)	平成27年4月		令和2年3月	
教育・保育施設	幼稚園	39		37	
	認定こども園	1		10	
	公立保育所	17	59	17	64
	民間保育園	42		47	
	小規模保育施設	8		71	
利用者支援事業	子育てコーディネーター	19		26	
	利用支援コンシェルジュ	0	19	1	30
	親子すこやかセンター	0		3	
延長保育事業	延長保育事業	68		147	
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ	44		45	
	放課後KIDSルーム	10		27	
子育て短期支援事業	ショートステイ	1		1	
	日帰り養護	—		1	
	夜間養護	1		2	
	休日養護	1		1	
	土曜日養護	—		1	
地域子育て支援拠点事業	おやこDE広場	15	19	18	26
	子育て支援センター	4		8	
一時預かり事業	ほっとるーむ等の一時預かり	4		5	
	保育所（園）の一時預かり	16		21	
	幼稚園の長時間預かり保育（市助成対象）	7		18	
病児保育事業	病児・病後児保育施設	—		4	
	病後児保育施設	2			
	病児・病後児保育（体調不良児対応型）	3		3	
児童館機能施設 (児童館・こども館等)	児童福祉館	1		1	
	こども館	2		3	
	中高生の居場所	—		3	



## 2 重点的取組みの達成状況

第1期計画では、「子どもの力」、「家庭の力」、「地域の力」の3つの基本目標の実現に向け、17の重点的取組みを掲げています。これらの達成状況は、次のとおりです。

### 基本目標I 「子どもの力」～子どもの権利が尊重され、心豊かに育つことができる～

#### ○重点的取組み1：幼稚園・保育所（園）・小学校の連携

幼稚園・保育所（園）・小学校の職員同士が子どもに関する育ちや課題等を共有するため、幼保小情報交換会の開催や幼保小の交流事業を実施しました。平成28年度には「就学前学びのプログラム」を策定し、就学接続期保育に関する研究を進めました。

#### ○重点的取組み2：認定こども園の推進

令和2年3月末時点で、幼保連携型認定こども園8園（新設2園、保育園からの移行6園）、幼稚園型認定こども園2園の、計10園の認定こども園が設置されました。

#### ○重点的取組み3：放課後子ども総合プランの策定

放課後児童クラブは、平成27年5月時点の小学校44学校区・登録人数3,012人から、令和元年5月時点では45学校区・登録人数4,305人、放課後KIDSルームは、平成27年5月時点の10校・登録人数338人から、令和元年5月末時点で24校・登録人数1,844人と整備を進めています。また、質向上に向けて、平成31年度からは、放課後児童クラブの運営を市補助事業から市委託事業へと切り替え、放課後児童クラブと放課後KIDSルームとの一体型の実施を進めました。

#### ○重点的取組み4・5：環境資源（自然・文化・歴史）を活かした取組みの拡充／小中高生の居場所づくり

青少年相談員やNPO、大学等との連携により、子どもの遊び場等を活用した自然や農業、文化に触れるとともに子どもが主体的に遊びを展開できる場づくりをしました。（農園子どもの遊び場、森の子ども館、千葉大学との協同研究事業「みちくさクラブ」の実施）

また小・中・高校生が成長段階に応じて安心していきいき過ごすことができるよう、児童館機能施設を拡充しました。（子ども館1か所、中高生の居場所を3か所開設）

#### ○重点的取組み6：学習支援、就労支援の充実

生活困窮家庭の児童の学習支援として、平成27年4月時点の1地区から令和2年3月末時点には6地区（松戸、新松戸、常盤平、六実、小金原、東部）まで拡大し、対象者も中学生のみから、小学5・6年生及び高校生を拡大しました。

子どもたちが将来の働き方を考える機会の提供として実施している「ゲットユアドリーム」は、市内中学校2校で開催し、地域の様々な経験や職業の大人による講義を継続して実施しました。



## ○重点的取組み7：子どもの参画の機会の推進

子どもの参加する権利を尊重し、子どもが社会との関わりの中で自主性や自立心を育めるよう、こどもモニターの活動を積極的に推進し、子どもの意見を聞く機会や話し合う場を設け、子どものニーズや発想を市の施策や事業に反映させるよう努めました。（こどものモニターのテーマ：平成29年「子どもの居場所について」、平成30年「理想の博物館について」）

## ○重点的取組み8：社会適応の難しい青少年への支援の充実

子ども・若者の相談支援の充実に向けて、国の「子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業」の地域指定を受け、少年センター、相談機関、警察、学校のほか、民間団体、少年補導員、保護司、青少年相談員、子ども会等が参加する研修会を開催し、困難さを抱える若者支援の幅広い連携を推進する機会づくりを進めました。

## 基本目標Ⅱ 「家庭の力」～家庭の子育て力が向上し、安心して子育てができる～

### ○重点的取組み9：出産・子育てを想像できる機会の確保

ママパパ学級を保健福祉センター、おやこDE広場及び子育て支援センターで開催しました。中高生が命の大切さを学ぶ中高生と乳幼児とのふれあい体験は、平成27年4月時点の4校実施から令和2年3月末時点の6校（高校4校、中学校2校）と実施校数を増やしました。

### ○重点的取組み10：ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭への支援の一環として、ひとり親への支援を一元化したパンフレットを作成するとともに、就労支援相談員を子育て支援課内に2名配置し、相談支援や就労支援の充実を図りました。

### ○重点的取組み11：障害のある子どもを持つ家庭への支援の充実

児童発達支援や放課後等デイサービスを実施する民間事業者への研修会を実施するなど、質向上に向けた取組みを進めるとともに、民間事業者を一覧にしたパンフレットを作成しました。また障害がある子どもや発達が気になる子どもが、乳幼児期から成人期までのライフステージごとに一貫した支援が受けられるように、成育歴・関係機関・医療機関等を記録して整理できる「ライフサポートファイル」の配布を開始しました。

### ○重点的取組み12：子どもの虐待予防・対策の強化

平成28年10月に松戸市子ども虐待防止ネットワークを設置し、構成員の見直しによる機能強化を図りました。また、平成29年4月に、子ども家庭相談課内に子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とした総合的支援を行う「子ども家庭総合支援拠点（中規模型）」を設置し、社会福祉士や心理士、学校管理職経験者（教育現場で指導的な役割の経験を有する者）等、有資格者の配置を増やし支援体制を強化しました。



## ○重点的取組み13：妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援体制の充実

妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援を推進するため、平成28年4月に市内3保健福祉センター内に子育ての包括的な支援・相談を実施する「親子すこやかセンター」を設置しました。産後ケア事業については、平成28年1月に宿泊型、平成28年10月に訪問型、平成29年2月に日帰り型を開始しました。平成29年4月には、松戸市特定不妊治療費助成事業において、男性不妊治療への助成を開始しました。

## ○重点的取組み14：待機児童の解消

共働き家庭の増加等による保育ニーズに対応するため、保育所等の定員数は、平成27年4月時点から平成31年4月時点で約2,300人増となっています。0~2歳児を受け入れる小規模保育施設は、平成29年6月には市内全23駅の駅前・駅ナカへの設置が完了しました。3歳児以降は、幼稚園の長時間預かり保育の受け入れを進めた結果、長時間の預かり保育を行う幼稚園が、平成27年4月の7園から令和2年3月の18園へと増加しました。また、市内主要駅近くへの送迎保育ステーションの設置を進めており、就労している方が就労時間等の生活パターンを変えずに、幼稚園の教育を選択できる体制整備を図りました。

## 基本目標Ⅲ 「地域の力」～地域の特色と活力を活かし、子どもと家庭を支える～

### ○重点的取組み15：学校を中心とした家庭と地域の連携

家庭教育支援として、松戸市版幼児家庭教育パンフレット「まつどっ子、未来のために今」の作成・配布、映像配信、パートナー講座の開催、パンフレット監修者である脳科学者 川島隆太教授による講演会の継続開催等を行いました。

また困難さを抱える若者支援の幅広い連携を目指し、平成30年度から、国の「子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業」の指定地域となり、関係機関による研修会を実施しています。

### ○重点的取組み16：子育て支援団体間の協働に向けた取組みの充実

多くの子育て支援機関と連携を図って開催する松戸子育てフェスティバルやこども祭りを継続して開催するとともに、子育て関連の支援者が集まり情報共有を行う子育て関係機関の情報交換会も継続して実施しました。

### ○重点的取組み17：子どもを支援する人材の育成

子育て支援員研修を開催し、平成27年度から平成30年度末で累計176名が受講しました。受講者については、本市の子育て支援人材バンクに登録し、放課後児童クラブや放課後KIDSルーム、おやこDE広場等、市の子育て支援施設のスタッフとして子育て支援に関わっています。



## 第5節 松戸市の子どもを取り巻く 環境の変化からみる本計画策定の視点

本市の統計データやアンケート調査等、本市の子どもを取り巻く状況や課題から、本計画では以下3つの視点を特に必要な視点として捉えます。

### ① 子ども主体の実現

本市では、第1期計画において、児童の権利に関する条約の考え方のもと、基本目標Ⅰに「子どもの力～子どもの権利が尊重され、心豊かに育つことができる～」を掲げ、様々な取組みを通じて、子どもが主役となるまちの実現に取り組んできました。

さらに、平成28年には児童福祉法が改正され、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、児童が権利の主体であることが明確化されました。本市においても、子ども・子育て支援に関する全ての取組みで、「子どもの意見を尊重すること」や「子どもの最善の利益を優先して考慮すること」という視点に立った施策の実現が求められています。

### ② 予防的支援の推進

本市では、第1期計画において、基本目標Ⅱに「家庭の力～家庭の子育て力が向上し、安心して子育てができる～」を掲げ、保護者の仕事と子育ての両立に向けた待機児童の解消や、妊娠・出産から子育て期まで切れ目なく支援していくための相談体制の整備等に力を入れてきました。

アンケート調査から、就学前児童の保護者及び小学生の保護者のいずれも、子育て中の気持ちとして、「子どもがいると毎日楽しい」や「子育てをすることで自分も成長している」という回答がある一方、「子育てについて不安になったり悩んだりすることがある」や「生活にゆとりがないので子育てにいらだつことがある」等と回答した方の割合も増えています。こうした子育て期の不安定な気持ちを理解し、育児の不安感や負担感を抱え込まないように支援していくことは、虐待につながるリスクの軽減にもなります。支援が必要な家庭だけでなく、全ての子育て家庭を対象に、子育てに関する情報発信を通じて妊娠期から必要な支援につなげていくこと、親同士の仲間づくりの支援、さらには家族がお互いを尊重し合いながらみんなで子育てをしていくための働きかけなど、予防的支援の充実が求められています。

### ③ 多様な主体の参加と連携

本市では、第1期計画において、基本目標Ⅲに「地域の力～地域の特色と活力を活かし、子どもと家庭を支える～」を掲げ、子どもとその家庭を支える地域づくりを進めてきました。

その一方で、子ども・子育て家庭の課題が多様化・複雑化し、地域の見守りや専門的な支援が増えることに伴って、それぞれの地域や課題に応じたきめ細かい連携が必要となる状況も顕在化してきています。こうした状況に対応していくためには、本市が幅広く展開する子ども・子育て支援を適切に届けるとともに、地域の施設、機関、団体等、様々な地域資源を最大限に活かし、それぞれの場や支援が分野を超えてつながりながら、重層的な支援を展開していく必要があります。



# 第3章 計画の基本的な考え方





## 第1節 基本理念

本計画では、第1期計画で掲げた基本理念「子ども力でつながる未来」を継承します。

### ～子ども力でつながる未来～

子どもは、生まれながらにして大きな可能性を持ったかけがえのない存在です。

子どもは、多くの人に支えられながら、夢と希望を持って成長し、やがて社会を支える側、すなわち未来の力となります。

子どもが本来持っている力を最大限に発揮するため、本市では、全ての子どもの最善の利益を尊重し、「子ども・家庭・地域がそれぞれに力を発揮しつながることで、子どもが夢と希望を持って自分らしく成長できるまち」を地域全体で目指していきます。

#### 参考

##### ◆児童福祉法の理念について

平成28年の児童福祉法の改正では、児童の権利に関する条約に基づき、昭和22年の制定以来見直されていなかった児童福祉法の理念規定を改め、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先されること等が明確化されました。

**第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。**

**第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身とともに健やかに育成されるよう努めなければならない。**

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

本市においても、現代の子どもや若者を取り巻く社会状況に目を向けると、児童虐待や貧困の世代間連鎖、いじめ、不登校など、厳しい現状があります。将来のこのまちを担う大切な子どもが、一人の人間として成長・自立していくために、本市では、この児童福祉法の理念を踏まえながら、本計画を策定し、施策・事業を展開していきます。



## 第2節 基本目標

基本理念を具体化し、本市が施策や事業を展開していくうえで目指す方向を示すものとして、3つの基本目標を掲げます。

### I 子どもの力

子どもの権利が尊重され、  
心豊かに育つことができる

子どもは、生まれながらにして大きな可能性を持ったかけがえのない存在であり、成長して社会を支える側、すなわち「未来の力」となります。子どもの最善の利益が尊重され、子どもが本来持っている力を最大限に発揮しながら自立した大人へと成長できるよう、子どもが主役となるまち「まつど」を目指します。



### II 家庭の力

家庭の子育て力が向上し、  
安心して子育てができる

子どもが健やかに育つためには、家族の愛情と安心して過ごせる家庭環境が大切です。家族が協力して子育てに向き合い、必要な支援や協力を受けながら、全ての子育て家庭が、子育てを通じて楽しみや喜びを実感できるまち「まつど」を目指します。



### III 地域の力

地域の特色と活力を活かし、  
子どもと家庭を支える

子どもと子育て家庭が安全に安心して暮らしていくためには、身近な地域で見守られ、支えられる環境が必要です。地域住民一人ひとりが子ども・子育て支援に関心を持ち、社会全体で子どもの育ちを支えていくことで、子どもを通じて地域がつながるまち「まつど」を目指します。



## 第3節 施策の体系

本市では、基本理念と3つの基本目標に基づき、12の「基本施策」と34の「施策」を展開します。また本市の子どもを取り巻く状況や課題から整理した3つの視点である「子ども主体の実現」「予防的支援の推進」「多様な主体の参加と連携」を踏まえて、本計画において重点的に取り組むべき17の施策を、「重点施策」に位置付けています。

### 3つの基本目標

#### I 子どもの力

子どもの権利が尊重され、心豊かに育つことができる



基本理念

#### 子ども力でつながる未来



#### II 家庭の力

家庭の子育て力が向上し、安心して子育てができる



#### III 地域の力

地域の特色と活力を活かし、子どもと家庭を支える



### 12の基本施策

#### 1 乳幼児期から心豊かに成長できる

#### 2 青少年の健やかな成長と自立を支援する

#### 3 さまざまな課題や困難さを抱える子ども・若者を支援する

#### 4 全ての子どもの権利が尊重される

#### 5 妊娠・出産期から安心して子どもを産み育てられる

#### 6 子育ての充実感を持つことができる

#### 7 家庭の孤立や不安を解消する

#### 8 社会的支援が必要な家庭を支援する

#### 9 子どもと子育て家庭が安全に安心して暮らせる

#### 10 子どもが地域でいきいきと成長できる

#### 11 子ども・子育て支援の支援者ネットワークを強化する

#### 12 子どもと子育て家庭を地域全体で応援する

### 34の施策(うち17の重点施策)

※塗りつぶしが重点施策

#### 施策 1-1 乳幼児期から多様な体験ができる環境を提供する

#### 施策 1-2 乳幼児期の教育・保育環境を充実させる

#### 施策 1-3 幼稚園・保育所（園）・小学校との連携を推進する

#### 施策 2-1 新・放課後子ども総合プランを推進する

#### 施策 2-2 地域における子どもの居場所づくりを推進する

#### 施策 2-3 青少年に多様な体験や交流、学びの機会を提供する

#### 施策 3-1 子どもの不安や悩みを解消する

#### 施策 3-2 障害や発達の不安等を抱える子どもの自立を支援する

#### 施策 4-1 子どもが参画できる機会を充実させる

#### 施策 4-2 児童虐待の予防・防止対策を推進する

#### 施策 4-3 子どもの未来応援（子どもの貧困対策）を推進する

#### 施策 4-4 外国籍の子どもへの支援を充実させる

#### 施策 5-1 安心して妊娠・出産できる支援体制を充実させる

#### 施策 5-2 親子の健康づくりを推進する

#### 施策 5-3 妊娠・出産から子育て期までの医療体制を充実させる

#### 施策 6-1 子どもの育ちについて学ぶ機会を提供する

#### 施策 6-2 親子のコミュニケーションを育む機会を提供する

#### 施策 6-3 出産や子育てに関する情報発信を充実させる

#### 施策 6-4 家族が協力して育児ができるよう支援する

#### 施策 7-1 妊娠・出産・育児に関する相談体制を充実させる

#### 施策 7-2 多様な保育ニーズに対応できる地域の子育て支援を充実させる

#### 施策 7-3 就労支援を推進する

#### 施策 8-1 生活基盤の安定のために経済的な支援を推進する

#### 施策 8-2 ひとり親家庭への支援を推進する

#### 施策 8-3 外国籍の家庭への支援を推進する

#### 施策 8-4 障害や発達の不安等を抱える子どもの家庭を支援する

#### 施策 9-1 安全対策や防災対策を強化する

#### 施策 9-2 親子が安心して外出できる環境を整備する

#### 施策 10-1 子どもが地域で交流できる機会を増やす

#### 施策 10-2 青少年が社会に関わる機会を増やす

#### 施策 11-1 地域で子育て支援に関わる個人・団体との連携を強化する

#### 施策 11-2 地域の人が子どもと関わる機会を増やす

#### 施策 12-1 企業や学校等との連携を推進する

#### 施策 12-2 子どもや子育て家庭に関心を持つ人を増やす





# 第4章 施策の方向





**基本目標 I**

# 「子どもの力」

## ～子どもの権利が尊重され、 心豊かに育つことができる～

**目指す姿**

子どもは、生まれながらにして大きな可能性を持ったかけがえのない存在であり、成長して社会を支える側、すなわち「未来の力」となります。子どもの最善の利益が尊重され、子どもが本来持っている力を最大限に発揮しながら自立した大人へと成長できるよう、子どもが主役となるまち「まつど」を目指します。

**基本施策**

基本目標 I 「子どもの力」を実現するため、4つの基本施策を展開します。

- ◆ 基本施策 1 乳幼児期から心豊かに成長できる
- ◆ 基本施策 2 青少年の健やかな成長と自立を支援する
- ◆ 基本施策 3 さまざまな課題や困難さを抱える子ども・若者を支援する
- ◆ 基本施策 4 全ての子どもの権利が尊重される

**参考**

### ◆児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）について

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）は、18歳未満の全ての子どもを対象に、子どもの基本的人権を守るために、1989年の国連総会で採択され、日本は1994年4月に批准しました。

この条約は大きく分けて次の4つの子どもの権利を守るように定めています。

#### 1 生きる権利

- ・健康に生まれ、防げる病気等で命をうばわれないこと
- ・病気やケガをしたら治療を受けられること
- ・人間らしく生きていくための生活水準が守られること 等

#### 2 育つ権利

- ・自分の名前や国籍を持ち、親や家族と一緒に生活することができること
- ・教育を受け、休んだり遊んだりできること
- ・考え方や信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができること 等

#### 3 守られる権利

- ・あらゆる種類の虐待や放任、搾取、有害労働等から守られること
- ・障害のある子どもや少数民族の子ども等は特に守られること
- ・戦争から守られ、犠牲になった子どもの心や身体が守られること 等

#### 4 参加する権利

- ・自由に意見を表したり、集まってグループをつくりたり、自由な活動を行ったりできること
- ・プライバシーや名誉がきちんと守られること
- ・成長に必要な情報が提供され、子どもにとってよくない情報から守られること 等



## 基本施策

1

## 乳幼児期から心豊かに成長できる



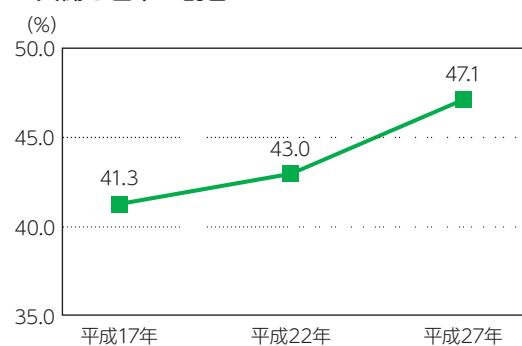
## 目指す姿

- ◆ 乳幼児期から子どもが生きる力の基礎を育むための環境が整えられ、生活や遊び等の体験を通じて、子どもの心身の発達が促されています。
- ◆ 幼児教育・保育施設で質の高い乳幼児教育が展開され、全ての子どもが心豊かに成長しています。
- ◆ 幼児期から小学校への円滑な接続・連携が進み、子どもが幼児期に培った育ちや学びを踏まえて、小学校生活を送っています。

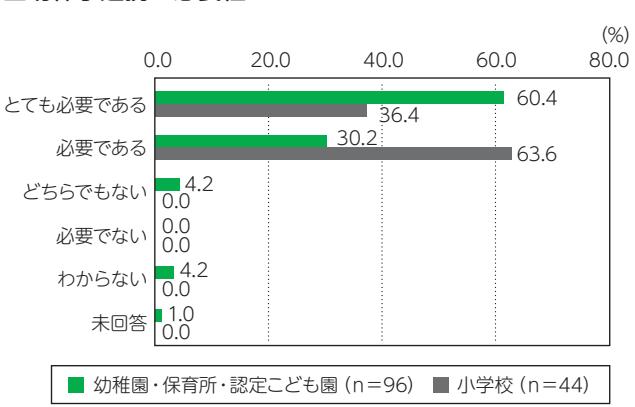
## 現状と課題

- 乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、海外の多くの研究から、充実した乳幼児期を過ごすことが子どもにとって良い影響を与えることが分かっています。基本的な生活習慣の獲得や豊かな情操、社会的マナー等、子どもの学びは親子のふれあいが出発点となります。そのため親子が地域の資源を活用し、さまざまな人と関わり合いながら、生活や遊び等の体験を通じて楽しめる環境づくりが必要です。
- 社会的な課題である保育所の待機児童問題について、本市は、平成28年度から4年連続で毎年4月時点の待機児童ゼロ（国基準）を継続しています。その一方、令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化が始まることで、保育需要にも変化があると推測されます。幼稚園での教育を希望する共働き家庭も多いことから、多様な保育ニーズに柔軟に対応できる保育施設等の整備が求められます。
- 幼児教育・保育施設は子どもが多くの時間を過ごすため、質の高い乳幼児教育を提供していくことが必要です。新規参入施設への巡回や、平成29年10月に策定した「松戸市 保育所保育の質のガイドライン」の活用を通じて、認可外保育施設も含めた全ての保育施設において、質の確保を図る必要があります。
- 幼稚園や保育所（園）等で生活していた子どもが、小学校の入学に伴い、さまざまな環境の違いに出会いいます。こうした環境の変化を成長の糧とし、子どもが幼児期に培った育ちや学びを踏まえ、小学校でも自分の力を發揮できるよう、幼児期から小学校への円滑な接続・連携を進めていく必要があります。

## データ

■夫婦及び子どものいる世帯のうち、  
共働き世帯の割合

■幼保小連携の必要性



出典：国勢調査

出典：松戸市幼保小連携実態調査アンケート（平成31年1月）

## 施策の展開・

.....

### 施策1-1 乳幼児期から多様な体験ができる環境を提供する

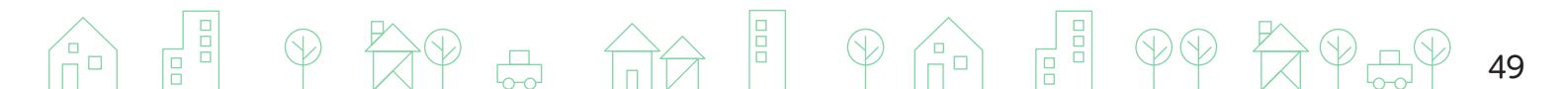
#### 施策の方向

乳幼児は、身近な環境（人、自然、事物、出来事等）に興味・関心を持ち、多様な体験を通じて、身体的発達、情緒的発達、知的発達、社会性や道徳性の発達が促されます。基本的生活習慣の獲得や豊かな情操、社会的マナー等、子どもの学びは親子のふれあいが出発点となることから、親子が地域の資源を活用し、さまざまな人と関わり合いながら、生活や遊び等の体験を通じて楽しめる環境づくりを進めていきます。

#### 主な事業

**事業計画** 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業 **新規** 平成27年度以降の新規事業

No.	名 称	概 要	担当部署等
1 新規	ブックスタート事業の実施	乳児のいる家庭に「ブックスタート・パック」を贈り、絵本を通じて乳児と保護者がゆったりとした心ふれあうひとときを持つきっかけを作ります。	幼児教育課
2 事業 計画	地域子育て支援拠点事業 (おやこDE広場・子育て支援センター)	保護者の孤独感や負担感を軽減するため、概ね0～3歳までの乳幼児と保護者向けに無料開放されている施設です。育児相談や子育て講座等も行います。	子育て支援課／ 子どもわかもの課／ 保育課／ 健康福祉会館
	目 標	現状(平成31年度)      目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理			
3	保育所(園)や幼稚園での地域交流	保育所(園)や幼稚園では、児童と地域の乳幼児との交流、行事への参加、子育ての相談等を行います。	保育課／ 幼児教育課
4	図書館によるおはなし会の実施	乳幼児とその保護者を対象に絵本の読み聞かせと手遊びを楽しむ「おはなし会」を定期的に開催します。	図書館
5	「まつどっ子 未来のために今」の普及	幼児家庭教育パンフレットの配布や映像配信、パートナー講座、講演会等を通じて、家庭教育の大切さについて普及啓発します。	生涯学習推進課
6	地区社会福祉協議会の子育てサロン	各地区社会福祉協議会で親子を対象にした広場を実施します。子育てに関する情報提供も行います。	社会福祉協議会 (地域福祉課)
7	女性センターの個育てサロン	個性を育む絵本や雑誌・図書を親子で閲覧したり、他の親子と交流したりする場を提供します。	男女共同参画課



## 施策1-2 乳幼児期の教育・保育環境を充実させる

重点施策

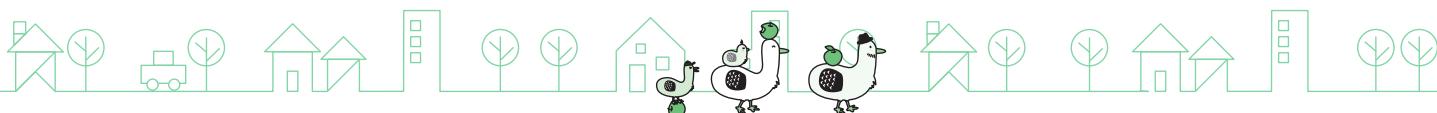
### 施策の方向

保護者の就労等により、日中保育を希望する全ての家庭が、安心して子どもを預けることができるよう、幼児教育・保育施設の整備を計画的に行います。乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、幼児教育・保育施設は日々の生活時間の多くを過ごす場であるため、人的環境及び物的環境に留意し、また特色ある教育・保育環境の提供等により、子どもの成長を支援していきます。

### 主な事業

事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

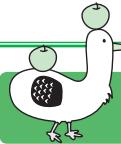
No.	名 称	概 要		担当部署等
8 事業 計画	保育所（園）の整備	民間の活力を活かし、保育需要に応じた認可保育所の整備を推進します。また、児童の安全確保のため、保育所の耐震対応等の老朽化対策を推進します。		保育課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	松戸市子ども・子育て支援事業計画（第5章）にて管理			
9 事業 計画	小規模保育施設の整備	保育需要に応じて、0～2歳の子どもを対象に、少人数（定員6～19人）で預かる小規模保育事業を整備します。		保育課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	松戸市子ども・子育て支援事業計画（第5章）にて管理			
10 事業 計画	保育所（園）への巡回（多様な主体の参入促進事業）	保育の質の確保や重大事故防止のために、保育所（園）・小規模保育施設・認可外保育施設へ、利用支援コンシェルジュが巡回指導を行います。		保育課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	巡回件数を増やします	183件／年	300件／年	300件／年
11 事業 計画	幼稚園の預かり保育の整備	幼児教育・保育の無償化に伴うニーズ量の変化に対応しながら、働いている世帯の子どもが幼稚園を利用できるよう、幼稚園の通常の時間以外に長時間の保育を行う預かり保育を推進します。		幼児教育課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	松戸市子ども・子育て支援事業計画（第5章）にて管理			



事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業 **新規** 平成27年度以降の新規事業

No.	名称	概要	担当部署等
12	認定こども園の推進	保護者の就労状況等に関わらず、子どもが地域で継続して通うことができるよう、認定こども園の普及に努めます。	幼児教育課／保育課
13 新規	「松戸市保育所保育の質のガイドライン」の運用	保育所保育の質のガイドラインは、子どもを主役とした「保育の質の向上」を提言し、松戸市内の保育現場での環境構成や検証に活かすことを目指し、運用を進めます。	保育課
14	保育士の研修体制の充実	自己研鑽により保育の専門性を高めるため、職場内研修や職場外研修を継続的に実施します。	保育課
15 新規	楽しい英語あそび事業	異文化や言語を体験的に学びながら、幼児期の子どもの豊かな人間関係を育むとともに、将来の国際化社会に対応できる人材育成を図るために、公立保育所の5歳児を対象に、月1回、英語体験活動を実施します。	幼児教育課
16 新規	幼児外国語活動補助金	異文化や言語を体験的に学びながら、幼児期の子どもの豊かな人間関係を育むとともに、将来の国際化社会に対応できる人材育成を図るために、外国語を使った活動を実施する幼稚園、保育園及び認定こども園の設置者に対し補助金を交付し、活動を振興します。	幼児教育課
17 新規	保育士確保事業の実施	働く保育士を応援するため、松戸手当の支給や新卒保育士への家賃補助等を行います。また保育士を目指す方に、修学資金、就職資金の貸付、保育士試験合格に向けた講座費用の補助を行います。	保育課
18 新規	幼稚園教諭確保事業の実施	幼稚園教育の振興のため、幼稚園教諭の家賃補助、就職資金貸付、免許取得に関する支援等を実施します。	幼児教育課
19	保育施設の定期監査の実施	施設の基準や運営に関する基準が守られているかを検査し、基準を満たしていない場合に改善指導を行います。	保育課





まつどコラム

## 楽しい英語あそび

本市では、平成28年9月から全17か所の公立保育所において5歳児を対象に、月1回ネイティブ講師による英語の体験活動を実施しています。

言語や文化について体験的に学びながらコミュニケーション能力の素地を養い、小学校からの英語教育につなげていきます。

全公立保育所で一斉に英語あそびの活動を取り入れているのは、人口30万人以上の自治体では、全国初の取組みで、現在も活動を充実させながら取組みを継続しています。



まつどコラム

## 松戸市 保育所保育 質のガイドライン

保育施設が多様化する中、保育を必要とする子どもに質の高い保育を提供できるよう、平成29年10月に「松戸市 保育所保育 質のガイドライン」を作成しました。保育所（園）だけでなく、小規模保育施設等も対象としており、市内の保育事業に関わる全ての人が保育に対する共通理解を深め、保育の質の向上に取り組むことを目指しています。

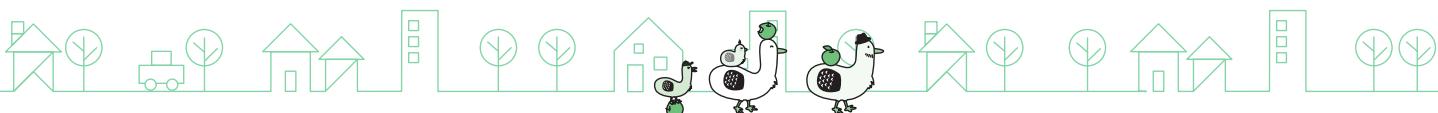


まつどコラム

## 送迎保育ステーション

保護者の送迎に便利な駅の近くに送迎保育ステーションを設置し、送迎保育ステーションから保育園・幼稚園への送迎支援を実施しています。

松戸駅前、新松戸駅前での実施に加え、令和2年4月からは、東松戸駅前、八柱駅前にも開設します。



## 施策1-3 幼稚園・保育所（園）・小学校との連携を推進する

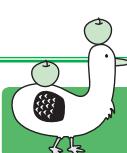
### 施策の方向

幼児期から小学校への円滑な接続・連携を推進していくため、幼稚園、保育所（園）、認定こども園と小学校等の職員による参観や意見交換等、相互理解を深める交流活動を支援します。また、子どもたちがこれからの新しい時代を主体的に生きていくために必要な資質・能力を一体的に育むために、幼児教育・保育の研究的取組みを実施します。

### 主な事業

事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

No.	名称	概要	担当部署等
20	幼保小の関係職員による情報交換	幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校等、幼児期から小学校への接続期に關係する職員間の情報交換の機会を確保します。	幼児教育課
21	年長児童の小学校見学（幼保小交流事業）	幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小学校の連携を深め、相互の施設見学、交流等の実施を推進します。	幼児教育課／各小学校（指導課）
22	就学接続期の教育・保育に関する研究の促進	幼稚園・保育所（園）・認定こども園における、小学校との就学接続期の保育についての研究を促進します。	幼児教育課／保育課



まつどコラム

### 幼保小連携

子どもの連続した育ちと学びを支援する一環として、幼稚園・保育所（園）・認定こども園と小学校との連携を進めています。

幼保小の情報交換や幼保小交流事業等を通じて、教職員同士の顔の見える関係性を築き、知識や情報の共有を図ることで、人や組織の連携の中で一人ひとりの子どもの育ちをつなぐ活動を支援しています。



## 基本施策

## 2

## 青少年の健やかな成長と自立を支援する



## 目指す姿

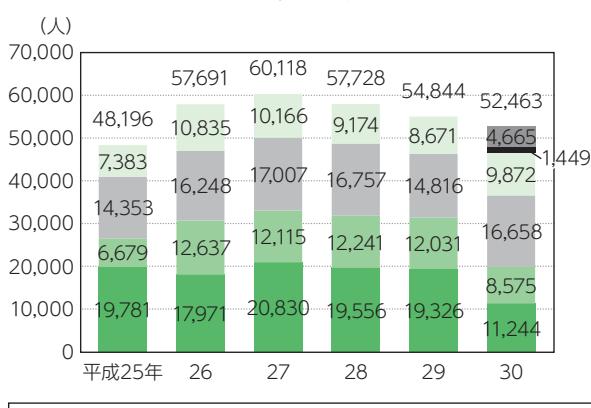
- ◆ 放課後児童クラブと放課後KIDSルームの一体型での実施が進み、全ての小学生が放課後に多様な体験・交流活動を楽しむことで、子どもの生きる力が育まれます。
- ◆ 子どもにとって身近な地域に、子どもの成長段階やニーズに応じて、自由に遊んだり学んだりできる居場所があり、子どもが自ら希望に合った居場所を選択できます。
- ◆ 全ての子どもが地域社会のさまざまな自然・文化等にふれることで、地域に興味や愛着を持っています。

## 現状と課題

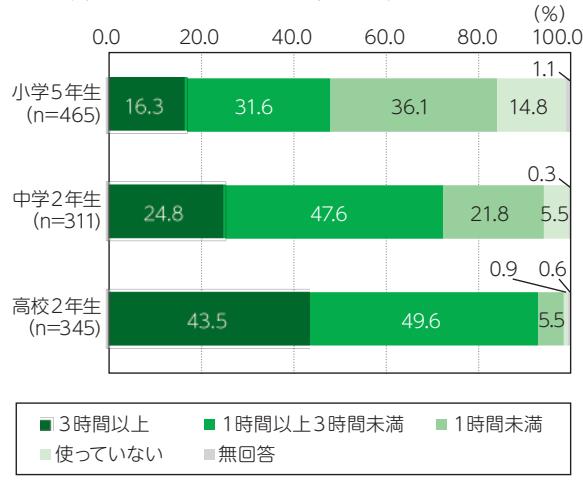
- 共働き世帯の増加や核家族化等、家庭環境が多様化し、放課後児童クラブと放課後KIDSルームの利用児童数が増加していることから、全小学校での放課後KIDSルームの設置も含め、整備を拡充していく必要があります。放課後児童クラブは、質の向上を目指し、平成31年度から、運営形態を補助事業から委託事業へ変更しており、更なる質の向上を目指して、放課後児童クラブと放課後KIDSルームの一体型の実施を推進していく必要があります。
- 放課後に習い事や塾に通う子どもが増え、自由な遊びや生活体験の中で得られる経験が少なくなっています。こうした中、子どもが自由な意思で選択でき、多様な遊びや体験が得られる居場所の提供が求められています。さらに、子どもの成長過程に応じてそのニーズも多様化することから、子どもの居場所においても、成長の連続性を大切にした切れ目のない支援が求められています。
- インターネット、テレビ、ゲーム等が普及し、メディアへの接触も低年齢化や長時間化が進む中、子どもの学習の仕方やコミュニケーションの取り方も変化しています。こうしたことから、子どもと保護者の双方へ、各メディアを適切に利用していくための周知や啓発が必要になっています。

## データ

■児童館・こどもの館の利用人数



■小中高生のインターネット利用時間



出典:松戸市子どもわかもの課資料(各年度の実績値)

出典:松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書  
(平成31年3月)

## 施策の展開

### 施策2-1 新・放課後子ども総合プランを推進する

重点施策

#### 施策の方向

全ての小学生が放課後等を安全に安心して過ごしながら、多様な体験・活動を通じて、生きる力を育むため、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後KIDSルームの両事業を推進していきます。その運営に当たっては、「安全で安心な居場所であること」、「子どもの成長支援の場であること」、「保護者の就労と育児の両立を支援する場であること」という方針をもとに事業を展開します。

#### 主な事業

事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

No.	名 称	概 要	担当部署等
23 事業計画	放課後児童クラブ事業	保護者が就労等の理由で専門家庭にいない児童を放課後に預かり、児童の健全な育成を図ります。	子育て支援課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)
	松戸市子ども・子育て支援事業計画（第5章）にて管理		
24 事業計画	放課後KIDSルーム事業	放課後等に学校の図書室等を利用して、児童の居場所を提供します。読書や宿題、自習や体験活動を行うことができます。	子育て支援課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)
	松戸市子ども・子育て支援事業計画（第5章）にて管理		
25 事業計画	新・放課後子ども総合プランの推進	全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後KIDSルームの一体型の実施を中心に整備等を進めます。	子育て支援課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)
	松戸市子ども・子育て支援事業計画（第5章）にて管理		
26	放課後児童クラブ支援員研修	放課後児童クラブ支援員のスキルアップを目的として、計画的に研修を実施します。	子育て支援課



## 施策2-2 地域における子どもの居場所づくりを推進する

重点施策

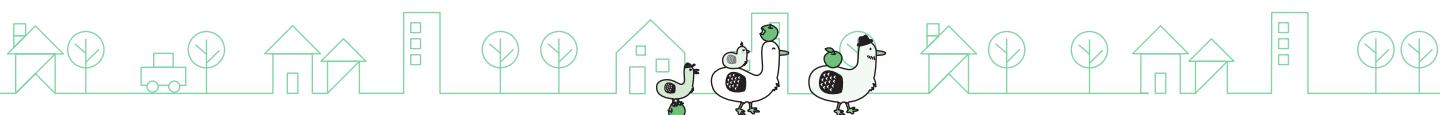
### 施策の方向

地域において、子どもが自由な意思で選択でき、多様な遊びや体験・活動、さまざまな人との交流ができる居場所づくりを進めます。また子どもがありのままの自分自身を肯定的に受け入れ、安心して過ごすことができるよう、信頼できるスタッフを配置し、必要に応じて相談や支援を行います。

### 主な事業

事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

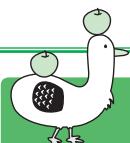
No.	名 称	概 要		担当部署等
27 重点	児童館・こども館	子どもたちが放課後や休日に自由に遊び、多様な体験や交流ができ、乳幼児期から思春期までの子どもの成長を見守り、切れ目のない支援ができる場所です。各施設の連携や支援等のセンター機能を持つ児童館の整備とこども館の増設を図ります。		子どもわかもの課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	センター機能を持つ児童館を整備します	—	1施設	1施設
	児童館・こども館を整備します	4施設	7施設	7施設
28 重点	中高生の居場所づくり (青少年プラザ)	思春期の中高生世代の子どもが、家庭や学校以外の第3の居場所（サードプレイス）として、一人でも友だち同士でも自由に利用でき、自主的な活動、体験、悩みの相談等を気軽にできる場所です。また類似施設である青少年会館の活用等、各地域で共通した機能を提供します。		子どもわかもの課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	中高生の居場所を整備します	3施設	6施設	6施設
29 重点	子どもの遊び場の活用	子どもの体験や活動の場として活用を図り、子ども会や青少年相談員等、子どもの活動を支援する市民との連携を図ります。また、遊び場の減少等の課題に対応し、今後のあり方（仕組みづくり）について千葉大学との共同研究事業を進めます。		子どもわかもの課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	仕組みづくりの検討 千葉大学との共同研究	実施	実施	実施



事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

No.	名称	概要	担当部署等
30	青少年教室	小中高生を対象に、青少年自ら、芸術・文化・スポーツ等に関わり自己表現活動を深め、学校外の学習に生き生きと取り組む機会を提供します。また親子・地域の関わりを重視して開催します。	生涯学習推進課
31	子どもの体験プログラムの実施	主に小学生を対象に、夏休み等を利用して、スポーツ・ものづくり等、さまざまな体験プログラムを実施し、子ども同士や地域の大人・若者との世代間交流もできる場を提供します。	生涯学習推進課
32 新規	青少年の支援に関する人材の育成（支援者研修の実施）	児童館・こども館、中高生の居場所（青少年プラザ）のほか相談機関や青少年団体等、青少年支援に携わるスタッフや支援者の育成と連携のための研修や情報交換会を開催します。	子どもわかもの課

## まつどコラム



## 中高生の居場所の充実に向けて

中高生世代の放課後や休日の過ごし方が多様化し、SNS等コミュニケーションツールが発達する中、子どもを取り巻く環境が変化しています。

本市では、思春期にあたる中高生世代の子どもが、家庭や学校以外の第3の居場所（サードプレイス）として気軽に集い、いつでも悩みを相談できる「中高生の居場所づくり」に力を入れています。

中高生の居場所は、自由に利用でき、おしゃべりのできるスペースや自習スペース等、交流や勉強ができる環境とともに、中高生世代が必要とする遊びやくつろぎの場を提供しています。

また、信頼できる身近な相談相手となるスタッフを常時配置しています。特に、何でも相談できる若いスタッフがいることは重要で、子どもの孤立を防ぎ、学校や家庭と連携しながら、必要に応じて専門機関へつなぐ役割を担っています。

今後は、こうした居場所が市内の各地域に広がり、多様な市民の方々と子どもが、お互いに顔が見える関係づくりを進める拠点となることも目指していきます。



## 施策2-3 青少年に多様な体験や交流、学びの機会を提供する

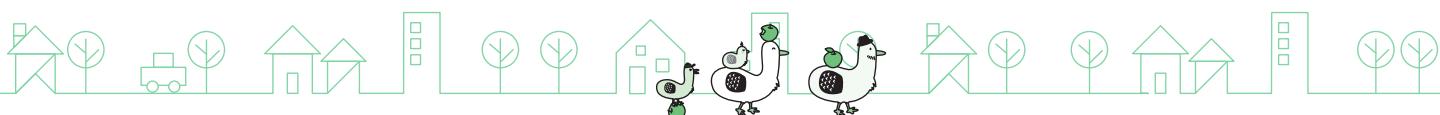
### 施策の方向

子どもが、地域の自然や多様な文化、歴史に触れることができるよう、場所や機会を増やしていきます。またインターネット、テレビ、ゲーム等が普及し、メディアへの接触も低年齢化や長時間化が進む中、これらのメディアを適切に利用するための周知や啓発に取り組みます。

### 主な事業

事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

No.	名 称	概 要		担当部署等
27 再掲 重点	児童館・こども館	子どもたちが放課後や休日に自由に遊び、多様な体験や交流ができ、乳幼児期から思春期までの子どもの成長を見守り、切れ目のない支援ができる場所です。各施設の連携や支援等のセンター機能を持つ児童館の整備とこども館の増設を図ります。		子どもわかもの課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	センター機能を持つ児童館を整備します	—	1施設	1施設
	児童館・こども館を整備します	4施設	7施設	7施設
28 再掲 重点	中高生の居場所づくり(青少年プラザ)	思春期の中高生世代の子どもが、家庭や学校以外の第3の居場所(サードプレイス)として、一人でも友だち同士でも自由に利用でき、自主的な活動、体験、悩みの相談等を気軽にできる場所です。また類似施設である青少年会館の活用等、各地域で共通した機能を提供します。		子どもわかもの課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	中高生の居場所を整備します	3施設	6施設	6施設
33 重点	子どもの学習支援事業	経済的に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所づくり・カウンセリングを行うことにより、基礎学力の向上等を目指します。		生活支援一課／子育て支援課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	対象生徒の高等学校等への進学率(学校基本調査)	98.5%	一般世帯の生徒と同等	一般世帯の生徒と同等



## 基本目標Ⅰ「子どもの力」～子どもの権利が尊重され、心豊かに育つことができる～

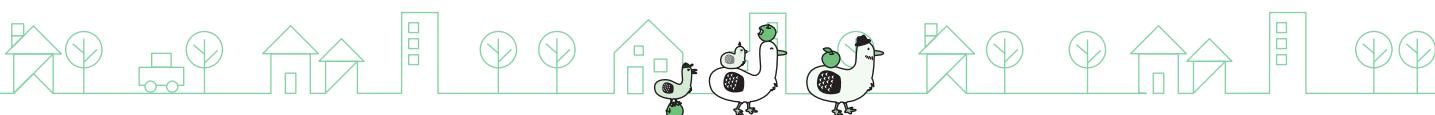
事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

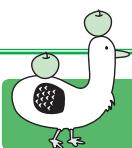
No.	名称	概要		担当部署等
34 重点	ゲットユアドリーム	中学生が、地域のさまざまな職業や経験の大人と交流し、多様な価値観に触れ、将来の夢を考える機会を提供します。		子どもわかもの課
	目標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	実施中学校数を増やします	2校	8校	10校
25 再掲 事業 計画	新・放課後子ども総合プランの推進	全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後KIDSルームの一体型の実施を中心に整備等を進めます。		子育て支援課
	目標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理			
30 再掲	青少年教室	小中高生を対象に、青少年自ら、芸術・文化・スポーツ等に関わり自己表現活動を深め、学校外の学習に生き生きと取り組む機会を提供します。また親子・地域の関わりを重視して開催します。		生涯学習推進課
31 再掲	子どもの体験プログラムの実施	主に小学生を対象に、夏休み等を利用して、スポーツ・ものづくり等、さまざまな体験プログラムを実施し、子ども同士や地域の大人・若者との世代間交流もできる場を提供します。		生涯学習推進課
35	森のこども館 (野菊野こども館)	「21世紀の森と広場」の豊かな自然の中で、乳幼児から小学生までさまざまな体験や遊びを提供します。		子どもわかもの課
36 新規	夢の教室の実施	市立小学校全校5年生を対象に、オリンピック出場経験のあるスポーツ選手、現役サッカー選手をはじめさまざまな種目で活躍するアスリート、そのOBやOGらを「夢先生」として学校に迎え、「夢を持つことの大切さ」や「仲間と協力することの大切さ」をゲームやトークを通じて子どもたちに伝えています。		東京オリンピック・パラリンピック推進課
37 新規	子ども・若者の総合的な支援体制の整備	家庭や学校、社会にうまく適応できない中高生に対する支援や相談体制を充実させることを目的として、少年センターの機能を見直し、子ども・若者を総合的に支援する体制を整備します。(子ども・若者支援協議会及び子ども・若者総合相談センターの検討)		子どもわかもの課
38 新規	子ども夢フォーラム	全ての子どもたちが夢を持ち実現を目指すことができるよう、小中学生のスポーツや文化活動の発表や表彰、こどもモニターによる市への提言等を行います。		子どもわかもの課



事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業 **新規** 平成27年度以降の新規事業

No.	名 称	概 要	担当部署等
39	Let's体験の実施	中学生から20代の青少年が、夏休み期間を活用し、地域のさまざまな課題解決に取り組む市民活動団体の活動現場で、ボランティア活動を体験します。	市民活動サポートセンター(市民自治課)
40	職場体験活動	児童生徒の職場見学・体験が受け入れ可能な企業のリスト一覧を市内小中学校に配布し、児童生徒の職場見学・体験を支援します。	指導課
41	農業体験活動	子ども農山漁村交流プロジェクト等のパンフレット等を配布し、キャリア教育の一部としての体験を支援します。	指導課
42	職人の技体験活動	キャリア教育の一部として、職人の技を体験できる機会を設けます。	各学校(指導課)
43	農園こどもの遊び場	青少年相談員との連携により、こどもの遊び場を活用し、子どもたちが土にふれ、野菜を育てるなどを通じて自然と親しむ体験をする「農園こどもの遊び場」を推進します。	子どもわかもの課
44	オープンフォレスト	里山ボランティア活動が行われている民有地の森で、子どもが遊べる工夫をしてイベントを開催します。	みどりと花の課
45	平和大使長崎派遣	中学生に戦争や核兵器の無い平和な未来を築こうという心を育んでもらうため、市内中学生を長崎市に平和大使として派遣します。	総務課
46	21世紀の森と広場	樹林地、池、湿地、田んぼ等の豊かな自然環境と、さまざまなレクリエーションに対応できる芝生広場が広がる総合公園で、自然観察会、クラフト教室等を行います。	公園緑地課 パークセンター
47	戸定歴史館	最後の水戸藩主・徳川昭武の屋敷であった戸定邸を中心として整備された博物館です。主に松戸徳川家の資料4千点が収蔵されています。	戸定歴史館
48	博物館	『見て・触れて・体全体で感じる』体験型博物館です。常設展示室では3万年前の旧石器時代から1960年代の常盤平団地の誕生まで、松戸3万年の歴史を展示しています。また、縄文時代の竪穴住居を3棟復元し、内部を見学することができます。	博物館
49	図書館	子ども本まつりの開催等、読書普及に関わるイベントを開催するほか、資料の提供を行います。	図書館





## ゲットユアドリーム

中学生が、生き方や働き方の多様性を身近に感じられるよう、地域で活躍するさまざまな職業や経歴の人たちの話を聞く機会を作ります。

親や学校の先生以外の地域の人とふれあいながら、生い立ち、職業についたきっかけ、失敗談等の話を聞くことで、自分自身の将来を考えるきっかけとなります。このような取組みを通じて、中学生が自らの可能性を信じて成長できるよう、支援していきます。



講師:看板屋



講師:ウェディングプランナー



講師:美容師



講師:介護施設設長



## 基本施策

## 3

## さまざまな課題や困難さを抱える子ども・若者を支援する



## 目指す姿

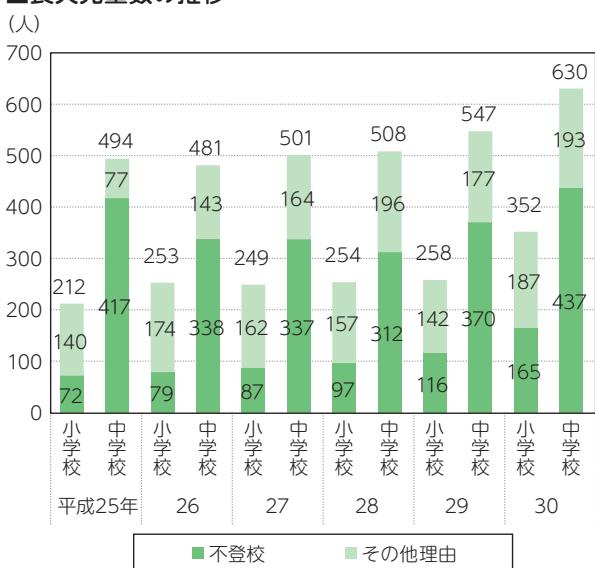
- ◆ 子どもが悩みを抱えた際に、気軽に相談できる人や場所があります。
- ◆ 子どもが抱えるさまざまな悩みや気持ちを受け入れてもらうことで、自己肯定感が育まれ、自信をもって考えを述べたり、自分と異なる意見を受け入れたりすることができます。
- ◆ 子どもの発達の課題を早期に発見し支援につなげていくことで、子どもが本来持っている力を発揮できます。

## 現状と課題

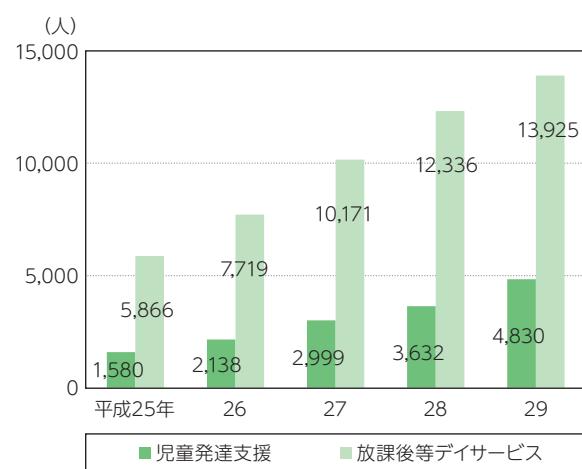
- 子どもが自立し、社会に参加していくためには、さまざまな課題や困難があります。こうした悩みについて、子どもが安心して身近な大人に相談できるよう、子どもの悩みや不安を受け止めることができる体制を整えていく必要があります。
- 子どもの発達に課題がみられた場合、早期に発見し、適切な支援や療育につなげていく必要があり、保護者の障害受容等に配慮した支援体制の充実が求められています。また地域の幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校においても、適切な教育・保育が受けられる体制の整備が求められています。
- 本市は、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者が増えており、それぞれの事業所も増加傾向にあります。子どもにとってふさわしいサービスにつなげていくため、各事業所において質の確保に取り組む必要があります。

## データ

■長欠児童数の推移



■児童発達支援・放課後等デイサービス利用者数



出典：松戸市障害福祉課資料

※不登校の定義：30日以上欠席した長期欠席児童・生徒のうち、何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的原因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあることをいう（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）。

出典：松戸市教育委員会教育研究所資料

## 施策の展開

### 施策3-1 子どもの不安や悩みを解消する

重点施策

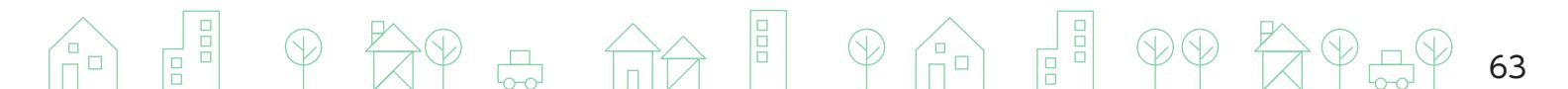
#### 施策の方向

子どもが、友だちのこと、家族のこと、勉強や将来のことについて、不安に感じたり悩んだりしたときに、子どもが安心して身近な大人たちに相談できるよう、子どもの悩みや不安を受け止めることができる体制を整えます。また必要に応じてさまざまな機関や支援者との連携により、子どもの課題解決に向けた支援を進めます。

#### 主な事業

事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

No.	名 称	概 要		担当部署等
50 重点	青少年相談	思春期の青少年の悩みに寄り添い、青少年が身近に相談できる居場所を増やします。		子どもわかもの課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	相談できる居場所を増やします	3か所	6か所	6か所
51 重点 新規	いじめ相談・いじめ防止対策	児童生徒や保護者等からのいじめに関する相談体制を充実させるため、いじめ電話相談の運営をします。並びに、いじめ防止対策委員会を設置し、いじめの未然防止・早期発見に努めています。		指導課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	いじめのない安全・安心な教育環境を整えます	随時対応	継続実施	継続実施
52 新規	子ども家庭総合支援拠点(子ども家庭相談課)	家庭に関する多様な相談や18歳未満の子どもに関する相談を受け付けます。また、児童虐待の重症化や繰り返しの発生を予防するため、必要に応じて学校や保育所等の関係機関と連携しながら、保護者による適切な養育や、児童の将来的な自立を目指し、継続的に支援を実施します。		子ども家庭相談課
37 再掲 新規	子ども・若者の総合的な支援体制の整備	家庭や学校、社会にうまく適応できない中高生に対する支援や相談体制を充実させることを目的として、少年センターの機能を見直し、子ども・若者を総合的に支援する体制を整備します。(子ども・若者支援協議会及び子ども・若者総合相談センターの検討)		子どもわかもの課

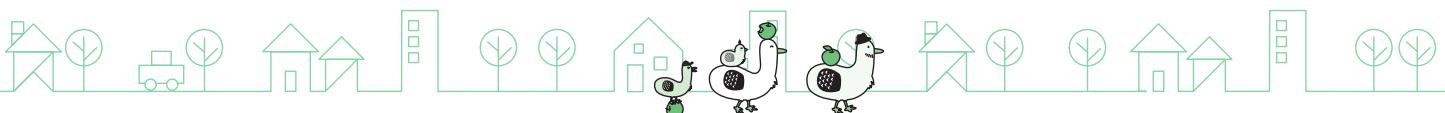
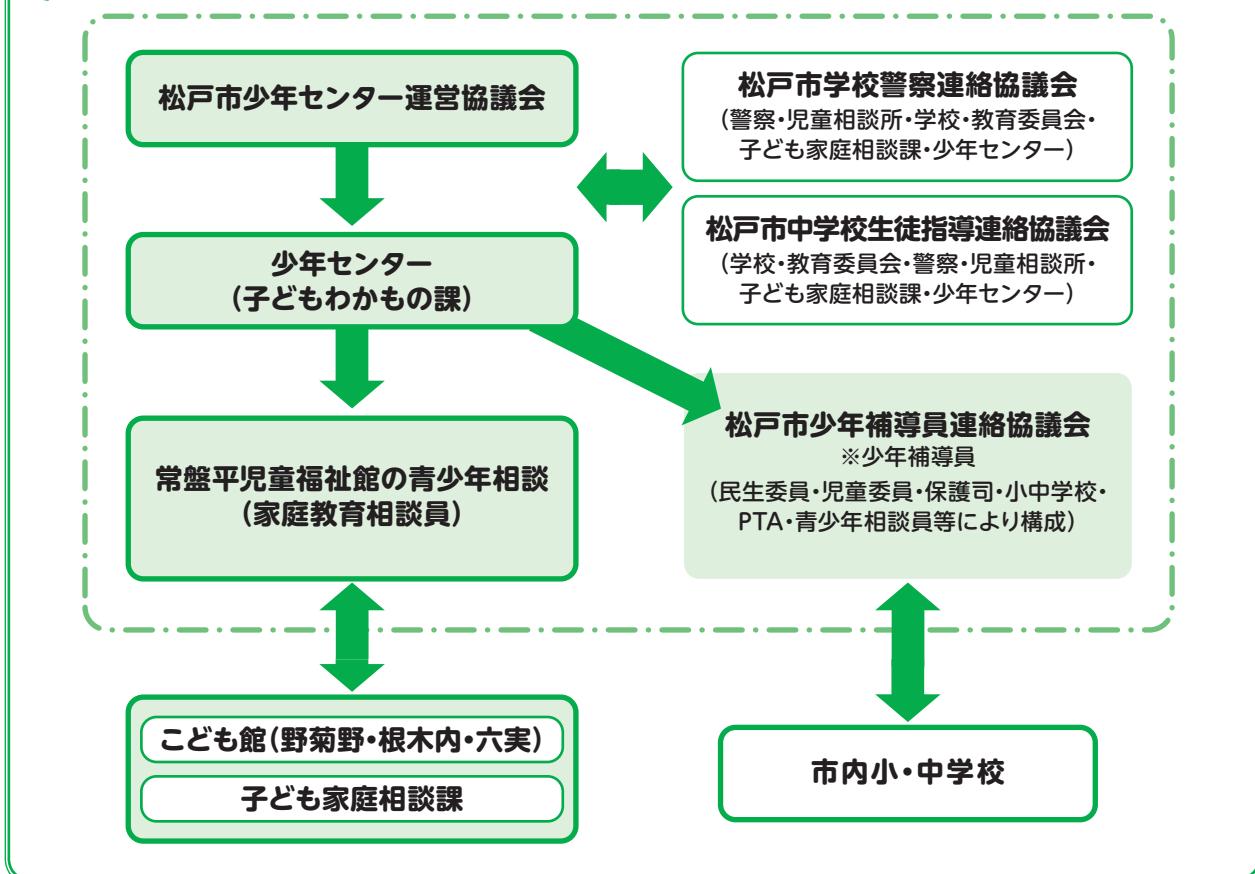


事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

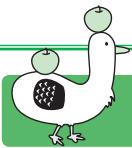
No.	名 称	概 要	担当部署等
53	適応指導教室運営業務 (ほっとステーション) (ふれあい学級)	不登校児童生徒が教育相談を行う過程で、適応指導教室への通級を通して、集団への適応力を高め社会的自立を目標に段階的な支援を行っています。	教育研究所
54	学校教育相談業務 (訪問相談)	保護者の困り感（特に不登校）に迅速に支援するための訪問相談を行っています。	教育研究所
55	地域若者サポートステーション	まつど地域若者サポートステーションと連携を図り、ニート等の若者の就労を一貫して支援するため、職業的自立に向けた就労に必要な研修（キャリア開発プログラム）や臨床心理相談等を実施します。	商工振興課
56	若者就労支援業務	地元での就職を希望する若者と人材確保に悩む市内企業との出会いの場を提供する「まつど合同企業説明会」を開催します。	商工振興課



#### ◆少年センターと関係機関の連携（現状）



まつどコラム



## まつど地域若者サポートステーション



働くことに悩みのある15～39歳までの若者の職業的自立を図るため、個人面談や就職に向けたスキルアッププログラム、職場体験、ボランティア等、さまざまなメニューを提供し、就職や進学に向けた支援を行っています。



## 施策3-2 障害や発達の不安等を抱える子どもの自立を支援する

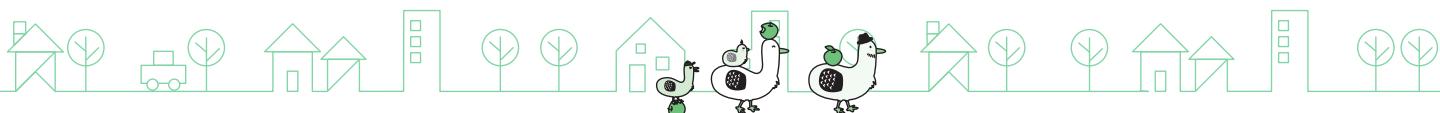
### 施策の方向

子どもの発達における課題を早期に発見し、適切な支援や療育につなげるために、相談支援体制の充実を図るとともに、障害児が地域の幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校等において、適切な教育・保育が受けられる体制を整備します。また医療的ケア児が保育所等で安全・安心に過ごせるよう、医療、福祉等の関係機関の連携を推進します。

### 主な事業

**事業計画** 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業 **新規** 平成27年度以降の新規事業

No.	名 称	概 要		担当部署等
57 重点	児童発達支援 (障害児通所支援)	障害を持つ子どもが施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。		障害福祉課／ 健康福祉会館 こども発達センター
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	児童発達支援事業所ガイドブックによる情報提供をします	ガイドブックによる情報提供の実施	情報提供の継続	情報提供の継続
58 重点	放課後等デイサービス (障害児通所支援)	就学している障害を持つ子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、療育等生活能力の向上のための訓練等を行います。		障害福祉課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	放課後等デイサービス事業所ガイドブックによる情報提供をします	ガイドブックによる情報提供の実施	情報提供の継続	情報提供の継続
59 重点	児童施設等巡回相談 (千葉県障害児等療育支援事業)	地域の保育所（園）、幼稚園等に通う療育相談を必要としている児童のいる施設職員に対して相談・助言を行います。		健康福祉会館 こども発達センター
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	支援の充実に向けた検討を推進します	検討に向けた調査研究	検討の継続実施	検討の継続実施
60	保育所等訪問支援事業	保育所、幼稚園等の集団生活を営む施設に通う障害を持つ子どもについて、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。訪問先施設との連携を図っていきます。		健康福祉会館 こども発達センター
61	こども発達センター (相談・診療)	子どもの育ちについて不安のある場合や心身の発達に遅れがある場合等に医師や専門スタッフが相談に応じます。		健康福祉会館 こども発達センター



## 基本目標Ⅰ「子どもの力」～子どもの権利が尊重され、心豊かに育つことができる～

事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業 **新規** 平成27年度以降の新規事業

No.	名称	概要	担当部署等
62	こども発達センター (外来療育)	こども発達センターで診察を受けたこどもを対象に、それぞれの発達に必要な支援を専門スタッフが行います。	健康福祉会館 こども発達センター
63	こども発達センター (通園保育)	障害を持つ就学前の子どもを対象に、日々の通園によって、生活面の自立等に向けて保育を基本とした療育を行います。	健康福祉会館 こども発達センター
64	就学相談業務 (五香分室)	子どもの発達課題や就学先等について、専門的立場から相談に応じます。	教育研究所
65 <b>新規</b>	保育所における医療的ケア児の受入	人工呼吸器を装着している児童、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童が保育所等の利用を希望する場合に受け入れができる保育所等の体制を整備し、医療的ケア児及び保護者の地域生活支援の向上を図ります。	保育課
66 <b>新規</b>	臨床発達心理士の巡回相談	配慮を要する子どもの受入体制強化のため、臨床発達心理士が保育所を巡回し、保育所職員に対して相談・助言を行います。	保育課
67	こども発達センターの保育所交流	こども発達センター通園部の子どもが保育所での集団保育を経験する機会を設け、成長を支援します。	保育課／ 健康福祉会館 こども発達センター
68 <b>新規</b>	地域子育て支援拠点 (おやこDE広場・子育て支援センター)での交流	地域子育て支援拠点(おやこDE広場・子育て支援センター)にて医療的ケアを必要とする子どもとその保護者が安心して交流できる場を提供します。	子育て支援課



## 基本施策

4

# 全ての子どもの権利が尊重される

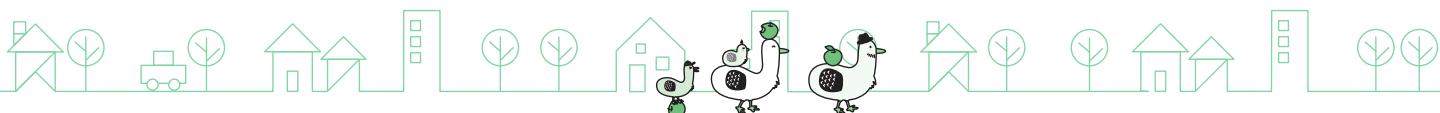


## 目指す姿

- ◆ 全ての子どもの最善の利益が尊重され、子どもの意思や気持ちがさまざまな機会で反映されています。
- ◆ 全ての子どもの命と健やかな育ちが守られ、家庭の経済状況や国籍等に関わらず、子どもの権利や自己実現が保障されています。
- ◆ 全ての子どもが、自ら夢や希望をもって自らの力で主体的に行動できるようになります。

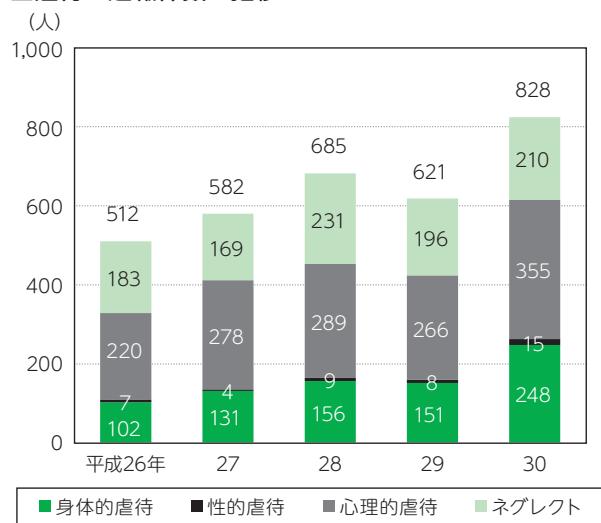
## 現状と課題

- 子どもは、自分に關係のあることについて、自分の意見を自由に表す権利を持っています。大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮しなければなりません。さらに、子どもが自分のことを自ら考え、決めていく機会が保障されていることが重要であり、子どもが社会に関心を持ち、参画して、意見や気持ちを表明できる機会を確保していくことが必要です。
- 地域の関わりの希薄化や核家族化により、育児に関する相談相手や支援者が身近にいないという保護者もいます。育児に行き詰まり、子育てに自信を失う等、保護者の育児ストレスが増大することで、子どもに對して不適切な育児、不当な虐待に及ぶ危険性もあります。
- 市内の児童虐待対応件数は増加しており、虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、アフターケアに至るまで、切れ目のない支援を行うことが必要です。
- 「松戸市子育て世帯生活実態調査（平成30年3月）」によると、家庭が経済的な理由等により生活困窮となっている場合、子どもの自己肯定感や将来の夢をもつ割合が低い傾向が見られました。全ての子どもが、家庭の環境や経済的な状況によらず、等しく健やかに成長できるよう、さまざまな対策が求められています。
- 外国籍の子どもの数は年々増加傾向にあり、両親が日本語を母国語としない場合、子どもの日本語力が不十分なケースが見受けられます。こうした場合、日本語で会話はできても相手や自分の心の内側を理解するような深い思考を重ねることができず、学習やコミュニケーションで影響を及ぼす恐れもあるため、子どもの成長過程に応じた丁寧な支援が必要となります。

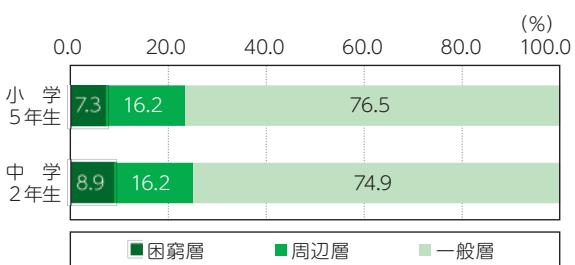


## データ・

### ■虐待の通報件数の推移



### ■生活困難層（困窮層・周辺層）の割合



出典:松戸市子育て世帯生活実態調査報告書(平成30年3月)

### ■子どもの高等学校等進学率の推移（全国）



## 施策の展開・

### 施策4-1 子どもが参画できる機会を充実させる

重点施策

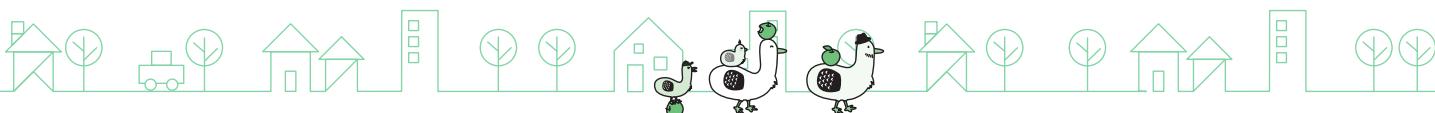
#### 施策の方向

子どもが主体となって、自分の意見を表明でき、活動できる機会を継続してつくっていきます。また、多様な体験を通じて子どもが社会に参画できる機会を充実し、子どもたちのニーズや豊かな発想を市の施策や地域活動等に反映させていきます。

#### 主な事業

事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

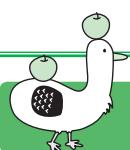
No.	名 称	概 要		担当部署等
69 重点	子どもの参画の推進 (児童館・こども館・青少年プラザ)	子どもたちが、児童館・こども館・青少年プラザ等の運営に参画できる機会を充実させ、子どもたちの意見を反映した事業を推進します。		子どもわかもの課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	児童館・こども館・青少年プラザの運営に関わる子どもを増やします	1人／年	13人／年	13人／年
70 重点	子どもの参画の推進 (こどもモニター・子ども夢フォーラム)	子どもたちの意見が市政に反映できるよう「こどもモニター」の事業を推進するとともに、「子ども夢フォーラム」で市長への提言を行うなど、子どもの権利の尊重について市民全体への周知に努めます。		子どもわかもの課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	こどもモニターの活動回数を増やし、内容の充実を図ります	11回／年	13回／年	15回／年
38 再掲 新規	子ども夢フォーラム	全ての子どもたちが夢を持ち実現を目指すことができるよう、小中学生のスポーツや文化活動の発表や表彰、こどもモニターによる市への提言等を行います。		子どもわかもの課
71	市内大学との包括協定	地域コミュニティづくりや地域社会の発展に寄与することを目的に、市内大学と包括協定を締結し、大学生が地域とのつながりを深める活動を推進します。		政策推進課
72	児童・生徒への選挙啓発	市内に在住または通学している小・中学校及び高等学校の児童、生徒を対象に、明るい選挙ポスター、標語、習字作品を募集し、将来の有権者である児童・生徒の選挙に対する関心を高めます。		選挙管理委員会事務局
73	バースデーカードの交付	選挙の意識高揚を図るために、新有権者を対象として、18歳の誕生日に届くよう、バースデーカードを郵送により交付します。		選挙管理委員会事務局



事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

No.	名称	概要	担当部署等
74 新規	若者世代の期日前投票立会人の活用	若者世代の政治や選挙に対する関心を高めていくため、18歳、19歳、20歳代の期日前投票立会人を募集し、活用する取組みを進めています。	選挙管理委員会事務局

## まつどコラム



## 子ども夢フォーラム

子どもの参画の推進には「子どもの社会的な経験・体験を増やすこと」、「まちづくりに子どもたちの意見を活かす」ことが必要です。

学校の勉強やスポーツだけでなく、経済や社会活動、体験や交流等、いろいろな活動に参加しながら社会との関わりを持つ経験をすることで、自立心やリーダーシップ、自ら考える力を養うことにつながります。

子ども夢フォーラムは、スポーツや文化芸術活動を広く表彰・発表する機会として、多様な子どもたちの体験や活動を推進し、市民全体で子どもたちの活動を応援する環境づくりを目指しています。今後は、ボランティア活動等の社会貢献活動や子ども一人ひとりの多様性を応援する活動も視野に入れていくと考えています。

また同フォーラムでは、子どもたちが自ら考え意見を発信する活動として、こどもモニターが、市長への提言を発表しています。これからの中を構築していくときに、大人だけで考えて作っていくのではなく、子どもの意見や発想を尊重し、まちづくりに活かすことが大切です。今後も、同フォーラムをきっかけに、子どもが、「自分たちの未来は自分たちで考える」ことができる機会を増やしていきます。



## 施策4-2 児童虐待の予防・防止対策を推進する

重点施策

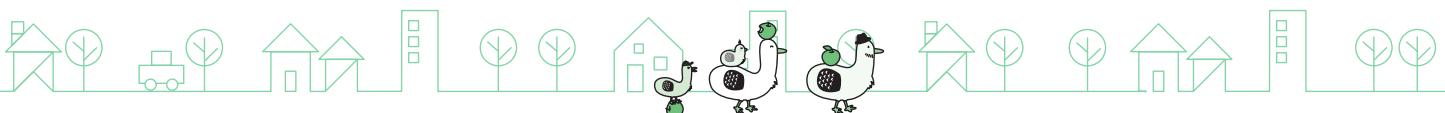
### 施策の方向

全ての子どもの生命と健やかな育ちを守るために、子どもの虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、アフターケアに至るまで、切れ目のない支援を行います。また重篤な虐待は乳幼児期に発生しやすいことから、妊娠期から支援が必要な家庭を把握し、相談や支援を継続的に実施していきます。

### 主な事業

事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

No.	名 称	概 要		担当部署等
75 重点	子どもを守る地域ネットワーク（松戸市児童虐待防止ネットワーク）機能強化	要保護児童等の早期発見や適切な対応・支援を行うため、松戸市児童虐待防止ネットワーク構成員の連携並びに専門性強化と、地域住民への周知を図る取組みの充実を図ります。		子ども家庭相談課
	目標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	専門職向けの研修会等を実施します	年3回以上の研修会等の実施	現状維持	現状維持
	松戸市虐待防止マニュアルを作成します	未作成	完成及び随時見直し	完成及び随時見直し
52 再掲 新規	子ども家庭総合支援拠点（子ども家庭相談課）	家庭に関する多様な相談や18歳未満の子どもに関する相談を受け付けます。また、児童虐待の重症化や繰り返しの発生を予防するため、必要に応じて学校や保育所等の関係機関と連携しながら、保護者による適切な養育や、児童の将来的な自立を目指し、継続的に支援を実施します。		子ども家庭相談課
76 重点	児童虐待防止の広報・啓発活動	虐待防止に関わる市民向け子育て講演会を実施します。また、子ども家庭総合支援拠点の連絡先を載せた「こども相談カード」を作成し、市内の小・中・高校の子どもに配布します。		子ども家庭相談課
	目標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	虐待かもしれないと思った時に市や児童相談所に連絡できる人を増やします	15.4% 「松戸市子ども・子育て支援アンケート調査(平成31年3月)」	—	増加を目指します



## 基本目標 I 「子どもの力」～子どもの権利が尊重され、心豊かに育つことができる～

事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

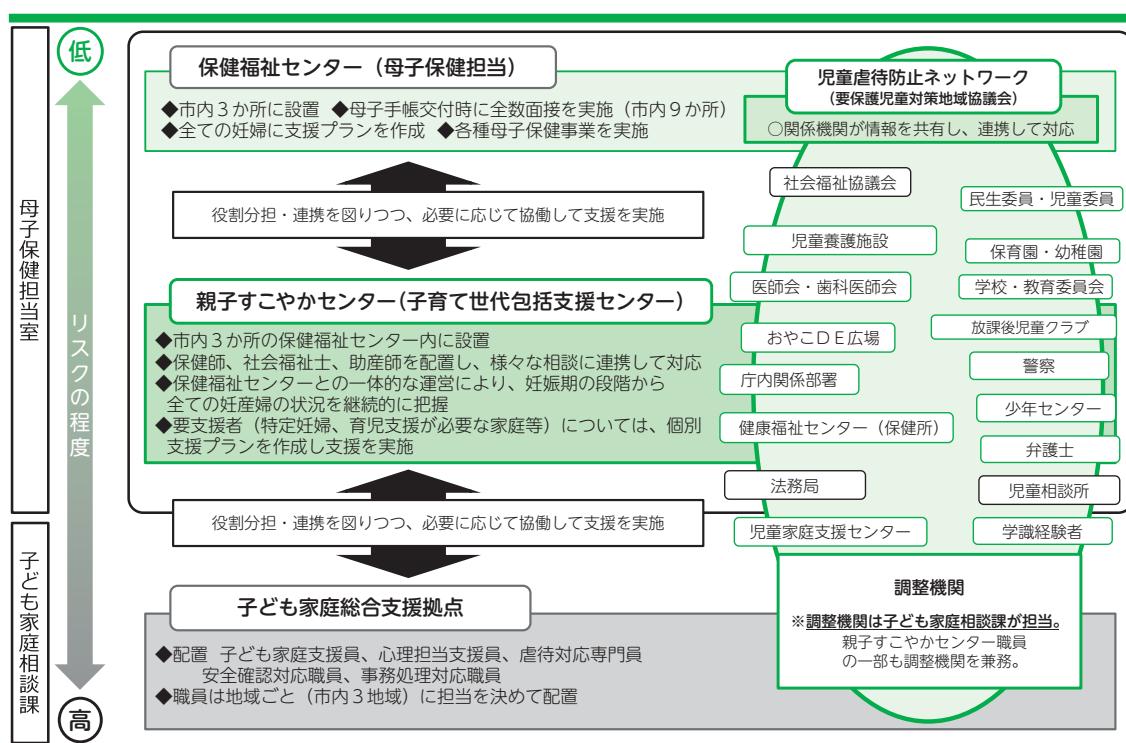
No.	名 称	概 要			担当部署等
77 重点 新規	産後ケア事業	出産後、家族等から十分な育児等の支援が受けられず、特に育児支援を要する家庭を対象に産後ケア事業（宿泊型・訪問型・日帰り型）を実施します。			子ども家庭相談課 母子保健担当室
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)	
	産後ケア事業の利用人数を増やします	63人／年	80人／年	90人／年	
78 事業 計画	養育支援訪問事業	育児支援や家事援助等が必要でありながら、積極的に自ら求めていくことが困難な状況にある家庭に、訪問による支援を行います。養育に不安を抱える家庭が、必要な時に必要な支援が受けられるよう支援員を増やすとともに、支援員の質の向上を図るための体制を整備します。			子ども家庭相談課 母子保健担当室
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)	
	松戸市子ども・子育て支援事業計画（第5章）にて管理				
79 新規	産婦健康診査	産後2週間及び産後1か月の産婦に対する健康診査の費用助成を行い、産後うつの予防や新生児への虐待予防を図ります。			子ども家庭相談課 母子保健担当室
80 事業 計画 新規	利用者支援事業 (親子すこやかセンター)	市内3か所に設置した「親子すこやかセンター」において、保健師、助産師、社会福祉士が、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。			子ども家庭相談課 母子保健担当室
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)	
	松戸市子ども・子育て支援事業計画（第5章）にて管理				
81 事業 計画	乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に保健師・助産師等が訪問し、育児の相談や子育て支援の情報提供を実施します。（未熟児訪問指導、新生児訪問指導と併せて実施）			子ども家庭相談課 母子保健担当室
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)	
	松戸市子ども・子育て支援事業計画（第5章）にて管理				
82	家庭訪問	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なこと等について家庭に訪問して相談に応じています。（保健師、助産師等）			子ども家庭相談課 母子保健担当室
83 事業 計画	子育て短期支援事業 (こどもショートステイ)	保護者が出産や病気等の理由により、一時的に子どもの養育が出来なくなった場合に預けることができます。（夜間・休日養護もあり）			子ども家庭相談課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)	
	松戸市子ども・子育て支援事業計画（第5章）にて管理				



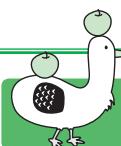


## ◆虐待に関する本市の支援体制

本市では、児童虐待の早期発見・早期対応を目指し、「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、「保健福祉センター」「親子すこやかセンター」「子ども家庭総合支援拠点」において、3つの機能が連携した支援を実施しています。また要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を行うため、「子ども家庭総合支援拠点」が調整役となり、松戸市児童虐待防止ネットワーク構成員の連携並びに専門性の強化を図っています。



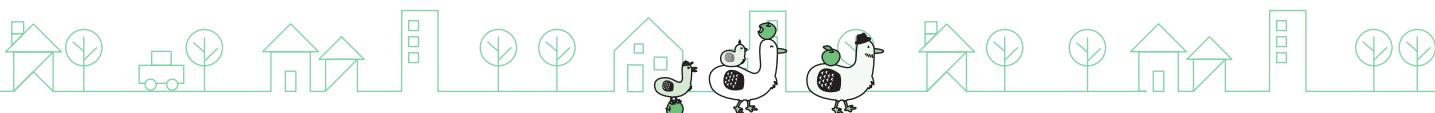
まつどコラム



## オレンジリボン運動

オレンジリボンは、「子ども虐待防止オレンジ運動」のシンボルマークであり、市もキャンペーンに取り組んでいます。

街頭啓発や講演会、市役所内でのパネル展示等、市民が虐待防止に対する意識を高める機会を、今後も充実させていきます。



## 施策4-3 子どもの未来応援(子どもの貧困対策)を推進する

重点施策

### 施策の方向

全ての子どもが、家庭の環境や経済的な状況によらず、等しく健やかに成長し、夢や希望を持って将来を歩んでいけるよう、「松戸市子どもの未来応援プラン（松戸市子どもの貧困対策計画）」を中心に、総合的に子どもの貧困対策を推進します。

### 主な事業

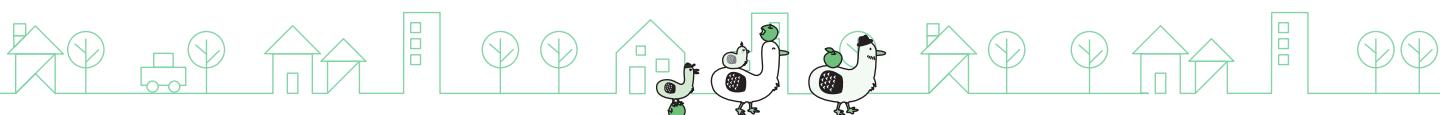
**事業計画** 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業 **新規** 平成27年度以降の新規事業

No.	名称	概要		担当部署等
84 重点 新規	子どもの未来応援事業	子どもの貧困対策に関する理解を深め、地域における支援を広げるため、講演会等を開催します。		子ども政策課 子どもの未来応援担当室
	目標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	講演会やパートナー講座を継続して実施します	講演会2地区開催	継続実施	継続実施
85 重点 新規	学校教育相談業務 (スクールソーシャルワーカー)	スクールソーシャルワーカーの配置により、教育相談の充実や関係機関との連携強化を図ります。		教育研究所
	目標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	市内小中学校へ事業の周知を推進します	実施	継続実施	継続実施
86 重点	ひとり親家庭相談支援業務	母子または父子世帯及び寡婦世帯が抱えるさまざまな問題に関する相談に応じ、必要な支援を行います。		子育て支援課
	目標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	貸付の進達件数	11件／年	継続実施	継続実施
27 再掲 重点	児童館・こども館	子どもたちが放課後や休日に自由に遊び、多様な体験や交流ができ、乳幼児期から思春期までの子どもの成長を見守り、切れ目のない支援ができる場所です。各施設の連携や支援等のセンター機能を持つ児童館の整備とこども館の増設を図ります。		子どもわかもの課
	目標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	センター機能を持つ児童館を整備します	—	1施設	1施設
	児童館・こども館を整備します	4施設	7施設	7施設



事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

No.	名 称	概 要		担当部署等
28 再掲 重点	中高生の居場所づくり (青少年プラザ)	思春期の中高生世代の子どもが、家庭や学校以外の第3の居場所（サードプレイス）として、一人でも友だち同士でも自由に利用でき、自主的な活動、体験、悩みの相談等を気軽にできる場所です。また類似施設である青少年会館の活用等、各地域で共通した機能を提供します。		子どもわかもの課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	中高生の居場所を整備します	3施設	6施設	6施設
33 再掲 重点	子どもの学習支援事業	経済的に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所づくり・カウンセリングを行うことにより、基礎学力の向上等を目指します。		生活支援一課／子育て支援課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	対象生徒の高等学校等への進学率(学校基本調査)	98.5%	一般世帯の生徒と同等	一般世帯の生徒と同等
87 重点	母子・父子就労促進プログラム	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、就職支援を実施します。		子育て支援課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	母子・父子就労促進プログラム策定人数	47人／年	50人／年	50人／年
88	フッ化物洗口	松戸歯科医師会と連携し、効果的なむし歯予防法であるフッ化物洗口を、保育所・幼稚園等で実施しています。		健康推進課
89	児童扶養手当	家庭生活の安定と児童の健全育成を図るため、父又は母と生計をともにしているない、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している保護者等に支給します。		子育て支援課 児童給付担当室
90	ひとり親家庭等医療費等助成制度	ひとり親家庭等（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養していて、前年の所得が制限額未満である家庭）に対し、保険診療分の医療費の自己負担額の一部を助成します。		子育て支援課 児童給付担当室



事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

No.	名称	概要	担当部署等
91	就学援助費	国公立小・中学校に通学している児童生徒の保護者で、児童扶養手当を受給されている方、その他経済的にお困りの方で、同一生計の家族全体の所得が認定基準額に満たない場合等、経済的な理由により子どもを就学させることが困難な家庭に学用品費や給食費等を援助します。	学務課
92	生活保護法による各種扶助費	生活保護被保護者に対し、不足分について、教育扶助（義務教育に伴って必要な教材等の学用品、通学用品、学校給食その他義務教育に伴つて必要なもの）を行います。	生活支援一課／生活支援二課
93	市営住宅管理事業	母子・父子世帯の申し込みの際、抽選の優遇措置が受けられます。	住宅政策課
94 新規	自立相談支援事業（松戸市自立相談支援センター）	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、自立の促進を図ることを目的として、個々の状況に応じた包括的な相談支援を行います。	生活支援一課

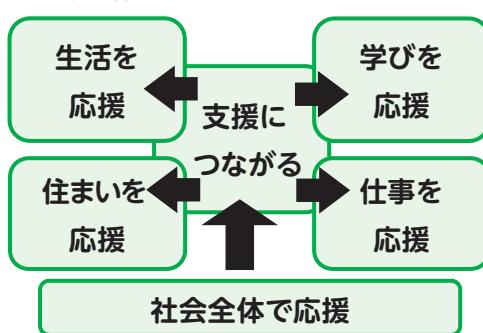


### ◆松戸市子どもの未来応援プラン（松戸市子どもの貧困対策計画）

子どもの貧困対策を推進していくため、平成30年3月に、平成30年度から3年間を計画期間とする「松戸市子どもの未来応援プラン（松戸市子どもの貧困対策計画）」を策定しました。

「松戸市子どもの未来応援プラン」は、「松戸市子ども総合計画（第1期計画）」を上位計画とし、第1期計画の基本理念と基本目標をふまえ、策定しています。

#### ■施策の体系 6つの分類のイメージ



基本目標を実現するための施策の体系としては、国の子どもの貧困対策会議で決定された「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」における「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」で示された6つの分類「①支援につながる、②生活を応援、③学びを応援、④仕事を応援、⑤住まいを応援、⑥社会全体で応援」に沿って展開し、全123事業で総合的に子どもの貧困対策を推進しています。



## 施策4-4 外国籍の子どもへの支援を充実させる

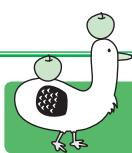
### 施策の方向

外国籍の子ども等、保護者が日本語を母語としない子どもが増加する中、地域で孤立することなく暮らしていくように、子どもの成長過程に応じた言語支援を行います。また、地域における多文化共生に向けた理解を促進するため、外国籍の子どもと日本人の子どもとの交流を活発にしていきます。

### 主な事業

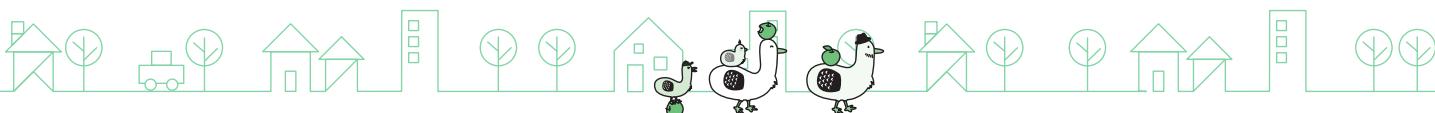
No.	名 称	概 要	担当部署等
95	国際理解教育推進業務による日本語指導	日本語指導協力者が、母語を交えた日本語指導を行います。また、授業中そばに付き添って通訳をします。必要に応じて、学校と保護者間の通訳も行います。	指導課
96	外国人の子どもへの学習支援	認定NPO法人の主催で、日本語で困っている等、同じ悩みを持つ子どもたちが集まって勉強する場を提供します。	文化観光国際課
97	日本語教室	(公財)松戸市国際交流協会と松戸市日本語ボランティア会の共催事業として、15歳以上の市民を対象に日本語教室を開催しています。	文化観光国際課
98 新規	外国人の子どもへの読書支援	外国語絵本等の資料を収集し提供します。	図書館
99 新規	地域子育て支援拠点（おやこDE広場・子育て支援センター）での交流	市内に在住する外国人親子が地域との交流を図れるよう、地域子育て支援拠点（おやこDE広場・子育て支援センター）にて外国人親子が来所しやすいよう工夫したイベントを実施します。	子育て支援課

### まつどコラム



### 海外パパママひろば「みんぐる (min-guru)」

「ほっとるーむ新松戸」では、月に1回、多言語での交流を目的として「みんぐる (min-guru)」を実施しています。国籍に関わらず、地域で子育てができるよう、取り組んでいます。



## 基本目標Ⅱ

# 「家庭の力」

～家庭の子育て力が向上し、  
安心して子育てができる～

### 目指す姿

子どもが健やかに育つためには、家族の愛情と安心して過ごせる家庭環境が大切です。家族が協力して子育てに向き合い、必要な支援や協力を受けながら、全ての子育て家庭が、子育てを通じて楽しみや喜びを実感できるまち「まつど」を目指します。

### 基本施策

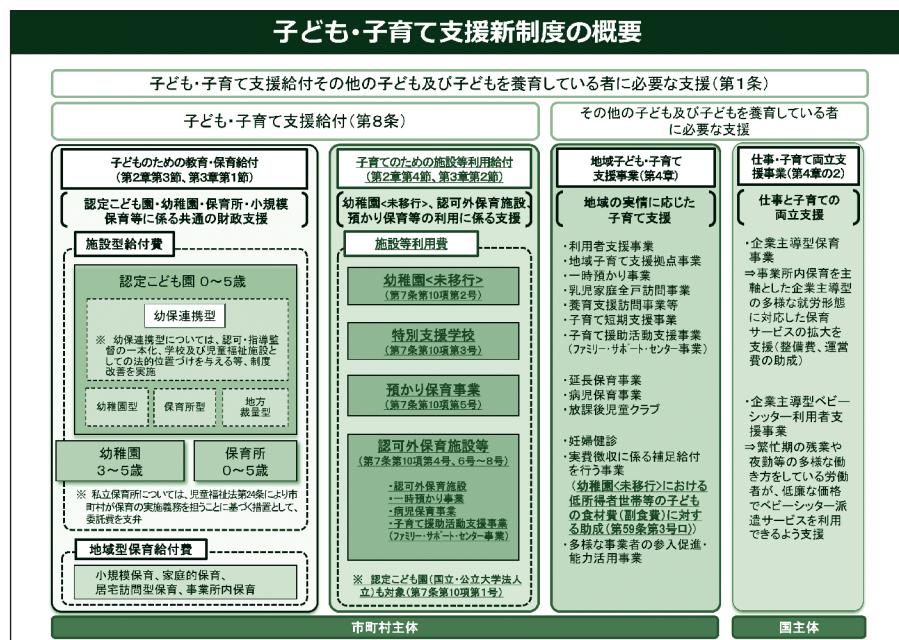
基本目標Ⅱ「家庭の力」を実現するため、4つの基本施策を展開します。

- ◆ 基本施策 5 妊娠・出産期から安心して子どもを産み育てられる
- ◆ 基本施策 6 子育ての充実感を持つことができる
- ◆ 基本施策 7 家庭の孤立や不安を解消する
- ◆ 基本施策 8 社会的支援が必要な家庭を支援する

### 参考

#### ◆子ども・子育て支援法

「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)等に基づく子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)が平成27年4月に本格施行されました。新制度では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、社会全体で子どもと子育て家庭を支えていくこととしています。



資料:厚生労働省資料参照



## 基本施策

5

## 妊娠・出産期から安心して子どもを産み育てられる



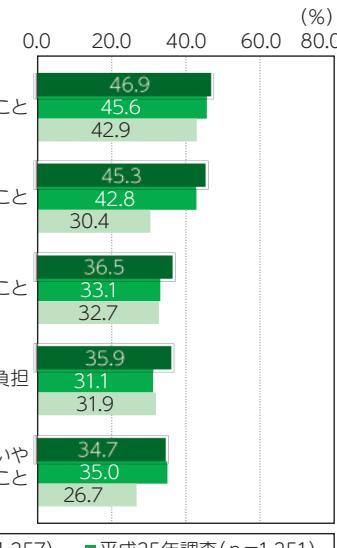
## 目指す姿

- ◆ 妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援が行われ、母子が心身ともに健やかに過ごすことができます。
- ◆ 地域の医療機関と協力しながら、乳幼児の健やかな成長・発達を支援する環境が整っています。

## 現状と課題

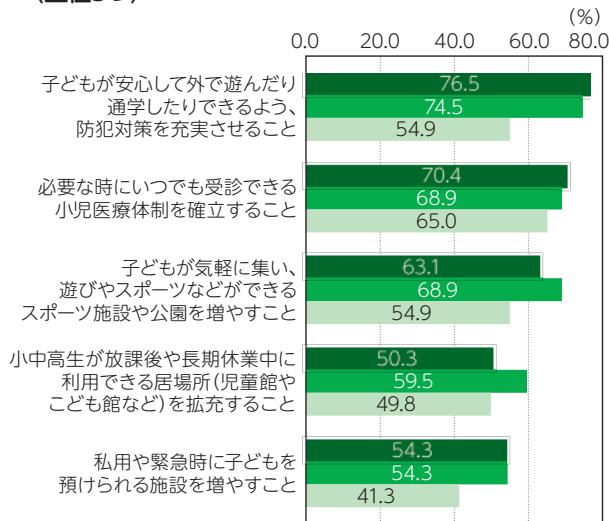
- 若年妊娠や高齢出産等、母子健康手帳交付の時点から継続支援が必要と判断される妊婦が増えています。また核家族化や地域社会との関わりの希薄化等により、周囲に子育てを支援してくれる人がいない状態で、育児不安を抱えながら子育てをしている家庭もあります。家庭によって子育ての環境や抱えている課題はさまざま、複雑化・多様化している傾向もあることから、個々の状況に応じて温かく見守りながら、柔軟に対応していく必要があります。
- 乳幼児は病気や体調の変化を起こしやすく、子どもの急病時等は早急な対応が必要です。「松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）」では、就学前児童の保護者、小学生の保護者、中学生の保護者のいずれにおいても、子どもを産み、育てやすくするために期待する政策として、「小児医療体制の充実」を望む方の割合が高くなっています。
- 地域の中核医療を担う松戸市立病院が、平成29年12月に松戸市立総合医療センターとして移転・開院しました。同院は、東葛北部保健医療圏初の地域周産期母子医療センターとして認定されている他、地域の小児医療の中核として、高度な医療を提供しています。

## データ

■就学前児童の保護者が子育てで悩んでいること  
(上位5つ)

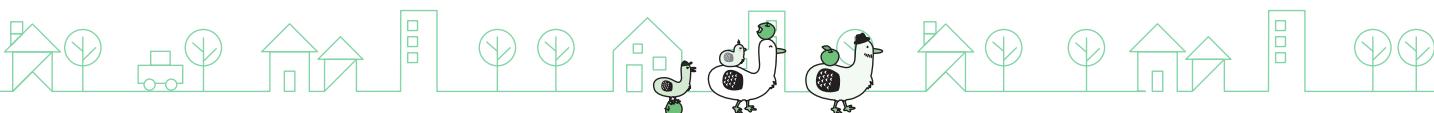
■平成30年調査(n=1,257) ■平成25年調査(n=1,251)  
■平成21年調査(n=483)

出典:松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書  
(平成31年3月)

■子どもを産み育てやすくするために期待する政策  
(上位5つ)

■就学前児童保護者(n=1,257) ■小学生保護者(n=656)  
■中学生保護者(n=317)

出典:松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書  
(平成31年3月)



## 施策の展開・

### 施策5-1 安心して妊娠・出産できる支援体制を充実させる

重点施策

#### 施策の方向

妊娠届提出時等、妊娠初期から出産・子育て期まで切れ目のない相談・支援を行うことで、母親の育児不安の軽減を図っていきます。特に初妊婦や出産後に両親の協力が得られない家庭等、育児不安につながりやすい場合は、相談支援、育児・家事支援、健康面での支援等、包括的な支援を進め、母親の孤立を防いでいきます。また、医療機関との連携やネットワークの構築を進め、安心して妊娠・出産できる支援体制を充実させていきます。

#### 主な事業

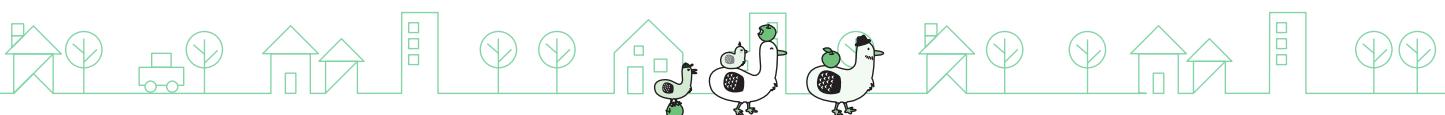
事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

No.	名 称	概 要		担当部署等
77 再掲  重点 新規	産後ケア事業	出産後、家族等から十分な育児等の支援が受けられず、特に育児支援を要する家庭を対象に産後ケア事業（宿泊型・訪問型・日帰り型）を実施します。		子ども家庭相談課 母子保健担当室
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	産後ケア事業の利用人数を増やします	63人／年	80人／年	90人／年
78 再掲  事業 計画	養育支援訪問事業	育児支援や家事援助等が必要でありながら、積極的に自ら求めていくことが困難な状況にある家庭に、訪問による支援を行います。養育に不安を抱える家庭が、必要な時に必要な支援が受けられるよう支援員を増やすとともに、支援員の質の向上を図るために体制を整備します。		子ども家庭相談課 母子保健担当室
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	松戸市子ども・子育て支援事業計画（第5章）にて管理			
79 再掲  重点 新規	産婦健康診査	産後2週間及び産後1か月の産婦に対する健康診査の費用助成を行い、産後うつの予防や新生児への虐待予防を図ります。		子ども家庭相談課 母子保健担当室
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	受診率（2週間目）	－	50%	55%
	受診率（1か月目）	－	85%	90%
80 再掲  事業 計画 新規	利用者支援事業 (親子すこやかセンター)	市内3か所に設置した「親子すこやかセンター」において、保健師、助産師、社会福祉士が、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。		子ども家庭相談課 母子保健担当室
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	松戸市子ども・子育て支援事業計画（第5章）にて管理			



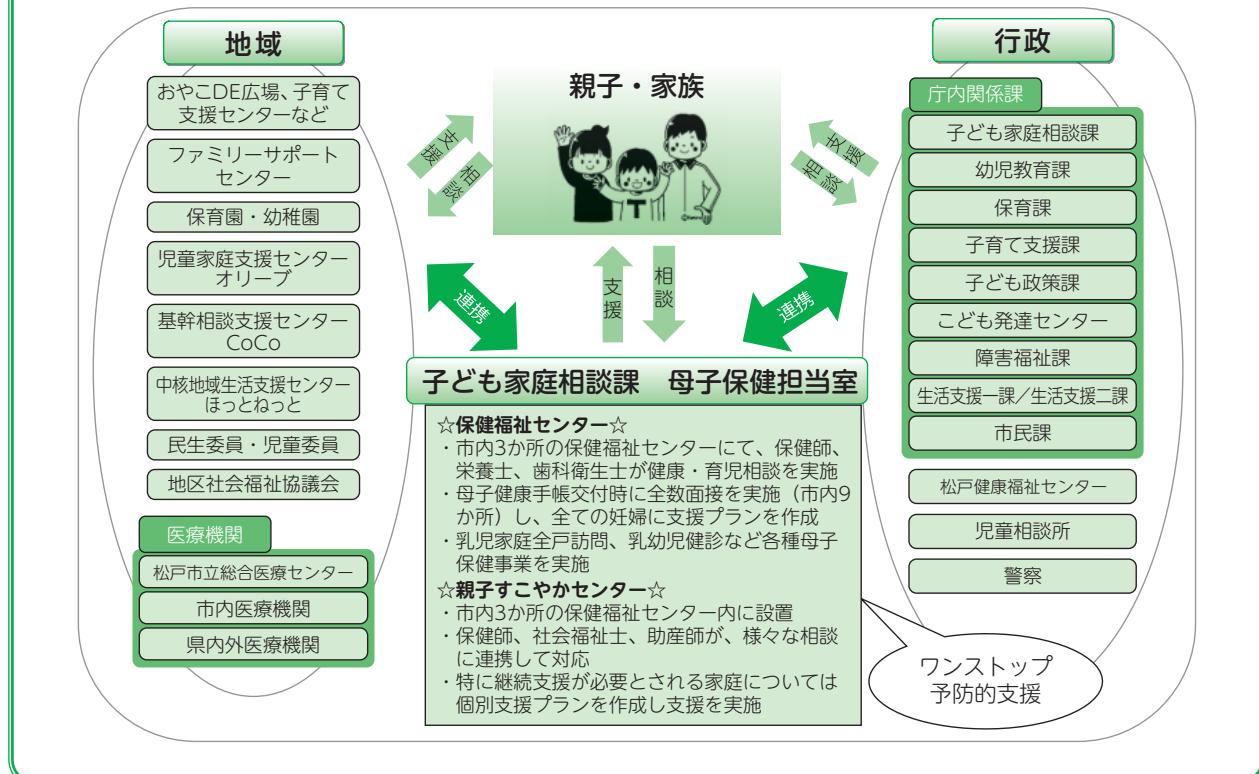
事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

No.	名 称	概 要		担当部署等
81 再掲 事業 計画	乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に保健師・助産師等が訪問し、育児の相談や子育て支援の情報提供を実施します。(未熟児訪問指導、新生児訪問指導と併せて実施)		子ども家庭相談課 母子保健担当室
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理			
82 再掲	家庭訪問	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なこと等について家庭に訪問して相談に応じています。(保健師、助産師等)		子ども家庭相談課 母子保健担当室
83 再掲 事業 計画	子育て短期支援事業 (こどもショートステイ)	保護者が出産や病気等の理由により、一時的に子どもの養育が出来なくなった場合に預けることができます。(夜間・休日養護もあり)		子ども家庭相談課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理			
100	ママパパ学級	初めて母親・父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりを進めています。また、おやこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供を充実させていきます。		子ども家庭相談課 母子保健担当室
101	出生直後の育児支援事業	親子が健全で安らかな生活ができるよう、出生直後の育児支援を希望する家庭に訪問して、家事や育児の支援を行います。		子育て支援課
102	母子健康手帳の交付	妊娠から就学前までの母子の健康状態を記録するものです。交付の際は、保健師が面接し必要に応じた相談や「親子すこやかプラン」の配布を行っています。		子ども家庭相談課 母子保健担当室
103	市内産科医療機関とのネットワーク構築	平成26年度から開始した助産師との懇談会をベースに、助産師等との顔の見える関係に取り組むことで、情報の共有と相談体制の充実を図ります。		子ども家庭相談課 母子保健担当室
104 新規	まつどDE子育てLINE	子育てに関する母親の孤立防止、育児不安、産後うつ及び児童虐待の予防を図る目的で、LINEを利用した育児情報の配信事業を実施します。		子ども家庭相談課 母子保健担当室

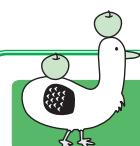


### ◆本市における妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援の体系図

本市では、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み育てられる環境の整備を進めています。



## まつどコラム



### 産後ケア

出産後は心身ともに不安定になりやすい時期です。出産後の育児不安があり、家族等の支援者が身近にいない方（産後4か月未満）に、産後ケア施設や自宅にてお母さん的心身のケア、乳児ケア、育児サポート等きめ細かい支援を行います。

利用した方からは、「身体も心も休めた」「育児のポイントを教えてもらい助かった」等の声が聞かれています。



## 施策5-2 親子の健康づくりを推進する

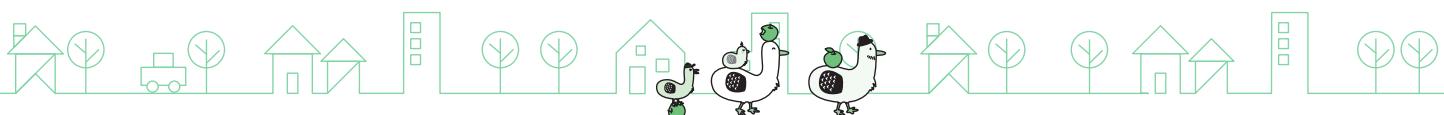
### 施策の方向

妊婦健康診査等により、産前から母子の健康保持を図ります。また乳幼児の健やかな成長・発達を支援するため、各種健康診査等を実施し、必要時には関係機関と連携を図ることで、早期支援へとつなげます。また生涯にわたって健康的な生活を送れるよう、食育やむし歯予防についての保健指導や情報提供を推進します。

### 主な事業

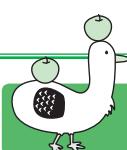
事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

No.	名 称	概 要		担当部署等
79 再掲 新規	産婦健康診査	産後2週間及び産後1か月の産婦に対する健康診査の費用助成を行い、産後うつの予防や新生児への虐待予防を図ります。		子ども家庭相談課 母子保健担当室
105 事業 計画	妊婦健康診査	母子健康手帳の別冊の受診票により、妊娠中に14回、委託医療機関で受ける健康診査の費用を一部助成します。原則として県内の医療機関で健康診査が受けられます。		子ども家庭相談課 母子保健担当室
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理			
106	妊婦歯科健康診査	母子健康手帳の別冊の受診票により、妊娠中に1回、市内の歯科委託医療機関において、無料で歯科健康診査を受けられます。		子ども家庭相談課 母子保健担当室
81 再掲 事業 計画	乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に保健師・助産師等が訪問し、育児の相談や子育て支援の情報提供を実施します。(未熟児訪問指導、新生児訪問指導と併せて実施)		子ども家庭相談課 母子保健担当室
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理			
107	乳幼児健康診査	乳幼児の健康の保持増進を図るため、「乳児健康診査」「乳児股関節健診」「1歳6か月児健康診査」「3歳児健康診査」を実施します。		子ども家庭相談課 母子保健担当室
108	予防接種事業	病気から子どもを守り、感染症に対する抵抗力をつくるために予防接種を実施します。		健康推進課



事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業 **新規** 平成27年度以降の新規事業

No.	名称	概要	担当部署等
109	健康・育児相談	子どもや親が健康に過ごせるように、知識や解決法を考えるための講座を実施するとともに、妊娠中から、不安や心配なこと等について電話や面接で相談に応じています。（保健師：健康・育児全般、栄養士：食生活、歯科衛生士：歯と口腔の健康）	子ども家庭相談課 母子保健担当室
110	わんぱく歯科くらぶ	むし歯予防の教室を2歳から3歳5か月までの時期に実施します。	子ども家庭相談課 母子保健担当室
88 再掲	フッ化物洗口	松戸歯科医師会と連携し、効果的なむし歯予防法であるフッ化物洗口を、保育所・幼稚園等で実施しています。	健康推進課
111	食育の推進	「食の大切さと郷土のすばらしさを知り、生涯を通じて健やかに生きる」ことができるよう、「食育の『わ』を広げよう」をキャッチフレーズとした「第3次松戸市食育推進計画」のもと、食育を進めています。	健康福祉政策課
112	学校保健啓発事業	歯科衛生に関する正しい知識の普及・関心の向上、歯科疾患の予防・早期発見・治療を目的として、松戸市児童生徒健歯審査会を実施しています。	保健体育課



まつどコラム

## 歯と口腔の健康づくりのまち

本市は「歯と口腔の健康づくり推進条例」を制定し、市をあげて歯と口腔の健康づくりに取り組んでいます。

小学校就学前の時期は、歯が永久歯に生え変わる大切な時期であり、松戸歯科医師会の協力で、保育所（園）・幼稚園においてフッ化物洗口によるむし歯予防に取り組んでいます。



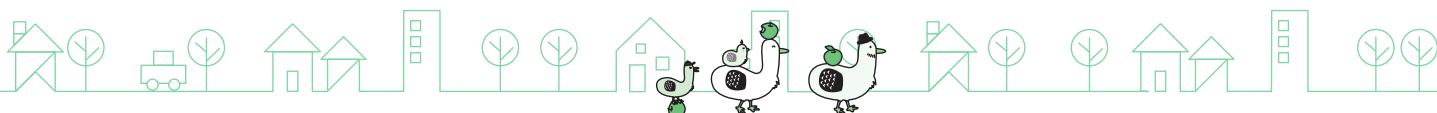
## 施策5-3 妊娠、出産から子育て期までの医療体制を充実させる

### 施策の方向

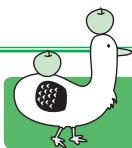
松戸市立総合医療センターや医師会との連携を進め、夜間小児急病センター、休日の待機病院・在宅当番医等の体制を継続して整えます。

### 主な事業

事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業			
No.	名 称	概 要	担当部署等
113	松戸市立総合医療センター 小児医療センター	小児医療センターは、小児の総合的医療を目的として、小児科、小児外科のほか、平成23年4月に小児心臓血管外科、平成26年4月に小児脳神経外科を加え、院内各科や地域の医療機関と連携しながら、重症な状態の子どもの診療を行っています。また、平成26年4月からは、県内でも数少ない、小児集中治療室（PICU）を開床しています。	経営企画課 管理局総務課
114	松戸市立総合医療センター 地域周産期母子医療センター	平成28年4月に千葉県から地域周産期母子医療センターの認定を受け、母体搬送ネットワーク連携病院として、産婦人科と新生児科の連携により、分娩リスクの高い妊婦や高度な新生児医療に対応しています。	経営企画課 管理局総務課
115	夜間小児急病センター	子どもが夜間、急に具合が悪くなったときに受診できる夜間小児急病センターを、松戸市医師会、松戸市薬剤師会、松戸市立総合医療センターの協力のもとで、毎日開設しています。	地域医療課
116	休日土曜日夜間歯科診療所	松戸歯科医師会の協力のもとで、急な歯痛等の応急歯科診療が受けられる休日土曜日夜間歯科診療所を土曜日・休日・年末年始等の夜間に開設しています。	地域医療課



まつどコラム



## 松戸市立総合医療センター

松戸市立病院が平成29年に松戸市立総合医療センターとして市内の千駄堀に移転・開院しました。

松戸市立総合医療センターは現在、小児医療センターが地域の小児医療の中核を担い、また、地域周産期母子医療センターに認定される等、地域の基幹的な病院として、市民が安心して暮らせる環境を支えています。



まつどコラム

## 松戸市夜間小児急病センター

松戸市夜間小児急病センターは、夜になり急に具合の悪くなった子どもに、内科系初期診療を、毎日午後6時から午後11時まで行っています。診療は小児科専門医や、小児の診療になれた医師が行うため、安心です。また松戸市立総合医療センターに隣接しているため、急な入院等にも迅速に対応できます。



第4章

施策の方向



## 基本施策

## 6

## 子育ての充実感を持つことができる



## 目指す姿

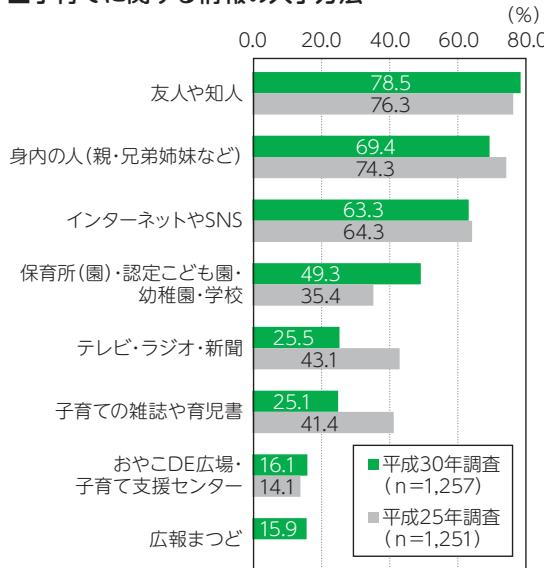
- ◆周囲のさまざまな支援に支えられながら家族で協力して子育てを行うことで、親子のコミュニケーションが育まれ、子どもが家庭の中で健やかに成長しています。
- ◆子育て家庭が子育てに関する正しい知識を得ながら、子育てを通じて、さまざまな人との関わりやつながりを感じることで、子育ての楽しさや子どもの成長の喜びを実感しています。

## 現状と課題

- 核家族化や地域社会との関わりの希薄化等により、乳幼児や子どもに接する機会が少ないまま親になることで、子どもとの関わり方等に悩みや不安を抱えながら子育てをしている家庭があります。
- 市内の地域子育て支援拠点（おやこDE広場・子育て支援センター）では、全ての拠点で子育てコーディネーターが相談・助言を行っています。親子にとってより身近な場所で相談や交流の機会を確保するため、さらに機能の充実が必要です。
- インターネットやテレビ等の多様なメディアで子育てに関するさまざまな情報が発信されています。「松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月、平成26年3月）」では、子育てに関する情報について、インターネットやSNSで入手している方の割合が高い傾向にあります。子どもの育ちや多種多様な子育て施策について、保護者のニーズに応じて、分かりやすく情報発信していくことが求められています。
- 女性の就労が進む一方、日本の男性は、家事・育児に関わる時間が他の先進国と比べて短くなってしまっており、女性が子育ての負担感を感じる一因となっています。家族が協力し、誰か一人で偏ることなく、お互いを尊重し合いながら子育てをしていくための働きかけが必要です。

## データ

## ■子育てに関する情報の入手方法



出典:松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書  
(平成31年3月、平成26年3月)

## ■日本の男性の家事・育児時間



(備考)

1.Eurostat "How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men"(2004), Bureau of Labor Statistics of the U.S."American Time Use Survey"(2016)及び総務省「社会生活基本調査」(平成28年)より作成。

2.日本の数値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体平均)である。

出典:内閣府HP

## 施策の展開・

.....

### 施策6-1 子どもの育ちについて学ぶ機会を提供する

#### 施策の方向

中高生が乳幼児とふれあうなど、思春期の頃から出産や子育てについて考えることができる体験や機会を充実させていきます。親自身が子育ての楽しさや子どもの成長の喜びを実感できるよう、子育てに関するさまざまな知識や経験を提供するとともに、親子が気軽に交流ができる場や機会を提供していきます。

#### 主な事業

事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

No.	名 称	概 要		担当部署等
117 重点	中高生と乳幼児のふれあい体験	中高生が命の大切さを学び、将来親となる準備として、市内の中学校と高校で実施している乳幼児の親子とのふれあい体験を充実させ、実施校を増やします。		子どもわかもの課／子育て支援課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	事業実施校数を増やします	10校	12校	15校
118	赤ちゃん教室	概ね1歳までの赤ちゃんと保護者を対象に、育児・健康情報の提供や、健康相談や子育てについての話し合いを実施します。		子ども家庭相談課 母子保健担当室
119	離乳食教室	生後4~5か月頃の赤ちゃん(第1子)をもつ保護者を対象に、栄養士が離乳食の進め方についての話と離乳食の作り方を実演します。		子ども家庭相談課 母子保健担当室
100 再掲	ママパパ学級	初めて母親・父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりを進めています。また、おやこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供を充実させていきます。		子ども家庭相談課 母子保健担当室
2 再掲 事業 計画	地域子育て支援拠点事業 (おやこDE広場・子育て支援センター)	保護者の孤独感や負担感を軽減するため、概ね0~3歳までの乳幼児と保護者向けに無料開放されている施設です。育児相談や子育て講座等も行います。		子育て支援課／ 子どもわかもの課／ 保育課／ 健康福祉会館
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理				
5 再掲	「まつどっ子 未来のために今」の普及	幼児家庭教育パンフレットの配布や映像配信、パートナー講座、講演会等を通じて、家庭教育の大切さについて普及啓発します。		生涯学習推進課
120	親子特別講座の開催	親子間のコミュニケーションを深める一助となり、家庭教育の大切さを広めることを目的に講座を実施します。		生涯学習推進課
121	まつどまなびいネット	市内で行われる生涯学習活動や家庭教育学級に関する情報を集約し提供します。		生涯学習推進課



事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

No.	名 称	概 要	担当部署等
6 再掲	地区社会福祉協議会の子育てサロン	各地区社会福祉協議会で親子を対象にした広場を実施します。子育てに関する情報提供も行います。	社会福祉協議会 (地域福祉課)
7 再掲	女性センターの個育てサロン	個性を育む絵本や雑誌・図書を親子で閲覧したり、他の親子と交流したりする場を提供します。	男女共同参画課
109 再掲	健康・育児相談	子どもや親が健康に過ごせるように、知識や解決法を考えるための講座を実施するとともに、妊娠中から、不安や心配なこと等について電話や面接で相談に応じています。（保健師：健康・育児全般、栄養士：食生活、歯科衛生士：歯と口腔の健康）	子ども家庭相談課 母子保健担当室
122	親のための性教育	親が「性の健康」について正しい知識を持ち、子どもへの適切な対応ができるように取り組んでいきます。	男女共同参画課
123	思春期保健業務	親が「性の健康」について正しい知識を持ち、子どもへの適切な対応ができるように、パートナー講座「親のための性教育講座」の実施、電話や面接での相談に応じています。	子ども家庭相談課 母子保健担当室
104 再掲 新規	まつどDE子育てLINE	子育てに関する母親の孤立防止、育児不安、産後うつ及び児童虐待の予防を図る目的で、LINEを利用した育児情報の配信事業を実施します。	子ども家庭相談課 母子保健担当室

## まつどコラム

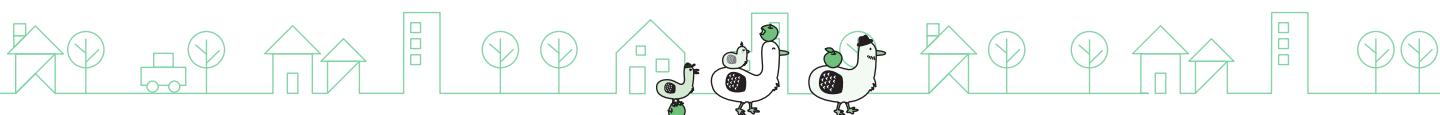


## 中高生と乳幼児のふれあい体験

「中高生と乳幼児のふれあい体験」は、中高生が乳幼児とふれあいながら、子育て中の保護者から妊娠中の様子や子育ての楽しさや大変さなどを聞くことで、家族を持つことのすばらしさ、命の大切さを感じもらうとともに、将来の児童虐待の防止にもつながる体験です。「思春期にある子ども」の総合的な学びとなるように、市内中学校・高校と連携し、生命や性、思春期の特徴、ジェンダーなどについて助産師による講話や家庭科の学習とともに実施しています。



また、本市では地域の子育て支援との連携が特徴であり、おやこDE広場が会場となったり、事業のスタッフが当日も参画したりしています。参加者の声として、中高生からは「親への感謝や命の大切さを改めて感じた」「親がどんな気持ちで自分を育ってくれたかを考えた」「自分がどんな親になりたいか想像した」、参加した親子からは「育児について伝えることができて良かった」「生徒の真剣な姿を見て好感が持てた」「核家族なので、色々な人とふれあえる機会になるべく作りたかった」「日々育児で精いっぱいだけれど産まれた頃を思い出すと胸がいっぱいになり、また前向きに頑張ろうと思えた」などの声をいただいています。



## 施策6-2 親子のコミュニケーションを育む機会を提供する

### 施策の方向

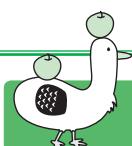
親子のコミュニケーションは子どもの成長にとって大切であり、こうした知識をさまざまな機会を通じて家庭へ啓発・周知していきます。また身近な場所で親子が気軽に集える地域子育て支援拠点（おやこDE広場・子育て支援センター）等で、親子が楽しみながらふれあう機会を充実させていきます。

### 主な事業

**事業計画** 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業 **新規** 平成27年度以降の新規事業

No.	名称	概要	担当部署等
1 再掲 新規	ブックスタート事業の実施	乳児のいる家庭に「ブックスタート・パック」を贈り、絵本を通じて乳児と保護者がゆったりとした心ふれあうひとときを持つきっかけを作ります。	幼児教育課
2 再掲 事業 計画	地域子育て支援拠点事業 (おやこDE広場・子育て支援センター)	保護者の孤独感や負担感を軽減するため、概ね0～3歳までの乳幼児と保護者向けに無料開放されている施設です。育児相談や子育て講座等も行います。	子育て支援課／ 子どもわかもの課／ 保育課／ 健康福祉会館
	目標	現状(平成31年度)　目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理			
3 再掲	保育所(園)や幼稚園での地域交流	保育所(園)や幼稚園では、児童と地域の乳幼児との交流、行事への参加、子育ての相談等を行います。	保育課／ 幼児教育課
124	親子絵本講座の開催	乳幼児と保護者のふれあい、読書習慣の形成につながる講座を開催します。	図書館

### まつどコラム



### おやこ DE 広場

おやこ DE 広場は、子どもにとって楽しく過ごせる場所であり、保護者にとっても子育ての仲間づくりや相談ができる場所として、多くの方に利用いただいています。

また、保健師や助産師等、さまざまな専門家が訪問し、気軽に専門的な相談ができる場でもあり、今後も相談体制を充実させていきます。



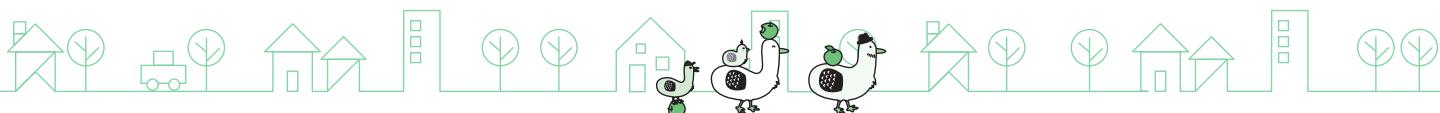
## 施策6-3 出産や子育てに関する情報発信を充実させる

### 施策の方向

インターネットやテレビ等、出産や子育てに関するさまざまな情報が氾濫する中、保護者が子どもの育ちを正しく理解し、必要に応じて多種多様な子育て施策を利用できるよう、保護者のニーズに応じて出産や子育てに関する情報を分かりやすく発信します。

### 主な事業

事業計画	松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業	重点	重点事業	新規	平成27年度以降の新規事業
No.	名 称	概 要			担当部署等
125	子育て情報サイト 「まつどDE子育て」	市ホームページ内の「まつどDE子育て」で市内の子育て情報を一元化し、提供します。			子ども政策課
126	子育てガイドブックの発行	「まつど子育てガイドブック」で子育て情報を一元的に提供します。			子ども政策課
127 新規	まつどDE子育てアプリ 「母子モ」	「まつどDE子育て」と連動させた子育てアプリを導入し、プッシュ型の情報提供を行います。			子ども政策課
104 再掲 新規	まつどDE子育てLINE	子育てに関する母親の孤立防止、育児不安、産後うつ及び児童虐待の予防を図る目的で、LINEを利用した育児情報の配信事業を実施します。			子ども家庭相談課 母子保健担当室
128	広報まつどの発行	毎月2回発行し、子育てに関するイベント情報等、市の情報を提供します。			広報広聴課
129 新規	「中高生の放課後の過ごし方ガイド」の配布	小中高生に向けた放課後の過ごし方ガイドを作成します。			子どもわかもの課
130 事業 計画	利用者支援事業 (子育てコーディネーター)	子ども及びその保護者、又は妊婦が子育て支援を円滑に利用できるよう、おやこDE広場・子育て支援センターに市認定の子育てコーディネーターを配置し、さまざまな悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援をします。			子育て支援課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)	
	松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理				



重点施策

## 施策6-4 家族が協力して育児ができるよう支援する

### 施策の方向

家族が協力して子どもを育て、家族同士が尊重し合いながら子育てをしていくよう、啓発講座の実施や仲間づくり支援、相談支援を推進します。

### 主な事業

事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業 **新規** 平成27年度以降の新規事業

No.	名 称	概 要	担当部署等
100 再掲	ママパパ学級	初めて母親・父親になる方が妊娠中を健やかに過ごし、安心して出産し、育児のイメージがもてるような講話や実習、地域の仲間づくりを進めています。また、おやこDE広場・子育て支援センターと連携し、情報提供を充実させていきます。	子ども家庭相談課 母子保健担当室
2 再掲  事業 計画	地域子育て支援拠点事業 (おやこDE広場・子育て支援センター)	保護者の孤独感や負担感を軽減するため、概ね0~3歳までの乳幼児と保護者向けに無料開放されている施設です。育児相談や子育て講座等も行います。	子育て支援課／ 子どもわかもの課／ 保育課／ 健康福祉会館
	目標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)
	松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理		目標(令和6年度)
131	子どもから広がる地域づくり事業 (親力向上セミナー)	子育て中の父母が、地域の人たちとともに子ども・子育て支援の活動や地域活動に取り組むことができるよう、当事者や支援者の研修、講座を実施します。また、大学等との連携によりモデル地域での活動を支援し、地域で子どもを育てる文化が根付く活動を進めます。	子どもわかもの課
117 再掲  重点	中高生と乳幼児のふれあい体験	中高生が命の大切さを学び、将来親となる準備として、市内の中学校と高校で実施している乳幼児の親子とのふれあい体験を充実させ、実施校を増やします。	子どもわかもの課／ 子育て支援課
	目標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)
	事業実施校数を増やします	10校	12校
132	父親への育児情報の提供	父親が、親として子どもを育てる力を育むことを支援します。	男女共同参画課
133 新規	三世代近居・同居支援	子育て世帯(中学生以下の子どもがいる世帯)が、市内に1年以上お住まいの親世帯と近居、又は同居することに伴い、新たに住宅取得する際の費用を補助します。	住宅政策課
120 再掲	親子特別講座の開催	親子間のコミュニケーションを深める一助となり、家庭教育の大切さを広めることを目的に講座を実施します。	生涯学習推進課



## 基本施策

7

## 家庭の孤立や不安を解消する



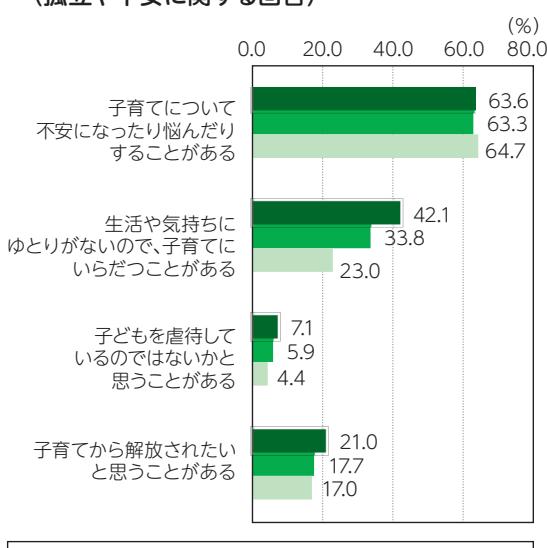
## 目指す姿

- ◆ 子どもや子育て家庭の不安や悩みを分かち合いながら必要な支援につなげていくことで、親子が安心して暮らしていくことができます。
- ◆ 保護者の就労形態や保育ニーズが多様化する中、保護者の私用、子どもの病気等、さまざまな状況においても、子どもを預けやすい環境が整っています。

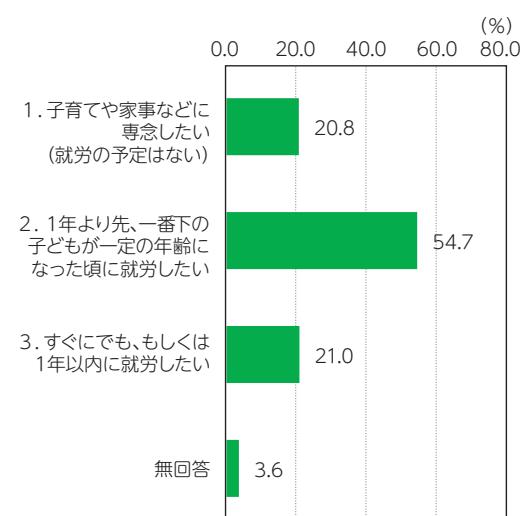
## 現状と課題

- 核家族化や地域社会との関わりの希薄化により、身近なところで子どもや子育てについて気軽に相談できる人がいない保護者がいます。保護者の身近な場所で気軽に相談できる体制を整備していくとともに、相談や交流の場に参加しない方や参加できない方にも、必要な支援を届けていくことが必要です。
- 保護者の就労形態が多様化する中、子どもの保育ニーズも多様化しています。また、身近なところで家族や親族の協力が得られない家庭に対しても、私用や急な子どもの病気、保護者のリフレッシュの目的などで、さまざまな保育ニーズが求められています。多種多様な保育事業を通じて、子どもを預けやすい環境を整備することが必要です。
- 「松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）」では、現在子育てに専念している母親の中で、今後、就労を希望している方も多くいるため、就労に関する情報提供や相談などを充実させていく必要があります。

## データ

■子育てをしている気持ち  
(孤立や不安に関する回答)

■就学前児童の母親の就労希望について



現在就労していない就学前児童の母親 (n=477)

出典:松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書  
(平成31年3月)出典:松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書  
(平成31年3月)

## 施策の展開



### 施策7-1 妊娠・出産・育児に関する相談体制を充実させる

#### 施策の方向

子育てに関する相談が地域の身近な場所で気軽にできるよう、各種相談体制を充実させていきます。さらに、相談や交流の場に参加しない、または、参加できない方にも必要な支援を届けていくため、さまざまな関係機関が連携し、支援につなげていく体制づくりを図ります。

#### 主な事業

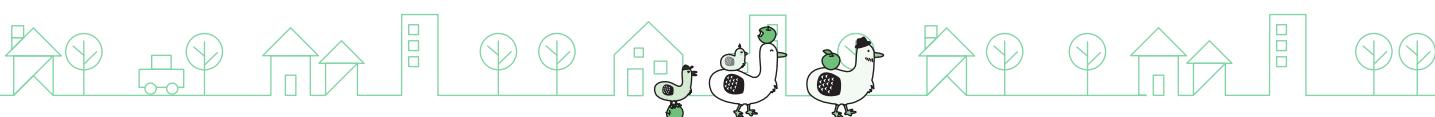
**事業計画** 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業 **新規** 平成27年度以降の新規事業

No.	名 称	概 要		担当部署等
130 再掲  <b>事業 計画</b>	利用者支援事業 (子育てコーディネーター)	子ども及びその保護者、又は妊婦が子育て支援を円滑に利用できるよう、おやこDE広場・子育て支援センターに市認定の子育てコーディネーターを配置し、さまざまな悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援をします。		子育て支援課
		目標	現状(平成31年度)	
	松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理			
80 再掲  <b>事業 計画</b>  <b>新規</b>	利用者支援事業 (親子すこやかセンター)	市内3か所に設置した「親子すこやかセンター」において、保健師、助産師、社会福祉士が、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。		子ども家庭相談課 母子保健担当室
		目標	現状(平成31年度)	
	松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理			
134  <b>事業 計画</b>	利用者支援事業 (利用支援コンシェルジュ)	窓口での相談を行いながら、保護者の保育ニーズに添った施設利用を案内します。		保育課
		目標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)
	松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理			
85 再掲  <b>重点 新規</b>	学校教育相談業務 (スクールソーシャルワーカー)	スクールソーシャルワーカーの配置により、教育相談の充実や関係機関との連携強化を図ります。		教育研究所
		目標	現状(平成31年度)	目標(令和6年度)
	市内小中学校へ事業の周知を推進します	実施	継続実施	継続実施
52 再掲  <b>新規</b>	子ども家庭総合支援拠点 (子ども家庭相談課)	家庭に関する多様な相談や18歳未満の子どもに関する相談を受け付けます。また、児童虐待の重症化や繰り返しの発生を予防するため、必要に応じて学校や保育所等の関係機関と連携しながら、保護者による適切な養育や、児童の将来的な自立を目指し、継続的に支援を実施します。		子ども家庭相談課



事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

No.	名 称	概 要	担当部署等
135	児童家庭支援センター オリーブとの連携	保護者や子ども自身からの相談を受け付ける児童家庭支援センターオリーブ（千葉県）と連携して家庭への支援を実施します。また、児童虐待防止に関する市民等への周知や普及啓発を協働で推進します。	子ども家庭相談課 (千葉県)
136	市民健康相談室	保健師が本庁、各支所の市民健康相談室に常駐し、母子健康手帳の交付、育児相談、健康相談、健診等各種届出等を行っています。	子ども家庭相談課 母子保健担当室
137	保健福祉センターでの健 康・育児相談	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なこと等について電話や面接で相談に応じています。（保健師：健康・育児全般、栄養士：食生活、歯科衛生士：歯と口腔の健康）	子ども家庭相談課 母子保健担当室
81 再掲 事業 計画	乳児家庭全戸訪問	生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に保健師・助産師等が訪問し、育児の相談や子育て支援の情報提供を実施します。（未熟児訪問指導、新生児訪問指導と併せて実施）	子ども家庭相談課 母子保健担当室
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)
	松戸市子ども・子育て支援事業計画（第5章）にて管理		
82 再掲	家庭訪問	子どもや親が健康に過ごせるように、妊娠中から、不安や心配なこと等について家庭に訪問して相談に応じています。（保健師、助産師等）	子ども家庭相談課 母子保健担当室
138	学校教育相談業務	子どもの発達課題、学校生活での不安、学習、不登校等について、専門的立場から相談に応じます。	教育研究所
64 再掲	就学相談業務 (五香分室)	子どもの発達課題や就学先等について、専門的立場から相談に応じます。	教育研究所
50 再掲	青少年相談	思春期の青少年の悩みに寄り添い、青少年が身近に相談できる居場所を増やします。	子どもわかもの課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)
	相談できる居場所を増や します	3か所	6か所
139	スマイルサポート業務	地域の特定保育所で、子育ての相談を気軽に受け、保育の悩みを持つ保護者を支援します。	保育課

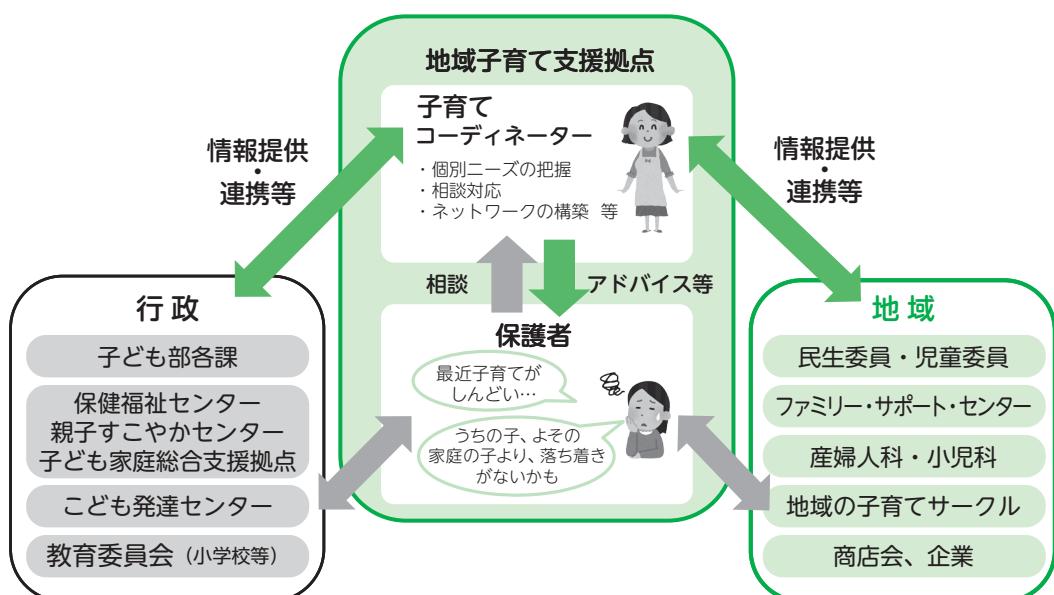


事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業 **新規** 平成27年度以降の新規事業

No.	名 称	概 要	担当部署等
140	ゆうまつどこの相談	自分の性格や生き方、夫婦や異性の関係、職場や近所の人間関係等で悩んでいる男女を対象に、専門のカウンセラーが相談を行います。	男女共同参画課
141 新規	福祉まるごと相談窓口	平成30年度から高齢者総合相談窓口を拡充し、「福祉まるごと相談窓口」を設置しています。福祉に関する困りごと(ダブルケアの相談、福祉のサービスや制度を知りたい、どこに相談して良いかわからない等)の相談窓口です。	高齢者支援課 地域包括ケア推進担当室

### ◆子育てコーディネーターによる支援体制について

本市では、保護者にとって身近な場所で相談支援の体制を整えていくため、市内全てのおやこDE広場及び子育て支援センターに市認定の子育てコーディネーターを配置しています。子育てコーディネーターは、子育ての相談、子育て支援サービスの紹介、適切な子育て支援機関につなぐ支援等を行っています。



## 施策7-2 多様な保育ニーズに対応できる地域子育て支援を充実させる

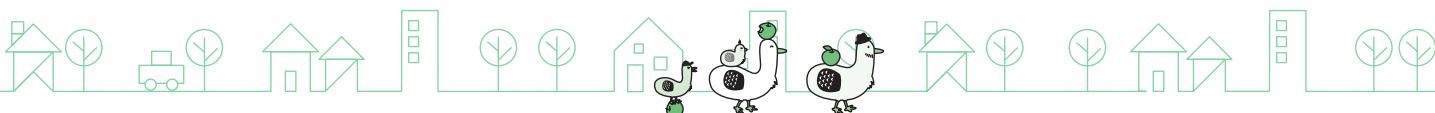
重点施策

### 施策の方向

共働き家庭の増加や保護者の就労形態の多様化等により、保育のニーズは多様化しています。また身近なところで家族や親族の協力が得られない家庭においても、私用や子どもの病気、保護者のリフレッシュ目的等、さまざまな保育ニーズが求められています。そのため、多種多様な保育事業を通じて、多様な保育ニーズに対応できる体制を整備します。

### 主な事業

事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業				
No.	名 称	概 要		担当部署等
142 事業 計画	延長保育事業	保育所（園）等へのお迎えが、基本の保育時間（施設が設定する時間帯、標準時間認定11時間、短時間認定8時間）を超える場合に延長して保育します。		保育課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	松戸市子ども・子育て支援事業計画（第5章）にて管理			
23 再掲 事業 計画	放課後児童クラブ事業	保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童を放課後に預かり、児童の健全な育成を図ります。		子育て支援課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	松戸市子ども・子育て支援事業計画（第5章）にて管理			
83 再掲 事業 計画	子育て短期支援事業 (こどもショートステイ)	保護者が出産や病気等の理由により、一時的に子どもの養育が出来なくなった場合に預けることができます。（夜間・休日養護もあり）		子ども家庭相談課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	松戸市子ども・子育て支援事業計画（第5章）にて管理			
11 再掲 事業 計画	幼稚園の預かり保育の整備	幼児教育・保育の無償化に伴うニーズ量の変化に対応しながら、働いている世帯の子どもが幼稚園を利用できるよう、幼稚園の通常の時間以外に長時間の保育を行う預かり保育を推進します。		幼児教育課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	松戸市子ども・子育て支援事業計画（第5章）にて管理			
143 事業 計画	一時預かり事業	幼稚園・保育所（園）・ほっとるーむ等で、一時に子どもを預かります。施設によって料金や時間が異なります。幼稚園は、在園児の預かり保育を行っています。		幼児教育課／ 保育課／ 子育て支援課／ 子どもわくわくの課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	松戸市子ども・子育て支援事業計画（第5章）にて管理			



事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

No.	名 称	概 要		担当部署等
144 事業 計画	病児・病後児保育事業	病気中又は病気の回復期で、集団保育や家庭での保育が困難な児童の保育を一時的に行います。		子育て支援課／保育課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理				
145 事業 計画	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	地域における育児の相互援助を推進し、多様なニーズへ対応するため、地域の中で、育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人が会員となり、保育園の送迎や預かり等、育児についての助け合いを行います。		子育て支援課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理				
146 新規	送迎保育ステーション	保育の必要性がありながら居住地周辺の保育園等を利用できない子どもについて、指定保育園・幼稚園までバスで送迎します。		保育課

## まつどコラム



## 幼稚園の預かり保育を“W”助成

本市では、保護者が働いていても幼稚園を利用できるよう、預かり保育における国の無償化分に加え、無償化超過分に対し、市独自で月額上限 25,000 円まで預かり保育料を助成する“W”助成を実施しています。

## ■施設の定めた保育料

国の無償化対象 日中の教育時間分 《補助上限額》 <b>25,700円</b>	国の無償化対象 日中の教育時間以降の分 《補助上限額》 <b>11,300円※1</b>	松戸市独自 長時間預かり保育助成 《補助上限額》 <b>25,000円※2</b>
--	---	--

**最大62,000円まで補助**

※1及び※2は対象要件や対象施設等があります。



## 施策7-3 就労支援を推進する

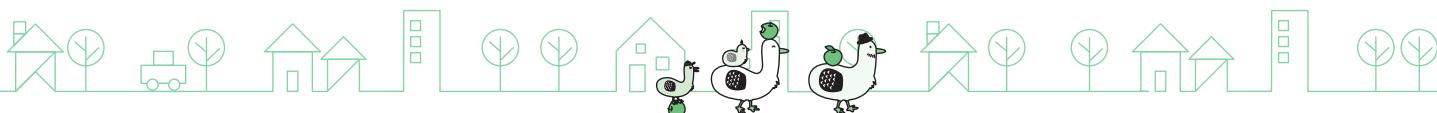
### 施策の方向

子育てと就労の両立を希望する保護者に対し、就労に関する情報提供や相談など、就労支援を充実させていきます。

### 主な事業

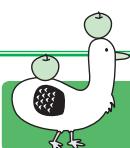
事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

No.	名 称	概 要		担当部署等
87 再掲 <span style="background-color: #668d4c; color: white; padding: 2px 5px;">重点</span>	母子・父子就労促進プログラム	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、就職支援を実施します。		子育て支援課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	母子・父子就労促進プログラム策定人数	47人／年	50人／年	50人／年
147	ひとり親家庭就労促進事業	ひとり親家庭の父・母及び寡婦に対し、就労に必要な資格技能を習得するための講習を受ける経費を助成します。		子育て支援課
148	母子家庭等高等訓練促進事業	就業に結びつきやすい資格取得のための養成訓練受講中、一定期間、高等訓練促進費を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にします。		子育て支援課
55 再掲	地域若者サポートステーション	まつど地域若者サポートステーションと連携を図り、ニート等の若者の就労を一貫して支援するため、職業的自立に向けた就労に必要な研修(キャリア開発プログラム)や臨床心理相談等を実施します。		商工振興課
56 再掲	若者就労支援業務	地元での就職を希望する若者と人材確保に悩む市内企業との出会いの場を提供する「まつど合同企業説明会」を開催します。		商工振興課
149 <span style="background-color: #2e6b2e; color: white; padding: 2px 5px;">新規</span>	まつど女性就労・両立支援相談事業	就職や子育て・介護との両立等、個々のライフスタイルにあつた就労ができるよう、キャリアコンサルタントが個別にカウンセリングをします。		男女共同参画課
150	再就職支援事業	ハローワーク松戸と連携した再就職支援セミナー等を実施します。		男女共同参画課



事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

No.	名 称	概 要	担当部署等
151	求人・求職対策支援業務	働く上で役立つ労働条件に関する法律や、各種相談窓口等を冊子にて紹介し、啓発を図ります。	商工振興課
152	労働支援事業	解雇や長時間労働、セクハラやパワハラ等労働に関する相談に社会保険労務士が対応します。また、事業者を対象に、働きやすい職場づくり等をテーマにしたセミナーを開催します。	商工振興課
153	ジョイントワーク松戸	市とハローワークが連携し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者等に対する一体的な就労支援を実施します。	生活支援一課
154 新規	子育てママ合同企業説明会	女性の就労支援を促進するため、子育て中の女性を対象にした合同企業説明会を実施します。	商工振興課／男女共同参画課



## まつどコラム

## まつど女性就労・両立支援相談

子育てをしながらの仕事探しや、再就職を目指す女性に対し、女性センターゆうまつどで、キャリアコンサルタントが相談を受けています。

相談時は預かり保育もご利用いただけます。

(事前予約制、6か月から就学前の子どもが対象)



## 基本施策

8

# 社会的支援が必要な家庭を支援する

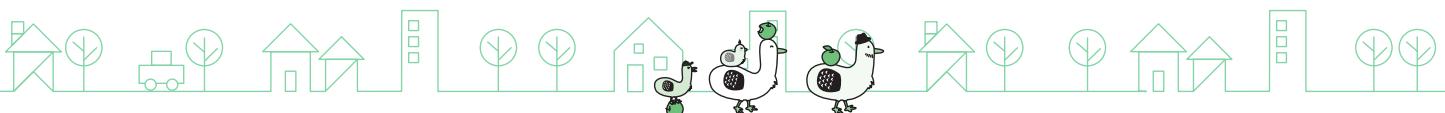


## 目指す姿

- ◆ 全ての家庭が、それぞれ必要に応じた支援を受け、個々の家庭の子育ての不安や負担感が早期に軽減されることで、子どもが家庭と地域の中で健やかに成長しています。

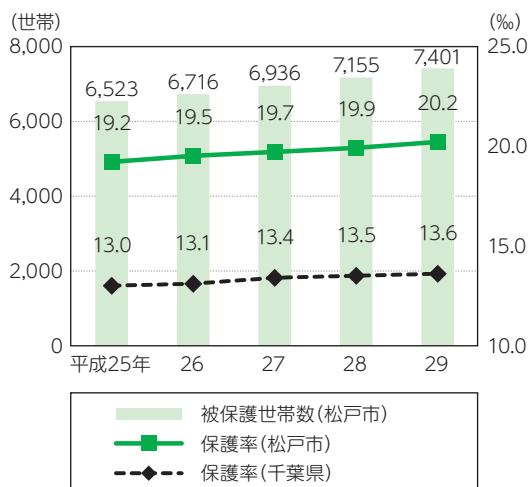
## 現状と課題

- 「第15回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」（平成27年、国立社会保障・人口問題研究所）によると、子育て家庭が理想的とする子どもの数の平均値が2.32人であるのに対し、実際に持つ予定の子どもの数（現在の子どもの数と今後の予定している子どもの数の合計）の平均値は2.01人となっています。その理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を理由とする割合が特に高くなっています。子育てに必要な費用は、妊娠、医療、教育・保育等、多岐にわたるため、児童手当や医療費助成をはじめ、幅広く経済的支援を継続していくことが必要です。
- 「国民生活基礎調査（平成27年）」によると、子どものいる世帯のうち、ひとり親家庭の貧困率は50.8%と高くなっています。ひとり親家庭では、保護者が仕事と子育てを一人で担わなければならないため負担が大きく、さまざまな問題を抱えているケースもあります。本市のひとり親家庭に対する相談件数は増加傾向で、その内容も深刻化・複雑化しています。また、ひとり親家庭で生活する子どもは、保護者の経済的、時間的ゆとりのなさから、学習意欲、生活習慣等に影響を及ぼすことがあります、子どもの自立や成長に向けた支援を強化していくことが必要です。
- 国際化社会が進み、本市においても外国人市民の数は現在16,987人（令和元年9月末時点・松戸市住民基本台帳）となっています。外国人市民は、言語、文化、生活習慣が異なる環境において、周囲と円滑なコミュニケーションが図れず孤立し、子育てにおいても負担感が大きくなりやすいため、子ども・子育て支援においても多文化共生を推進していく必要があります。
- 配慮が必要な子どもを適切な療育や支援につなげていくため、相談支援を充実させるとともに、さまざまな機関が連携していく必要があります。また、支援情報が進学等のライフステージの変化で途切れることなく引き継がれるよう、「ライフサポートファイル」等を活用し、関係機関の連携体制の構築が必要となります。

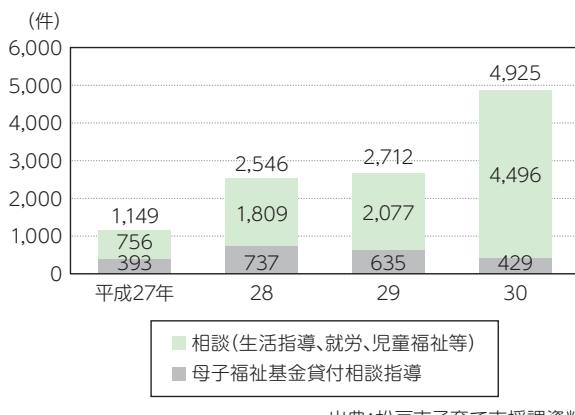


## データ ..

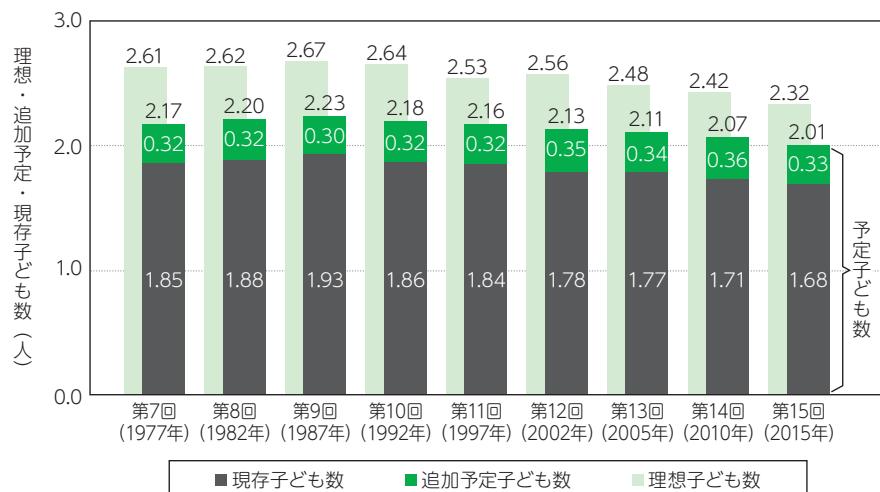
### ■生活保護被保護世帯数と保護率



### ■ひとり親家庭相談支援業務



### ■理想の子どもの数と実際に持つつもりの子どもの数



## 施策の展開・

### 施策8-1 生活基盤の安定のために経済的な支援を推進する

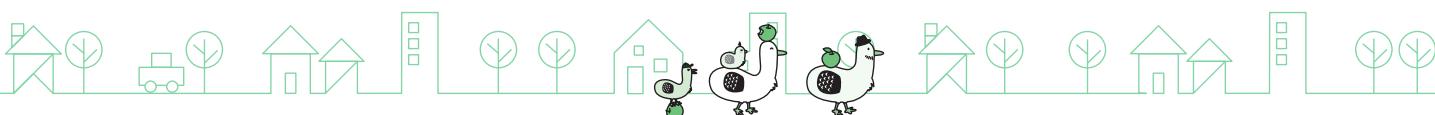
#### 施策の方向

子育てに伴う経済的負担を軽減し、家庭の生活基盤や経済基盤の安定を図るため、子どもと家庭の状況に応じた手当の支給や各種助成を継続的に実施します。

#### 主な事業

事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

No.	名 称	概 要	担当部署等
155	児童手当	児童の健全育成を図るために、中学校修了前までの児童を養育している保護者に手当を支給します。	子育て支援課 児童給付担当室
156	子ども医療費助成制度	中学校修了前までの児童の保険診療分の医療費の自己負担額（全部又は一部）を助成します。	子育て支援課 児童給付担当室
89 再掲	児童扶養手当	家庭生活の安定と児童の健全育成を図るために、父又は母と生計をともにしていない、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している保護者等に支給します。	子育て支援課 児童給付担当室
90 再掲	ひとり親家庭等医療費等助成制度	ひとり親家庭等（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養していて、前年の所得が制限額未満である家庭）に対し、保険診療分の医療費の自己負担額の一部を助成します。	子育て支援課 児童給付担当室
157	入院助産制度	経済的理由により病院や助産所に入院して出産することができないと認められる人が、受けられる制度です。	子ども家庭相談課
158	出産育児一時金	国民健康保険被保険者が出産する際、出産育児一時金を支給します。	国民健康保険課
159	遺児手当	両親又は父もしくは母を亡くした義務教育終了前までの遺児を扶養している保護者等に支給します。	子育て支援課 児童給付担当室
160	高等学校入学資金貸付制度	高等学校に入学するための費用を支払うことが困難な保護者に対し、入学時に必要な資金を貸し付けることにより、有用な人材を育成します。	子育て支援課 児童給付担当室
91 再掲	就学援助費	国公立小・中学校に通学している児童生徒の保護者で、児童扶養手当を受給されている方、その他経済的にお困りの方で、同一生計の家族全体の所得が認定基準額に満たない場合等、経済的な理由により子どもを就学させることが困難なご家庭に学用品費や給食費等を援助します。	学務課



事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

No.	名称	概要	担当部署等
92 再掲	生活保護法による各種扶助費	生活保護被保護者に対し、不足分について、教育扶助（義務教育に伴って必要な教材等の学用品、通学用品、学校給食その他義務教育に伴つて必要なもの）を行います。	生活支援一課／生活支援二課
161 新規	幼児教育・保育の無償化	3~5歳児までの児童、又は0~2歳児の非課税世帯の児童が通う幼稚園・保育所（園）・認定こども園・認可外施設等の保育料に相当する額を「施設等利用給付」として補助を行い、上限額までの範囲で給付されることにより実質的な無償化を実施します。	保育課／幼児教育課
162 新規	幼稚園預かり保育料の助成	幼稚園に通う子どもを持つ働いている世帯が、幼稚園での長時間預かりを利用した場合、国の無償化超過分の費用の一部を助成します。	幼児教育課
163	認可外保育施設保育利用料の助成	県の指導監督基準を満たす認可外保育施設に入所し、一定の基準を満たす児童に対し、保育利用料の助成を行います。	保育課
164 事業 計画	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育所（園）・認定こども園等において実費徴収が行うことが出来るとされている「食事の提供に要する費用」及び「日用品、文房具等の購入に要する費用等」について、低所得世帯等を対象に費用の一部を補助します。幼稚園については、一定の条件を満たした子どもの給食費において、副食費の一部を免除します。	保育課／幼児教育課
目標		現状(平成31年度)	目標(令和4年度)
松戸市子ども・子育て支援事業計画（第5章）にて管理			
165	特定不妊治療費助成	高額な治療費を要する特定不妊治療（体外受精・顕微授精）について、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、国県の助成に上乗せを行うとともに、所得制限で県の助成対象となっていない方に治療費の一部を助成します。	子ども家庭相談課 母子保健担当室
166	未熟児養育医療費助成	身体の発達が未成熟なままで生まれ、入院を必要とする児童に対して、その治療に必要な医療費を公費で一部負担します。	子ども家庭相談課



## 施策8-2 ひとり親家庭への支援を推進する

重点施策

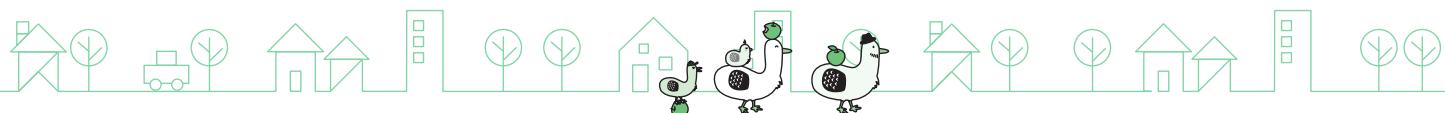
### 施策の方向

ひとり親家庭の経済的格差が児童の学力や進学、就職に影響を与えることがないように、またその保護者の孤立や不安が解消されるように、さまざまな課題に対して、総合的な支援体制を整えていきます。

### 主な事業

事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

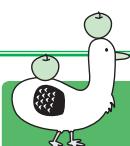
No.	名 称	概 要		担当部署等
33 再掲 <b>重点</b>	子どもの学習支援事業	経済的に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所づくり・カウンセリングを行うことにより、基礎学力の向上等を目指します。		生活支援一課／子育て支援課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	対象生徒の高等学校等への進学率(学校基本調査)	98.5%	一般世帯の生徒と同等	一般世帯の生徒と同等
86 再掲 <b>重点</b>	ひとり親家庭相談支援業務	母子または父子世帯及び寡婦世帯が抱えるさまざまな問題に関する相談に応じ、必要な支援を行います。		子育て支援課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	貸付の進達件数	11件／年	継続実施	継続実施
87 再掲 <b>重点</b>	母子・父子就労促進プログラム	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員を配置し、就職支援を実施します。		子育て支援課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	母子・父子就労促進プログラム策定人数	47人／年	50人／年	50人／年
147 再掲	ひとり親家庭就労促進事業	ひとり親家庭の父・母及び寡婦に対し、就労に必要な資格技能を習得するための講習を受ける経費を助成します。		子育て支援課
148 再掲	母子家庭等高等訓練促進事業	就業に結びつきやすい資格取得のための養成訓練受講中、一定期間、高等訓練促進費を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にします。		子育て支援課
153 再掲	ジョイントワーク松戸	市とハローワークが連携し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者等に対する一体的な就労支援を実施します。		生活支援一課



事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

No.	名称	概要	担当部署等
89 再掲	児童扶養手当	家庭生活の安定と児童の健全育成を図るため、父又は母と生計をともにしている、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している保護者等に支給します。	子育て支援課 児童給付担当室
90 再掲	ひとり親家庭等医療費等助成制度	ひとり親家庭等（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している、前年の所得が制限額未満である家庭）に対し、保険診療分の医療費の自己負担額の一部を助成します。	子育て支援課 児童給付担当室
159 再掲	遺児手当	両親又は父もしくは母を亡くした義務教育終了前までの遺児を扶養している保護者等に支給します。	子育て支援課 児童給付担当室

## まつどコラム



## 母子父子就労支援プログラム

ひとり親の就職活動での悩みについて、専門の相談員が話を聴き、それぞれに合った就職活動プログラムを策定します。

予約は子育て支援課で受け付けています。面接は概ね1時間です。



## 施策8-3 外国籍の家庭への支援を推進する

重点施策

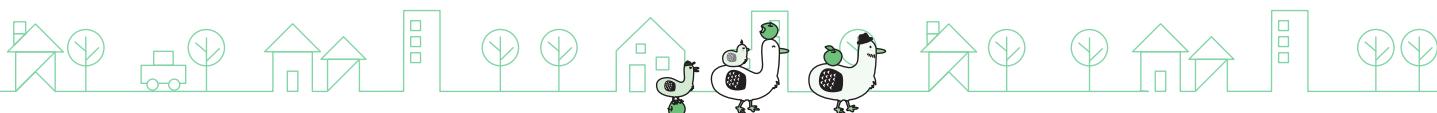
### 施策の方向

言葉、文化、生活習慣の違いにより孤立しがちな外国籍の家庭や日本語を母語としない市民が安心して子育てできるように、多言語による子育て・生活に関する情報提供や、多言語での相談体制の充実に取り組んでいきます。

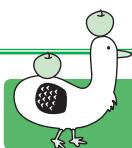
### 主な事業

事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

No.	名 称	概 要	担当部署等
167 新規	外国人向けホームページ International Portalの運用	英語、中国語、ベトナム語で、市の情報を配信しています。併せて、フェイスブックやTwitterを活用し、周知を行っています。	文化観光国際課
168 新規	外国語版生活ガイドブック等の配布	国際交流員が中心となり、外国人の視点で、窓口手続きやごみ捨てガイド等、生活に必要な情報を翻訳してお届けしています。	文化観光国際課
169	庁内通訳(英語・中国語)	庁内で行政手続きや相談をする際に日本語で困っている方の通訳を行っています。	文化観光国際課
170 新規	モバイル通訳機の整備	窓口等で多言語対応が必要な際に、タブレット画面を通して、通訳オペレーターがリアルタイムに通訳するサービスを掲載したモバイル通訳機を導入しています。	文化観光国際課
97 再掲	日本語教室	(公財)松戸市国際交流協会と松戸市日本語ボランティア会の共催事業として、15歳以上の市民を対象に日本語教室を開催しています。	文化観光国際課
171	外国人相談 Consultation Service for Non-Japanese	英語、中国語他、モバイル通訳機を活用し、13か国語による相談を実施しています。	広報広聴課 広聴担当室
99 再掲 新規	地域子育て支援拠点(おやこDE広場・子育て支援センター)での交流	市内に在住する外国人親子が地域との交流を図れるよう、地域子育て支援拠点(おやこDE広場・子育て支援センター)にて外国人親子が来所しやすいよう工夫したイベントを実施します。	子育て支援課



まつどコラム



## International Portal

多言語化での情報発信の一環として、市ホームページ内に「International Portal」という専用サイトを設置しています。国際交流員が中心となり、外国人の視点で、在住外国人が生活するうえで必要となる、行政手続きやゴミ出し等の情報をきめ細かく配信しています。



### International Initiatives 国際交流事業



第4章

施策の方向



## 施策8-4 障害や発達の不安等を抱える子どもの家庭を支援する

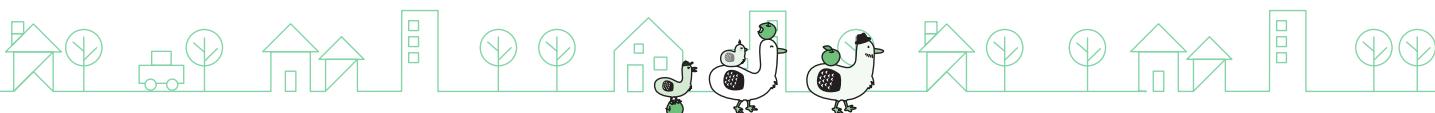
重点施策

### 施策の方向

配慮が必要な子どもを適切な療育や支援につなげていくため、保護者に対する相談支援をはじめ、母子保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、子どもの障害特性や成長に合わせた切れ目のない支援を行います。

### 主な事業

No.	名 称	概 要	担当部署
61 再掲	こども発達センター (相談・診療)	子どもの育ちについて不安のある場合や心身の発達に遅れがある場合等に医師や専門スタッフが相談に応じます。	健康福祉会館 こども発達センター
172	ふれあい相談室との連携	障害がある子ども（者）やその家族に対し、生活の困りごとの相談や福祉サービスの情報提供等、相談支援を行います。	障害福祉課
173	松戸市基幹相談支援センターCoCoとの連携	地域における相談支援の拠点として、障害がある子ども（者）やその家族に対し、生活の困りごとの相談や福祉サービスの情報提供等、相談支援を行います。	障害福祉課
174	中核地域生活支援センター（ほっとねっと）との連携	地域における相談支援の拠点として、障害がある子ども（者）やその家族に対し、生活の困りごとの相談や福祉サービスの情報提供等、相談支援を行います。	障害福祉課
64 再掲	就学相談業務 (五香分室)	子どもの発達課題や就学先等について、専門的立場から相談に応じます。	教育研究所
175	日中一時支援	障害を持つ子ども（者）の日中活動の場の確保や家族の就労支援、又は日常介護している家族の休息等を目的に施設等で一時的に見守り等の支援をします。	障害福祉課
176	一時的介護	障害を持つ子ども又は発達に不安のある子どもの保護者が、傷病等の理由により家庭における介護が困難となる場合に、一時的な預かりを行います。	健康福祉会館 こども発達センター
177	障害児相談支援等	障害を持つ子どもやその家族の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画の作成を行います。	障害福祉課／ 健康福祉会館 こども発達センター



事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

No.	名称	概要	担当部署等
178	心身障害児（者）一時介護料の助成	障害を持つ子ども（障害者）を介護している保護者が、疾病等の理由により家庭内での介護が一時的に困難となり、施設等に有料で介護を委託した場合にその費用を助成します。	障害福祉課
179	心身障害児入学祝金	障害を持つ子どもが小学校に入学した時、保護者に祝金を支給します。	障害福祉課
180	特別児童扶養手当	20歳未満の一定の要件を満たす障害を持つ子どもの福祉の増進を図ることを目的として、児童の父母又は養育者に対して手当が支給されます。	障害福祉課
181	障害児福祉手当	20歳未満の重度の障害を持つ子どもに対して、その障害のため必要となる精神的・物質的な特別の負担の軽減の一助として手当が支給されます。	障害福祉課
182	心身障害児福祉手当	20歳未満の一定の要件を満たす、障害を持つ子どもに対して手当が支給されます。	障害福祉課
183	障害福祉サービス等	自宅での介護（ヘルパー）や短期入所を行う自立支援給付や、余暇活動支援や家族の就労支援・介護負担軽減のための見守り等を行う地域生活支援事業等、障害を持つ子ども（者）やその家族に対して総合的に支援を行います。	障害福祉課
184 新規	ライフサポートファイルの配布	障害のある子どもや発達が気になる子どもが、乳幼児期から成人期までのライフステージごとに一貫した支援が受けられるように、成育歴・関係機関・医療機関等を記録して整理できる「ライフサポートファイル」を配布します。家族と支援機関（医療・保健・福祉・教育等）が子どもの情報を共有できるため、より良い支援につなげられます。	障害福祉課
68 再掲 新規	地域子育て支援拠点（おやこDE広場・子育て支援センター）での交流	地域子育て支援拠点（おやこDE広場・子育て支援センター）にて医療的ケアを必要とする子どもとその保護者が安心して交流できる場を提供します。	子育て支援課



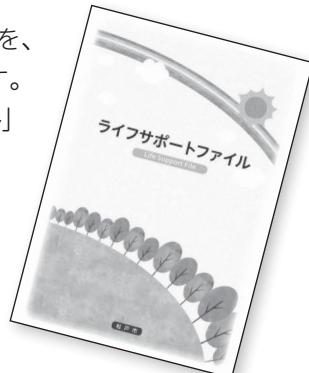
まつどコラム



## ライフサポートファイル

支援を必要とする子どもの成育歴の記録、医療機関、サービス利用状況等を1冊にまとめて保管ができる「ライフサポートファイル」を配布しています。

新しいサービスを受けるときや、進学等の際に、「ライフサポートファイル」を活用することで、スムーズな情報の引き継ぎにつながります。



まつどコラム

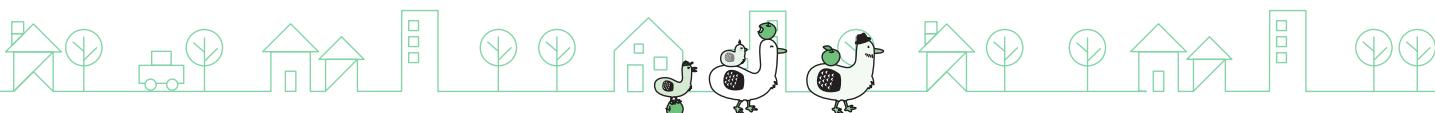


## 基幹相談支援センター CoCo



「基幹相談支援センター CoCo」は、障害のある子ども（人）や家族等が抱える不安や課題を聴き、解決に向けた支援を行う市内の中核的な拠点です。

希望に応じて訪問も行っており、早期の相談支援に取り組んでいます。



## 基本目標Ⅲ

# 「地域の力」

## ～地域の特色と活力を活かし、 子どもと家庭を支える～

### 目指す姿

子どもと子育て家庭が安全に安心して暮らしていくためには、身近な地域で見守られ、支えられる環境が必要です。地域住民一人ひとりが子ども・子育て支援に関心を持ち、社会全体で子どもの育ちを支えていくことで、子どもを通じて地域がつながるまち「まつど」を目指します。

### 基本施策

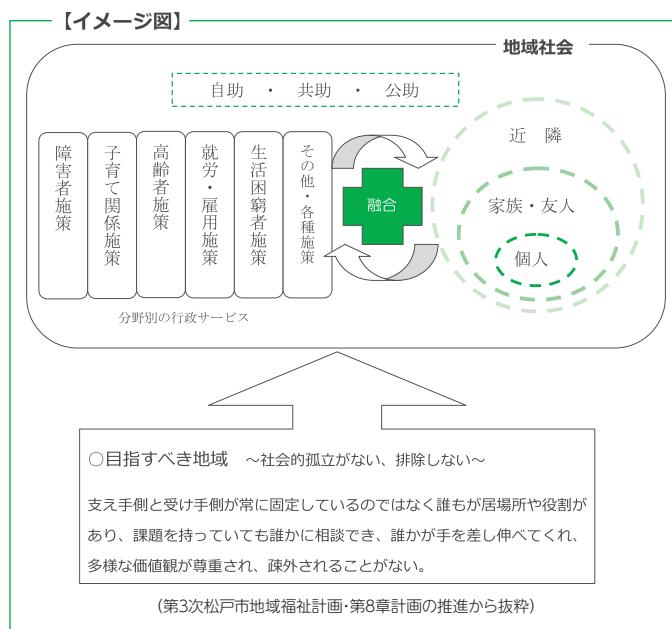
基本目標Ⅲ 「地域の力」を実現するため、4つの基本施策を展開します。

- ◆ 基本施策 9 子どもと子育て家庭が安全に安心して暮らせる
- ◆ 基本施策 10 子どもが地域でいきいきと成長できる
- ◆ 基本施策 11 子ども・子育て支援の支援者ネットワークを強化する
- ◆ 基本施策 12 子どもと子育て家庭を地域全体で応援する

### 参考

#### ◆松戸市地域福祉計画

「松戸市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に定められた、市町村地域福祉計画として策定する計画です。誰もが住み慣れた地域での支え合いにより、安心して幸せな生活を送るために、地域福祉推進の主役である市民や社会福祉関係の事業者、そして社会福祉活動の担い手が行う地域での取組みや市の支援策についてまとめたものです。



## 基本施策

## 9

## 子どもと子育て家庭が安全に安心して暮らせる



## 目指す姿

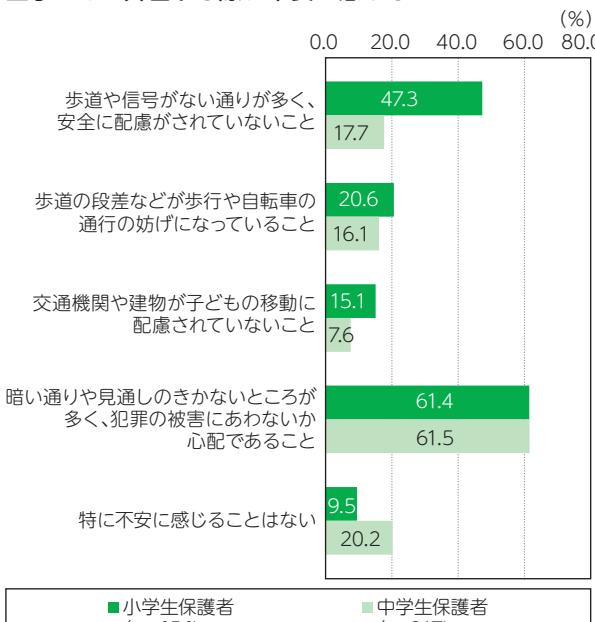
- ◆ 犯罪や災害から子どもの命を守るために、地域住民による見守りやつながりの輪が広がっています。
- ◆ 多くの市民が災害への危機意識を高め、万が一、災害が起きた際は、自らの安全を確保し（自助）、地域において助け合いながら（共助）、子どもの命を守ります。
- ◆ 子育て家庭が乳幼児と一緒に安心して楽しく外出でき、外出先で授乳やおむつ替えをしやすい環境になっています。

## 現状と課題

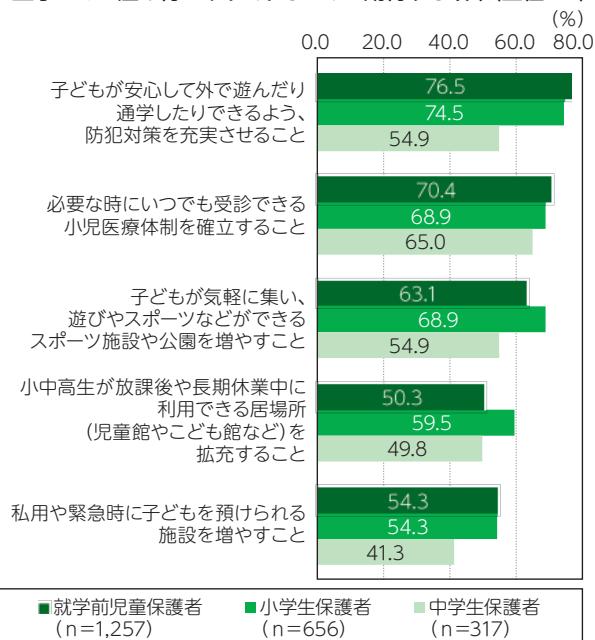
- 「松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）」によると、小学生の保護者及び中学生の保護者にとって、子どもが外出する際不安に感じることとして、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、犯罪の被害に遭わないか心配である」と回答した方の割合が最も高く、回答割合も6割を超えていました。地域ボランティア等の協力のもと、地域で子どもと子育て家庭を見守り、子どもが事件や事故に巻き込まれるのを防ぐ環境を整えていく必要があります。
- 近年、地震やゲリラ豪雨等、大規模な自然災害が日本各地で起こっています。市内には、集中豪雨の際に、道路冠水や住宅の浸水被害が起きやすい地域もあります。自然災害に対して、市民が災害への危機意識を高め、自らの安全を確保し（自助）、地域において助け合いながら（共助）、子どもの命をみんなで守っていく必要があります。
- 乳幼児と一緒に安心して楽しく外出するためには、段差の軽減や幅広い歩道の整備等、子どもや子育て家庭の視点にたった環境を整備していく必要があります。

## データ

## ■子どもが外出する際、不安に感じること

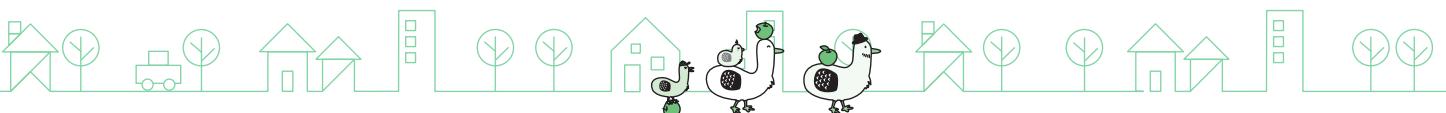


## ■子どもを産み育てやすくするために期待する政策(上位5つ)



出典:松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成31年3月)

出典:松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書(平成31年3月)



## 施策の展開・

.....

### 施策9-1 安全対策や防災対策を強化する

重点施策

#### 施策の方向

地域における自主防犯活動や防犯ボランティア等の協力のもと、子どもと子育て家庭を見守り、子どもが事件や事故に巻き込まれるのを防ぐ環境を整えていきます。

また防災対策においては、避難訓練等を通じて災害への危機意識を高め、万が一、災害が起った際は、自らの安全を確保し（自助）、地域において助け合う（共助）環境を目指します。特に乳幼児や妊婦等は自力での避難が困難な場合もあり、日頃から意識して防災対策を講じておく必要があり、講座等の啓発活動に取り組みます。保育所やおやこDE広場等の子育て支援施設においては、計画的に防災訓練等を実施し、災害時における対応や避難場所等の確認を行います。

#### 主な事業

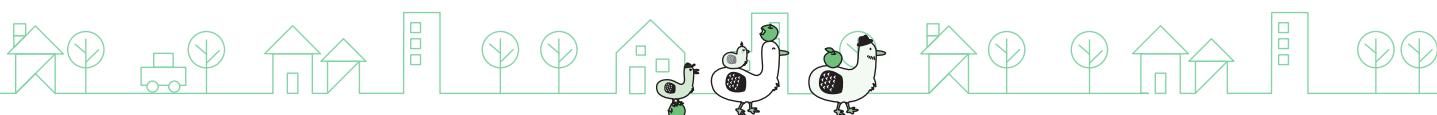
**事業計画** 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業 **新規** 平成27年度以降の新規事業

No.	名称	概要	担当部署等
185	街頭補導	市長から委嘱された少年補導員が、市内全域の商業施設・駅・公園・ゲームセンター等や下校時の通学路等を巡回し、気になる子どもへの声かけや不審者情報に対応した見守り活動を行います。	子どもわかもの課 (少年センター)
186	学校安全ボランティア	各学校でボランティアを募集し、登下校時等に見回りを実施します。	各学校 (保健体育課)
187	自主防犯パトロール事業	防犯団体、町会・自治会、ボランティア等の協力により防犯パトロールを実施します。	市民安全課
188	青パト防犯パトロール	青色回転灯装備車両によるパトロールを実施します。	市民安全課
189	町会・自治会の見守り	町会・自治会の見守り活動を、防犯用品貸与により支援します。	市民安全課
190	商店会の見守り	商店会が地域の子どもの登下校時の見守り、声かけ等を実施します。	商工振興課
191 新規	松戸市高齢者等見守り活動	市内で活動する事業者等が配達等の日常業務を行う際に、子どもや高齢者等が心配な状況にあることを発見した場合、本市に連絡をいただき、本市が状況の確認等を行うという取組みです。	高齢者支援課 地域包括ケア推進担当室



事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

No.	名 称	概 要	担当部署等
192	防犯カメラの設置	主に駅前繁華街や通学路等の治安向上を図るために、市設置型防犯カメラ事業を実施します。また、住宅街等の治安向上を図るため、市民の協力を得て、全国初となる市民参加型街頭防犯ネットワークカメラ事業を実施します。	市民安全課
193	こども110番の家	いざという時に子どもが逃げ込める家や商店、市民センター等の施設に、目印のプレートを貼り、子どもが事件や事故に巻き込まれるのを防ぎます。	市民安全課
194	防犯ブザーの配布	児童の安全対策の一環として、市立小学校の新入学児童へ防犯ブザーを配布しています。	保健体育課
195	通学路合同点検	通学児童の安全確保を目的として、通学路の危険個所について、関係課合同で点検を行っています。	保健体育課／各学校／道路維持課／千葉県警察
196	交通安全教室の実施	ユーカリ交通公園を管理運営し、市内の小学校や保育所（園）、幼稚園の児童を対象に交通安全教室を実施します。	市民安全課
197	防犯意識啓発冊子等の配布	防犯意識の向上を図るため、市内小学校の新1年生等に、防犯意識啓発冊子等を配布しています。	市民安全課
198	防犯・防災訓練の実施	各学校・保育所・幼稚園において、定期的に実効性ある防犯・防災訓練を実施します。	各学校・保育所・幼稚園（保健体育課・保育課・幼児教育課）
199	市立小中学校AEDの設置	児童・生徒の命を守ることを目的として、市立小中学校65校にAEDを設置しています。また、市立小中学校に対して、訓練用にAEDトレーナー等の貸し出しを行っています。	保健体育課
200	危険予知トレーニング（KYT）の実施	危険予知トレーニング（KYT）による日常的な指導により、いざというときに的確に行動できる児童・生徒の育成に努めています。	各学校（保健体育課）



事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

No.	名 称	概 要	担当部署等
201 新規	災害用備蓄品の整備	災害時に必要な資機材・生活必需品等を備蓄するため、市内小中学校や町会・自治会と連携し、分散備蓄倉庫を設置します。	危機管理課
202	地域防災リーダー	市内に大規模地震等の災害が発生した場合において、消火活動、被災者の救出、救護、その他の災害活動の迅速かつ効果的な実施に資するため、町会又は自治会等により推薦された松戸市地域防災リーダーが地域の防災活動を行っています。	危機管理課
203 新規	松戸市防災マップアプリ	発災時にオフラインでも防災マップの確認や防災情報の閲覧等ができるスマートフォン向けアプリ「松戸市防災マップアプリ」を運用します。	危機管理課
204	安全・安心情報メール (不審者情報)	不審者・犯罪情報等の緊急性の高い重要情報を皆様の携帯電話のメールにお知らせする安全安心情報のメール配信サービスです。	市民安全課
205	安全・安心情報メール (災害情報)	災害情報等の緊急性の高い重要情報を「松戸市安全安心情報」としてメール配信します。	危機管理課
206	防犯についてのパートナー講座	「地域の防犯対策について」等の出前講座を実施しています。	市民安全課
207	防災・災害についてパートナー講座	「災害に対する備え」等の出前講座を実施しています。	危機管理課



## 施策9-2 親子が安心して外出できる環境を整備する

### 施策の方向

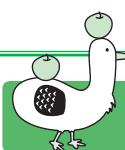
乳幼児を連れた子育て家庭が安心して一緒に楽しく外出できるように、おむつ替えスペース等の提供や歩道の整備等、子どもと子育て家庭の視点にたったまちの環境を整備していきます。

### 主な事業

**事業計画** 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業 **新規** 平成27年度以降の新規事業

No.	名 称	概 要	担当部署等
208	授乳おむつ替えスペース (赤ちゃんぽけっと) の 提供	市内の公共施設等で、授乳・おむつ替えスペースの提供を行います。商業施設等、提供する施設を拡充します。	子育て支援課／ 商工振興課
209 <b>新規</b>	移動式赤ちゃん休憩室の 設置	赤ちゃん連れでの外出を支援するため、屋外で実施するイベントにおいて移動式赤ちゃん休憩室を貸し出します。	子育て支援課
210 <b>新規</b>	「ウォーカブル推進都市」の研究推進	国土交通省が実施する「ウォーカブル推進都市」にエントリーし、先進事例の情報共有等を通じて、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくりに向けた研究を推進します。	都市計画課
211	松戸駅周辺のまちづくり	「松戸駅周辺まちづくり基本構想」に基づき、駅周辺のバリアフリー化、ゆとりある歩行者空間や良好な住環境の形成等、まちづくりを推進します。	新拠点整備課

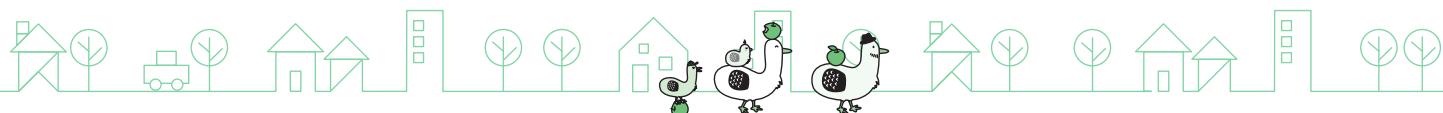
### まつどコラム



#### 移動式赤ちゃん休憩室

赤ちゃん連れでの外出を支援するため、「移動式赤ちゃん休憩室」を貸し出しています。

休憩室の中にはおむつ交換台も付属しており、屋外でも授乳やおむつ替えに利用できるため、乳幼児を連れた子育て家族も安心して屋外イベントに参加できます。



# 基本施策 10

## 子どもが地域でいきいきと成長できる



### 目指す姿

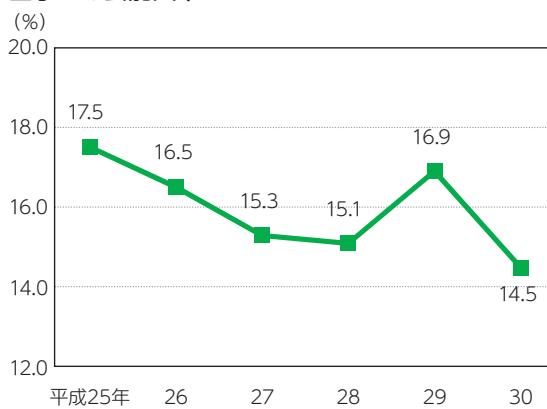
- ◆ 地域において、多種多様な子ども・子育て支援が行われ、子どもが、地域のさまざまな人々に見守られながら、健やかに成長できる環境が整っています。
- ◆ 子どものコミュニケーション能力、自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神等が培われるよう、子どもにとって最も身近な地域において、さまざまな人が子どもと交流し、子どもの成長段階や個々のニーズに応じて、子ども自身が主体的に参加できる活動が充実しています。

### 現状と課題

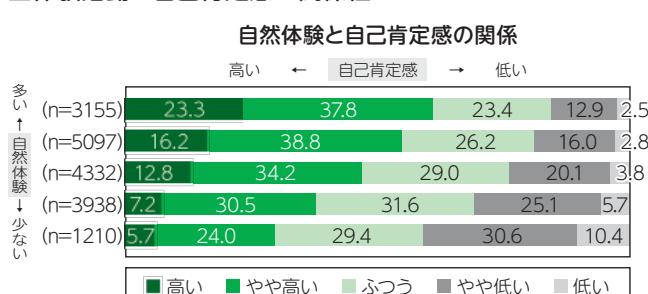
- 共働き世帯や核家族化の増加や高度情報化社会の進展により、地域社会と子どもの関わり方は大きく変化しています。子どもが地域の人とつながり交流を育むためには、日頃から、子ども・子育て家庭が、地域と関わる機会があることが必要です。
- 子ども会の加入率が年々減少する等、子どもが地域活動を通じて、さまざまな体験をする機会が減少しています。「青少年の体験活動等に関する実態調査（平成26年度・国立青少年教育振興機構）」によると、自然体験や生活体験が豊富な子どもほど、自己肯定感や道徳観・正義感が高くなる傾向にあるという結果が見られます。子どもたちは、さまざまな人と関わりながら体験を積み重ねることにより、仲間とのコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神等が育まれるといわれています。子どもにとって身近な地域において、さまざまな人々と交流しながら、体験の機会を充実させていくことが必要です。

### データ

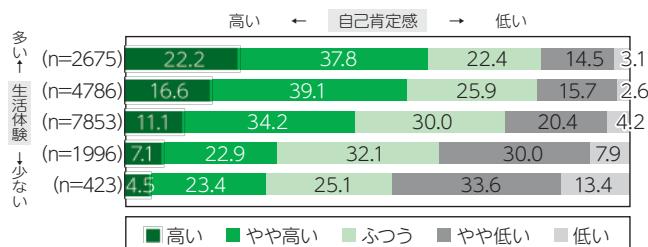
#### ■子ども会加入率



#### ■体験活動と自己肯定感の関係性



##### 生活体験と自己肯定感の関係



出典:「青少年の体験活動等に関する実態調査」  
(平成26年度国立青少年教育振興機構)



## 施策の展開・

### 施策10-1 子どもが地域で交流できる機会を増やす

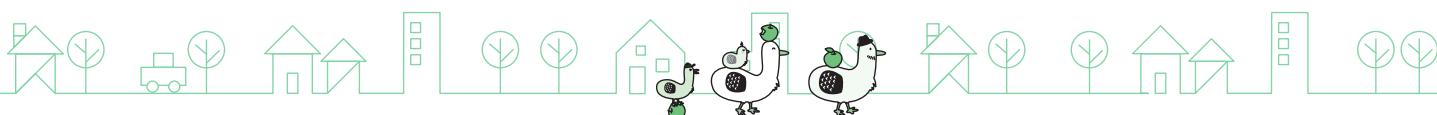
#### 施策の方向

子どもや子育て家庭にとって身近な地域において、子どもが地域のさまざまな人々に見守られながら健やかに成長できるよう、多種多様な子ども・子育て支援を通じて、交流・体験の機会を充実させていきます。

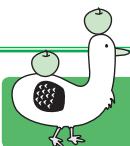
#### 主な事業

事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

No.	名 称	概 要	担当部署等
2 再掲  事業 計画	地域子育て支援拠点事業 (おやこDE広場・子育て支援センター)	保護者の孤独感や負担感を軽減するため、概ね0～3歳までの乳幼児と保護者向けに無料開放されている施設です。育児相談や子育て講座等も行います。	子育て支援課／ 子どもわかもの課／ 保育課／ 健康福祉会館
	目 標	現状(平成31年度) 目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)にて管理			
3 再掲	保育所（園）や幼稚園での地域交流	保育所（園）や幼稚園では、児童と地域の乳幼児との交流、行事への参加、子育ての相談等を行います。	保育課／ 幼児教育課
6 再掲	地区社会福祉協議会の子育てサロン	各地区社会福祉協議会で親子を対象にした広場を実施します。子育てに関する情報提供も行います。	社会福祉協議会 (地域福祉課)
212	こども祭り	市内の子ども達が一同に集い、各種催し物への参加を通じ楽しい1日を過ごすことにより「子ども達の交流」「親子のふれあい」を図る取組みです。子ども会、青少年相談員、少年補導員による実行委員会を毎年実施しています。	子どもわかもの課
213	子育てフェスティバル事業	子育て支援を行う団体の連携を図り、また、市民に子育ての情報提供をするため、各団体がブースを持ちイベントや講座を行います。	子育て支援課
214	子ども会の活動支援	同じ地域に住んでいる異年齢の子ども達が集まり、遊びを中心とした活動、スポーツ活動、野外活動、奉仕活動等、幅広い体験をすることができます。	子どもわかもの課
215	青少年相談員の活動支援	青少年相談員は県知事と市長からの委嘱により活動しているボランティアです。中学生以上を対象としたキャンプや卓球などのスポーツ大会のほか、市内12支部で青少年の体験や学びにつながる活動を行っています。	子どもわかもの課
216	スポーツ少年団活動	生活と結びついた地域社会の中で、正しいスポーツを計画的、継続的に実践し、子どもの集団による社会活動の場となっています。	スポーツ課



## まつどコラム



## こども祭り

こども祭りは毎年5月上旬に、21世紀の森と広場で開催しています。

わんぱく相撲やゴールキック、SL、昔の遊び創作、ステージショー、マジックショー、ストライクボード等、無料で遊べるコーナーを多数用意し、子どもたちの交流や親子のふれあいの機会となるよう、取り組んでいます。



## まつどコラム

## 子ども会

主に小学生を対象に、夏にはキャンプ、冬にはかるた大会等を実施しています。また、スポーツ活動、野外活動、奉仕活動等を通して、地域に住む異年齢の方と幅広く交流や体験をする機会を与える取組みを行っています。



## 施策10-2 青少年が社会に関わる機会を増やす

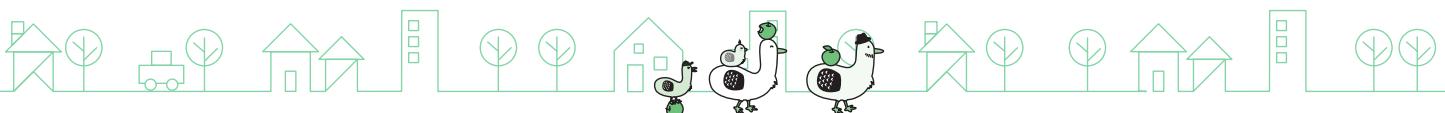
重点施策

### 施策の方向

子どものコミュニケーション能力、自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神等が培われるよう、子どもの成長段階や個々のニーズに応じて、子ども自身が主体的に参加できる活動を推進していきます。

### 主な事業

事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業				
No.	名 称	概 要		担当部署等
117 再掲 重点	中高生と乳幼児のふれあい体験	中高生が命の大切さを学び、将来親となる準備として、市内の中学校と高校で実施している乳幼児の親子とのふれあい体験を充実させ、実施校を増やします。		子どもわかもの課／子育て支援課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	事業実施校数を増やします	10校	12校	15校
34 再掲 重点	ゲットユアドリーム	中学生が、地域のさまざまな職業や経歴の大人と交流し、多様な価値観に触れ、将来の夢を考える機会を提供します。		子どもわかもの課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	実施中学校数を増やします	2校	8校	10校
36 再掲 新規	夢の教室の実施	市立小学校全校5年生を対象に、オリンピック出場経験のあるスポーツ選手、現役サッカー選手をはじめさまざまな種目で活躍するアスリート、そのOBやOGらを「夢先生」として学校に迎え、「夢を持つことの大切さ」や「仲間と協力することの大切さ」をゲームやトークを通じて子どもたちに伝えています。		東京オリンピック・パラリンピック推進課
39 再掲	Let's体験の実施	中学生から20代の青少年が、夏休み期間を活用し、地域のさまざまな課題解決に取り組む市民活動団体の活動現場で、ボランティア活動を体験します。		市民活動サポートセンター(市民自治課)
40 再掲	職場体験活動	児童生徒の職場見学・体験が受け入れ可能な企業のリスト一覧を市内小中学校に配布し、児童生徒の職場見学・体験を支援します。		指導課
217	環境学習出前講座の実施	環境問題を考えるきっかけの一つとして、市民団体・企業・市役所の職員等が、小中学校に伺い、環境に関する出前講座を行っています。		環境政策課
218	若者への選挙啓発	将来の有権者となる18歳未満の子どもを対象に、模擬選挙や選挙器材の貸出等を実施し、選挙の仕組みを理解してもらい、若年層の社会参加に向けた意識の向上を図ります。		選挙管理委員会事務局



## 基本施策

**11****子ども・子育て支援の支援者ネットワークを強化する****目指す姿**

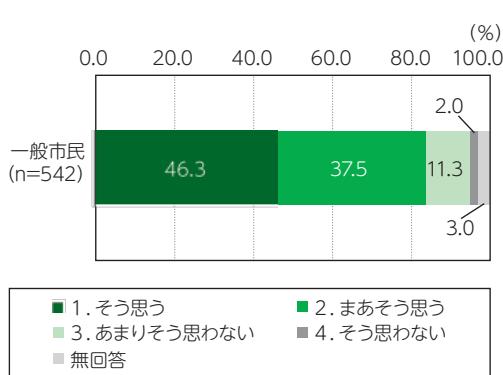
- ◆ 子ども・子育て支援に携わる人々が多様な活動を展開する中、支援者や団体が横断的に連携することで、子ども・子育て家庭の抱える課題を早期に発見し、関係機関への支援につなげています。
- ◆ 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が子どもや子育て支援に関わり、人と人、人と資源が、世代や分野を超えてつながっています。

**現状と課題**

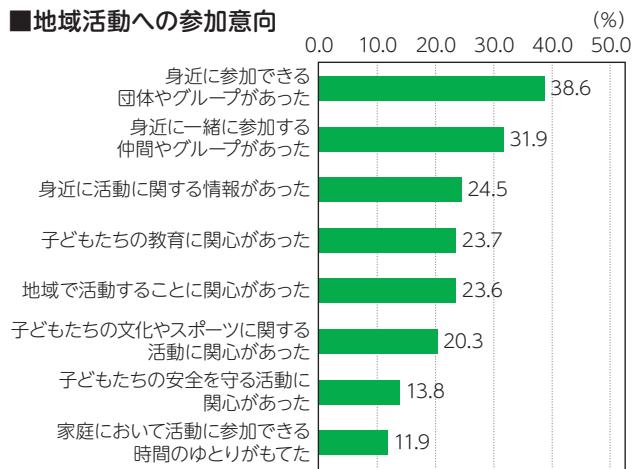
- 子ども・子育て家庭にとって身近な地域は、子どもや子育て家庭の課題を発見しやすい場所ですが、それを支援につなげていくためには、子ども・子育て支援に携わる人々が顔の見える関係をつくり、情報を共有していくことが必要です。
- 本市では、子育て支援員研修や子育て支援人材バンク制度の導入により、人材育成とその確保を一体的に実施しています。地域の担い手を増やしていくためには、地域で子ども・子育て支援に関わる専門的な知識を有した支援者の存在は不可欠であり、人材育成を継続していく必要があります。
- 「家庭教育支援に係る地域の教育力の活性化に関する調査研究報告書（平成19年度・文部科学省 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター）」による20歳以上の男女3,000人に対する調査において、「家庭教育の充実のために地域が積極的に関わるべきだと思いますか」の質問について、79.1%の人が「はい」と肯定的な回答をしています。その一方、実際の地域活動への参加は、「親同士がふれあい交流する活動」や「子どもたちの文化やスポーツ活動」、「学校を支援する活動」等、どの活動においても6割以上の方が「まったく参加したことがない」と回答しており、地域の活動に関して人々の意識と行動との間にギャップが存在しています。地域の活動に参加している人、参加したことがある人に参加したきっかけを聞いた調査結果においては、「身近に参加できる団体があった」、「身近に一緒に参加する仲間やグループがあった」、「身近に活動に関する情報があった」等、身近に参加できる活動の場や仲間、情報等があることが挙げられています。

**データ** ..

■子育てに地域全体での取組みが必要であると感じる一般市民の割合

出典:松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書  
(平成31年3月)

■地域活動への参加意向

出典:家庭教育支援に係る地域の教育力の活性化に関する調査研究報告書  
(平成19年度・文部科学省国立教育政策研究所社会教育実践研究センター)

## 施策の展開・

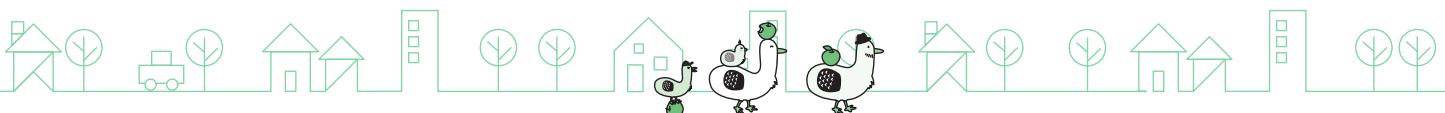
### 施策11-1 地域で子育て支援に関わる個人・団体との連携を強化する

#### 施策の方向

地域で子ども・子育て支援に関わる支援者や各種団体が、横断的な連携を強化し、お互いの知識やノウハウを共有することで、子ども・子育て家庭の抱える課題を早期に発見し、関係機関へつないでいくなど、きめ細かな支援を展開していきます。

#### 主な事業

事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業			
No.	名 称	概 要	担当部署等
219	子育て支援に関する関係機関との情報交換会	地域の子育て支援環境の整備を推進し、必要な人に支援が行き届くようにするため、地域の支援者が集まり、情報を共有し連携を強化します。	子育て支援課
20 再掲	幼保小の関係職員による情報交換	幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校等、幼児期から小学校への接続期に係る職員間の情報交換の機会を確保します。	幼児教育課
32 再掲 新規	青少年の支援に関わる人材の育成（支援者研修の実施）	児童館・こども館、中高生の居場所（青少年プラザ）のほか相談機関や青少年団体等、青少年支援に携わるスタッフや支援者の育成と連携のための研修や情報交換会を開催します。	子どもわかもの課
220	自立支援協議会こども部会	障害を持つ子どもとその家族の現状や課題の共有を行い、地域で安心して生活するために必要な支援について協議します。	障害福祉課
221	少年補導員	地域での見守り活動や温かい声かけにより、青少年の非行を防止し、不審者や犯罪から青少年を守る活動を行っています。放課後や夜間、夏休みなどの長期休業中には各地域の学校と連携して補導活動（パトロール）を行っています。	子どもわかもの課
222	子ども・子育て会議	市民、学識経験者、関係団体及び事業者の推薦を受けた者で構成され、本計画の進捗管理や評価、子ども・子育て施策の効果的な推進について協議します。	子ども政策課
223 新規	松戸市母子保健連絡協議会	母子保健や医療等に関する関係行政機関、関係団体、住民の代表から構成される協議会を設置し、母子保健事業の評価、効果的な推進についての協議を行います。	子ども家庭相談課 母子保健担当室



事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

No.	名 称	概 要	担当部署等
224	民生委員・児童委員・主任児童委員	地域の身近な相談相手として相談に応じ、福祉サービス等の紹介や助言を行い、問題解決のために行政や関係機関、学校や児童福祉関係機関等と連携につとめています。	地域福祉課
213 再掲	子育てフェスティバル事業	子育て支援を行う団体の連携を図り、また、市民に子育ての情報提供をするため、各団体がベースを持ちイベントや講座を行います。	子育て支援課
75 再掲	子どもを守る地域ネットワーク（松戸市児童虐待防止ネットワーク）機能強化	要保護児童等の早期発見や適切な対応・支援を行うため、松戸市児童虐待防止ネットワーク構成員の連携並びに専門性強化と、地域住民への周知を図る取組みの充実を図ります。	子ども家庭相談課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)
	専門職向けの研修会等を実施します	年3回以上の研修会等の実施	現状維持
	松戸市虐待防止マニュアルを作成します	未作成	完成及び随時見直し

## まつどコラム

## 福祉分野に求められる「コレクティブ・インパクト」の視点

社会的課題を解決するためのアプローチとして近年「コレクティブ・インパクト」が注目されています。

「コレクティブ・インパクト」とは、『立場の異なる組織が目的・目標を共有し、お互いの強みを出し合い社会的課題解決を図っていくスキーム』として知られており、子ども・子育て分野においても課題が多様化・複雑化する中、注目されるスキームのひとつとなっています。

## コレクティブ・インパクトの5つの視点

- ① 共通のアジェンダ：全ての参加者が変革に向けたビジョンを共有していること
- ② 共有された評価システム：データ収集と効果測定により、取組みを評価するシステムを共有していること
- ③ 相互強化の取組み：参加者個々の強みを活かし、取組みを相互に補完し合えること
- ④ 継続的なコミュニケーション：信頼形成に向け、継続的かつオープンなコミュニケーションが行われていること
- ⑤ 取組みを支える組織：取組み全体をサポートする独立した組織体があること



## 施策11-2 地域の人が子どもと関わる機会を増やす

重点施策

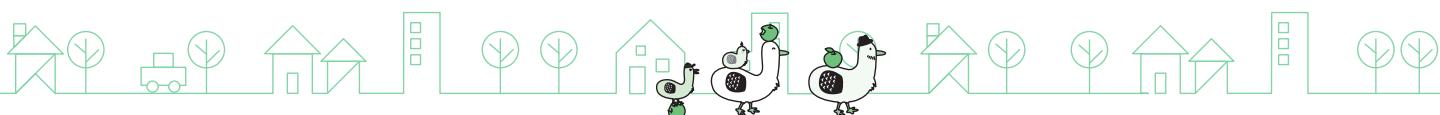
### 施策の方向

講座の実施等を通じて、地域の担い手を増やしていくとともに、地域の人、施設、関係団体等、多種多様な地域資源が子ども・子育て支援に関われるよう、連携を推進していきます。

### 主な事業

事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

No.	名 称	概 要	担当部署等
225	子育て支援員研修	「これから子育て支援事業に携わりたい」という方が必要な知識と技術を取得できるように、講義や演習を行います。	子育て支援課
226	松戸市人材バンク制度	支援者として実践的に活躍できる人材の確保と場の提供を図るため、子育て支援員研修修了者又は有資格者を「松戸市人材バンク名簿」に登録し、必要に応じて子育て支援事業運営事業者に提供します。	子育て支援課
227	地区社会福祉協議会	「地域住民の世代間交流」として、ふれあい広場や運動会等のイベントや交流事業を行っています。	社会福祉協議会 (地域福祉課)
6 再掲	地区社会福祉協議会の子育てサロン	各地区社会福祉協議会で親子を対象にした広場を実施します。子育てに関する情報提供も行います。	社会福祉協議会 (地域福祉課)
214 再掲	子ども会の活動支援	同じ地域に住んでいる異年齢の子ども達が集まり、遊びを中心とした活動、スポーツ活動、野外活動、奉仕活動など、幅広い体験をすることができます。	子どもわかもの課
215 再掲	青少年相談員の活動支援	青少年相談員は県知事と市長からの委嘱により活動しているボランティアです。中学生以上を対象としたキャンプや卓球などのスポーツ大会のほか市内12支部で青少年の体験や学びにつながる活動を行っています。	子どもわかもの課
221 再掲	少年補導員	地域での見守り活動や温かい声かけにより、青少年の非行を防止し、不審者や犯罪から青少年を守る活動をしています。放課後や夜間、夏休みなどの長期休業中には各地域の学校と連携して補導活動(パトロール)を行っています。	子どもわかもの課



事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業 **新規** 平成27年度以降の新規事業

No.	名 称	概 要	担当部署等
228 新規	子ども食堂との連携	地域で活動する子ども食堂との連携・情報交換を行い、活動内容の発信を進めます。	子ども政策課 子どもの未来応援担当室
229	市民活動団体への支援	地域課題に取り組む市民活動団体の活動に対し、市民活動助成制度や市民活動総合補償制度等で支援を行います。	市民自治課
230	まつど市民活動サポートセンターの設置	市民活動を支援し、その発展に寄与することを目的に、まつど市民活動サポートセンターを設置し、コーディネーターが市民活動に関する情報提供や相談を行います。また、講座やイベントも開催します。	市民自治課
231 新規	まつど地域活躍塾の実施	広い視野を持ち、地域の課題解決に取り組む人材の育成を図ることを目的に、市民を対象にワークショップや実地体験を含む長期の講座を実施します。	市民活動サポートセンター(市民自治課)
232	健康推進員	市の委嘱を受け、地域の方と一緒に、地域に密着した健康づくり活動を行っています。	健康推進課／ 子ども家庭相談課 母子保健担当室
233	松戸市食生活改善センター	市から委嘱された松戸市食生活改善センターが母子保健事業への参加及び市民の食を通した健康づくりのお手伝いをします。	健康推進課／ 子ども家庭相談課 母子保健担当室
234 新規	放課後算数教室	小学校の放課後の学習支援の一環として、希望する児童を対象に放課後算数教室を各小学校で実施します。放課後算数教室は、保護者や地域の方も「学校支援ボランティア」として参加します。	各学校(指導課)
235 新規	まなび助っ人の配置	児童生徒の学力向上と地域人材の活用を図るために、学校ごとに「まなび助っ人(補習支援員)」を募集し配置します。	各学校(指導課)
236	生涯学習支援ボランティア	生活の中で培ってきた豊かな経験・知識・技能等を市民の生涯学習活動に役立てたいと考えている地域の方を生涯学習支援ボランティアとして登録し、市内の個人または団体に講師として紹介する等の取組みを行っています。	生涯学習推進課
237	図書館おはなしボランティア	子どもの読書活動を支援するため、地域の方を「図書館おはなしボランティア」として登録し、図書館内外で行われるおはなし会に派遣します。	図書館



## 基本施策 12

# 子どもと子育て家庭を地域全体で応援する



### 目指す姿

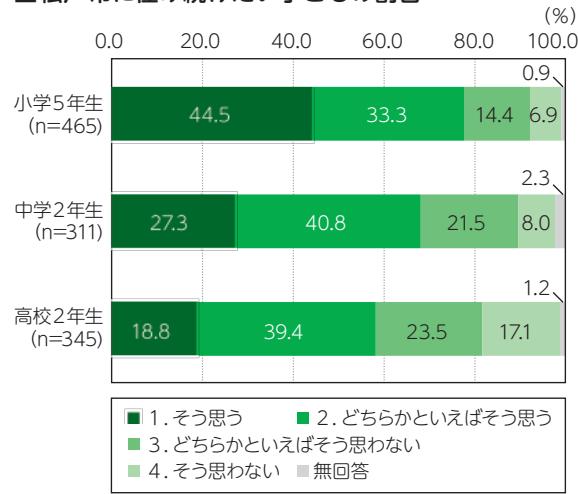
- ◆市民・企業・大学等、さまざまな地域資源がつながり、それぞれの強みやノウハウを活かした子ども・子育て支援が展開されています。
- ◆地域がゆるやかにつながり、子ども・子育て家庭を社会全体で応援するという気運が醸成されています。子どもや子育て家庭が地域のさまざまな資源に触れながら、地域に愛着を抱き、このまちに住み続けたいと思っています。

### 現状と課題

- 本市では豊富な地域資源を多様な子育て支援施策につなげていますが、多様化・複雑化する課題を地域全体で支援していくためには、これまでの枠組みにとらわれない連携が必要です。市民・企業・大学等、さまざまな地域資源を有機的につなげて、それぞれの強みやノウハウを活かした活動の展開が必要となっています。
- 子育て家庭にとっての子育てのしやすさとは、住環境、教育環境、医療環境、交通環境等、さまざまな視点から総合的に捉えられるものであり、子育て情報の発信の際には、さまざまな情報を一元化して分かりやすく発信していく必要があります。
- 子どもや子育て家庭に関心を持つ人をさらに増やしていくためには、本市の子どもや子育て家庭を取り巻く状況や課題、それに対する本市の取組みや施策の考え方について、市民に対して効果的に周知・啓発を図っていく必要があります。
- 子どもが地域社会のさまざまな人や自然や文化に接することで、学びや体験の機会につながり、住む場所への愛着を抱くとともに、新たな自分を発見する機会にもつながります。

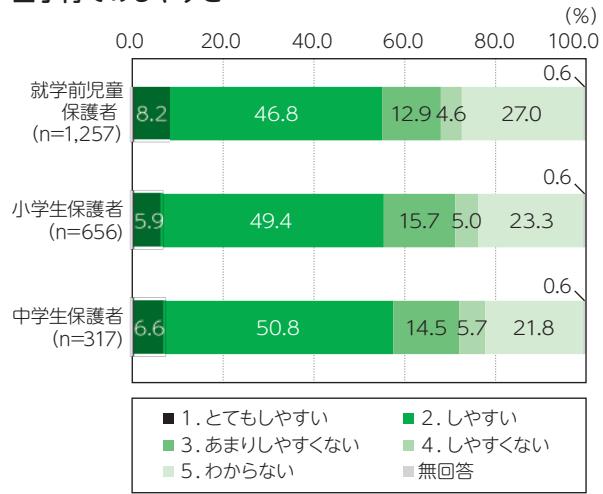
### データ

#### ■松戸市に住み続けたい子どもの割合

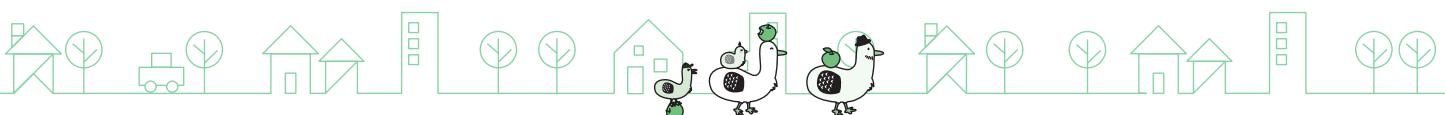


出典:松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書  
(平成31年3月)

#### ■子育てのしやすさ



出典:松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書  
(平成31年3月)



## 施策の展開・

.....

### 施策12-1 企業や学校等との連携を推進する

#### 施策の方向

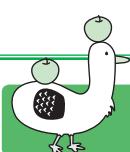
市民・企業・大学等がそれぞれの強みやノウハウを活かした子ども・子育て支援を展開していくよう、教育委員会や関係団体と連携し、さまざまな地域資源をつなげていきます。

#### 主な事業

事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

No.	名 称	概 要	担当部署等
238	学校支援地域連携事業	学校を核にした地域コミュニティづくり事業を推進するため、学校支援地域本部を設置し、学校・地域住民が協働して学校支援を行います。	教育企画課
239	家庭教育学級開催業務	保護者の家庭教育力向上支援の一環として子どもの発達段階に応じた、家庭教育学級を開催します。小学校家庭教育学級は、全小学校に設置し、学校と連携した学習会を支援しています。	生涯学習推進課
71 再掲	市内大学との包括協定	地域コミュニティづくりや地域社会の発展に寄与することを目的に、市内大学と包括協定を締結し、大学生が地域とのつながりを深める活動を推進します。	政策推進課
191 再掲 新規	松戸市高齢者等見守り活動	市内で活動する事業者等が配達等の日常業務を行う際に、子どもや高齢者等が心配な状況にあることを発見した場合、本市に連絡をいただき、本市が状況の確認等を行うという取組みです。	高齢者支援課 地域包括ケア推進担当室
240 新規	地域共創社会の実現に向けた連携に関する協定	事業者等と協定を結び、松戸市に住んでいる人が住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けられるように、各々の資源を有効に活用して、市政・防犯・交通安全に関する情報の発信等に官民一体となって取り組んでいきます。	高齢者支援課

#### まつどコラム



#### 大学との包括的な連携協定

本市では、聖徳大学等、市内4大学と包括的な連携協定を締結しています。講演会をはじめ、地域社会の発展に向け、さまざまな連携をして活動しています。



## 施策12-2 子どもや子育て家庭に関心を持つ人を増やす

重点施策

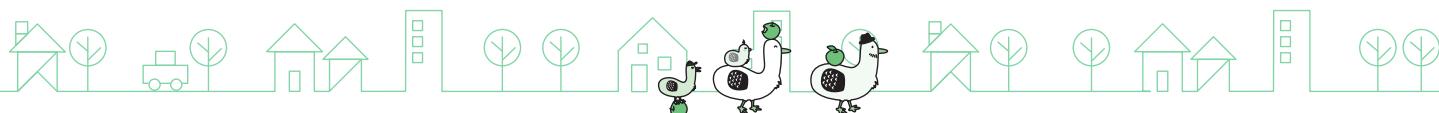
### 施策の方向

地域が、ゆるやかなつながりの中で子どもと子育て家庭を温かく見守り、必要な時には声をかけ合う等、子ども・子育て家庭を社会全体で応援するという気運の醸成を図ります。またこうした取組みを継続して実施していきながら、このまちに住み続けたいという子どもや子育て家庭を増やしていきます。

### 主な事業

事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 重点 重点事業 新規 平成27年度以降の新規事業

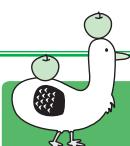
No.	名 称	概 要		担当部署等
241  重点 新規	子育てプロモーション	「子育てしやすいまち松戸」の認知拡大を図るために、市内外の子育て世代に本市の子育て環境の魅力・価値を効果的に発信します。		子ども政策課
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	「子育てしやすい」と感じる子育て世帯を増やします	就学前児童保護者 55.0% 小学生保護者 55.3% 中学生保護者 57.4%	—	増やします
84 再掲  重点 新規	子どもの未来応援事業	子どもの貧困対策に関する理解を深め、地域における支援を広げるため、講演会等を開催します。		子ども政策課 子どもの未来応援担当室
	目 標	現状(平成31年度)	目標(令和4年度)	目標(令和6年度)
	講演会やパートナー講座を継続して実施します	講演会2地区開催	継続実施	継続実施
39 再掲	Let's体験の実施	中学生から20代の青少年が、夏休み期間を活用し、地域のさまざまな課題解決に取り組む市民活動団体の活動現場で、ボランティア活動を体験します。		市民活動サポートセンター(市民自治課)
38 再掲 新規	子ども夢フォーラム	全ての子どもたちが夢を持ち実現を目指すことができるよう、小中学生のスポーツや文化活動の発表や表彰、こどもモニターによる市への提言等を行います。		子どもわかもの課
228 再掲 新規	子ども食堂との連携	地域で活動する子ども食堂との連携・情報交換を行い、活動内容の発信を進めます。		子ども政策課 子どもの未来応援担当室
230 再掲	まつど市民活動サポートセンターの設置	市民活動を支援し、その発展に寄与することを目的に、まつど市民活動サポートセンターを設置し、コーディネーターが市民活動に関する情報提供や相談を行います。また、講座やイベントも開催します。		市民自治課
231 再掲 新規	まつど地域活躍塾の実施	広い視野を持ち、地域の課題解決に取り組む人材の育成を図ることを目的に、市民を対象にワークショップや実地体験を含む長期の講座を実施します。		市民活動サポートセンター(市民自治課)



事業計画 松戸市子ども・子育て支援事業計画(第5章)対象事業であり重点事業 **重点** 重点事業 **新規** 平成27年度以降の新規事業

No.	名称	概要	担当部署等
242	パートナー講座	子どもたちを取り巻く現状について、パートナー講座を開催し、市民の理解を深めます。	広報広聴課 (子ども部各課)
243	「まつど暮らし」の魅力発信	松戸の暮らしの中で感じた魅力や暮らしやすさ等を発信します。	広報広聴課シティプロモーション担当室

## まつどコラム



## まつど地域活躍塾

まつど地域活躍塾は、松戸をより暮らしやすいまちにするために、地域で活躍する人材を育成する塾です。令和元年度で3期目となっており、子ども・子育て支援につながる人材育成も期待されます。



## まつどコラム

## 子育てプロモーションの取組み

子育てプロモーションでは、市内外の子育て世代をメインターゲットとして、本市の子育て環境の魅力や価値を効果的に発信しています。

平成30年に作成したPR動画では、本市が子育て支援を進めるうえで大事にしている「家族の笑顔が、子どもにとって一番の心の栄養である」という思いを込め、「住む人のやさしさ」「家族の温かさ」が伝わる動画となっています。動画の撮影には、本市に在住する4組の子育て家族にご出演いただき、本市に住む子育て家庭の魅力も伝わる内容になっています。



まつどコラム



## 子ども食堂

子ども食堂は、地域のボランティアが子どもたちに、無料または安価で栄養のある食事を提供する、地域交流の取組みの一つです。子どもや親子連れに限らず、地域の誰もが気軽に利用できます。

市内で開設されている子ども食堂は、全て、地域の方々や民間団体の方々の主体的な取組みによって運営されています。



まつどコラム

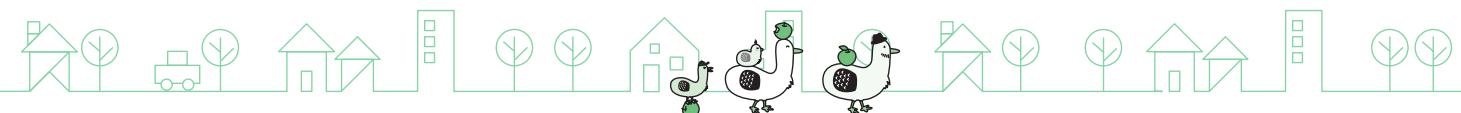
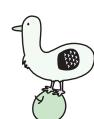
## 持続可能な開発目標 (SDGs)

持続可能な開発目標「SDGs（エス・ディー・ジーズ <Sustainable Development Goals>）」とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するため、地球上の「誰一人取り残さない」を基本理念に、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

本計画においても、地域、関係団体、企業等、社会のさまざまな担い手と連携しながら、子どもの最善の利益が実現される社会を目指しており、関連性が高い目標については、意識して取り組んでいます。



出典：首相官邸「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」



# 第5章

# 松戸市子ども・子育て支援 事業計画





## 第1節 子ども・子育て支援事業計画の概要について

子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」とする。）は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく法定事業計画であり、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、令和2年度から5年間における、「量の見込み」とそれに対応する「確保方策の内容及び実施時期等（以下「確保方策」とする。）」について定めることとされています。

事業計画の策定に向けては、現在の事業の利用状況、平成30年度に実施した「松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」とする。）」における潜在的な利用意向、今後の動向などを踏まえ、「量の見込み」と「確保方策」を算出しています。

### 子育て家庭への給付

#### 【施設型給付】

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所（園）

#### 【地域型保育給付】

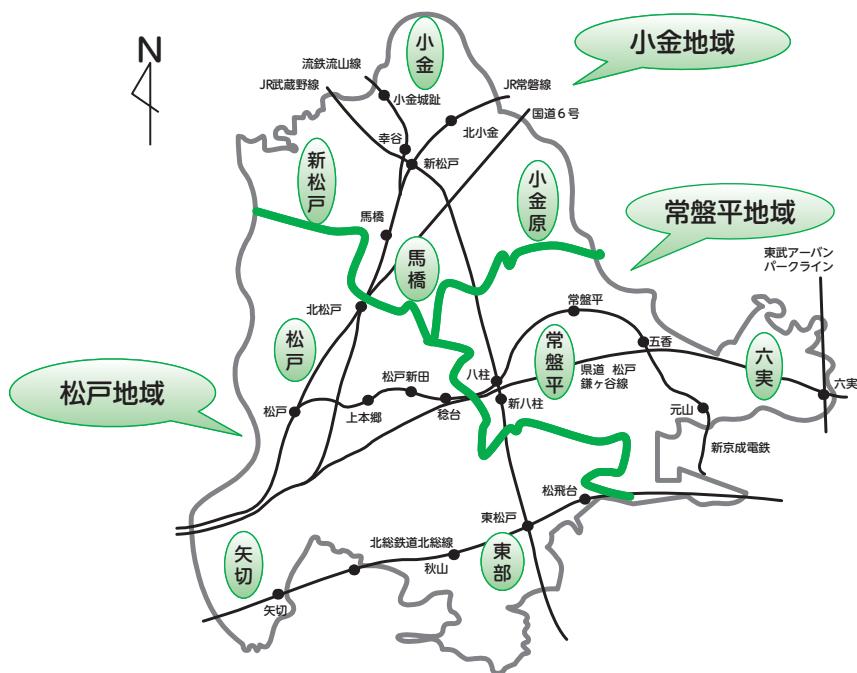
- 小規模保育事業
- 家庭的保育事業
- 居宅訪問型保育事業
- 事業所内保育事業

### 地域子ども・子育て支援事業 ( )内は、本市の事業名や施設名

- (1) 利用者支援事業  
(子育てコーディネーター、親子すこやかセンター、利用支援コンシェルジュ)
- (2) 延長保育事業
- (3) 放課後児童健全育成事業  
(放課後児童クラブ、放課後KIDSルーム)
- (4) 子育て短期支援事業（こどもショートステイ）
- (5) 乳児家庭全戸訪問事業
- (6) 養育支援訪問事業
- (7) 地域子育て支援拠点事業  
(おやこDE広場、子育て支援センター)
- (8) 一時預かり事業  
(幼稚園の預かり保育、ほっとるーむ等の一時預かり、保育所（園）での一時預かり)
- (9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）
- (10) 子育て援助活動支援事業  
(ファミリー・サポート・センター)
- (11) 妊婦健康診査事業
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 多様な主体の参入促進事業

## 第2節 区域の設定

本市では、事業計画の策定にあたり、国の策定指針に基づき、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について「区域」を設定しています。区域は、第1期計画と同様、保健福祉センターを中心とした、松戸地域、小金地域、常盤平地域の「3区域」としています。なお、「地域子ども・子育て支援事業」の中で、「3区域」として設定が難しい事業については、「市全体」を区域として設定しています。



## ■事業別の区域設定

事業名 ※( )内は、本市の事業名や施設名			区域
教育・保育			3区域
地域子ども・子育て支援事業	(1)	利用者支援事業（子育てコーディネーター、親子すこやかセンター、利用支援コンシェルジュ）	3区域
	(2)	延長保育事業	3区域
	(3)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ、放課後KIDSルーム）	市全体
	(4)	子育て短期支援事業（こどもショートステイ）	市全体
	(5)	乳児家庭全戸訪問事業	3区域
	(6)	養育支援訪問事業	3区域
	(7)	地域子育て支援拠点事業（おやこDE広場、子育て支援センター）	3区域
	一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）		3区域
	(8)	一時預かり事業	3区域
		ほっとるーむ等の一時預かり	3区域
	その他	保育所（園）の一時預かり	3区域
	(9)	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	3区域
	(10)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	市全体
	(11)	妊婦健康診査事業	3区域
	(12)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全体
	(13)	多様な主体の参入促進事業	市全体

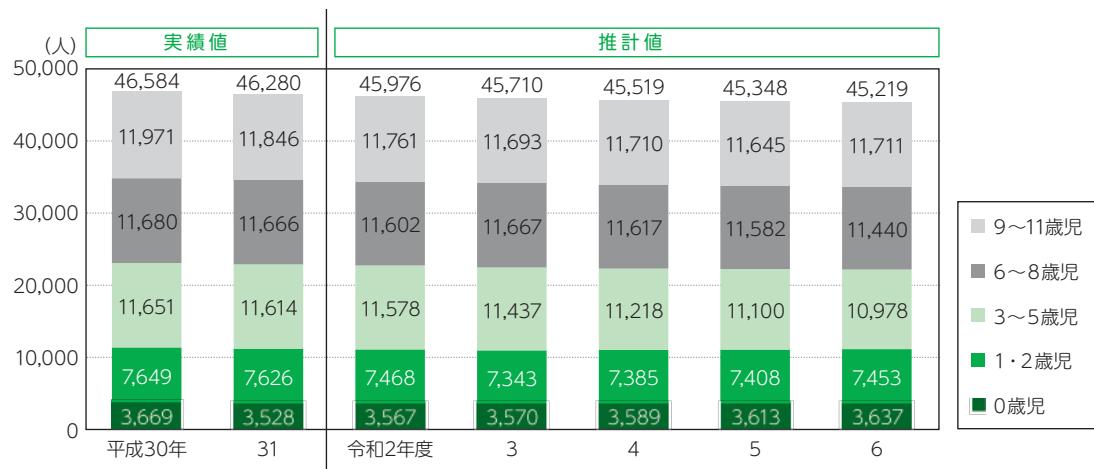


## 第3節 推計人口の設定

事業計画では、推計人口をもとに「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」における量の見込みを算出します。推計人口は、国の策定指針を参考に、平成27～31年の各年4月1日現在の住民基本台帳の人口を基に、コーホート要因法にて算出しています。

(単位:人)

	実績値		推計値					
	平成30年4月1日	平成31年4月1日	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
0歳児	3,669	3,528	3,567	3,570	3,589	3,613	3,637	
1・2歳児	7,649	7,626	7,468	7,343	7,385	7,408	7,453	
3～5歳児	11,615	11,614	11,578	11,437	11,218	11,100	10,978	
6～8歳児	11,680	11,666	11,602	11,667	11,617	11,582	11,440	
9～11歳児	11,971	11,846	11,761	11,693	11,710	11,645	11,711	
計	46,584	46,280	45,976	45,710	45,519	45,348	45,219	



## 第4節 教育・保育における量の見込みと確保方策

### 1 認定区分と対象施設

「教育・保育」の事業計画については、保育の必要性の認定区分ごとに、それぞれの施設・事業の量の見込みと確保方策を定めます。認定区分については次の3区分となっています。

対象年齢	1号認定	2号認定	3号認定
保育の必要性	保育の必要性なし	保育の必要性あり	
利用対象施設・事業	幼稚園 認定こども園	保育所(園) 認定こども園 幼稚園+預かり保育	保育所(園) 認定こども園 地域型保育事業

## 2 教育・保育における量の見込みと確保方策（市全体）

令和2年度から5年間の量の見込みと確保方策については、次のとおりです。

※単位：利用人数(人／日)

認定区分	量の見込み・確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 1号認定 3～5歳	①量の見込み	5,172	4,505	3,759	3,206	2,548
	②確保方策	8,662	8,390	8,188	7,857	7,530
	特定教育・保育施設	300	300	300	300	300
	新制度未移行幼稚園	8,362	8,090	7,888	7,557	7,230
	③需給状況（②－①）	3,490	3,885	4,429	4,651	4,982
(2) 2号認定 3～5歳	④利用率（①／対象児童）	44.7	39.4	33.5	28.9	23.2
	①量の見込み	5,689	6,200	6,759	7,373	8,044
	教育利用希望の強い2号	637	729	815	917	1,014
	その他	5,052	5,471	5,944	6,456	7,030
	②確保方策	5,822	6,329	6,869	7,621	8,139
	幼稚園の預かり保育	803	1,075	1,277	1,608	1,935
	特定教育・保育施設	4,432	4,666	5,002	5,422	5,612
	市の独自対策	355	356	358	359	360
	施設等利用給付	232	232	232	232	232
	③需給状況（②－①）	133	129	110	248	95
(3) 3号認定 1～2歳	④利用率（①／対象児童）	49.1	54.2	60.3	66.4	73.3
	①量の見込み	3,911	4,281	4,688	5,133	5,624
	②確保方策	4,014	4,384	4,835	5,225	5,642
	特定教育・保育施設	2,161	2,187	2,205	2,205	2,208
	地域型保育事業	1,089	1,432	1,865	2,255	2,669
	市の独自対策	173	174	174	174	174
	市助成対象施設	31	168	430	544	591
	施設等利用給付	560	423	161	47	0
	③需給状況（②－①）	103	103	147	92	18
	④利用率（①／対象児童）	52.4	58.3	63.5	69.3	75.5
(4) 3号認定 0歳	①量の見込み	682	766	863	973	1,098
	②確保方策	866	1,008	1,051	1,117	1,159
	特定教育・保育施設	630	640	641	641	641
	地域型保育事業	167	299	341	407	449
	市の独自対策	51	51	51	51	51
	市助成対象施設	6	8	12	14	18
	施設等利用給付	12	10	6	4	0
	③需給状況（②－①）	184	242	188	144	61
	④利用率（①／対象児童）	19.1	21.5	24.0	26.9	30.2



### 3 教育・保育における量の見込みと確保方策（認定区分別）

#### （1）1号認定（3～5歳）

1	対象	満3歳以上で、保育の必要性がなく、幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）を希望する方。計画値及び実績値には、子ども・子育て支援新制度に移行していない県の私学助成を受ける私立幼稚園（以下「新制度未移行幼稚園」という。）を含む。
2	利用施設・事業	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）
3	担当課	幼児教育課、保育課
4	単位	利用人数（人／日）
5	本計画策定時の考え方	<p>【量の見込みの算出について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・推計人口×各年度の利用意向率</li> <li>・利用意向率は年度当初における過去5年間（平成27～31年度）の伸びを平均し算出。</li> </ul> <p>【確保方策の算出について】</p> <p>A 特定教育・保育施設：認定こども園（幼稚園部分）と新制度移行幼稚園の定員数。  B 新制度未移行幼稚園：5月1日時点の新制度未移行幼稚園の定員数から教育利用希望の強い2号の数を引いた数。</p>

6 量の見込み・確保方策（市全域）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	5,172	4,505	3,759	3,206
	②確保方策（A+B）	8,662	8,390	8,188	7,857
	A 特定教育・保育施設	300	300	300	300
	B 新制度未移行幼稚園	8,362	8,090	7,888	7,557
	③需給状況（②-①）	3,490	3,885	4,429	4,651
	④利用率（①/対象児童）	44.7	39.4	33.5	28.9
					23.2

7 量の見込み・確保方策（地域別）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
松戸	①量の見込み	2,280	1,938	1,548	1,240
	②確保方策（A+B）	3,380	3,246	3,129	2,965
	A 特定教育・保育施設	210	210	210	210
	B 新制度未移行幼稚園	3,170	3,036	2,919	2,755
	③需給状況（②-①）	1,100	1,308	1,581	1,725
小金	①量の見込み	1,608	1,404	1,175	1,007
	②確保方策（A+B）	2,895	2,812	2,727	2,598
	A 特定教育・保育施設	30	30	30	30
	B 新制度未移行幼稚園	2,865	2,782	2,697	2,568
	③需給状況（②-①）	1,287	1,408	1,552	1,591
常盤平	①量の見込み	1,284	1,163	1,036	959
	②確保方策（A+B）	2,387	2,332	2,332	2,294
	A 特定教育・保育施設	60	60	60	60
	B 新制度未移行幼稚園	2,327	2,272	2,272	2,234
	③需給状況（②-①）	1,103	1,169	1,296	1,335
					1,364

## (2) 2号認定(3~5歳)

1	対象	満3歳以上で、就労等保育の必要な事由に該当し、保育所（園）、認定こども園（保育所部分）等を希望する方
2	利用施設・事業	保育所（園）、認定こども園（保育所部分）、幼稚園+預かり保育
3	担当課	保育課、幼児教育課
4	単位	利用人数（人／日）
5	本計画策定時の考え方	<p>【量の見込みの算出について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・推計人口×各年度の利用意向率</li> <li>・利用意向率は年度当初における過去5年間（平成27～31年度）の伸びを平均し算出。</li> </ul> <p>【確保方策の算出について】</p> <p>C 幼稚園の預かり保育：幼稚園の預かり保育実施園の受け入れ定員数。  D 特定教育・保育施設：年度内に整備される特定教育・保育施設の定員数。  E 市の独自対策：「D 特定教育・保育施設」の入所状況を踏まえて調整。  F 施設等利用給付：無償化対象の認可外保育施設の定員数。</p>

6 量の見込み・確保方策(市全域)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み (A + B)	5,689	6,200	6,759	7,373
	A 教育利用希望の強い2号	637	729	815	917
	B その他	5,052	5,471	5,944	6,456
	②確保方策 (C + D + E + F)	5,822	6,329	6,869	7,621
	C 幼稚園の預かり保育	803	1,075	1,277	1,608
	D 特定教育・保育施設	4,432	4,666	5,002	5,422
	E 市の独自対策	355	356	358	359
	F 施設等利用給付	232	232	232	232
	③需給状況 (②-①)	133	129	110	248
	④利用率 (①/対象児童)	49.1	54.2	60.3	66.4
					73.3



7 量の見込み・確保方策(地域別)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
松戸	①量の見込み(A+B)	2,747	3,037	3,358	3,713	4,105
	A 教育利用希望の強い2号	283	324	362	407	450
	B その他	2,464	2,713	2,996	3,306	3,655
	②確保方策(C+D+E+F)	2,849	3,084	3,361	3,786	4,114
	C 幼稚園の預かり保育	530	664	781	945	1,113
	D 特定教育・保育施設	2,121	2,222	2,382	2,642	2,802
	E 市の独自対策	170	170	170	171	171
	F 施設等利用給付	28	28	28	28	28
	③需給状況(②-①)	102	47	3	73	9
小金	①量の見込み(A+B)	1,800	1,966	2,146	2,344	2,559
	A 教育利用希望の強い2号	283	324	362	408	451
	B その他	1,517	1,642	1,784	1,936	2,108
	②確保方策(C+D+E+F)	1,831	2,048	2,163	2,452	2,581
	C 幼稚園の預かり保育	130	213	298	427	525
	D 特定教育・保育施設	1,469	1,602	1,632	1,792	1,822
	E 市の独自対策	118	119	119	119	120
	F 施設等利用給付	114	114	114	114	114
	③需給状況(②-①)	31	82	17	108	22
常盤平	①量の見込み(A+B)	1,142	1,197	1,255	1,316	1,380
	A 教育利用希望の強い2号	71	81	91	102	113
	B その他	1,071	1,116	1,164	1,214	1,267
	②確保方策(C+D+E+F)	1,142	1,197	1,345	1,383	1,444
	C 幼稚園の預かり保育	143	198	198	236	297
	D 特定教育・保育施設	842	842	988	988	988
	E 市の独自対策	67	67	69	69	69
	F 施設等利用給付	90	90	90	90	90
	③需給状況(②-①)	0	0	90	67	64



## (3) 3号認定(1~2歳)

1	対象	1~2歳で、就労等保育の必要な事由に該当し、保育所（園）等での教育・保育を希望する方
2	利用施設・事業	保育所（園）、認定こども園（保育所部分）、小規模保育施設
3	担当課	保育課
4	単位	利用人数（人／日）
5	本計画策定時の考え方	<p><b>【量の見込みの算出について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・推計人口×各年度の利用意向率</li> <li>・利用意向率は年度当初における過去5年間（平成27~31年度）の伸びを平均し算出。</li> </ul> <p><b>【確保方策の算出について】</b></p> <p>A 特定教育・保育施設：年度内に整備される特定教育・保育施設の定員数。</p> <p>B 地域型保育事業：年度内に整備される地域型保育事業の定員数。</p> <p>C 市の独自対策：「D 特定教育・保育施設」の入所状況を踏まえて調整。</p> <p>D 市助成対象施設：市助成金対象となる県の指導監督基準を満たす認可外保育施設の定員数。</p> <p>E 施設等利用給付：無償化対象の認可外保育施設の定員数。</p>

6 量の見込み・確保方策（市全域）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	3,911	4,281	4,688	5,133	5,624
	②確保方策（A+B+C+D+E）	4,014	4,384	4,835	5,225	5,642
	A 特定教育・保育施設	2,161	2,187	2,205	2,205	2,208
	B 地域型保育事業	1,089	1,432	1,865	2,255	2,669
	C 市の独自対策	173	174	174	174	174
	D 市助成対象施設	31	168	430	544	591
	E 施設等利用給付	560	423	161	47	0
③需給状況（②-①）		103	103	147	92	18
④利用率（①／対象児童）		52.4	58.3	63.5	69.3	75.5



7 量の見込み・確保方策(地域別)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
松戸	①量の見込み	1,928	2,129	2,351	2,595	2,866
	②確保方策(A+B+C+D+E)	1,950	2,152	2,452	2,633	2,866
	A 特定教育・保育施設	1,074	1,088	1,088	1,088	1,091
	B 地域型保育事業	540	728	1,028	1,209	1,439
	C 市の独自対策	86	86	86	86	86
	D 市助成対象施設	6	83	185	245	250
	E 施設等利用給付	244	167	65	5	0
小金	③需給状況(②-①)	22	23	101	38	0
	①量の見込み	1,244	1,367	1,503	1,652	1,816
	②確保方策(A+B+C+D+E)	1,267	1,397	1,545	1,697	1,824
	A 特定教育・保育施設	684	696	711	711	711
	B 地域型保育事業	377	494	627	779	906
	C 市の独自対策	55	56	56	56	56
	E 施設等利用給付	126	106	66	32	0
常盤平	③需給状況(②-①)	23	30	42	45	8
	①量の見込み	739	785	834	886	942
	②確保方策(A+B+C+D+E)	797	835	838	895	952
	A 特定教育・保育施設	403	403	406	406	406
	B 地域型保育事業	172	210	210	267	324
	C 市の独自対策	32	32	32	32	32
	E 施設等利用給付	190	150	30	10	0
③需給状況(②-①)		58	50	4	9	10



## (4) 3号認定(0歳)

1	対象	0歳で、就労等保育の必要な事由に該当し、保育園等を希望する方
2	利用施設・事業	保育園、認定こども園（保育所部分）、小規模保育施設
3	担当課	保育課
4	単位	利用人数（人／日）
5	本計画策定時の考え方	<p>【量の見込みの算出について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・推計人口×各年度の利用意向率</li> <li>・利用意向率は年度当初における過去5年間（平成27～31年度）の伸びを平均し算出。</li> </ul> <p>【確保方策の算出について】</p> <p>A 特定教育・保育施設：年度内に整備される特定教育・保育施設の定員数。</p> <p>B 地域型保育事業：年度内に整備される地域型保育事業の定員数。</p> <p>C 市の独自対策：「D 特定教育・保育施設」の入所状況を踏まえて調整。</p> <p>D 市助成対象施設：市助成金対象となる県の指導監督基準を満たす認可外保育施設の定員数。</p> <p>E 施設等利用給付：無償化対象の認可外保育施設の定員数。</p>

6 量の見込み・確保方策(市全域)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	682	766	863	973
	②確保方策(A+B+C+D+E)	866	1,008	1,051	1,117
	A 特定教育・保育施設	630	640	641	641
	B 地域型保育事業	167	299	341	407
	C 市の独自対策	51	51	51	51
	D 市助成対象施設	6	8	12	14
	E 施設等利用給付	12	10	6	4
③需給状況(②-①)		184	242	188	144
④利用率(①/対象児童)		19.1	21.5	24.0	26.9
					30.2



7 量の見込み・確保方策(地域別)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
松戸	①量の見込み	357	415	482	561	652
	②確保方策(A+B+C+D+E)	441	524	566	632	668
	A 特定教育・保育施設	323	328	328	328	328
	B 地域型保育事業	90	168	210	276	312
	C 市の独自対策	26	26	26	26	26
	D 市助成対象施設	0	0	1	1	2
小金	E 施設等利用給付	2	2	1	1	0
	③需給状況(②-①)	84	109	84	71	16
	①量の見込み	213	233	256	280	307
	②確保方策(A+B+C+D+E)	261	320	320	320	326
	A 特定教育・保育施設	187	192	192	192	192
	B 地域型保育事業	53	107	107	107	113
常盤平	C 市の独自対策	15	15	15	15	15
	D 市助成対象施設	6	6	6	6	6
	E 施設等利用給付	0	0	0	0	0
	③需給状況(②-①)	48	87	64	40	19
	①量の見込み	112	118	125	132	139
	②確保方策(A+B+C+D+E)	164	164	165	165	165
常盤平	A 特定教育・保育施設	120	120	121	121	121
	B 地域型保育事業	24	24	24	24	24
	C 市の独自対策	10	10	10	10	10
	D 市助成対象施設	0	2	5	7	10
	E 施設等利用給付	10	8	5	3	0
	③需給状況(②-①)	52	46	40	33	26



## 第5節 地域子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策

### 1 地域子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策（市全体）

令和2年度から5年間の量の見込みと確保方策については、次のとおりです。

事業名	単位	令和2年度		令和6年度	
		量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策
(1) 利用者支援事業	実施か所数	32	32	33	33
(2) 延長保育事業	利用人数人／日	4,516	4,516 (154か所)	5,487	5,487 (260か所)
(3) 放課後児童健全育成事業	利用人数人／日	7,187	7,187	11,204	11,204
放課後児童クラブ		5,070	5,070 (45校)	7,556	7,556 (45校)
放課後KIDSルーム		2,117	2,117 (37校)	3,648	3,648 (45校)
(4) 子育て短期支援事業	利用人数人／年	732	989	876	989
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	訪問人数人／年	3,567	3,567	3,637	3,637
(6) 養育支援訪問事業	訪問件数件／年	35	35	35	35
(7) 地域子育て支援拠点事業	利用人数人／年	123,569	123,569	131,554	131,554
(8) 一時預かり事業					
幼稚園の預かり保育	利用人数人／年	169,241	169,241 (34か所)	262,841	262,841 (34か所)
ほっとるーむ等の一時預かり		6,600	18,900 (7か所)	8,082	25,990 (9か所)
保育所（園）の一時預かり		12,581	35,280 (21か所)	11,138	35,280 (21か所)
(9) 病児保育事業	利用人数人／年	2,648	6,888	2,967	6,888
病児・病後児対応型		1,448	5,688 (5か所)	1,767	5,688 (5か所)
体調不良児対応型		1,200	1,200 (3か所)	1,200	1,200 (3か所)
(10) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	利用人数人／年	6,463	6,463	7,690	7,690
(11) 妊婦健康診査事業	健診受診人数人／年	3,750	3,750	3,823	3,823
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	－	申請者に対する支給			
(13) 多様な主体の参入促進事業	－	利用支援コンシェルジュによる巡回			



## 2 地域子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策（事業別）

### (1) 利用者支援事業

1	本市の事業名称	子育てコーディネーター、利用支援コンシェルジュ、親子すこやかセンター
2	事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基本型（子育てコーディネーター）：おやこDE広場・子育て支援センターに市認定の子育てコーディネーターを配置し、さまざまな悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援をします。</li> <li>●特定型（利用支援コンシェルジュ）：市役所保育課に利用支援コンシェルジュを配置し、多様な保育ニーズを持つ保護者に対し、相談に応じて的確な施設等の利用案内を行います。</li> <li>●母子保健型（親子すこやかセンター）：親子すこやかセンターに、保健師・助産師・社会福祉士を配置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。</li> </ul>
3	担当課	子育て支援課、子どもわかもの課、保育課、子ども家庭相談課母子保健担当室、健康福祉会館
4	対象／単位	0～5歳 / 実施か所数（か所）※各年3月31日時点
5	本計画策定時の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本型（子育てコーディネーター）：地域子育て支援拠点（おやこDE広場・子育て支援センター）のか所数とします。</li> <li>・特定型（利用支援コンシェルジュ）：松戸地区（市役所保育課）の1か所に複数人配置します。</li> <li>・母子保健型（親子すこやかセンター）：3区域に1か所ずつ設置します。</li> </ul>

6 量の見込み・確保方策（市全域）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	32	33	33	33	33
	②確保方策（A+B+C）	32	33	33	33	33
	A 子育てコーディネーター	28	29	29	29	29
	B 利用支援コンシェルジュ	1	1	1	1	1
	C 親子すこやかセンター	3	3	3	3	3
	③需給状況（②-①）	0	0	0	0	0

7 量の見込み・確保方策（地域別）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
松戸	①量の見込み	16	16	16	16	16
	②確保方策（A+B+C）	16	16	16	16	16
	A 子育てコーディネーター	14	14	14	14	14
	B 利用支援コンシェルジュ	1	1	1	1	1
	C 親子すこやかセンター	1	1	1	1	1
	③需給状況（②-①）	0	0	0	0	0
小金	①量の見込み	9	10	10	10	10
	②確保方策（A+B+C）	9	10	10	10	10
	A 子育てコーディネーター	8	9	9	9	9
	B 利用支援コンシェルジュ	0	0	0	0	0
	C 親子すこやかセンター	1	1	1	1	1
	③需給状況（②-①）	0	0	0	0	0
常盤平	①量の見込み	7	7	7	7	7
	②確保方策（A+B+C）	7	7	7	7	7
	A 子育てコーディネーター	6	6	6	6	6
	B 利用支援コンシェルジュ	0	0	0	0	0
	C 親子すこやかセンター	1	1	1	1	1
	③需給状況（②-①）	0	0	0	0	0



## (2) 延長保育事業

1	本市の事業名称	延長保育事業
2	事業概要	保育認定を受けた児童について、通常の利用時間帯以外の時間において、保育所等で引き続き保育を行います。
3	担当課	保育課
4	対象／単位	0～5歳 ／ 利用人数（人／日）※各年3月31日時点
5	本計画策定時の考え方	<p>【量の見込みの算出について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・推計人口 × アンケート調査による利用意向率 (2号・3号児童のうち18時以降の保育の利用希望を基に算出)</li> </ul> <p>【確保方策の算出について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・量の見込みに対応できるように設計。</li> </ul>

6 量の見込み・確保方策(市全域)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	4,516	4,741	4,978	5,226	5,487
	②確保方策	4,516	4,741	4,978	5,226	5,487
	施設数（か所数）	154	181	208	235	260
	③需給状況（②-①）	0	0	0	0	0

7 量の見込み・確保方策(地域別)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
松戸	①量の見込み	2,348	2,465	2,589	2,718	2,853
	②確保方策	2,348	2,465	2,589	2,718	2,853
	施設数（か所数）	77	92	111	126	141
	③需給状況（②-①）	0	0	0	0	0
小金	①量の見込み	1,400	1,470	1,543	1,620	1,701
	②確保方策	1,400	1,470	1,543	1,620	1,701
	施設数（か所数）	50	60	67	76	83
	③需給状況（②-①）	0	0	0	0	0
常盤平	①量の見込み	768	806	846	888	933
	②確保方策	768	806	846	888	933
	施設数（か所数）	27	29	30	33	36
	③需給状況（②-①）	0	0	0	0	0



### (3) 放課後児童健全育成事業

1	本市の事業名称	放課後児童クラブ・放課後KIDSルーム
2	事業概要	保護者が就労等により日中家庭にいない小学生に、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。
3	担当課	子育て支援課
4	対象／単位	小学1～6年生 / 利用人数(人/日) *各年5月1日時点
5	本計画策定時の考え方	<p>【量の見込みの算出について】            ・推計人口から、放課後児童健全育成事業の利用状況や保育需要を勘案し算出。</p> <p>【確保方策の算出について】            ・量の見込みの全てを放課後児童クラブと放課後KIDSルームで提供できるよう施設確保及び対象校の拡大を進めます。</p>

6 量の見込み・確保方策(市全域)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (A+B+C+D)	7,187	8,241	9,386	9,898	11,204
放課後児童 クラブ	低学年 A 高学年 B 合計(A+B)	4,074 996 5,070	4,459 1,090 5,549	4,874 1,167 6,041	5,288 1,243 6,531
放課後KIDS ルーム	低学年 C 高学年 D 合計(C+D)	1,670 447 2,117	2,122 570 2,692	2,637 708 3,345	2,654 713 3,367
②確保方策 (E+F+G+H)	7,187	8,241	9,386	9,898	11,204
放課後児童 クラブ	低学年 E 高学年 F 合計(E+F)	4,074 996 5,070	4,459 1,090 5,549	4,874 1,167 6,041	5,288 1,243 6,531
放課後KIDS ルーム	低学年 G 高学年 H 合計(G+H)	1,670 447 2,117	2,122 570 2,692	2,637 708 3,345	2,654 713 3,367
放課後児童クラブ(か所数) (うち設置拡大するか所数)	45 4	45 9	45 6	45 3	45 7
放課後KIDSルーム(か所数)	37	45	45	45	45
新・放課後子ども総合プラン (か所数)	28	36	45	45	45
③需給状況 (②-①)	0	0	0	0	0
④利用率 (①/対象児童)	30.6	35.3	40.2	42.4	48.2
放課後児童 クラブ	低学年 高学年 合計	34.9 8.4 21.6	38.4 9.3 23.8	41.8 10.0 25.9	45.5 10.6 28.0
放課後KIDS ルーム	低学年 高学年 合計	14.3 3.8 9.0	18.3 4.8 11.5	22.6 6.1 14.3	22.9 6.1 14.4



#### (4) 子育て短期支援事業

1	本市の事業名称	こどもショートステイ
2	事業概要	保護者が出産や病気等の理由により、一時的に子どもの養育が出来なくなった場合に預けることができます。（夜間・休日養護もあり）
3	担当課	子ども家庭相談課
4	対象／単位	1歳～18歳に達するまで ／ 利用人数（人／年）※各年3月31日時点
5	本計画策定時の考え方	<p>【量の見込みの算出について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28～30年度までの実績を基に算出。</li> <li>ショートステイについては平均値、夜間養護及び休日養護については増加率を基に算出。</li> </ul> <p>【確保方策の算出について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用定員×事業実施日数で算出</li> </ul>

6 量の見込み・確保方策(市全域)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み (A+B+C)	732	767	804	839	876
	A ショートステイ	553	553	553	553	553
	B 夜間養護	39	50	62	73	85
	C 休日養護	140	164	189	213	238
	②確保方策	989	989	989	989	989
	③需給状況 (②-①)	257	222	185	150	113



## (5) 乳児家庭全戸訪問事業

1	本市の事業名称	乳児家庭全戸訪問事業
2	事業概要	生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に保健師・助産師が訪問し、育児等の相談や、子育て支援の情報提供を行います。
3	担当課	子ども家庭相談課母子保健担当室
4	対象／単位	生後4か月までの乳児 ／ 訪問人数（人／年）※各年3月31日時点
5	本計画策定時の考え方	<p>【量の見込みの算出について】            ・乳児家庭に対し全数訪問を目指すものであるため、0歳児推計児童数とします。</p> <p>【確保方策の算出について】            ・乳児家庭に対し全数訪問を目指すものであるため、量の見込みと同数を設定します。</p>

6 量の見込み・確保方策(市全域)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	3,567	3,570	3,589	3,613	3,637
	②確保方策	3,567	3,570	3,589	3,613	3,637
	③需給状況 (②-①)	0	0	0	0	0

7 量の見込み・確保方策(地域別)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
松戸	①量の見込み	1,595	1,596	1,605	1,616	1,627
	②確保方策	1,595	1,596	1,605	1,616	1,627
	③需給状況 (②-①)	0	0	0	0	0
小金	①量の見込み	1,238	1,239	1,245	1,253	1,262
	②確保方策	1,238	1,239	1,245	1,253	1,262
	③需給状況 (②-①)	0	0	0	0	0
常盤平	①量の見込み	734	735	739	744	748
	②確保方策	734	735	739	744	748
	③需給状況 (②-①)	0	0	0	0	0



## (6) 養育支援訪問事業

1	本市の事業名称	養育支援訪問事業
2	事業概要	育児支援や家事援助等が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対して、訪問による支援を行います。
3	担当課	子ども家庭相談課母子保健担当室
4	対象／単位	支援を特に必要とする妊婦及び家庭 ／ 訪問件数（件／年）※各年3月31日時点
5	本計画策定時の考え方	<p>【量の見込みの算出について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27～30年度の実績に基づき算出。</li> </ul> <p>【確保方策の算出について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象家庭への訪問率100%を目指しているため、量の見込みと同数を設定します。</li> </ul>

6 量の見込み・確保方策（市全域）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	35	35	35	35	35
	②確保方策	35	35	35	35	35
	③需給状況（②－①）	0	0	0	0	0

7 量の見込み・確保方策（地域別）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
松戸	①量の見込み	12	12	12	12	12
	②確保方策	12	12	12	12	12
	③需給状況（②－①）	0	0	0	0	0
小金	①量の見込み	12	12	12	12	12
	②確保方策	12	12	12	12	12
	③需給状況（②－①）	0	0	0	0	0
常盤平	①量の見込み	11	11	11	11	11
	②確保方策	11	11	11	11	11
	③需給状況（②－①）	0	0	0	0	0



## (7) 地域子育て支援拠点事業

1	本市の事業名称	おやこDE広場、子育て支援センター
2	事業概要	乳幼児と保護者が気軽に集い、友達づくり・情報交換等に利用できる室内の広場です。また、育児相談や子育て講座等も行っています。
3	担当課	子育て支援課、子どもわかもの課、保育課、健康福祉社会館
4	対象／単位	0～5歳 / 利用人数(人/年) ※各年3月31日時点
5	本計画策定時の考え方	<p>【量の見込みの算出について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27～30年度の人口に対する利用率を基に子どもの利用人数を算出します。</li> </ul> <p>【確保方策の算出について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人数：量の見込み数と同数を設定します。</li> <li>拠点か所数：現在の施設数を維持します。</li> </ul>

6 量の見込み・確保方策(市全域)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	123,569	124,907	126,781	129,123
	②確保方策	123,569	124,907	126,781	129,123
	施設数(か所数)	28	29	29	29
	③需給状況(②-①)	0	0	0	0

7 量の見込み・確保方策(地域別)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
松戸	①量の見込み	75,465	76,282	77,426	78,857
	②確保方策	75,465	76,282	77,426	78,857
	施設数(か所数)	14	14	14	14
	③需給状況(②-①)	0	0	0	0
小金	①量の見込み	26,708	26,997	27,402	27,908
	②確保方策	26,708	26,997	27,402	27,908
	施設数(か所数)	8	9	9	9
	③需給状況(②-①)	0	0	0	0
常盤平	①量の見込み	21,396	21,628	21,953	22,358
	②確保方策	21,396	21,628	21,953	22,358
	施設数(か所数)	6	6	6	6
	③需給状況(②-①)	0	0	0	0



## (8) 一時預かり事業 ①幼稚園の預かり保育

<b>1</b>	<b>本市の事業名称</b>	幼稚園の預かり保育
<b>2</b>	<b>事業概要</b>	通常の教育時間終了後、幼稚園において希望する在園児を預かり、幼児の心身の健全な発達を図り、保護者の子育てを支援します。
<b>3</b>	<b>担当課</b>	幼児教育課
<b>4</b>	<b>対象／単位</b>	3～5歳 ／ 利用人数（人／年）※各年3月31日時点
<b>5</b>	<b>本計画策定時の考え方</b>	<p>【量の見込みの算出について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市助成対象者の増加見込数を加算して算出。</li> </ul> <p>【確保方策の算出について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての利用希望者が利用できるよう量の見込み数と同数とします。</li> </ul>

<b>6 量の見込み・確保方策 (市全域)</b>		<b>令和2年度</b>	<b>令和3年度</b>	<b>令和4年度</b>	<b>令和5年度</b>	<b>令和6年度</b>
市全域	①量の見込み	169,241	192,641	216,041	239,441	262,841
	②確保方策	169,241	192,641	216,041	239,441	262,841
	預かり保育実施施設数 (か所数)	34	34	34	34	34
	③需給状況 (②-①)	0	0	0	0	0

<b>7 量の見込み・確保方策 (地域別)</b>		<b>令和2年度</b>	<b>令和3年度</b>	<b>令和4年度</b>	<b>令和5年度</b>	<b>令和6年度</b>
松戸	①量の見込み	66,279	74,079	81,879	89,679	97,479
	②確保方策	66,279	74,079	81,879	89,679	97,479
	預かり保育実施施設数 (か所数)	14	14	14	14	14
	③需給状況 (②-①)	0	0	0	0	0
小金	①量の見込み	62,691	70,491	78,291	86,091	93,891
	②確保方策	62,691	70,491	78,291	86,091	93,891
	預かり保育実施施設数 (か所数)	11	11	11	11	11
	③需給状況 (②-①)	0	0	0	0	0
常盤平	①量の見込み	40,271	48,071	55,871	63,671	71,471
	②確保方策	40,271	48,071	55,871	63,671	71,471
	預かり保育実施施設数 (か所数)	9	9	9	9	9
	③需給状況 (②-①)	0	0	0	0	0

## (8) 一時預かり事業 ②その他

<b>1</b>	<b>本市の事業名称</b>	ほっとるーむ等の一時預かり、保育所（園）の一時預かり
<b>2</b>	<b>事業概要</b>	就労形態の多様化や保護者の急な病気やケガ、育児に対する心理的・肉体的負担の軽減等を図るために、保育所（園）やほっとるーむ等で、一時的に子どもを預かります。
<b>3</b>	<b>担当課</b>	子育て支援課、子どもわかもの課、保育課
<b>4</b>	<b>対象／単位</b>	0～5歳 ／ 利用人数（人／年）※各年3月31日時点
<b>5</b>	<b>本計画策定時の考え方</b>	<p>【量の見込みの算出について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほっとるーむ等の一時預かり：平成27～30年度の利用率を基に算出。</li> <li>・保育所（園）の一時預かり：アンケート調査による利用意向率をかけて算出。</li> </ul> <p>【確保方策の算出について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほっとるーむ等の一時預かり：定員×開設日数</li> <li>・保育所（園）の一時預かり：実施園に一定数をかけて算出。</li> </ul>



6 量の見込み・確保方策 (市全域)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み (A+B)	19,181	19,144	19,140	19,173	19,220
	A ほっとるーむ等の一時預かり	6,600	6,940	7,303	7,691	8,082
	B 保育所（園）の一時預かり	12,581	12,204	11,837	11,482	11,138
	②確保方策 (C+D)	54,180	58,500	61,270	61,270	61,270
	C ほっとるーむ等の一時預かり	18,900	23,220	25,990	25,990	25,990
	D 保育所(園)の一時預かり	35,280	35,280	35,280	35,280	35,280
	預かりを行うほっとるーむ等 (か所数)	7	9	9	9	9
	預かりを行う保育所(か所数)	21	21	21	21	21
	③需給状況 (②-①)	34,999	39,356	42,130	42,097	42,050
7 量の見込み・確保方策 (地域別)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
松戸	①量の見込み (A+B)	9,638	9,591	9,560	9,547	9,540
	A ほっとるーむ等の一時預かり	2,970	3,123	3,286	3,461	3,637
	B 保育所（園）の一時預かり	6,668	6,468	6,274	6,086	5,903
	②確保方策 (C+D)	28,660	29,900	31,120	31,120	31,120
	C ほっとるーむ等の一時預かり	9,220	10,460	11,680	11,680	11,680
	D 保育所(園)の一時預かり	19,440	19,440	19,440	19,440	19,440
	預かりを行うほっとるーむ等 (か所数)	3	4	4	4	4
	預かりを行う保育所(か所数)	12	12	12	12	12
	③需給状況 (②-①)	19,022	20,309	21,560	21,573	21,580
小金	①量の見込み (A+B)	5,575	5,585	5,606	5,638	5,674
	A ほっとるーむ等の一時預かり	2,178	2,290	2,410	2,538	2,667
	B 保育所（園）の一時預かり	3,397	3,295	3,196	3,100	3,007
	②確保方策 (C+D)	12,360	13,890	15,440	15,440	15,440
	C ほっとるーむ等の一時預かり	5,640	7,170	8,720	8,720	8,720
	D 保育所(園)の一時預かり	6,720	6,720	6,720	6,720	6,720
	預かりを行うほっとるーむ等 (か所数)	2	3	3	3	3
	預かりを行う保育所(か所数)	3	3	3	3	3
	③需給状況 (②-①)	6,785	8,305	9,834	9,802	9,766
常盤平	①量の見込み (A+B)	3,968	3,968	3,974	3,988	4,006
	A ほっとるーむ等の一時預かり	1,452	1,527	1,607	1,692	1,778
	B 保育所（園）の一時預かり	2,516	2,441	2,367	2,296	2,228
	②確保方策 (C+D)	13,160	14,710	14,710	14,710	14,710
	C ほっとるーむ等の一時預かり	4,040	5,590	5,590	5,590	5,590
	D 保育所(園)の一時預かり	9,120	9,120	9,120	9,120	9,120
	預かりを行うほっとるーむ等 (か所数)	2	2	2	2	2
	預かりを行う保育所(か所数)	6	6	6	6	6
	③需給状況 (②-①)	9,192	10,742	10,736	10,722	10,704



## (9) 病児保育事業

1	本市の事業名称	病児・病後児保育事業
2	事業概要	病気治療中で当面症状の急変が認められない状態又は病気の回復期で、集団保育や家庭での保育が困難な児童の保育を一時的に行います。
3	担当課	子育て支援課、保育課
4	対象／単位	0歳～小学6年生 ／ 利用人数（人／年）※各年3月31日時点
5	本計画策定時の考え方	<p>【量の見込みの算出について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病児・病後児対応型：平成27～30年度の実績を基に算出。</li> <li>・体調不良児対応型：平成27～31年度の実績を基に算出。（1施設400人×3施設）</li> </ul> <p>【確保方策の算出について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病児・病後児対応型：定員×開設日数により算出。</li> <li>・体調不良児対応型：量の見込みと同数とする。</li> </ul>

6 量の見込み・確保方策（市全域）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み（A+B）	2,648	2,723	2,800	2,883	2,967
	A 病児・病後児対応型	1,448	1,523	1,600	1,683	1,767
	B 体調不良児対応型	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	②確保方策（C+D）	6,888	6,888	6,888	6,888	6,888
	C 病児・病後児対応型	5,688	5,688	5,688	5,688	5,688
	D 体調不良児対応型	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	病児・病後児施設(か所数)	5	5	5	5	5
	体調不良児施設(か所数)	3	3	3	3	3
	③需給状況（②-①）	4,240	4,165	4,088	4,005	3,921



7 量の見込み・確保方策(地域別)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
松戸	①量の見込み (A+B)	1,243	1,286	1,331	1,379	1,428
	A 病児・病後児対応型	843	886	931	979	1,028
	B 体調不良児対応型	400	400	400	400	400
	②確保方策 (C+D)	2,968	2,968	2,968	2,968	2,968
	C 病児・病後児対応型	2,568	2,568	2,568	2,568	2,568
	D 体調不良児対応型	400	400	400	400	400
	病児・病後児施設(か所数)	2	2	2	2	2
	体調不良児施設(か所数)	1	1	1	1	1
	③需給状況 (②-①)	1,725	1,682	1,637	1,589	1,540
小金	①量の見込み (A+B)	885	910	936	964	992
	A 病児・病後児対応型	485	510	536	564	592
	B 体調不良児対応型	400	400	400	400	400
	②確保方策 (C+D)	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
	C 病児・病後児対応型	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	D 体調不良児対応型	400	400	400	400	400
	病児・病後児施設(か所数)	2	2	2	2	2
	体調不良児施設(か所数)	1	1	1	1	1
	③需給状況 (②-①)	1,915	1,890	1,864	1,836	1,808
常盤平	①量の見込み (A+B)	520	527	533	540	547
	A 病児・病後児対応型	120	127	133	140	147
	B 体調不良児対応型	400	400	400	400	400
	②確保方策 (C+D)	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
	C 病児・病後児対応型	720	720	720	720	720
	D 体調不良児対応型	400	400	400	400	400
	病児・病後児施設(か所数)	1	1	1	1	1
	体調不良児施設(か所数)	1	1	1	1	1
	③需給状況 (②-①)	600	593	587	580	573



## (10) 子育て援助活動支援事業

1	本市の事業名称	ファミリー・サポート・センター				
2	事業概要	地域の中で育児の援助を行いたい人（提供会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が会員となり、保育所等の送り迎えや放課後児童クラブの帰宅後の預かり等、育児についての助け合いを行う互助活動です。				
3	担当課	子育て支援課				
4	対象／単位	0歳～小学6年生 ／ 利用人数（人／年）※各年3月31日時点				
5	本計画策定時の考え方	<p>【量の見込みの算出について】            ・平成27～30年度の人口に対する利用率を基に算出。</p> <p>【確保方策の算出について】            ・全ての利用希望者が利用できるよう量の見込みと同数とします。</p>				
6	量の見込み・確保方策（市全域）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	6,463	6,745	7,047	7,365	7,690
	②確保方策	6,463	6,745	7,047	7,365	7,690
	③需給状況（②－①）	0	0	0	0	0

## (11) 妊婦健康診査事業

1	本市の事業名称	妊婦健康診査事業				
2	事業概要	母子健康手帳の別冊の受診票により、妊娠中に14回、県内外の医療機関での健診費用の助成が受けられます。				
3	担当課	子ども家庭相談課母子保健担当室				
4	対象／単位	全妊婦 ／ 健診受診者数（人／年）※各年3月31日時点				
5	本計画策定時の考え方	<p>【量の見込みの算出について】            ・平成30年度の妊婦届出数と0歳児人口の推計をもとに算出します。</p> <p>【確保方策の算出について】            ・量の見込みと同数とし、受診率100%を目指します。</p>				

6	量の見込み・確保方策（市全域）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	3,750	3,753	3,773	3,798	3,823
	②確保方策	3,750	3,753	3,773	3,798	3,823
	③需給状況（②－①）	0	0	0	0	0

7	量の見込み・確保方策（地域別）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
松戸	①量の見込み	1,687	1,689	1,698	1,709	1,720
	②確保方策	1,687	1,689	1,698	1,709	1,720
	③需給状況（②－①）	0	0	0	0	0
小金	①量の見込み	1,313	1,313	1,320	1,329	1,338
	②確保方策	1,313	1,313	1,320	1,329	1,338
	③需給状況（②－①）	0	0	0	0	0
常盤平	①量の見込み	750	751	755	760	765
	②確保方策	750	751	755	760	765
	③需給状況（②－①）	0	0	0	0	0



## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

1	本市の事業名称	実費徴収に係る補足給付を行う事業
2	事業概要	保育所（園）・認定こども園等において実費徴収を行うことができるとされている「食事の提供に要する費用」及び「日用品、文房具等の購入に要する費用等」について、低所得世帯等を対象に費用の一部を補助します。 幼稚園については、一定の条件を満たした子の給食費において、副食費の一部を免除します。
3	担当課	保育課、幼児教育課
4	量の見込み・確保方策（市全域）	令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度
	実施内容	申請者に対する支給

## (13) 多様な主体の参入促進事業

1	本市の事業名称	利用支援コンシェルジュによる巡回
2	事業概要	多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行うとともに、特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配に要する費用を助成します。
3	担当課	保育課
4	量の見込み・確保方策（市全域）	令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度
	実施内容	利用支援コンシェルジュによる巡回





# 第6章 計画の評価と推進体制





## 第1節 計画の評価

本計画は、次の3つの視点をもって、経年変化を分析し、総合的に評価します。

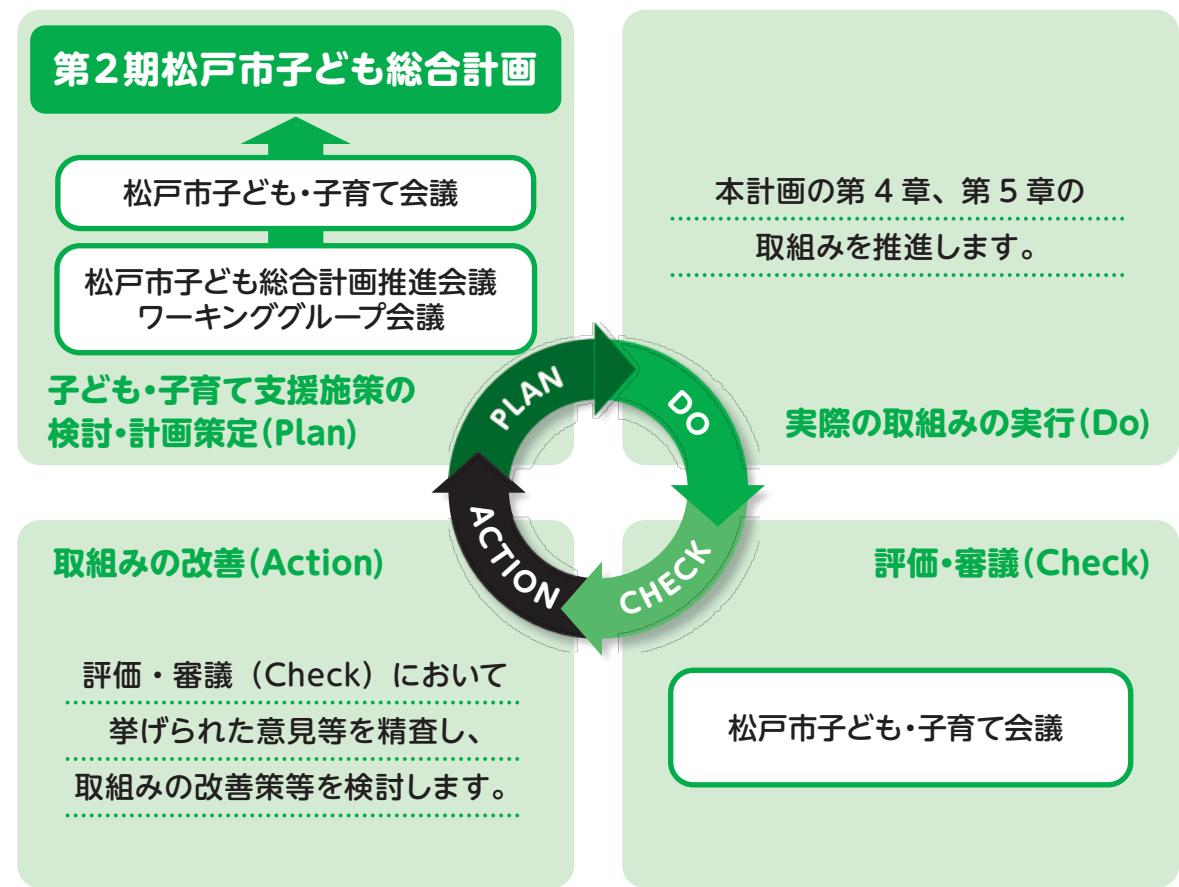
- ①第4章の「施策の方向」の重点事業について、設定した目標に対する実施状況
- ②第5章の「松戸市子ども・子育て支援事業計画」について、量の見込みと確保方策の計画値に対する実施状況
- ③アンケート調査による子ども・子育て家庭の意識変化等を含めた計画全体の成果

## 第2節 計画の推進体制

本計画は、市民、学識経験者、関係団体及び事業者の推薦を受けた者からなる「松戸市子ども・子育て会議」において、計画の進捗管理や評価を行います。

なお、第5章に掲載している「松戸市子ども・子育て支援事業計画」においては、国の指針に応じて中間年である令和4年度に事業の量の見込みや確保方策等を検証し、計画値と実績値のかい離が大きい場合は、計画値の見直しを図ることとします。

計画の進捗状況や評価は、「松戸市子ども・子育て会議」の審議を経た後、市ホームページ等を通じて市民に公表します。





# 參考資料





# 計画の策定体制

## 松戸市子ども・子育て会議 (p168~p171)

本市では、市民、学識経験者、関係団体及び事業者から推薦を受けた者からなる「松戸市子ども・子育て会議」を設置し、第1期計画の進捗管理及び本計画の素案に対する意見の聴取を行いました。

## 松戸市子ども総合計画推進会議／ワーキンググループ会議 (p172~p174)

本計画を作成する庁内組織として、子ども部管理職による「松戸市子ども総合計画推進会議」を設置しました。また、「松戸市子ども総合計画推進会議」の各委員の推薦を受けた職員による「ワーキンググループ会議」を設置し、本計画の原案作成を進めるとともに、関係課へのヒアリングを実施しました。

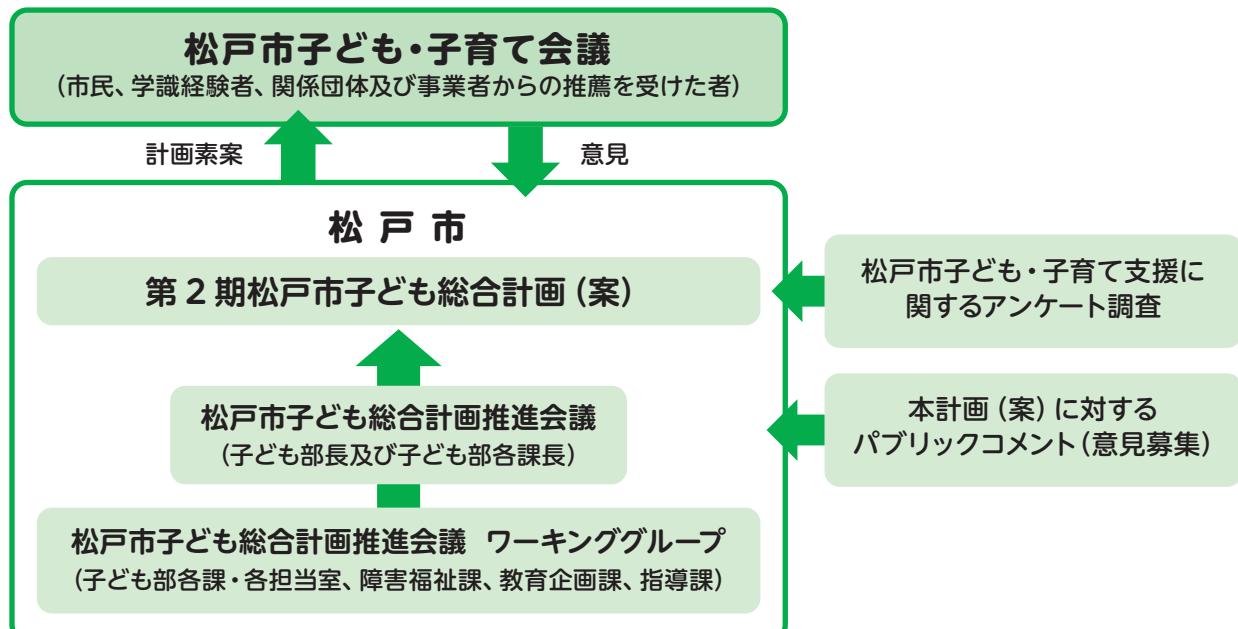
## 松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施 (p175)

市民における特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向や子育て支援に関する意見等を把握し、本計画策定の基礎資料とする目的に、平成30年9月1日から平成30年10月9日まで、アンケート調査を実施しました。

## 本計画（案）に対するパブリック・コメント（意見募集）の実施 (p176)

本計画（案）について、令和2年1月7日から令和2年2月6日までパブリックコメント（意見募集）を実施しました。

### ■計画の策定体制



## 松戸市子ども・子育て会議条例

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、松戸市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて市長に意見を述べることができる。

### (組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 学識経験のある者

(3) 関係団体の推薦を受けた者

(4) 事業者の推薦を受けた者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども部子育て支援課において処理する。

### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表2に次のように加える。

松戸市子ども・子育て会議委員	日額 8,500円
----------------	-----------



## 松戸市子ども・子育て会議委員名簿

本計画策定期間（平成30年度から2年間）における松戸市子ども・子育て会議の委員は次のとおりです。

●第3期委員 平成29年8月20日～令和元年8月19日

●第4期委員 令和元年8月20日～令和3年8月19日

分野	団体の名称等	氏名 (五十音順)	備考
学識経験者	聖徳大学 児童学部児童学科	○ 阿部 真美子	
公募市民		天田 由紀子	
関係団体	松戸市おやこDE広場ネットワーク	石田 尚美	
関係団体	NPO法人松戸市障害者団体連絡協議会	荻野 正美	
教育関係者	松戸市校長会	奥藤 真理	
関係団体	一般社団法人 松戸市医師会	小野 元子 松本 真輔	(～令和元年8月) (令和元年8月～)
公募市民		粕谷 凜歩 久川 洋子	(～令和元年8月) (令和元年8月～)
関係団体	千葉県助産師会	加藤 瞳 石垣 洋子	(～令和元年8月) (令和元年8月～)
学識経験者	聖徳大学 児童学部児童学科	神谷 明宏	
関係団体	公益社団法人 松戸歯科医師会	小松 世幸	
学識経験者	流通経済大学 法学部	◎ 坂野 喜隆	
公募市民		佐藤 慎一郎	
関係団体	公益財団法人 松戸市国際交流協会	鈴木 三津代 千石 秀幸	(～令和元年6月) (令和元年6月～)
関係団体	松戸市子ども会育成会連絡協議会	玉乃井 広絵 坂 栄一	(～令和元年8月) (令和元年8月～)
事業者	松戸市保育園協議会	知久 隆	
事業者	松戸市私立幼稚園連合会	寺田 美子 山口 志津子	(～令和元年8月) (令和元年8月～)
関係団体	松戸市PTA連絡協議会	奈賀 綾子	
事業者	松戸市放課後児童クラブ法人連絡会	百田 清美	
関係団体	松戸市母子寡婦福祉会	平井 典子	(～令和元年8月)
経済関係者	公益社団法人 松戸青年会議所	福田 三紀子	(～令和元年8月)
福祉関係者	松戸市立保育所	藤原 久恵	(～令和元年8月)
福祉関係者	社会福祉法人 松戸市社会福祉協議会	文入 加代子	
福祉関係者	松戸市民生委員児童委員協議会	松崎 律子 安達 里季	(～令和2年1月) (令和2年1月～)
学識経験者	聖徳大学 児童学部児童学科	枠村 裕子	(～令和元年8月)
福祉関係者	児童養護施設 晴香園	宮下 宏幸	

◎：会長 ○：副会長



## 松戸市子ども・子育て会議 開催状況

本計画策定期間(平成30年度から2年間)における松戸市子ども・子育て会議の開催状況は次のとおりです。

開催日	議事
平成30年度 第1回 平成30年8月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 保育所入所(待機児童)の状況について</li> <li>2. 松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査について</li> <li>3. 子どもの居場所づくりについて</li> <li>4. 子どもたちをめぐる施策の方向性について           <ul style="list-style-type: none"> <li>①幼児教育の無償化について</li> <li>②子ども食堂について</li> <li>③児童虐待防止対策の取組みについて</li> </ul> </li> </ul>
平成30年度 第2回 平成30年11月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 障害福祉施策について           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療的ケア児への支援について</li> <li>(2) ライフサポートファイルについて</li> </ul> </li> <li>2. 松戸市子ども・子育て支援に関するワークショップの開催</li> </ul>
平成30年度 第3回 平成31年3月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 第2回会議で開催したワークショップについて</li> <li>2. アンケート調査の結果について</li> <li>3. 松戸市子ども総合計画の進捗について</li> <li>4. 第2期松戸市子ども総合計画の骨子について</li> <li>5. 利用定員について</li> </ul>
令和元年度 第1回 令和元年5月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 市からの情報提供</li> <li>2. 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果について</li> <li>3. 松戸市の子どもを取り巻く現状と課題について</li> <li>4. 施策の方向性について</li> </ul>
令和元年度 第2回 令和元年8月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 松戸市母子保健連絡協議会実施経過について</li> <li>2. 第2期松戸市子ども・子育て事業計画における量の見込みについて</li> <li>3. 第2期松戸市子ども総合計画の体系について</li> </ul>
令和元年度 第3回 令和元年11月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. ライフサポートファイルの現状報告と周知</li> <li>2. 青少年プラザの設置について</li> <li>3. 第2期松戸市子ども総合計画の素案について           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第2期松戸市子ども総合計画における施策の体系及び重点施策について</li> <li>(2) 第2期松戸市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策について</li> </ul> </li> </ul>
令和元年度 第4回 令和元年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 保育の利用定員について</li> <li>2. 公私連携型保育所について</li> <li>3. 第1期松戸市子ども総合計画の進捗について</li> <li>4. 第2期松戸市子ども総合計画(案)について</li> </ul>



## 子ども・子育て会議委員によるワークショップ

平成30年11月26日に開催された松戸市子ども子育て会議において、委員によるワークショップを実施しました。ワークショップは下記2つのセッションで構成し、各委員の意見を付箋紙に書き出して、委員同士の意見を見える化しながら、議論を行いました。

ワークショップの意見交換の様子（模造紙）



意見交換で記された付箋紙や模造紙



### セッション1 妊娠・出産から未就学児とその家庭への支援について考える

#### ○子育ての情報発信

情報過多により正しい情報・適切な情報が届いにくい、松戸市の充実した子育て支援の取組みを、もっと発信する必要があるのではないかという意見が挙がりました。

#### ○父親の育児参加

父親の育児参加が大切であるという一方、就労環境の改善など国全体での取組みが必要であるとの意見が挙がりました。

#### ○地域での交流やつながり

地域において、子ども同士の異年齢交流、子どもと高齢者をはじめとした、さまざまな大人とつながる多世代交流の必要性についての意見が挙がりました。

#### ○外国籍の子ども・子育て世帯への対応

外国籍の子ども・子育て世帯の増加により、多言語化による情報発信の必要性や、多文化共生の意識を高めていく必要があるとの意見が挙がりました。

### セッション2 小中高生とその家庭への支援について考える

#### ○スマートフォンの普及

SNSやスマートフォンの普及等により子どもの遊び方やコミュニケーションの取り方が変化し、実体験としての“遊び”に触れる機会が少ない子どもが増えているとの意見が挙がりました。その一方、インターネットやスマートフォンなど適切な利用を学ぶ場も検討する必要があるとの意見も挙がりました。

#### ○多様な子どもが集う場について

子どもが、親以外の大人と接する機会や気軽に相談ができる場所があることが重要との意見が挙がりました。また様々な年齢の子どもと地域住民、外国人など、多様な人とふれあうことによって、体験の機会が増えるとの意見が挙がりました。

#### ○中高生の放課後の居場所の確保について

部活動に参加していない中学生は、安心して過ごせる放課後の居場所が少ないのでないかとの意見が挙がりました。

#### ○子どもの意志による活動の場について

子どもが何かをしたいという思いから活動できる場がもっと必要との意見が挙がりました。またそういう活動やボランティア活動などを通じて、非認知的能力や自己肯定感が向上していくのではないかとの意見も挙がりました。



## 松戸市子ども総合計画推進会議設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、松戸市子ども総合計画推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることにより、松戸市子ども総合計画（以下「計画」）に基づく施策を効果的かつ円滑に進め、適正に進捗管理を図ることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定、見直し及び進捗管理に関すること。
- (2) 子ども部の施策の推進に関すること。
- (3) その他会長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 子ども部長
- (2) 子ども政策課長、子育て支援課長、子どもわかもの課長、子ども家庭相談課長、幼児教育課長、保育課長
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めるもの

### (会長)

第4条 推進会議に、会長を置く。

- 2 会長は子ども部長をもって充てる。
- 3 会長は、推進会議の事務を総括し、推進会議を代表する。

### (会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

- 2 推進会議は、委員の3分の1の出席がなければ開くことができない。

### (計画担当)

第6条 推進会議は、第2条に係る所掌事務を取りまとめるため、計画担当を置く。

- 2 計画担当は、別表1に掲げる課の職員の中から所属長が選任する。

3 計画担当は、会長が必要と認める場合は、別表1に掲げる課以外に所属する職員も選任することができる。

### (補助組織)

第7条 推進会議は、第2条に係る所掌事務について、調査研究を行うためにワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループは、別表2に掲げる課に所属する職員のうち、所属長の指名する職員で構成する。

なお、第6条の計画担当は、ワーキンググループ構成員を兼ねるものとする。

- 3 会長は、必要に応じて、ワーキンググループに構成課以外の者の出席を求めることができる。

4 会長は、必要に応じて、ワーキンググループに関連施策に精通する者をオブザーバーとして参加させることができる。

### (庶務)

第8条 推進会議の庶務は、子ども政策課において処理する。

### (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。



**■別表1（第6条）**

子ども政策課
子育て支援課
子どもわかもの課
子ども家庭相談課
幼児教育課
保育課

**■別表2（第7条）**

子ども政策課
子ども政策課子どもの未来応援担当室
子育て支援課
子育て支援課児童給付担当室
子どもわかもの課
子ども家庭相談課
子ども家庭相談課母子保健担当室
幼児教育課
保育課
保育課保育運営担当室
保育課入所入園担当室

## 松戸市子ども総合計画推進会議 構成員

本計画策定期間（平成30年度から2年間）における松戸市子ども総合計画推進会議の会長、副会長及び構成員は次のとおりです。

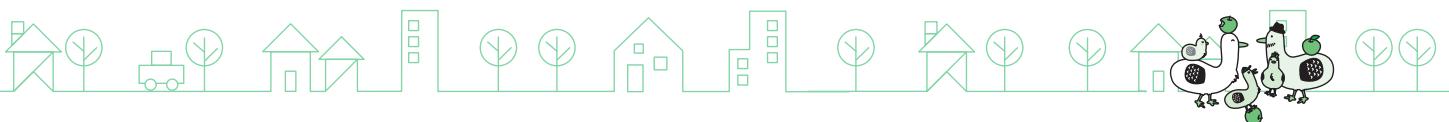
	役 職	氏 名	備 考
会 長	子ども部長	町山 貴子	
副会長	総合政策部兼子ども部兼学校教育部	胡内 敦司	(平成30年度)
構成員	子ども政策課長	上野 真一 板花 克	(平成30年度) (平成31年度)
	子育て支援課長	秋庭 良一	
	子どもわかもの課長	藤谷 隆	
	子ども家庭相談課長	長谷川 明美	
	幼児教育課長	齊藤 啓子	(平成31年度)
	保育課長	鈴木 伸一	

## 松戸市子ども総合計画推進会議ワーキンググループ 構成員

本計画策定期間（平成30年度から2年間）における松戸市子ども総合計画推進会議ワーキンググループのメンバーは次のとおりです。

	所 属	職制名	氏 名	備 考
構成員	子どもの未来応援担当室	主査	錦戸 茂尚	(平成30年度)
	子育て支援課	主幹	大場 慶育	(平成30年度)
		主任主事	野口 千沙都	(平成31年度)
	子育て支援課児童給付担当室	主幹	矢作 章子	
	子どもわかもの課	主事	石井 匠	(平成30年度)
		主事	栗木 友歌	(平成31年度)
	子ども家庭相談課	主査保育士	後藤 繁樹	
	子ども家庭相談課母子保健担当室	保健師長	平林 節子	(平成30年度)
		保健師	松田 祭	(平成31年度)
	幼児教育課	専門監	中村 健二	(平成30年度)
		主査	茅野 真貴子	(平成31年度)
	保育課	主査保育士	笠井 梨絵	(平成30年度)
		主事	八木 すずか	(平成31年度)
オブザーバー	保育課入所入園担当室	主任主事	柳田 恵里	
	保育課保育運営担当室	主任主事	磯野 智史	
事務局	教育企画課	主任主事	島村 仁美	
	指導課	指導主事	成田 都百子	(平成30年度)
		指導主事	竹ノ上 景子	(平成31年度)
	子ども部	審議監	胡内 敦司	(平成30年度)
	子どもわかもの課	課長	藤谷 隆	
	子ども政策課	課長補佐	鈴木 知宏	
		主査	東海林 理江	
		主任主事	中澤 直彦	(平成30年度)

※所属については、平成31年度時点の名称としています。



# 松戸市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施概要

## 調査目的

市民における特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向や子育て支援に関する意見等を把握し、本計画策定の基礎資料とすることを目的に実施した調査です。

## 調査期間

平成30年9月1日～平成30年10月9日

## 調査概要

調査対象者、調査方法、配付数、回収結果については、下記のとおりです。

No	調査名	調査対象者	調査方法	配付数	有効回収票数*・有効回収率
1	就学前児童保護者	平成24年4月2日以降に生まれた就学前児童の保護者	平成30年9月1日現在の住民基本台帳から対象児童を無作為抽出。抽出者に調査票を郵送し、回収。	2,000	1,257 62.9%
2	小学生保護者	平成30年9月1日時点で小学1年生から小学6年生までの児童の保護者		1,000	656 65.6%
3	中学生保護者	市内中学校（対象校3校）の中学生の保護者	平成30年9月1日現在の対象者に対し、学校（生徒）を通じて、調査票を配付し、回収。	600	317 52.8%
4	小学5年生本人	市内小学校（対象校4校）の小学5年生	平成30年9月1日現在の対象児童・生徒に対し、学校を通じて、調査票を配付し、回収。	500	465 93.0%
5	中学2年生本人	市内中学校（対象校3校）の中学生		600	311 51.8%
6	高校2年生本人	市内高校（対象校1校）の高校2年生		400	345 86.3%
7	一般市民	平成30年9月1日現在で満18歳以上の松戸市民	平成30年9月1日現在の住民基本台帳から対象者を無作為抽出。抽出者に調査票を郵送し、回収。	1,000	542 54.2%
8	転出世帯（就学前児童保護者）	平成25年4月1日以降に本市から柏市もしくは流山市に転出した就学前児童の保護者		300	155 51.7%

\*有効回収票数とは、回収したうち、集計対象にできた回収票数のこと。



## 本計画(案)に対するパブリック・コメント(意見募集)の実施結果

本計画(案)のパブリックコメント(意見募集)を実施しました。実施結果は次のとおりです。

### 1 意見募集期間

令和2年1月7日(火)から2月6日(木)まで

### 2 意見提出方法

持参、郵送、FAX、Eメール、電子メール(意見提出専用フォーム)

### 3 資料の閲覧方法

松戸市ホームページ、子ども政策課、行政資料センター、まつど市民活動サポートセンター、各支所及び図書館(本館・分館)

### 4 意見 提出者:5名

件 数:13件

#### 【意見別内訳】

章	意見数
計画全体に対する意見(その他意見を含む)	2件
第1章 計画策定の趣旨	0件
第2章 松戸市の子どもを取り巻く環境の変化	1件
第3章 計画の基本的な考え方	1件
第4章 施策の方向	9件
第5章 松戸市子ども・子育て支援事業計画	0件
第6章 計画の評価と推進体制	0件
合 計	13件

#### 【受付方法別内訳】

直接持参	郵送	FAX	Eメール	電子メール (意見提出専用フォーム)
1	0	0	0	4

#### 【市内・市外の別】

市内	市外
5	0



# 用語解説

## あ行

### おやこDE広場

概ね0～3歳児を対象に、無料開放されている屋内の遊び場のことです。保護者の相談や交流の場としての機能も持ちます。

### 1号認定子ども（教育標準時間認定子ども）

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育の必要性がないと認定を受けた子どもをいいます。

### 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となつた乳幼児について、主として昼間に一時的に預かり、必要な保護を行う事業のことです。

### 医療的ケア

人工呼吸器や胃ろう等を使用している方へのたんの吸引や経管栄養等、医療的な生活援助行為をいいます。

### NPO法人

NPOは、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。「NPO法人」という場合には、特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人です。

### M字カーブ

女性が結婚・出産期に当たる年代に就業率が低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという特徴を示したものです。

## か行

### 核家族

夫婦（父親または母親）とその未婚の子ども、もしくは夫婦のみから成る家族をいいます。

### 確保方策

量の見込みに対応するために設定する、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期のこと。施設及び事業をいつ、どのくらい供給するかを示します。

## 基本的生活習慣

生活習慣のうち、主に食事、排せつ、睡眠、着脱衣に関するものをいいます。

## キャリア教育

子ども・若者がキャリアを形成していくために必要な能力や態度の育成を目標とする教育的働きかけのこと。

## 教育・保育施設

幼稚園・保育所・認定こども園の総称です。

## 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域を示します。

## 合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当します。（たとえば、合計特殊出生率が1.5であれば、15～49歳の女性が生涯で1.5人の子どもを産む状況であります。）

## 子育てコーディネーター

おやこDE広場や子育て支援センターで、子育ての悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援を行う者をいいます。

## 子育て支援センター

就学前児童を対象に、無料開放されている屋内の遊び場のことです。保育園で実施しています。保護者の相談や交流の場としての機能も持ちます。

## 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等について、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業のことです。短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。



<p><b>子ども・子育て関連3法</b></p> <p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）と総称して、子ども・子育て関連3法といい、子ども・子育て支援新制度について規定しています。</p>	<p><b>さ行</b></p> <p><b>3号認定子ども（0～2歳・保育認定子ども）</b> 満3歳未満の子どもであって、保育の必要性があると認定を受けた子どもをいいます。</p>
<p><b>子ども・子育て支援新制度</b></p> <p>平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく制度のことと、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）、③地域の実情に応じた地域子ども・子育て支援の充実などを図る制度で、平成27年度から本格的にスタートしています。</p>	<p><b>次世代育成支援対策推進法</b> 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律で、平成15年7月に成立し、平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法になります。平成26年度に公布された次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るために次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律に基づき、法律の有効期限を平成37年（令和7年）3月31日まで10年間延長されました。</p>
<p><b>子ども・子育て支援法</b></p> <p>急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化していることを背景として、子ども・子育て支援給付及び子どもや子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として定められた法律です。子ども・子育て関連3法の一つとして平成24年8月に制定された法律となります。</p>	<p><b>施設型給付</b> 子ども・子育て関連3法に基づく、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付をいいます。</p>
<p><b>こども発達センター</b> 就学前の子どもの発達に関する心配事を心理発達相談員等が相談に応じている施設です。</p>	<p><b>市町村子ども・子育て支援事業計画</b> 子ども・子育て支援法に基づき、5年を一期として市町村が策定する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策等の実施に関する計画のことです。</p>
<p><b>子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業</b> 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施する事業のことです。</p>	<p><b>実費徴収に係る補足給付を行う事業</b> 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品や文房具等に要する費用等の一部及び施設等利用給付の保護者に対する給食副食費の一部を助成する事業のことです。</p>
<p><b>コーホート要因法</b> ある期間の人口増減を自然要因（出生・死亡）と社会要因（転入・転出）に切り分けて、それぞれの変化が将来も続くものとして推計する手法をいいます。</p>	<p><b>児童虐待</b> 保護者などが児童に対し、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を行うことです。</p>
<p><b>コミュニティ</b> 一定の地域において共同体意識を持って住む人々が形成する集団、地域社会のことです。</p>	<p><b>児童相談所</b> 子どもに関する相談に応じ、子どもが心身ともに健やかに育つことができるよう子どもや家庭を援助する機関です。都道府県と政令指定都市に設置が義務付けられ、中核市や特別区等も設置することができます。</p>



<b>児童の権利に関する条約</b>	<b>地域子ども・子育て支援事業</b>
18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている基本的人権を、その生存、成長、発達の過程で特別な保護と援助を必要とする子どもの視点から詳説し、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものです。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効となりました。日本は1994年に批准しました。	子ども・子育て支援新制度において市町村が実施することとなる13事業の総称。地域子育て支援拠点、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等があります。
<b>少子高齢化</b> 出生数が減少し子どもの割合が低下するとともに、平均寿命の伸びなどにより高齢者の割合が増加することです。	<b>地域周産期母子医療センター</b> 産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる、県により認定を受けた医療施設です。
<b>生産年齢人口</b> 15歳から64歳までの人口です。	<b>特定教育・保育施設</b> 子ども・子育て支援法第27条に基づき、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設のことです。
<b>た行</b>	<b>特定地域型保育事業</b> 市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行なう者として確認する事業者が行なう「地域型保育事業」のことです。
<b>待機児童</b> 保育の必要性があり、保育所等に入所の申請をしているにも関わらず入所できない児童のことをいいます。	<b>特定不妊治療</b> 医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の体外受精及び顕微授精のことです。
<b>多様な主体の参入促進事業</b> 新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）及び障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業のことです。	<b>な行</b>
<b>地域型保育給付</b> 小規模な保育施設に対する財政措置です。小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの保育事業について市町村が認可・確認した事業に対して支払います。給付費は国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額になります。	<b>認可外保育施設</b> 保育を行うことを目的とする、都道府県知事等の認可を受けた保育所以外の施設のことです。
<b>地域型保育事業</b> 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業をいいます。松戸市では小規模保育事業のみを実施しています。	<b>2号認定子ども（3～5歳・保育認定子ども）</b> 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育の必要性があると認定を受けた子どもをいいます。
<b>地域子育て支援拠点事業</b> 地域の身近な場所で乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業のことです。	<b>乳児家庭全戸訪問</b> 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業のことです。
	<b>認可外保育施設</b> 認可外保育施設は、乳児や幼児を保育することを目的とする施設であって認可保育所ではない施設のことを総称するもので、その運営は各施設において独自に行われているため、設備や保育の内容などについては、施設ごとに異なります。



<p><b>認可保育所</b> 認可保育所は、法令などに定められた保育士の数や施設の面積などの基準を満たしていることについて、都道府県や政令市又は中核市から認可を受け、自治体の公費により運営されている施設です。</p>	<p><b>保育所保育指針</b> 厚生労働省が告示する保育所における保育の内容やこれに関連する運営等について定めたものです。</p>
<p><b>認定こども園</b> 教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つほか、認定こども園法に基づく地域の子育て支援を行う施設です。認定こども園は保護者の就労状況に関わらず利用することができます。</p>	<p><b>放課後等デイサービス</b> 就学している障害のある子どもを通所させて、放課後や学校の休業日に生活能力向上のために必要な訓練と社会との交流の促進その他必要な支援を行う事業のことです。</p>
<p><b>妊婦健康診査事業</b> 妊婦の健康の保持及び増進を図るために、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業のことです。</p>	<p><b>放課後KIDSルーム</b> すべての子どもを対象として、放課後において学校の図書館などで、学習や様々な体験、文化活動等を行い、子どもたちの居場所を提供する取組みです。</p>
<p><b>年少人口</b> 0歳から14歳までの人口です。</p>	<p><b>放課後児童健全育成事業</b> 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業のことです。</p>
<p><b>は行</b></p> <p><b>バリアフリー</b> 英語の「バリア（障壁）」と「フリー（自由な・～からのがれる）」と一緒にした言葉で、障壁となるものを取り除き生活しやすくすることです。</p>	<p><b>放課後子ども総合プラン</b> 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、厚生労働省所管の放課後児童クラブと文部科学省所管の放課後子供教室（松戸市での呼称「放課後KIDSルーム」）を一体的あるいは連携して実施するという総合的な放課後対策事業のことです。</p>
<p><b>ひとり親家庭</b> 母子家庭及び父子家庭のことをいいます。</p>	<p><b>ま行</b></p> <p><b>松戸市子ども・子育て会議</b> 子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する「審議会その他合議制の機関」であり、「松戸市子ども・子育て会議条例」により設置しています。</p>
<p><b>病児保育事業</b> 病気治療中で当面症状の急変が認められない状態又は病気の回復期で集団保育や家庭での保育が困難な子どもに対して、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業のことです。</p>	<p><b>民生委員・児童委員</b></p>
<p><b>ファミリー・サポート・センター事業</b> 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業のことです。</p>	<p>民生委員法に基づき厚生労働大臣の委嘱を受けた福祉のボランティアです。様々な支援を必要とする住民の相談に応じて、福祉の制度やサービスについて情報提供を行い、住民と関係機関とをつなぐパイプ役を担うとともに、関係機関と連携し、地域福祉の増進に努めています。また、すべての民生委員は児童委員を兼ねており、主任児童委員と連携し、子育て支援等の児童福祉の向上にも努めています。</p>
<p><b>保育の必要性の認定</b> 保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性の有無を認定することです。</p>	



や行
<b>幼稚園の預かり保育</b> 幼稚園において通常の教育時間の前後や休業日などに在園児の希望者を対象に行う教育活動のことです。
<b>幼稚園教育要領</b> 文部科学省が告示する各幼稚園で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準です。
<b>幼保連携型認定こども園教育・保育要領</b> 内閣府・文部科学省・厚生労働省が告示する学校と児童福祉施設の両方の位置づけを持つ幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項を定めたものです。
<b>養育支援訪問事業</b> 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業のことです。

ら行
<b>利用支援コンシェルジュ</b> 子育てに関する情報を、保護者等に分かりやすく案内し、適切なサービスの利用に結び付ける役割の者をさします。市役所内に配置しています。
<b>利用者支援事業</b> 子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供し、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業のことです。
<b>量の見込み</b> 各市町村における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業に相当する事業の利用状況、利用希望等を踏まえて算定した見込み量（需要量）のこと。

わ行
<b>ワークショップ</b> 課題や解決策等の関連を図式化するなどの共同作業をグループで行いながら、問題解決を進める手法をいいます。



## 松戸市子ども・子育て会議委員からのメッセージ

次世代も松戸市で子育てをしたいと思えるような「子育てに優しい街づくり」に努めていきたい。

すべての子どもたちが地域の中で、あたりまえに助け、助けられながら暮らしている普通のまちを創りたい。

大人の役割りは、子どもの自立を支えること。いつも「子離れ」を念頭において、今の子育てを楽しんでください。

だれもが、自分の生き方に自信と肯定感をもって暮らせる松戸市にしていきたいと思っています。

大切な松戸の子ども達。その大切なお父さん、お母さん、お友達を応援するあたたかい眼差しはたくさんあります。

松戸の未来を創るのは君だ!子どもだって自分の将来を考える権利がある。君の声を聞くおとながここにいる。

子どもも親も支援者も、みんなが自分らしく輝ける地域であり続けられることを願っています。

私たちおとなは、「子どもが幸福な街・松戸市」のため努力していることを伝えましょう。



松戸の子どもたちが自分らしくいきと過ごせるように私たち大人はサポートし応援します。

健診や予防接種を利用し、事故予防や早期発見・早期治療などの健康づくりの普及に努めたい。

今できることを色々な場所でたくさんの人とたくさんの経験を積み重ねましょう。

親をはじめ、周りの人々に感謝できる人間へ成長のための「書」として、子育ての一助にお役立ていただければ幸いです。

みんなが笑顔で毎日を過ごせるように“愛”であふれる世の中になるように努めたい。

子供時代に想い描いた夢は未来の自分に繋っていく。家族愛が成長への原動力。そして心の基地はお母さん。

子どもはもちろんのこと、親も子どもと一緒に豊かに育っていく…そんな松戸市に!

皆さんは、松戸の財宝です。一人として、られない人はいません。健康で健やかに、今を楽しんでください。

安心安全な松戸市にしていきたい。悩み事があつたらひとりで考えず聞いてごらん。ヒントがみつかるかも。

子ども達の未来のために「地域や学校・行政」と連携し、一つに繋がるような仕組みや組織を創出したい。

自分のことも他の人のことも共に大切にできる「人」に育って欲しいです。





## 第2期松戸市子ども総合計画

発行日：令和2年3月

編集・発行：松戸市 子ども部 子ども政策課

〒271-8588

千葉県松戸市根本387番地の5

TEL 047-704-4007 FAX 047-365-1009

URL <https://www.city.matsudo.chiba.jp/>





## 第2期松戸市子ども総合計画



まつど DE 子育て